# 目　　次

（ 平 成 30 年 ）

## ○第４回臨時会

### 第１日目（７月６日）


会議録署名議員の指名 …… 3
会期の決定 …… 3
議案第34号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第２号） …… 3
議案第35号　中城村公共駐車場建設工事請負契約について …… 5
同意第３号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて …… 6


## ○第５回臨時会

### 第１日目（８月24日）


会議録署名議員の指名 …… 11
会期の決定 …… 11
議員定数・報酬等調査特別委員会報告 …… 11
議会基本条例調査特別委員会報告 …… 14
発議第３号　中城村議会基本条例について …… 16


## ○第６回定例会

### 第１日目（９月28日）


仮議席の指定 …… 25
議長の選挙 …… 25
会議録署名議員の指名 …… 26
会期の決定 …… 26
副議長の選挙 …… 26
議席の指定 …… 27
常任委員会の委員の選任 …… 27
議長の常任委員会の辞任 …… 27
議会運営委員会の委員の選任 …… 28
議会だより編集特別委員会設置に関する決議 …… 28
中城北中城消防組合議会の議員選挙 …… 29
中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙 …… 30

南部広域行政組合議会の議員選挙 …… 30
沖縄県介護保険広域連合議会の議員選挙 …… 31

第２日目（９月29日）　休　　会（土）

第３日目（９月30日）　休　　会（日）

第４日目（10月１日）

諸般の報告 …… 35
行 政 報 告 …… 36
議案第36号　中城村島にんじんの日を定める条例 …… 38
議案第37号　中城村一般非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例 …… 39
議案第38号　中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する …… 42
議案第39号　中城村こども医療費助成条例の一部を改正する条例 …… 49
議案第40号　中城村都市公園条例の一部を改正する条例 …… 51
議案第41号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第３号） …… 54
議案第42号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第１号） …… 59
議案第43号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） …… 60
議案第44号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号） …… 62
議案第45号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号） …… 63
議案第46号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号） …… 65
議案第47号　平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第２号） …… 66
議案第48号　村道若南線道路整備工事（第４工区）請負契約について …… 67
議案第49号　中城村役場新庁舎建設工事（杭工事）請負契約について …… 67
議案第50号　中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）請負契約について …… 68
議案第51号　中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約について …… 69
議案第52号　中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約について …… 70
報告第６号　平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について …… 71
報告第７号　平成29年度決算に係る健全化判断比率について …… 72
報告第８号　平成29年度決算に係る資金不足比率について …… 73
報告第９号　平成29年度決算に係る資金不足比率について …… 74
報告第10号　平成29年度決算に係る資金不足比率について …… 75

第５日目（10月２日）

認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について …… 79
認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について …… 87
認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について …… 92
認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 96
認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 99
認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 101
認定第７号　平成29年度中城村水道事業会計決算認定について …… 104
議案第53号　平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について …… 114
諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて …… 115
諮問第４号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて …… 116

第６日目（10月３日）

議案第36号　中城村島にんじんの日を定める条例 …… 121
議案第37号　中城村一般非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例 …… 124
議案第38号　中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する …… 125
議案第39号　中城村こども医療費助成条例の一部を改正する条例 …… 125
議案第40号　中城村都市公園条例の一部を改正する条例 …… 126
議案第41号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第３号） …… 126
議案第42号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第１号） …… 135
議案第43号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） …… 136
議案第44号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号） …… 136
議案第45号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号） …… 136
議案第46号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号） …… 137
議案第47号　平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第２号） …… 137
議案第48号　村道若南線道路整備工事（第４工区）請負契約について …… 138
議案第49号　中城村役場新庁舎建設工事（杭工事）請負契約について …… 138
議案第50号　中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）請負契約について …… 140
議案第51号　中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約について …… 140
議案第52号　中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約について …… 141
同意第４号　監査委員の選任につき同意を求めることについて …… 142

第７日目（10月４日）

認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について …… 147
認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について …… 152
認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について …… 152
認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 152
認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 153
認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 153
認定第７号　平成29年度中城村水道事業会計決算認定について …… 153
議案第53号　平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について …… 153

第８日目（10月５日）　休　　会（金）　台風の為

第９日目（10月６日）　休　　会（土）

第10日目（10月７日）　休　　会（日）

第11日目（10月８日）　委 員 会（月）　体育の日

第12日目（10月９日）　委 員 会（火）　委員会審議

第13日目（10月10日）　委 員 会（水）　委員会審議

第14日目（10月11日）　委 員 会（木）　委員会審議

第15日目（10月12日）　休　　会（金）　議員研修

第16日目（10月13日）　休　　会（土）

第17日目（10月14日）　休　　会（日）

第18日目（10月15日）　休　　会（月）　委員会審議（委員長審議）

第19日目（10月16日）　休　　会（火）　委員会審議（連合審査）

第20日目（10月17日）　休　　会（水）　委員会審議（連合審査）

第21日目（10月18日）
会期の延長の件 …… 157
一般質問
８番　大　城　常　良　議員 …… 157
９番　比　嘉　麻　乃　議員 …… 168
６番　石　原　昌　雄　議員 …… 177
２番　新　垣　　修　議員 …… 183
14番　伊　佐　則　勝　議員 …… 189

第22日目（10月19日）
一般質問
１番　安　里　清　市　議員 …… 199
５番　桃　原　　清　議員 …… 208
４番　屋　良　照　枝　議員 …… 211
10番　安　里　ヨシ子　議員 …… 217
３番　渡嘉敷　眞　整　議員 …… 221

第23日目（10月20日）　休　　会（土）

第24日目（10月21日）　休　　会（日）

第25日目（10月22日）
一般質問
15番　新　垣　善　功　議員 …… 235
12番　金　城　　章　議員 …… 244
13番　外　間　博　則　議員 …… 253
７番　新　垣　貞　則　議員 …… 260

第26日目（10月23日）
認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について …… 277
認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について …… 278
認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について …… 280
認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 281

認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 284
認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 285
認定第７号　平成29年度中城村水道事業会計決算認定について …… 288
議案第53号　平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について …… 288
議案第36号　中城村島にんじんの日を定める条例 …… 290
陳情第２号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請） …… 291
陳情第３号　県産品の優先使用について（要請） …… 292
陳情第４号　臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書 …… 292
陳情第６号　臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書 …… 292
陳情第５号　こども医療費助成制度の拡充を求める陳情書 …… 293
意見書第３号　すべての沖縄の子どもたちの笑顔のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書 …… 293
発議第３号　閉会中の所管事務調査について …… 297
発議第４号　閉会中の議員派遣について …… 299

# 第４回　臨　時　会

# 平成30年第４回中城村議会臨時会会期日程表

開　会　　平成30年７月６日
閉　会　　平成30年７月６日

会　期　１　日間

| 日　次 | 月　　日 | 曜日 | 開議時刻 | 会議名 | 事　　項 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１日 | ７月６日 | 金 | 午前10時 | 本会議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>議案第34号、35号に対する説明、質疑、討論、採決<br>同意第３号に対する説明、質疑、討論、採決<br>閉会 |

# 平成30年第４回中城村議会臨時会（第１日目）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 平成30年７月６日（金） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開会 | 平成30年７月６日　（午前10時00分） | | |
| | 閉会 | 平成30年７月６日　（午前10時54分） | | |
| 応招議員<br>（出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | １番 | 石原昌雄 | ９番 | 仲眞功浩 |
| | ２番 | 比嘉麻乃 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | ３番 | 大城常良 | 11番 | 新垣徳正 |
| | ４番 | 外間博則 | 12番 | 新垣博正 |
| | ５番 | 仲松正敏 | 13番 | 仲座勇 |
| | ６番 | 新垣貞則 | 14番 | 新垣善功 |
| | ７番 | 金城章 | 15番 | 宮城重夫 |
| | ８番 | 伊佐則勝 | 16番 | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | 14番 | 新垣善功 | 15番 | 宮城重夫 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 新垣親裕 | 議事係長 | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長 | 浜田京介 | 企画課長 | 大湾朝也 |
| | 副村長 | 比嘉忠典 | 企業立地・観光推進課長 | 比嘉保 |
| | 教育長 | 比嘉良治 | 都市建設課長 | 仲松範三 |
| | 総務課長 | 與儀忍 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 比嘉義人 |
| | 住民生活課長 | 津覇盛之 | 上下水道課長 | 仲村武宏 |
| | 会計管理者 | 荷川取次枝 | 教育総務課長 | 比嘉健治 |
| | 税務課長兼住民税係長 | 知名勉 | 生涯学習課長 | 稲嶺盛昌 |
| | 福祉課長 | 金城勉 | 教育総務課主幹 | 稲嶺盛久 |
| | 健康保険課長 | 仲村盛和 | | |

# 議 事 日 程 第 1 号

| 日　　程 | 件　　名 |
| --- | --- |
| 第　1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第　2 | 会期の決定 |
| 第　3 | 議案第34号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第２号） |
| 第　4 | 議案第35号　中城村公共駐車場建設工事請負契約について |
| 第　5 | 同意第３号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて |

**○議長　與那覇朝輝**　ただいまより平成30年第４回中城村議会臨時会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、14番　新垣善功議員及び15番　宮城重夫議員を指名します。

日程第２　会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日７月６日のみにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日７月６日の１日間に決定しました。

日程第３　議案第34号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは議案第34号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第２号）について、御提案申し上げます。

議案第34号

平成30年度中城村一般会計補正予算（第２号）

平成30年度中城村一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,034千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,518,905千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

平成30年７月６日提出

中城村長　　浜　田　京　介

第１表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 18　繰入金 | | 600,266 | 1,034 | 601,300 |
| | ２　基金繰入金 | 600,265 | 1,034 | 601,299 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 8,517,871 | 1,034 | 8,518,905 |

（歳　出）　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| ２　総務費 | | 1,779,931 | 1,034 | 1,780,965 |
| | １　総務管理費 | 1,613,113 | 1,034 | 1,614,147 |
| 歳　　出　　合　　計 | | 8,517,871 | 1,034 | 8,518,905 |

第２表　債 務 負 担 行 為

（単位：千円）

| 事　　項 | 期　　間 | 限　度　額 |
|---|---|---|
| 中城村役場新庁舎建設事業 | 平成31年度より平成32年度まで | 911,338 |

歳入歳出、読み上げて御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。歳入、18款繰入金、２項基金繰入金、補正前の額６億26万5,000円、補正額103万4,000円、合計で６億129万9,000円。

歳入合計、補正前の額85億1,787万1,000円、補正額103万4,000円、合計で85億1,890万5,000円。

続いて歳出でございます。歳出、２款総務費、１項総務管理費、補正前の額16億1,311万3,000円、補正額103万4,000円、合計で16億1,414万7,000円。

歳出合計、補正前の額85億1,787万1,000円、補正額103万4,000円、合計で85億1,890万5,000円。

続いて、第２表　債務負担行為。まず事項といたしましては中城村役場新庁舎建設事業。期間が平成31年度より平成32年度まで。限度額が９億1,133万8,000円でございます。

**○議長　與那覇朝輝**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時０４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１０分）

**○議長　與那覇朝輝**　再開します。

休憩します。

休　憩（１０時１０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１９分）

**○議長　與那覇朝輝**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第35号　中城村公共駐車場建設工事請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第35号　中城村公共駐車場建設工事請負契約について、御提案申し上げます。

議案第35号

中城村公共駐車場建設工事請負契約について

中城村公共駐車場建設工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

記

| | | |
|---|---|---|
| １ | 契約の目的 | 中城村公共駐車場建設工事 |
| ２ | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| ３ | 契 約 金 額 | 金110,008,800円 |
| | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金8,148,800円 |
| ４ | 契約の相手方 | (有)三基土木・光基(株)特定建設工事共同企業体<br>沖縄県沖縄市登川二丁目22番10号<br>有限会社　三基土木<br>代表取締役　山城貞直 |

平成30年７月６日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

中城村公共駐車場建設工事の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

添付書類といたしまして建設工事請負書、入札結果調書、図面等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

**○議長　與那覇朝輝**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時２２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３２分）

**○議長　與那覇朝輝**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第35号　中城村公共駐車場建設工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号　中城村公共駐車場建設工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第５　同意第３号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　同意第３号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、御提案申し上げます。

同意第３号

中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第３項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　中城村字南上原
氏　　名　比　嘉　　毅
生年月日　昭和23年生

平成30年７月６日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由
　中城村固定資産評価審査委員会委員の任期が、平成30年９月30日をもって満了するため新たに委員を選任する必要がある。
　これが、この議案を提出する理由である。

　添付書類といたしまして、履歴書がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

**○議長　與那覇朝輝**　これで提案理由の説明を終わります。

　これから質疑を行います。

　休憩します。

　　休　憩（１０時３５分）

　　～～～～～～～～～～～～～～～～～～

　　再　開（１０時５１分）

**○議長　與那覇朝輝**　再開します。

　質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

　お諮りします。ただいま議題となっております同意第３号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、同意第３号は委員会付託を省略します。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「討論なし」と認め、討論を終わります。

　これから同意第３号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを採決いたします。

　お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、同意第３号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

　お諮りします。会議規則第45条の規定により議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに

決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたが、目下の予定では本日がこの議員メンバーでの最後の議会になる予定です。臨時があるかどうかわかりませんけれども、議長として４年間、いろいろ紆余曲折ありましたが、皆さんの御協力により本日を迎えることができました。ありがとうございました。それから、いよいよ９月は本番のときを迎えますので、それぞれの皆様方が初期の目的を達成され、さらに活躍することを期待いたしまして、本日の臨時議会を終了したいと思います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで臨時議会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉　会（１０時５４分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長　與那覇　朝　輝

中城村議会議員　新　垣　善　功

中城村議会議員　宮　城　重　夫

# 第５回　臨　時　会

# 平成30年第５回中城村議会臨時会会期日程表

開　会　　平成30年８月24日
閉　会　　平成30年８月24日

会　期　１　日間

| 日　次 | 月　　日 | 曜日 | 開議時刻 | 会議名 | 事　　項 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１日 | ８月24日 | 金 | 午前10時 | 本会議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>委員長報告に対する説明、質疑、討論、採決<br>発議第３号に対する説明、質疑、討論、採決<br>閉会 |

# 平成30年第５回中城村議会臨時会（第１日目）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 平成30年８月24日（金） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開　会 | 平成30年８月24日　（午前10時00分） | | |
| | 閉　会 | 平成30年８月24日　（午前11時30分） | | |
| 応招議員<br>（出席議員） | 議席番号 | 氏　名 | 議席番号 | 氏　名 |
| | １番 | 石原昌雄 | ９番 | 仲眞功浩 |
| | ２番 | 比嘉麻乃 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | ３番 | 大城常良 | 11番 | 新垣徳正 |
| | ４番 | 外間博則 | 12番 | 新垣博正 |
| | ５番 | 仲松正敏 | 13番 | 仲座　勇 |
| | ６番 | 新垣貞則 | 14番 | 新垣善功 |
| | ７番 | 金城　章 | 15番 | 宮城重夫 |
| | ８番 | 伊佐則勝 | 16番 | 與那覇朝輝 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | １番 | 石原昌雄 | ２番 | 比嘉麻乃 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 新垣親裕 | 議事係長 | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

# 議 事 日 程 第 1 号

| 日　　程 | 件　　名 |
| --- | --- |
| 第　1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第　2 | 会期の決定 |
| 第　3 | 議員定数・報酬等調査特別委員会報告 |
| 第　4 | 議会基本条例調査特別委員会報告 |
| 第　5 | 発議第３号　中城村議会基本条例について |

**○議長　與那覇朝輝**　ただいまより平成30年第５回中城村議会臨時会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

休憩します。

休　憩（１０時００分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１７分）

**○議長　與那覇朝輝**　再開します。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、１番　石原昌雄議員及び２番　比嘉麻乃議員を指名します。

日程第２　会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日８月24日のみにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日８月24日の１日間に決定しました。

続きまして、日程第３　議員定数・報酬等調査特別委員会報告を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

議員定数・報酬等調査特別委員長　石原昌雄。

**○議員定数・報酬等調査特別委員長　石原昌雄**　それでは、議員定数・報酬等調査特別委員会の報告をいたします。

平成30年８月24日

中城村議会議長　與那覇　朝輝　殿

議員定数・報酬等調査特別委員会
委員長　石　原　昌　雄

議員定数・報酬等調査特別委員会調査報告書

本特別委員会の調査が終了しましたので、会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

議員定数・報酬等調査特別委員会調査報告書

１．特別委員会の設置及び組織

設置年月日：平成30年１月16日（平成30年第１回中城村議会臨時会）
名　　称：議員定数・報酬等調査特別委員会
付 託 事 件：議員定数・報酬等に関する調査

委員構成（委員８名）

委員長　石原昌雄

副委員長　大城常良

委　員　比嘉麻乃

委　員　伊佐則勝

委　員　安里ヨシ子

委　員　新垣徳正

委　員　仲座　勇

委　員　宮城重夫

２．調査の経過

議員定数・報酬等調査特別委員会

第１回（平成30年２月15日）～第７回（平成30年７月23日）

うち、視察研修（与那原町議会、本部町議会）

中間報告（平成30年６月定例議会）

議会全員協議会（平成30年８月２日）

３．調査の結果

本委員会は、平成30年１月16日の平成30年第１回中城村議会臨時会で「本村において議会に求められる役割と責任を十分に果たしていくため、本村議会における適正な議員定数及び報酬について調査、研究を行うこと」を目的に設置され、延べ７回の委員会を開催し調査を行った。その調査結果の内容について、平成30年８月２日に中城村議会全員協議会において、議員全会一致で賛成を得た。

よって、本委員会に付託された調査が終了しましたので、調査の結果を下記のとおり報告します。

記

議員定数

議員定数については、平成18年９月28日の改選より定数が20人から16人へ削減となり、現在まで定数については現状維持の状況である。

前回（４年前）の中城村議会議員選挙が無投票だったことを受け、この議員定数が適正であるかを本委員会で調査した。

議会の機能の発揮のためには、議員間における討議が重要であり、そのことを行う各常任委員会においては、ある程度の人数が必要である。安易な削減を行った場合においては、委員会人数のバランスが崩れるため、大幅な議員数の減となり、議員間討議は機能しなくなる。

定数削減は経費の削減にはなるが、政策提言機能や執行機関に対する監視機能を強化する上において、現有議席の維持が必要である。結果、議会としての役割を十分に果たすことができ住民のプラスに繋がる。

地方分権が推進され地方団体の行政能力が充実強化されていく中、執行機関の権限が強化されるので、それをチェックする議決機関（議会）も強化しなければ均衡がとれなくなる。

近隣12町村の議員定数については、14人（３団体)、16人（６団体)、19人（３団体)、平均すると16人、現在の中城村の議員定数は16人である。定数削減前当時の人口は16,297人（平成18年９月末)、現在の人口は21,084人（平成30年７月末）と人口増加し続けている中城村においては、大旨適正な議員定数であると考えられる。

議員報酬

議員報酬については、平成17年の財政健全化計画による報酬削減への取り組みにより、特別職・議員報酬を一律７％削減（平成18年７月施行）が行われた。
それ以後、経済状況は当時に比べ景気は改善されてきているが、現在まで期末手当の支給率のみ改定があり、報酬の改定はされていない。

現在は、議員の兼業もある程度認められてきているが、兼業をする場合においては、平日の昼間に議会が行われるため、仕事の両立が難しい面がある。企業の経営者や自営業などであれば、議員として活動が可能な人もいるかもしれないが、むしろ議員になることが期待される若い世代にとっては、仕事と議員の活動を両立させることは難しいと推測される。

議員に対して専門的知識の向上力が求められてくる現実的視点があり、議員が適切、かつ専門的に処理しなければならない問題が多岐に渡ってきており、議員の専門的な調査研究、及び行政の監視やチェックなど議員活動は著しく増加している中、議員報酬の低さは議会活動に専念できる報酬を確保できず、不十分な活動では、住民からの支持を得ることはできない。

このことから議員報酬については、安定的な議員活動を維持するため、及び削減当時の中城村の当初予算総額約95億円（平成18年度）から現在の当初予算総額約120億円（平成30年度）となり、景気が回復してきたことに伴い、以前の報酬額が適正な額として平成18年に削減した報酬額へ改正することが必要である。

現在の中城村においては、人口規模では近隣12町村において12団体中６番目と中間の位置であり現在も人口は増加傾向にあるが、報酬は11番目と最下位に近い位置である。この報酬を平成18年に削減した報酬額へ改正した場合においては、12団体中７番目となる。

これまで、職員においては人事院勧告により景気回復に伴い、平成25年頃から給料も増額改定し続けているが、特別職などの報酬においては、これまで（12年間）全く改正されることなく、据え置かれて来たことを踏まえ、報酬額を減額前へ戻すことが必要である。

以上、本委員会で付託された調査の結果として報告します。

**○議長　與那覇朝輝**　これで委員長報告を終わります。

これから議員定数・報酬等調査特別委員会報告の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時２９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１２分）

**○議長　與那覇朝輝**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議員定数・報酬等調査特別委員会報告を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、議員定数・報酬等調査特別委員会報告は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、日程第４　議会基本条例調査特別委員会報告を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

議会基本条例調査特別委員長　新垣博正。

**○議会基本条例調査特別委員長　新垣博正**　それでは、議会基本条例調整特別委員会の報告をいたします。

平成30年８月24日

中城村議会議長　與那覇　朝輝　殿

議会基本条例調査特別委員会
委員長　新　垣　博　正

議会基本条例調査特別委員会調査報告書

本特別委員会の調査が終了しましたので、会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

議会基本条例調査特別委員会調査報告書

１．特別委員会の設置及び組織

設置年月日：平成30年１月16日（平成30年第１回中城村議会臨時会）
名　　称：議会基本条例調査特別委員会
付 託 事 件：議会基本条例に関する調査
委員構成（委員７名）
委員長　新垣博正
副委員長　仲松正敏
委　員　外間博則
委　員　新垣貞則
委　員　金城　章
委　員　仲眞功浩
委　員　新垣善功

２．調査の経過

議会基本条例調査特別委員会
第１回（平成30年２月15日）～第８回（平成30年６月27日）
議員研修会（講師：石垣安秀事務局長　沖縄県町村議会議長会）
中間報告（平成30年６月定例議会）
議会全員協議会（平成30年７月６日）

３．調査の結果

本委員会は、平成30年１月16日の平成30年第１回中城村議会臨時会で「本村議会における議会基本条例を制定するための調査、研究を行うこと」を目的に設置され、延べ８回の委員会を開催し調査を行った。その調査結果の内容について、平成30年７月６日に中城村議会全員協議会において、議員全会一致で賛成を得た。

よって、本委員会に付託された調査が終了しましたので、調査の結果を下記のとおり報告します。

記

議会基本条例を制定するにあたり、調査検討終了時に議会へ本基本条例を議案として提案することを念頭に置き、前文及び全ての条文について、現状認識と条例運用に伴う課題について意見交換や審議を行い、「中城村議会基本条例（案）」を策定した。

以上、本委員会で付託された調査の結果として報告します。

**○議長　與那覇朝輝**　これで委員長報告を終わります。

これから議会基本条例調査特別委員会報告の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議議会基本条例調査特別委員会報告を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、議会基本条例調査特別委員会報告は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、日程第５　発議第３号　中城村議会基本条例についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣博正議員。

**○１２番　新垣博正議員**　それでは読み上げて発議にかえさせていただきます。

発議第３号

平成30年８月24日

中城村議会議長　與那覇　朝輝　殿

提出者　中城村議会議員　新　垣　博　正
賛成者　中城村議会議員　大　城　常　良
中城村議会議員　仲　眞　功　浩
中城村議会議員　新　垣　善　功

中城村議会議員　比　嘉　麻　乃
中城村議会議員　石　原　昌　雄
中城村議会議員　金　城　　章
中城村議会議員　仲　松　正　敏
中城村議会議員　外　間　博　則
中城村議会議員　安　里　ヨシ子
中城村議会議員　仲　座　　勇
中城村議会議員　伊　佐　則　勝
中城村議会議員　宮　城　重　夫
中城村議会議員　新　垣　徳　正
中城村議会議員　新　垣　貞　則

中城村議会基本条例について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

提案理由

この条例は、中城村の議事機関である議会の役割を明らかにし、議会運営の基本事項を定めることにより、議会及び議員の活動の活性化、充実を図り、もって活力ある地域づくりと村民の福祉向上に資することを目的とし、本条例を提案する。

中城村議会基本条例

目次

前文
第１章　総則（第１条）
第２章　議会及び議員の活動原則（第２条－第４条）
第３章　村民と議会の関係（第５条）
第４章　村長等と議会及び議員の関係（第６条－第８条）
第５章　自由討議（第９条）
第６章　政務活動費（第10条）
第７章　議会及び議会事務局の体制整備（第11条－第15条）
第８章　議員の定数・報酬及び政治倫理（第16条－第18条）
第９章　他の条例との関係及び見直し手続（第19条・第20条）
附則

議会は、村民主権を基礎とし、村民の信託を受けて活動する村民の代表機関であり、議事機関

である。

議会は、執行機関である村長と緊張関係の下で二元代表制の一翼を担い、村民の代表として、多様な意見をくみ取りながら自由闊達な討議を重ね、最良の意志を決定し、村民に信頼される議会を目指さなければならない。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定や自己責任の範囲がより一層拡大する中で、議会の果たす役割は大きくなっている。

地方自治の本旨に基づき、豊かな中城村を実現するため、掲げた役割と目的を達成することを決意し、この条例を制定する。

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、中城村の議事機関である議会の役割を明らかにし、議会運営の基本事項を定めることにより、議会及び議員の活動の活性化、充実を図り、もって活力ある地域づくりと村民の福祉向上に資することを目的とする。

## 第２章　議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第２条　議会は、村民主権を基本とする村民の代表機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、村民にわかりやすい情報の発信、及び村民が議会に参加する機会の拡充に努め、村民に開かれた議会を目指して活動する。

２　議会は、村民を代表する議事機関として、村長その他の執行機関（以下「村長等」という。）の活動を監視するとともに、自ら活力ある地域づくりのために必要な政策を立案して決定し、及び推進しなければならない。

（議員の活動原則）

第３条　議員は、議会が言論の府、合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重するものとする。

２　議員は、議会活動について村民への説明責任を果たすとともに、村民の意見を的確に把握し、村政に反映させるものとする。

３　議員は、村民の負託に応えるために自己の能力を高める不断の研さんに努め、誠実かつ公正に責務を遂行するものとする。

（議長及び副議長）

第４条　議会の議長は、議会を代表する中立的、かつ、公平な立場において責務を行い、議会の秩序を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。

２　議会において過半数議決を要する場合、賛成、反対が同数で議長が裁決するときは、現状維持の原則を考慮しなければならない。

３　議会の副議長は、議長を補佐し、議長の責務の遂行に寄与しなければならない。

## 第３章　村民と議会の関係

（村民参加及び村民との連携）

第５条　議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十

分に果たさなければならない。

２　議会は、一般会議（議会が主催する村民参加型の会議をいう。）を開催する等、村民が議会の活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

３　議会は、議案に対する各議員の賛否等を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

４　議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席の下に村民に対する議会報告会を毎年開催し、議会の説明責任を果たすとともに、村民の意見を聴き、議会活動の活性化に努めるものとする。

## 第４章　村長等と議会及び議員の関係

（質疑応答の方法）

第６条　議会の本会議における議員と村長等との質疑応答は、広く村政上の論点、争点を明確にするため、最初に一括質疑、一括答弁を行い、以後一問一答方式で行う。

２　議長から本会議、委員会及び全員協議会への出席を要請された村長等は、議員の質問に対して論点及び争点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て答弁に必要な範囲内で反問することができる。

（重要政策の審議等）

第７条　村長等は、提案する重要、及び新規の政策、施策、計画、事業等については、あらかじめ議会、又は議員の意見を聴くよう努めなければならない。

２　村長等は、議会の議決を得るべき政策案を提案し、又は前項の規定に基づいて意見を聴くときは、次に掲げる事項を明らかにし、分かりやすい説明資料を提供するように努めなければならない。

（１）重要政策等を必要とする背景

（２）提案に至るまでの経緯

（３）中城村総合計画との整合性

（４）財源措置

（５）将来にわたる効果、及び費用

（議決事件の追加）

第８条　議会は、議決機関としての機能強化、及び重要な計画等についての村民に対する責任を担う観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、村行政の各分野における政策、及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関することで、議会が必要と認める計画等の議決事件の追加を行うものとする。

## 第５章　自由討議

（自由討議による合意形成）

第９条　議会は、議員による討論の場であることを認識し、本会議、委員会及び全員協議会それぞれの会議における議案審議の結論を出すに当たっては、議員間の自由討議によって多様な意見を出し合った上で合意形成に努めなければならない。

２　議員は、議員間の自由討議を図り、政策、条例の立案及び政策提言を積極的に行うよう努め

るものとする。

第６章　政務活動費

（政務活動費の交付）

第10条　議会は、議員の村政に対する調査研究、及び政策提言に資するため、政務活動費を有効的に活用し、積極的に調査研究、その他の活動を行うものとする。

２　政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、村民等から疑義が生じないよう、活動内容、費用等を報告、又は公表しなければならない。

第７章　議会及び議会事務局の体制整備

（委員会の適切な運営）

第11条　議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会及び全員協議会の適切な運営に努めなければならない。

（常任委員会の活動、及び所管事務調査）

第12条　常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案、陳情等の審査の充実、及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。

２　常任委員会は、村政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、政策の立案、政策の提言その他の能動的な活動を行うため、年に４回以上（休会ごとに）実施するよう努める。

（議会の事務局等）

第13条　議会は、議会又は議員の政策形成等の活動を支援するため、議会事務局の調査機能等の体制を強化するよう努めなければならない。

２　村長等は、議会又は議員の政策形成等の活動を支援するため、財政措置、情報提供その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（議員研修の充実強化）

第14条　議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力の向上を図るため、積極的に議員研修の充実強化を図るよう努めるものとする。

（議会広報の充実）

第15条　議会は、村政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に村民に対して周知するよう努めるものとする。

２　議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの村民が議会と村政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第８章　議員の定数・報酬及び政治倫理

（議員定数）

第16条　議員定数は、別に条例で定める。

２　議員定数の改正にあたっては、村の人口、面積、財政力等を比較検討するとともに、村政の現状及び課題、将来予測等を考慮した上で決定するものとする。

（議員の報酬）

第17条　議員報酬は、別に条例で定める。

２　議員報酬の改正を提案するにあたっては、社会経済情勢、本村の財政状況、類似する他町村の議員報酬等を比較検討するとともに、村政の現状、課題、将来予測等を考慮するものとする。

（議員の政治倫理）

第18条　議員は、村民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、村民の代表者として良心と責任感を持って、自己の地位に基づく影響力を行使することによって村民の疑惑を招くことのないよう行動するとともに、議員の品位を保持し識見を養うよう努めなければならない。

第９章　他の条例との関係及び見直し手続

（他の条例との関係）

第19条　この条例は、議会運営の基本事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等の制定、改廃、解釈、及び運用に当たっては、この条例との整合性を図らなければならない。

（見直し手続）

第20条　議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証するものとする。

２　議会は前項の規定による検証の結果、この条例その他の議会に関する条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

附　則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

**○議長　與那覇朝輝**　これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから発議第３号　中城村議会基本条例についてに対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから発議第３号　中城村議会基本条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本臨時議会を閉会いたしますが、議員の皆さんには、本臨時議会を含め、４年間にわ

たり議事審議に御協力いただき、大変御苦労さまでした。

閉　会（１１時３０分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長　與那覇　朝　輝

中城村議会議員　石　原　昌　雄

中城村議会議員　比　嘉　麻　乃

# 第６回　定　例　会

# 平成30年第６回中城村議会定例会会期日程表

開　会　　平成30年９月28日
閉　会　　平成30年10月23日

会　期 26 日間

| 日　次 | 月　　日 | 曜日 | 開議時刻 | 会議名 | 事　　項 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第　１　日 | ９月28日 | 金 | 午前１０時 | 本　会　議 | 仮議席の指定<br>議長の選挙<br>会議録署名議員の指名<br>会期の決定<br>副議長の選挙<br>議席の指定<br>常任委員会の委員の選任<br>議長の常任委員会の辞任<br>議会運営委員会の委員の選任<br>議会だより編集特別委員会設置に関する決議<br>中城北中城消防組合議会の議員選挙<br>中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙<br>南部広域行政組合議会の議員選挙<br>沖縄県介護保険広域連合議会の議員選挙 |
| 第　２　日 | ９月29日 | 土 | | 休　　会 | |
| 第　３　日 | ９月30日 | 日 | | 休　　会 | |
| 第　４　日 | 10月１日 | 月 | 午前１０時 | 本　会　議 | 諸般の報告<br>行政報告<br>議案第36号、37号、38号、39号、40号、41号、42号､43号、44号、45号、46号、47号、48号、49号、50号、51号、52号に対する説明<br>報告第６号、７号、８号、９号、10号に対する説明 |
| 第　５　日 | 10月２日 | 火 | 午前１０時 | 本　会　議 | 認定第１号、２号、３号、４号、５号、６号、７号に対する説明<br>議案第53号に対する説明<br>諮問第３号、４号に対する説明、質疑、討論、採決 |
| 第　６　日 | 10月３日 | 水 | 午前１０時 | 本　会　議 | 議案第36号に対する質疑、委員会付託<br>議案第37号、38号、39号、40号、41号、42号､43号、44号、45号、46号、47号、48号、49号、50号、51号、52号に対する質疑、討論、採決<br>同意第４号に対する説明、質疑、討論、採決 |
| 第　７　日 | 10月４日 | 木 | 午前１０時 | 本　会　議 | 認定第１号、２号、３号、４号、５号、６号、７号に対する質疑、委員会付託<br>議案第53号に対する質疑、委員会付託 |
| 第　８　日 | 10月５日 | 金 | | 休　　会 | 台風の為 |
| 第　９　日 | 10月６日 | 土 | | 休　　会 | |
| 第１０日 | 10月７日 | 日 | | 休　　会 | |
| 第１１日 | 10月８日 | 月 | | 休　　会 | 体育の日 |
| 第１２日 | 10月９日 | 火 | 午前１０時 | 委　員　会 | 委員会審議 |
| 第１３日 | 10月10日 | 水 | 午前１０時 | 委　員　会 | 委員会審議 |
| 第１４日 | 10月11日 | 木 | 午前１０時 | 委　員　会 | 委員会審議 |
| 第１５日 | 10月12日 | 金 | | 休　　会 | 議員研修 |
| 第１６日 | 10月13日 | 土 | | 休　　会 | |
| 第１７日 | 10月14日 | 日 | | 休　　会 | |
| 第１８日 | 10月15日 | 月 | 午前１０時 | 委　員　会 | 委員会審議（委員長総括） |
| 第１９日 | 10月16日 | 火 | 午前１０時 | 委　員　会 | 委員会審議（連合審査） |
| 第２０日 | 10月17日 | 水 | 午前１０時 | 委　員　会 | 委員会審議（連合審査） |
| 第２１日 | 10月18日 | 木 | 午前１０時 | 本　会　議 | 一般質問　５人 |
| 第２２日 | 10月19日 | 金 | 午前１０時 | 本　会　議 | 一般質問　５人 |
| 第２３日 | 10月20日 | 土 | | 休　　会 | |
| 第２４日 | 10月21日 | 日 | | 休　　会 | |
| 第２５日 | 10月22日 | 月 | 午前１０時 | 本　会　議 | 一般質問　４人 |
| 第２６日 | 10月23日 | 火 | 午前１０時 | 本　会　議 | 委員長報告、質疑、討論、採決<br>陳情、意見書等、質疑、討論、採決<br>閉会 |

# 平成30年第６回中城村議会定例会（第１日目）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 平成30年９月28日（金） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開会 | 平成30年９月28日　（午前10時00分） | | |
| | 散会 | 平成30年９月28日　（午後０時01分） | | |
| 応招議員<br>（出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | １番 | 安里清市 | ９番 | 比嘉麻乃 |
| | ２番 | 新垣修 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | ３番 | 渡嘉敷眞整 | 11番 | 仲松正敏 |
| | ４番 | 屋良照枝 | 12番 | 金城章 |
| | ５番 | 桃原清 | 13番 | 外間博則 |
| | ６番 | 石原昌雄 | 14番 | 伊佐則勝 |
| | ７番 | 新垣貞則 | 15番 | 新垣善功 |
| | ８番 | 大城常良 | 16番 | 新垣博正 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | １番 | 安里清市 | ２番 | 新垣修 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 新垣親裕 | 議事係長 | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長 | 浜田京介 | 企画課長 | 大湾朝也 |
| | 副村長 | 比嘉忠典 | 企業立地・観光推進課長 | 比嘉保 |
| | 教育長 | 比嘉良治 | 都市建設課長 | 仲松範三 |
| | 総務課長 | 與儀忍 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 比嘉義人 |
| | 住民生活課長 | 津覇盛之 | 上下水道課長 | 仲村武宏 |
| | 会計管理者 | 荷川取次枝 | 教育総務課長 | 比嘉健治 |
| | 税務課長兼住民税係長 | 知名勉 | 生涯学習課長 | 稲嶺盛昌 |
| | 福祉課長 | 金城勉 | 教育総務課主幹 | 稲嶺盛久 |
| | 健康保険課長 | 仲村盛和 | | |

## 議事日程第１号

| 日　　程 | 件　　名 |
| --- | --- |
| 第　1 | 仮議席の指定 |
| 第　2 | 議長の選挙 |

## 議事日程第１号の追加

| 日　　程 | 件　　名 |
| --- | --- |
| 第　1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第　2 | 会期の決定 |
| 第　3 | 副議長の選挙 |
| 第　4 | 議席の指定 |
| 第　5 | 常任委員会の委員の選任 |
| 第　6 | 議長の常任委員会の辞任 |
| 第　7 | 議会運営委員会の委員の選任 |
| 第　8 | 議会だより編集特別委員会設置に関する決議 |
| 第　9 | 中城北中城消防組合議会の議員選挙 |
| 第　10 | 中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙 |
| 第　11 | 南部広域行政組合議会の議員選挙 |
| 第　12 | 沖縄県介護保険広域連合議会の議員選挙 |

**○議会事務局長　新垣親裕**　おはようございます。議会事務局長の新垣親裕です。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の安里ヨシ子議員を御紹介します。

**○臨時議長　安里ヨシ子**　皆さん、おはようございます。ただいま紹介されました安里ヨシ子です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いします。

ただいまから平成30年第６回中城村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第２　議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○臨時議長　安里ヨシ子**　「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○臨時議長　安里ヨシ子**　「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に、新垣博正議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました、新垣博正議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○臨時議長　安里ヨシ子**　「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました新垣博正議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました、新垣博正議員が議場にいます。

会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、議長当選承諾及び就任の挨拶をお願いします。

〔議長当選承諾及び挨拶〕

**○議長　新垣博正**　皆さん、おはようございます。一言、議長就任の御挨拶を申し上げます。

このたび、議員改選後の議長選出に当たり、不肖、私が皆様方の指名推選を得て当選人となりました。私自身にとって、限りない光栄と存じます。その責任の重さをひしひしと感じているところであります。改選前の議会において、議論を重ねて制定された議会基本条例が来る10月１日に施行されます。この条例の前文には議会は村民主権を基礎とし、村民の信託を受けて活動する村民の代表機関であり、議事機関である。議会は執行機関である村長と緊張関係のもとで二元代表制の一翼を担い、村民の代表として多様な意見を酌み取りながら自由闊達な討議を重ね、最良の意思決定をするとあります。その役割を果たすためにも、個々の議員力向上が近年求められております。議長の職務については、地方自治法、議場の秩序を維持し、議事を整理し議会事務を統括し、そして議会代表権が規定されております。これらを円滑に運営していくためには、議員各位の御指示と御協力が不可欠であります。村政発展のため充実した議会活動を目指してまいりますので、今後とも皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。簡単

ではありますが、議長就任の挨拶といたします。まことにありがとうございました。

**○臨時議長　安里ヨシ子**　新垣博正議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務は終了しました。

しばらく休憩します。

休　憩（１０時０７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１０分）

**○議長　新垣博正**　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおり追加日程で行います。

追加日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において１番　安里清市議員及び２番　新垣　修議員を指名します。

追加日程第２　会期の決定の件を行います。

お諮りします。本定例会の会期は本日９月28日から10月22日までの25日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、本議会の会期は本日９月28日から10月22日までの25日間に決定しました。

休憩します。

休　憩（１０時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３３分）

**○議長　新垣博正**　休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第３　副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

**○議長　新垣博正**　ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第２項の規定によって、立会人に１番　安里清市議員、及び、２番　新垣　修議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

**○議長　新垣博正**　投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔な　し〕

**○議長　新垣博正**　「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

**○議長　新垣博正**　「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

**○議会事務局長　新垣親裕**　それでは、呼び上げます。１番　安里清市議員、２番　新垣　修議員、３番　渡嘉敷眞整議員、４番　屋良照枝議員、５番　桃原　清議員、６番　石原昌雄議員、７番　新垣貞則議員、８番　大城常良議員、９番　比嘉麻乃議員、10番　安里ヨシ子議員、11番　仲松正敏議員、12番　金城　章議員、13番　外間博則議員、14番　新垣善功議員、15番　伊佐則勝議員、16番　新垣博正議員は議席で行います。

**○議長　新垣博正**　投票漏れは、ありませんか。

〔な　し〕

**○議長　新垣博正**　「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

１番　安里清市議員、及び２番　新垣　修議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開　票〕

**○議長　新垣博正**　選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票数14票、無効投票数２票。有効投票のうち、新垣善功議員８票、金城　章議員５票、石原昌雄議員１票、白票２票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は４票です。したがって、新垣善功議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場を開く〕

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時４７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４９分）

**○議長　新垣博正**　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長に当選されました新垣善功議員が議場におられます。会議規則第33条第２項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、副議長当選承諾及び就任の挨拶をお願いします。

〔副議長当選承諾及び挨拶〕

**○副議長　新垣善功**　ただいま副議長に選出されました新垣でございます。８票という過半数でございますので、半分の議員からある意味では批判を受けたと思っております。しかし、新垣博正議長の補佐役として、この議会をまとめていきたい。そして、我々議会は二元代表制でありますので、常に村民の立場に立って、そして村民利益になるようにお互い一致団結して、この４カ年間を務めてまいりたいと思います。公正・公平に務めてまいりますので、御協力よろしくお願いします。以上です。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時５１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時００分）

**○副議長　新垣善功**　再開します。

追加日程第４　議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり指定します。

追加日程第５　常任委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

休　憩（１１時０１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０４分）

**○副議長　新垣善功**　休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第６　議長の常任委員会の辞任を行います。

地方自治法第117条の規定によって、新垣博正議長の退場を求めます。

〔議長　新垣博正議員の退場〕

**○副議長　新垣善功**　新垣博正議長から、その職責上の理由によって常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○副議長　新垣善功**　「異議なし」と認めます。したがって、新垣博正議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

しばらく休憩します。

休　憩（１１時０４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０５分）

〔議長　新垣博正議員の入場〕

**○議長　新垣博正**　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各常任委員会の委員長、及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

休　憩（１１時０６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０７分）

**○議長　新垣博正**　休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので報告いたします。

総務常任委員会委員長に石原昌雄議員、副委員長に外間博則議員、建設常任委員会委員長に仲松正敏議員、副委員長に桃原　清議員、文教社会常任委員会委員長に大城常良議員、副委員長に比嘉麻乃議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

しばらく休憩します。

休　憩（１１時０７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２３分）

**○議長　新垣博正**　休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第７　議会運営委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、お手元に配りました名簿のとおり、選任することに決定しました。

これより議会運営委員会の委員長、及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

休　憩（１１時２８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３４分）

**○議長　新垣博正**　休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので報告いたします。

議会運営委員会委員長に金城　章議員、副委員長に石原昌雄議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第８　決議第６号　議会だより編集特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

提出者、８番　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　それでは読み上げて御提案を申し上げます。

決議第６号、平成30年９月28日。中城村議会議長　新垣博正　殿。提出者、中城村議会議員　大城常良。賛成者、中城村議会議員　渡嘉敷眞整、屋良照枝。

議会だより編集特別委員会の設置に関する決議でございます。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び中城村議会会議規則第14条の規定により提出します。

（提案理由）、議会広報は議会の活動経過と結果等を広く村民に報告し、議会に対する理解と協力を得るための重要な役割を担っている。この議会広報の充実強化を図るため議会だより編集特別委員会を設置する。

次に、議会だより編集特別委員会設置に関する決議案でございます。

中城村議会委員会条例昭和62年条例第13号第５条第１項の規定に基づき、下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

１、特別委員会の名称。特別委員会の名称は議会だより編集特別委員会とする。２、特別委員会の目的、議会広報の編集及び発行に関する調査を行うことを目的として設置する。３、特別委員会の定数。特別委員会の委員定数は６人とする。４、特別委員会の調査期限。特別委員会の設置日から調査終了まで閉会中も調査を行うことができる。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４２分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第６号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、決議第６号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、決議第６号　議会だより編集特別委員会設置に関する決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、決議第６号　議会だより編集特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。ただいま設置されました、議会だより編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議会だより編集特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり決定しました。

これより、議会だより編集特別委員会の委員長、及び副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

休　憩（１１時４４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時５３分）

**○議長　新垣博正**　休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告を行います。

休憩中に議会だより特別編集委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので報告いたします。

議会だより編集特別委員会委員長に大城常良議員、副委員長に屋良照枝議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第９　中城北中城消防組合議会の議

員選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

中城北中城消防組合議会議員に、安里清市議員、新垣貞則議員、新垣善功議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、安里清市議員、新垣貞則議員、新垣善功議員を中城北中城消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、ただいま指名しました、安里清市議員、新垣貞則議員、新垣善功議員が中城北中城消防組合議会議員に当選されました。

ただいま中城北中城消防組合議会議員に当選されました、安里清市議員、新垣貞則議員、新垣善功議員が議場におられます。会議規則第33条第２項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第10　中城村北中城村清掃事務組合議会の議員選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

中城村北中城村清掃事務組合議会議員に、大城常良議員、外間博則議員、新垣博正議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、大城常良議員、外間博則議員、新垣博正議員を中城村北中城村清掃事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、ただいま指名しました、大城常良議員、外間博則議員、新垣博正議員が中城村北中城村清掃事務組合議会議員に当選されました。

ただいま中城村北中城村清掃事務組合議会議員に当選されました、大城常良議員、外間博則議員、新垣博正議員が議場におられます。会議規則第33条第２項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第11　南部広域行政組合議会の議員選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

南部広域行政組合議会議員に、仲松正敏議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、仲松正敏議員を南部広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、ただいま指名しました、仲松正敏議員が南部広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま南部広域行政組合議会議員に当選されました、仲松正敏議員が議場におられます。会議規則第33条第２項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第12　沖縄県介護保険広域連合議会の議員選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に、比嘉麻乃議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、比嘉麻乃議員を沖縄県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、ただいま指名しました、比嘉麻乃議員が沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

ただいま沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました、比嘉麻乃議員が議場におられます。会議規則第33条第２項の規定によって、当選の告知をします。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散　会（１２時０１分）

# 平成30年第６回中城村議会定例会（第４日目）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 平成30年９月28日（金） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開議 | 平成30年10月１日　（午前10時00分） | | |
| | 散会 | 平成30年10月１日　（午前11時44分） | | |
| 応招議員<br>（出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | １番 | 安里清市 | ９番 | 比嘉麻乃 |
| | ２番 | 新垣修 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | ３番 | 渡嘉敷眞整 | 11番 | 仲松正敏 |
| | ４番 | 屋良照枝 | 12番 | 金城章 |
| | ５番 | 桃原清 | 13番 | 外間博則 |
| | ６番 | 石原昌雄 | 14番 | 伊佐則勝 |
| | ７番 | 新垣貞則 | 15番 | 新垣善功 |
| | ８番 | 大城常良 | 16番 | 新垣博正 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | １番 | 安里清市 | ２番 | 新垣修 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 新垣親裕 | 議事係長 | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長 | 浜田京介 | 企画課長 | 大湾朝也 |
| | 副村長 | 比嘉忠典 | 企業立地・観光推進課長 | 比嘉保 |
| | 教育長 | 比嘉良治 | 都市建設課長 | 仲松範三 |
| | 総務課長 | 與儀忍 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 比嘉義人 |
| | 住民生活課長 | 津覇盛之 | 上下水道課長 | 仲村武宏 |
| | 会計管理者 | 荷川取次枝 | 教育総務課長 | 比嘉健治 |
| | 税務課長兼住民税係長 | 知名勉 | 生涯学習課長 | 稲嶺盛昌 |
| | 福祉課長 | 金城勉 | 教育総務課主幹 | 稲嶺盛久 |
| | 健康保険課長 | 仲村盛和 | | |

# 議 事 日 程 第 2 号

| 日　　程 | 件　　名 | |
|---|---|---|
| 第　1 | 諸般の報告 | |
| 第　2 | 行政報告 | |
| 第　3 | 議案第36号 | 中城村島にんじんの日を定める条例 |
| 第　4 | 議案第37号 | 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第　5 | 議案第38号 | 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第　6 | 議案第39号 | 中城村こども医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 第　7 | 議案第40号 | 中城村都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 第　8 | 議案第41号 | 平成30年度中城村一般会計補正予算（第３号） |
| 第　9 | 議案第42号 | 平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第１号） |
| 第　10 | 議案第43号 | 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） |
| 第　11 | 議案第44号 | 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号） |
| 第　12 | 議案第45号 | 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号） |
| 第　13 | 議案第46号 | 平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号） |
| 第　14 | 議案第47号 | 平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第２号） |
| 第　15 | 議案第48号 | 村道若南線道路整備工事（第４工区）請負契約について |
| 第　16 | 議案第49号 | 中城村役場新庁舎建設工事（杭工事）請負契約について |
| 第　17 | 議案第50号 | 中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）請負契約について |
| 第　18 | 議案第51号 | 中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約について |
| 第　19 | 議案第52号 | 中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約について |
| 第　20 | 報告第６号 | 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について |
| 第　21 | 報告第７号 | 平成29年度決算に係る健全化判断比率について |
| 第　22 | 報告第８号 | 平成29年度決算に係る資金不足比率について |
| 第　23 | 報告第９号 | 平成29年度決算に係る資金不足比率について |
| 第　24 | 報告第10号 | 平成29年度決算に係る資金不足比率について |

○**議長　新垣博正**　皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成30年６月８日より、平成30年９月27日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

１　例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成30年６月、７月、８月の例月現金出納検査の結果報告がありました。

２　一部事務組合議会及び介護保険広域連合議会・後期高齢者医療広域連合議会・南部広域行政組合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。

３　陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については６件受理し、９月28日の議会運営委員会で協議した結果、『県産品の優先使用についての要請』は、本会議で採決します。『臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情』２件については、文教社会常任委員会に付託し、『こども医療費助成制度に係る意見書採択についての陳情』については、総務常任委員会、『地元産品奨励及び地元企業優先使用についての要請』については、建設常任委員会にそれぞれ付託します。『現在の日本に最も重要なこと』の要望については、資料配布にとどめます。

４　沖縄県町村議会議長会関係について

○７月24日（火）正副議長・正副委員長研修会が、北谷町で開催されております。

○南米３カ国（ブラジル、アルゼンチン、ボリビア）移住110周年記念式典訪問視察が８月３日～８月15日まで行われ議長が訪問しました。

新垣邦男北中城村長を団長に総勢25名の訪問団で、３カ国の記念式典や慰霊祭に参加し、県・村出身者との交流も行なわれました。

○西日本豪雨災害救済義援金については、当議会議員、事務局職員から義援金を募り、沖縄県町村議会議長会を通じて義援金を届けております。ご協力ありがとうございました。

５　中部地区町村議会議長会関係について

○６月28日（木）～29日（金）県内行政視察研修が伊江村で開催され、議長、事務局長が参加しております。

６　沖縄県市町村総合事務組合議会

○８月20日（月）第２回沖縄県市町村総合事務組合議会定例会

日程第１　会議録指名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　平成29年度沖縄県市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算の認定

日程第４　平成29年度沖縄県市町村総合事務組合公務災害補償特別会計歳入歳出決算の認定

日程第５　平成29年度沖縄県市町村総合事務組合消防補償特別会計歳入歳出決算の認定

日程第６　平成29年度沖縄県市町村総合事務組合災害弔慰金特別会計歳入歳出決算の認定

日程第７　平成30年度沖縄県市町村総合事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第１号）

日程第８　平成30年度沖縄県市町村総合事務組合公務災害補償特別会計歳入歳出補正予算（第１号）

日程第９　組合長の選挙

７　そ　の　他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第２　行政報告を行います。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　おはようございます。上程の前に一言だけ。今回の選挙戦、大変激しい選挙戦を勝ち抜いてきました議員の皆さん、御当選まことにおめでとうございます。どうぞこれからも、行政も議会も一緒になって、目的は一つだと思っておりますので、一緒になって村民福祉へ御提案、御提言などをいただけますようよろしくお願いいたします。

それでは平成30年６月から平成30年８月にかけての行政報告、抜粋して報告をさせていただきます。

まず６月３日土曜日、久場地区土砂災害訓練に参加をしております。久場地区で訓練がございました。

６月23日は、平成30年沖縄全戦没者追悼式に参列させていただきました。

６月28日、千葉県旭市で中城村児童交流会に参加をしております。御承知のとおり、千葉県旭市とは姉妹都市でございます。

７月に入りまして、７月17日、琉球大学及び名桜大学との協定締結式に臨んでおります。これは、地域における雇用創出、若者定着にかかる協定ということで、琉球大学、そして名桜大学と協定を結ばせていただいております。

７月18日から19日にかけましては、南北大東島に町村長の視察研修及び定期総会に参加しております。

７月27日、沖縄振興特別推進交付金成果目標説明会、これは市町村長向けの説明会でございました。自治会館で41市町村長が説明を受けております。

７月28日には、今度は福岡県福智町、兄弟都市を結んでおります福智町の交流会に参加をしております。

８月に入りまして、８月９日、地域経済活性化懇談会、これは商工会が中心となりまして、地域経済活性化のための連携強化に努めようということでの懇談会でございました。

８月28日、災害対策専門研修の「トップフォーラムｉｎ沖縄」ということで、災害時における首長の役割、あるいはタイミング等、そういうものを学ばせていただきました。以上でございます。

次に、平成30年度の主要施策の執行状況調書（第２・四半期分）、これも読み上げて御報告申し上げます。

総務課からでございます。事業名、契約年月日、契約方法、契約金額、落札率、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。13節、中城村公共駐車場建設工事磁気探査委託、平成30年６月27日、指名競争入札、410万4,000円（99.5％）、株式会社精巧エンジニアリング。15節、中城村公共駐車場建設工事、平成30年６月27日、指名競争入札、１億1,000万8,800円（93％）、有限会社三基土木・光基株式会社特定建設工事共同企業体。18節、選挙事務用品自動交付機回計数機購入業務、平成30年８月９日、随意契約、118万6,056円（100％）、ジムキ文明堂でございます。

続いて企画課。14節、平成30年度ＬＧＷＡＮ系パソコン機器公開業務、平成30年８月31日、指名競争入札、184万6,800円（48.2％）、日立キャピタル株式会社。

企業立地・観光推進課。19節、世界遺産中城城跡プロジェクションマッピング実行委員会補助金、平成30年６月22日、補助金、1,500万円、これは実行委員会へでございます。

農林水産課。13節、中城村農業振興ビジョン策定委託業務、平成30年７月30日、随意契約、1,107万円（100％）、株式会社碧コンサルタン

ツ。13節、中城２地区農道調査測量設計委託業務、平成30年６月25日、指名競争入札、1,652万4,000円（97.92％）、株式会社沖橋エンジニアリング。13節、新垣地区土砂崩壊防止用地測量委託業務、平成30年８月21日、随意契約、97万2,000円（96.4％）、アート技研株式会社。

続いて都市建設課。13節、平成30年度南上原地区産業廃棄物収集運搬処理委託業務（その１）、平成30年６月８日、随意契約、113万9,400円（87.9％）、裕起リサイクル。同じく13節、平成30年度調査業務（その１）、平成30年６月11日、随意契約、324万円（90.1％）、株式会社与那嶺測量設計。同じく13節、平成30年度調査業務（その２）、平成30年６月28日、随意契約、540万円（90.1％）、株式会社与那嶺測量設計。同じく13節、平成30年度南上原地区出来形確定測量委託業務、平成30年７月18日、随意契約、481万6,800円（89.9％）、株式会社与那嶺測量設計。同じく13節、平成30年度伊集和宇慶旧県道２号ボックス調査設計業務、平成30年８月31日、指名競争入札、356万4,000円（100％）、（株）ウイング総合設計。15節、南上原地区築造工事（30－２工区）、平成30年８月22日、指名競争入札、3,677万4,000円（93.8％）、有限会社津城電気工事。同じく15節、平成30年度歩行者交通安全対策工事、平成30年８月30日、指名競争入札、321万8,400万円（74.5％）、有限会社ぐすく開発。17節、22節の２つは用地費と移転補償費でございますので、御参照いただきたいと思います。

続いて上下水道課。13節、中城村公共下水道現場技術業務、平成30年６月20日、指名競争入札、1,252万8,000円（97.9％）、株式会社双葉測量設計。15節、南上原地内公共下水道工事（30－１）、平成30年６月８日、指名競争入札、2,969万280円（94.1％）、有限会社石原設備。同じく15節、南上原地内公共下水道工事（30－２工区）、平成30年８月６日、指名競争入札、4,027万8,600円（93.5％）、株式会社島袋開発。同じく15節、久場前浜原線配水管布設工事（30－１）工区、平成30年８月１日、指名競争入札、5,391万7,920円（93.3％）、有限会社石原設備。

続いて教育総務課。13節、中城南小学校校舎増築設計委託業務、平成30年６月25日、指名競争入札、2,704万6,440円（93.1％）、株式会社総合計画設計。

続いて生涯学習課。13節、平成30年度中城城跡調査設計及び監理業務委託、平成30年７月９日、指名競争入札、291万6,000円（98.1％）、株式会社真南風。同じく13節、平成30年度中城城跡地すべり対策工事設計及び監理業務委託、平成30年７月９日、指名競争入札、463万3,200円（98.6％）、株式会社真南風。同じく13節、平成30年度中城ハンタ道境界復元測量委託業務、平成30年７月９日、指名競争入札、108万円（9.1％）、株式会社双葉測量設計。同じく13節、平成30年度村内文化財整備境界復元測量委託業務、平成30年７月23日、指名競争入札、113万4,000円（92.1％）、株式会社双葉測量設計。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　続いて教育行政報告を行います。

教育長　比嘉良治。

**○教育長　比嘉良治**　おはようございます。当選された議員の皆さん、おめでとうございます。ともに頑張っていきましょう。

それでは６月から８月までの教育行政の報告を行います。主なものだけを報告したいと思います。

６月３日の日曜日、土砂災害・全国防災訓練が久場地区において行われて、105人の久場区民の皆さんが参加しております。

20日の水曜日、第６回の定例教育委員会会議を行いました。中城南小学校の増築についてや、教育の日の制定について、ほか備考に書いてあることについて話し合いを行いました。

28日、29日、千葉県旭市児童交流事業、吉の浦会館で、旭市からは教育長、指導主事、引率教諭３名、そして児童20名が来村して、吉の浦会館で３小学校の児童も交えた歓迎交流会を行いました。翌日の29日は、中城小学校で交流会を行っています。

７月７日の土曜日、平成30年度「青少年の深夜はいかい防止」「未成年の飲酒防止」村民大会及びパレードを行っています。今年度は、村民大会終了後に、南上原地区と中学校周辺に分かれてパレードも行い、青少年の健全育成、村民に深夜徘回防止の訴えを行っています。

13日の金曜日、３町村の中学生フォーラムが北中城村の中央公民館で行われました。３町村４中学校の生徒会役員が集まって、それぞれの学校の活性化のための方策を話し合い、討論会が行われています。ますます、各学校をよくしようという話し合いが行われました。

そしてその日、中学生・高校生海外短期留学出発式が那覇空港で行われています。南城市。東村、北中城村、中城村の４市村で、海外短期留学の派遣、本村からは中学生が６名、高校生が３名、アメリカ合衆国に３週間の短期留学を行っています。

８月３日の金曜日、そして８月10日の金曜日に、学識経験者による平成30年（平成29年事業）についての点検・評価を、３日の金曜日は学校教育の13事業、10日の金曜日は社会教育の14事業について点検・評価を行っています。おおむね良好な評価をいただきました。

12日の日曜日は、ＥＳＬキャンプ開校式が名護少年自然の家で行われて、激励の挨拶を行っています。アメリカから講師を招いて、１週間、小学生が７名、中学生が２人、本村からこのキャンプに参加しております。

25日の土曜日、宮城　清氏による講演会が吉の浦会館で行われています。ウークイの日でしたけれども、たくさんの方に参加してもらいました。

以上で、教育行政の報告を終わります。

**○議長　新垣博正**　以上で行政報告を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時２５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３３分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

日程第３　議案第36号　中城村島にんじんの日を定める条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは議案第36号　中城村島にんじんの日を定める条例について御提案申し上げます。

議案第36号

中城村島にんじんの日を定める条例

中城村島にんじんの日を定める条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

中城村の肥沃な農地で長年栽培され、沖縄県の伝統的農産物の中でも島野菜のひとつとして親しまれている島にんじん。その島にんじんの普及、消費及び生産の拡大に加え、次世代への継承を目的に中城村島にんじんの日を定める条例を制定する必要がある。

中城村島にんじんの日を定める条例

（目的）

第１条　中城村の肥沃な農地で長年栽培され、沖縄県の伝統的農産物の中でも島野菜のひとつとして親しまれている島にんじん。その島にんじんの普及、消費及び生産の拡大に加え、次世代への継承を目的に島にんじんの日を定める。

（島にんじんの日）

第２条　島にんじんの日は、12月12日とする。

（事業）

第３条　第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業に取り組む。

（１）　島にんじんの普及及び消費拡大に関する事業

（２）　島にんじんの生産拡大及び継承に関する事業

（３）　その他、島にんじんに関することで村長が認めるもの

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第４　議案第37号　中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第37号　中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第37号

中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成29年条例第16号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

条例に規定している年次有給休暇等の日数について、上位法の改正等に伴う日数等の変更に迅速に対応できるよう、当該部分を条例施行規則に規定する必要があるため提案する。

中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成29年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （年次有給休暇）<br>第16条　任命権者は、一般職非常勤職員に労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により、年次有給休暇を与えるものとする。 | （年次有給休暇）<br>第16条　任命権者は会計年度を単位として年次有給休暇を与えるものとし、任用が６月を超える任用予定期間及び所定労働日数の区分に応じ、別表第３に定める労働日数の年次有給休暇を与えるものとする。 |
| ２　（略） | ２　（略） |
| （病気休暇）<br>第17条　任命権者は、一般職非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合において、病気休暇を与えることができる。 | （病気休暇）<br>第17条　一般職非常勤職員の病気休暇はその年において継続勤務した期間（月単位で計算）により別表第４で定める日数の病気休暇を与えるものとする。 |

２　（略）

（削除）

（削除）

２　（略）

別表第３（第16条関係）

| 年次休暇 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所定労働日数 | １年間の所定労働日数 | | 217日以上 | 169日～216日まで | 121日～168日まで | 73日～120日まで | 48日～72日まで |
| 年次休暇日数 | 在職年数区分 | １年 | 12 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| | | ２年 | 13 | 9 | 6 | 4 | 2 |
| | | ３年 | 14 | 10 | 8 | 5 | 2 |
| | | ４年 | 16 | 12 | 9 | 6 | 3 |
| | | ５年以上 | 18 | 13 | 10 | 6 | 3 |

備考

１　時間を単位として付与する場合は、表中の日数に１労働日の日数に１労働日の勤務時間に相当する時間数を乗じた時間とする。

２　在職年数については４月１日現在で計算し、１年未満の月数については切り捨てるものとする。

３　１週間の所定労働時間が30時間以上の者については、１週間の所定労働日数に関わらず、この表「５日以上」の欄を適用する。

別表第４（第17条関係）

| 病気休暇 | |
|---|---|
| 継続勤務した期間 | 付与日数 |
| １月に達するまでの期間 | １日 |
| １月を超え２月に達するまでの期間 | ２日 |
| ２月を超え３月に達するまでの期間 | ３日 |
| ３月を超え４月に達するまでの期間 | ４日 |
| ４月を超え５月に達するまでの期間 | ５日 |
| ５月を超え６月に達するまでの期間 | ６日 |
| ６月を超え７月に達するまでの期間 | ７日 |

| | |
|---|---|
| ７月を超え８月に達するまでの期間 | ８日 |
| ８月を超え９月に達するまでの期間 | ９日 |
| ９月を超え10月に達するまでの期間 | 10日 |
| 10月を超え11月に達するまでの期間 | 11日 |
| 11月を超え12月に達するまでの期間 | 12日 |

附　則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

添付書類といたしまして、改正前、改正後についての対照表がございます。下線の部分が改正になっておりますので御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第５　議案第38号　中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第38号　中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第38号

中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中城村条例第16号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省第65号）の一部改正のため、中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要がある。

中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （趣旨）<br>第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第１項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「最低基準」という。）を定めるものとする。 | （趣旨）<br>第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第１項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。 |
| （保育所等との連携）<br>第７条　（略）<br>２　村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に揚げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないことができる。<br>（１）　家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。<br>（２）　次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。<br>３　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に揚げる事項に係る連携協定を行う者として適切に確保しなければならない。<br>（１）　当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場 | （保育所等との連携）<br>第７条　（略）<br>２　家庭的保育事業者等は、連携施設を確保するに当たっては、連携協力の内容について連携施設の設置者と書面により契約等を締結するものとする。ただし、家庭的保育事業者等と連携施設の設置者が同一である場合は、この限りでない。 |

| | |
|---|---|
| 合　第28条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）<br>（２）　事業実施場所において代替保育が提供される場合　事業の規模等を勘案して小規模保育事業Ａ型事業者等と同様の能力を有すると村が認める者 | |
| （食事の提供の特例）<br>第17条　（略）<br>２　搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。<br>（１）・（２）　（略）<br>（３）　学校給食法（昭和29年法律第160号）第３条第２項に規定する義務教育諸学校又は同法第６条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって前２号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）<br>（４）　保育所、幼稚園、認定こども園等から調理事業を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第２項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第２条第２項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） | （食事の提供の特例）<br>第17条　（略）<br>２　搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。<br>（１）・（２）　（略） |

| | |
|---|---|
| （職員）<br>第24条　（略）<br>２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある家庭的を行う場所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。<br>（１）・（２）　（略）<br>３　（略） | （職員）<br>第24条　（略）<br>２　家庭的保育者は、村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。<br>（１）・（２）　（略）<br>３　（略） |
| （職員）<br>第30条　小規模保育事業所Ａ型には、保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所Ａ型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ａ型又は第17条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ａ型にあっては、調理員を置かないことができる。<br>２　（略）<br>３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 | （職員）<br>第30条　小規模保育事業所Ａ型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ａ型又は第17条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ａ型にあっては、調理員を置かないことができる。<br>２　（略）<br>３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 |
| （職員）<br>第32条　小規模保育事業Ｂ型を行う事業所（以下「小規模保育事業所Ｂ型」という。）には、保 | （職員）<br>第32条　小規模保育事業Ｂ型を行う事業所（以下「小規模保育事業所Ｂ型」という。）には、保 |

| | |
|---|---|
| 育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業Ｂ型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ｂ型又は第17条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ｂ型にあっては、調理員を置かないことができる。 | 育士その他保育に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ｂ型又は第17条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ｂ型にあっては、調理員を置かないことができる。 |
| ２　（略） | ２　（略） |
| ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 | ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 |
| （職員）<br>第45条　保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 | （職員）<br>第45条　保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 |
| ２　（略） | ２　（略） |
| ３　前項に規定する保育士の数の算定に当っては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を１人に限り、保育士とみなすことができる。 | ３　前項に規定する保育士の数の算定に当っては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を１人に限り、保育士とみなすことができる。 |

| | |
|---|---|
| （職員）<br>第48条　事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（特区法第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 | （職員）<br>第48条　事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 |
| ２　（略） | ２　（略） |
| ３　前項に規定する保育士の数の算定に当っては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 | ３　前項に規定する保育士の数の算定に当っては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 |
| 附　則 | 附　則 |
| （食事の提供の経過措置）<br>第２条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第１項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して５年を経過する日までの間は、第16条、第23条第４号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第１項 | （食事の提供の経過措置）<br>第２条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第１項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して５年を経過する日までの間は、第16条、第23条第４号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29 |

| | |
|---|---|
| 本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第１号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第４号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第１号（調理設備に係る部分に限る。）及び第４号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第１号（調理室に係る部分に限る。）及び第４号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。<br>２　前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第４号（調理設備に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第３条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等ないで調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 | 条第１号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第４号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第１号（調理設備に係る部分に限る。）及び第４号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第１号（調理室に係る部分に限る。）及び第４号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。 |

附　則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、平成30年４月27日から適用する。

これも改正前と改正後の対照表がございます。下線の部分が改正になりますので御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時３９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４２分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

日程第６　議案第39号　中城村こども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○**村長　浜田京介**　議案第39号　中城村こども医療費助成条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第39号

中城村こども医療費助成条例の一部を改正する条例

中城村こども医療費助成条例（平成６年中城村条例第８号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

こども医療費助成金の現物給付実施に伴い、中城村こども医療費助成条例の一部を改正する必要がある。

中城村こども医療費助成条例の一部を改正する条例

中城村こども医療費助成条例（平成６年中城村条例第８号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （助成金）<br>第４条　村長は、前条に定める助成対象者の対象こどもに係る医療費につき、一部負担金に相当する額を助成対象者に助成する。<br><br>２　前項の規定にかかわらず、助成対象者が支払う一部負担金について次に掲げる給付（この条例による助成を除く。）で医療費の助成に相当 | （助成金）<br>第４条　村長は、前条に定める助成対象者の対象こどもに係る医療費につき、一部負担金を支払う場合において、当該支払額（付加給付金及び高額療養費があるときは、その額を控除した額）を助成する。 |

| | |
|---|---|
| するものを受けることができるときは、当該給付の限度において、この条例による助成は行わない。<br>（１）　医療保険各法に基づく高額療養費その他これに類する給付<br>（２）　医療保険各法の規定により定められた組合等の規約等に基づく附加給付その他これに類する給付<br>（３）　医療保険各法以外の法令の規定による給付<br>（４）　地方公共団体の条例、規則等に規定する給付<br>（５）　前各号に掲げるものを除くほか、国又は地方公共団体の施策による給付<br><br>（現物給付による助成）<br>第７条　村長は、対象こどもが保険診療を受けたときは、当該保険診療に係る保険医療機関等からの請求に基づき、当該保険医療機関等に対して一部負担金の額を支払うことにより助成するものとする。 | |
| （償還払による助成）<br>第８条　前条の規定にかかわらず、助成対象者が一部負担金を保険医療機関等に支払った場合には、村長は、規則の定めるところにより、当該助成対象者からの申請に基づき、一部負担金の額を助成するものとする。 | （助成の方法）<br>第７条　医療費の助成は、規則の定めるところにより、受給資格者の申請に基づき助成する。 |
| ２　（略） | ２　（略） |
| （届出の義務）<br>第９条　受給資格者は次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに村長に届け出なければならない。<br>（１）　（略）<br>（２）　助成対象者が変わったとき。 | （届出の義務）<br>第８条　受給資格者は次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに村長に届け出なければならない。<br>（１）　（略）<br>（２）　受給資格者が生活保護法による保護を受けるようになったとき。 |

| | |
|---|---|
| （３）　対象こどもの医療保険に変更があったとき。<br>（４）　口座振込先又は名義人等を変更したとき。 | （３）　助成対象者が変わったとき。 |
| （助成金の返還）<br>第10条　村長は、偽りその他不正の手段により助成を受けたものがあるとき及び、第４条の規定により助成すべき額を超えて助成を受けたものがあるときは、その者からその助成を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。 | （助成金の返還）<br>第９条　村長は、偽りその他不正の手段により助成を受けたものがあるときは、その者からその助成を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。 |
| （支払の調整）<br>第11条　（略） | （支払いの調整）<br>第10条　（略） |
| （調査）<br>第12条　（略）<br>２　（略） | （調査）<br>第11条　（略）<br>２　（略） |
| （資料の提供等）<br>第13条　（略） | （資料の提供等）<br>第12条　（略） |
| （委任）<br>第14条　（略） | （委任）<br>第13条　（略） |

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の中城村こども医療費助成に係る条例の規定は、平成30年10月1日以降の診療に係る医療費から適用し、同日の前日までの診療については、なお従前の例による。

改正前と改正後の対照表がございます。下線の部分が改正になるところでございますので御参照ください。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時４４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４６分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

日程第７　議案第40号　中城村都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第40号　中城村都市公

園条例の一部を改正する条例について御提案申
し上げます。

議案第40号

中城村都市公園条例の一部を改正する条例

中城村都市公園条例（平成２年中城村条例第10号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

都市公園の整備に伴い、中城村都市公園条例の一部を改正する必要がある。

中城村都市公園条例の一部を改正する条例

中城村都市公園条例（平成２年中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後

（公園の名称、位置）

第３条　公園の名称及び位置は、別表１のとおりとする。

別表第１（第３条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 吉の浦公園 | 中城村字当間620番地 |
| 児童公園１号 | 〃字久場25番地 |
| 児童公園２号 | 〃字久場７－13番地 |
| さくら公園 | 〃字登又89番地 |
| 新世公園 | 〃字新垣1627番地 |
| 津覇児童公園 | 〃字津覇517番地 |

改正前

（公園の名称、位置）

第３条　公園の名称及び位置は、別表１のとおりとする。

別表第１（第３条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 吉の浦公園 | 中城村字当間620番地 |
| 児童公園１号 | 〃字久場25番地 |
| 児童公園２号 | 〃字久場７－13番地 |
| さくら公園 | 〃字登又89番地 |
| 新世公園 | 〃字新垣1627番地 |
| 津覇児童公園 | 〃字津覇517番地 |

| | |
|---|---|
| 北浜児童公園 | 〃字北浜98番地の１ |
| 添石児童公園 | 〃字添石122番地 |
| 登又児童公園 | 〃字登又398番地の１ |
| 北上原児童公園 | 〃字北上原300番地の４ |
| 浜児童公園 | 〃字奥間894番地 |
| 泊児童公園 | 〃字泊388番地 |
| 和宇慶児童公園 | 〃字和宇慶781番地59 |
| ゆらてぃく公園 | 〃字南上原754番地６<br>（35街区） |
| ちゅらばる公園 | 〃字南上原193番地<br>（12街区） |
| かりゆし公園 | 〃字伊舎堂284番地66 |
| 石橋原公園 | 〃字南上原67番地<br>（98街区） |
| 竹口原公園 | 〃字南上原465番地<br>（118街区） |
| 山内原公園 | 〃字南上原336－１<br>（140街区） |
| 赤森原公園 | 〃字南上原994番地１<br>（86街区） |
| 南坂田原公園 | 〃字南上原1133番地１<br>（73街区） |
| パシフィックシティー公園 | 〃字奥間948番地11 |
| 勢理湊原公園 | 〃字津覇339番地26 |
| 伊集農村広場公園 | 〃字伊集78番地 |
| 奥間農村公園 | 〃字奥間598番地２ |
| 伊舎堂農村公園 | 〃字伊舎堂451番地１ |
| 新垣農村公園 | 〃字新垣146番地 |

| | |
|---|---|
| 北浜児童公園 | 〃字北浜98番地の１ |
| 添石児童公園 | 〃字添石122番地 |
| 登又児童公園 | 〃字登又398番地の１ |
| 北上原児童公園 | 〃字北上原300番地の４ |
| 浜児童公園 | 〃字奥間894番地 |
| 泊児童公園 | 〃字泊388番地 |
| 和宇慶児童公園 | 〃字和宇慶781番地59 |
| ゆらてぃく公園 | 〃字南上原754番地６<br>（35街区） |
| ちゅらばる公園 | 〃字南上原193番地<br>（12街区） |
| かりゆし公園 | 〃字伊舎堂284番地66 |
| 石橋原公園 | 〃字南上原67番地<br>（98街区） |
| 竹口原公園 | 〃字南上原465番地<br>（118街区） |
| 山内原公園 | 〃字南上原336－１<br>（140街区） |
| | |
| | |
| パシフィックシティー公園 | 〃字奥間948番地11 |
| 勢理湊原公園 | 〃字津覇339番地26 |
| 伊集農村広場公園 | 〃字伊集78番地 |
| 奥間農村公園 | 〃字奥間598番地２ |
| 伊舎堂農村公園 | 〃字伊舎堂451番地１ |
| 新垣農村公園 | 〃字新垣146番地 |

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

改正前、改正後の対照表がございますが、新たに２カ所の公園が挿入されることになります。

以上でございます。

○**議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時４７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５９分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

日程第８　議案第41号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○**村長　浜田京介**　議案第41号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第３号）について御提案申し上げます。

議案第41号

平成30年度中城村一般会計補正予算（第３号）

平成30年度中城村一般会計補正予算（第３号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162,798千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,681,703千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1　村税 | | 2,441,522 | 30,000 | 2,471,522 |
| | 2　固定資産税 | 1,374,339 | 30,000 | 1,404,339 |
| 10　地方交付税 | | 1,161,143 | 126,042 | 1,287,185 |
| | 1　地方交付税 | 1,161,143 | 126,042 | 1,287,185 |
| 14　国庫支出金 | | 1,650,456 | △1,128 | 1,649,238 |
| | 2　国庫補助金 | 739,134 | △1,128 | 738,006 |
| 15　県支出金 | | 1,208,740 | 9,279 | 1,218,019 |
| | 2　県補助金 | 730,840 | 9,144 | 739,984 |
| | 3　委託金 | 37,909 | 135 | 38,044 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 18　繰入金 | | 601,300 | △150,262 | 451,038 |
| | 2　基金繰入金 | 601,299 | △150,262 | 451,037 |
| 19　繰越金 | | 30,000 | 15,433 | 45,433 |
| | 1　繰越金 | 30,000 | 15,433 | 45,433 |
| 20　諸収入 | | 129,973 | 5,605 | 135,578 |
| | 4　雑入 | 125,957 | 5,605 | 131,562 |
| 21　村債 | | 666,818 | 127,829 | 794,647 |
| | 1　村債 | 666,818 | 127,829 | 794,647 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 8,518,905 | 162,798 | 8,681,703 |

（歳　出）　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1　議会費 | | 103,711 | 425 | 104,136 |
| | 1　議会費 | 103,711 | 425 | 104,136 |
| 2　総務費 | | 1,780,965 | 114,192 | 1,895,157 |
| | 1　総務管理費 | 1,614,147 | 116,463 | 1,730,610 |
| | 2　徴税費 | 96,232 | △1,939 | 94,293 |
| | 3　戸籍住民基本台帳費 | 52,078 | △474 | 51,604 |
| | 5　統計調査費 | 1,216 | 138 | 1,354 |
| | 6　監査委員費 | 1,728 | 4 | 1,732 |
| 3　民生費 | | 3,275,415 | 13,593 | 3,289,008 |
| | 1　社会福祉費 | 1,242,742 | △7,304 | 1,235,438 |
| | 2　児童福祉費 | 2,032,673 | 20,897 | 2,053,570 |
| 4　衛生費 | | 851,826 | 4,241 | 856,067 |
| | 1　保健衛生費 | 478,346 | 1,009 | 479,355 |
| | 2　清掃費 | 373,480 | 3,232 | 376,712 |
| 6　農林水産業費 | | 200,170 | 13,339 | 213,509 |
| | 1　農業費 | 172,428 | 12,563 | 184,991 |
| | 3　水産業費 | 26,423 | 776 | 27,199 |
| 7　商工費 | | 116,685 | △10,254 | 106,431 |
| | 1　商工費 | 116,685 | △10,254 | 106,431 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 8　土木費 | | 451,372 | 15,248 | 466,620 |
| | 1　土木管理費 | 26,949 | 748 | 27,697 |
| | 2　道路橋梁費 | 252,925 | 23,163 | 276,088 |
| | 3　河川費 | 4,379 | 75 | 4,454 |
| | 4　都市計画費 | 36,764 | △4,096 | 32,668 |
| | 5　下水道費 | 130,355 | △4,642 | 125,713 |
| 10　教育費 | | 852,223 | 12,014 | 864,237 |
| | 1　教育総務費 | 127,574 | 3,466 | 131,040 |
| | 2　小学校費 | 168,305 | 6,724 | 175,029 |
| | 3　中学校費 | 60,644 | 9,664 | 70,308 |
| | 4　幼稚園費 | 111,384 | △3,915 | 107,469 |
| | 5　社会教育費 | 251,899 | △8,377 | 243,522 |
| | 6　保健体育費 | 132,417 | 4,452 | 136,869 |
| 歳　出　合　計 | | 8,518,905 | 162,798 | 8,681,703 |

第２表　地方債補正

<table>
<tr><th rowspan="2">起債の目的</th><th colspan="4">補　正　前</th><th colspan="4">補　正　後</th></tr>
<tr><th>限度額</th><th>起債の方法</th><th>利率</th><th>償還の方法</th><th>限度額</th><th>起債の方法</th><th>利率</th><th>償還の方法</th></tr>
<tr><td>臨時財政対策債</td><td>千円<br>168,818</td><td rowspan="4">証書借入<br>又　は<br>証券発行</td><td rowspan="4">年５％以内<br>（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）</td><td rowspan="4">特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。</td><td>千円<br>212,447</td><td rowspan="4">同じ</td><td rowspan="4">同じ</td><td rowspan="4">同じ</td></tr>
<tr><td>施設整備債</td><td>24,600</td><td>24,700</td></tr>
<tr><td>防災施設整備債</td><td>18,900</td><td>16,800</td></tr>
<tr><td>庁舎建設事業債</td><td>423,900</td><td>510,100</td></tr>
</table>

それでは歳入歳出、款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。歳入、1款村税、２項固定資産税、補正前の額13億7,433万9,000円、補正額3,000万円、合計で14億433万9,000円。

10款地方交付税、１項地方交付税、補正前の額11億6,114万3,000円、補正額１億2,604万2,000円、合計で12億8,718万5,000円。

14款国庫支出金、２項国庫補助金、補正前の額７億3,913万4,000円、補正額112万8,000円の減、合計で７億3,800万6,000円。

15款県支出金、２項県補助金、補正前の額７億3,084万円、補正額914万4,000円、合計で７億3,998万4,000円。３項委託金、補正前の額3,790万9,000円、補正額13万5,000円、合計で3,804万4,000円。

18款繰入金、２項基金繰入金、補正前の額６億129万9,000円、補正額１億5,026万2,000円の減、合計で４億5,103万7,000円。

19款繰越金、１項繰越金、補正前の額3,000万円、補正額1,543万3,000円、合計で4,543万3,000円。

20款諸収入、４項雑入、補正前の額１億2,595万7,000円、補正額560万5,000円、合計で１億3,156万2,000円。

21款村債、１項村債、補正前の額６億6,681万8,000円、補正額１億2,782万9,000円、合計で７億9,464万7,000円。

歳入合計、補正前の額85億1,890万5,000円、補正額１億6,279万8,000円、合計で86億8,170万3,000円。

続いて歳出。１款議会費、１項議会費、補正前の額１億371万1,000円、補正額42万5,000円、合計で１億413万6,000円。

２款総務費、１項総務管理費、補正前の額16億1,414万7,000円、補正額１億1,646万3,000円、合計で17億3,061万円。２項徴税費、補正前の額9,623万2,000円、補正額193万9,000円の減、合計で9,429万3,000円。３項戸籍住民基本台帳費、補正前の額5,207万8,000円、補正額47万4,000円の減、合計で5,160万4,000円。５項統計調査費、補正前の額121万6,000円、補正額13万8,000円、合計で135万4,000円。６項監査委員費、補正前の額172万8,000円、補正額4,000円、合計で173万2,000円。

３款民生費、１項社会福祉費、補正前の額12億4,274万2,000円、補正額730万4,000円の減、合計で12億3,543万8,000円。２項児童福祉費、補正前の額20億3,267万3,000円、補正額2,089万7,000円、合計で20億5,357万円。

４款衛生費、１項保健衛生費、補正前の額４億7,834万6,000円、補正額100万9,000円、合計で４億7,935万5,000円。２項清掃費、補正前の額３億7,348万円、補正額323万2,000円、合計で３億7,671万2,000円。

６款農林水産業費、１項農業費、補正前の額１億7,242万8,000円、補正額1,256万3,000円、合計で１億8,499万1,000円。３項水産業費、補正前の額2,642万3,000円、補正額77万6,000円、合計で2,719万9,000円。

７款商工費、１項商工費、補正前の額１億1,668万5,000円、補正額1,025万4,000円の減、合計で１億643万1,000円。

８款土木費、１項土木管理費、補正前の額2,694万9,000円、補正額74万8,000円、合計で2,769万7,000円。２項道路橋梁費、補正前の額２億5,292万5,000円、補正額2,316万3,000円、合計で２億7,608万8,000円。３項河川費、補正前の額437万9,000円、補正額７万5,000円、合計で445万4,000円。４項都市計画費、補正前の額3,676万4,000円、補正額409万6,000円の減、合計で3,266万8,000円。４項都市計画費、補正前の額１億3,035万5,000円、補正額464万2,000円の減、合計で１億2,571万3,000円。５項下水道費、補正前の額１億3,035万5,000円、補正額464万2,000円の減、合計で１億2,571万3,000円。

10款教育費、１項教育総務費、補正前の額１億2,757万4,000円、補正額346万6,000円、合計で１億3,104万円。２項小学校費、補正前の額１億6,830万5,000円、補正額672万4,000円、合計で１億7,502万9,000円。３項中学校費、補正前の額6,064万4,000円、補正額966万4,000円、合計で7,030万8,000円。４項幼稚園費、補正前の額１億1,138万4,000円、補正額391万5,000円の減、合計で１億746万9,000円。５項社会教育費、補正前の額２億5,189万9,000円、補正額837万7,000円の減、合計で２億4,352万2,000円。６項保健体育費、補正前の額１億3,241万7,000円、補正額445万2,000円、合計で１億3,686万9,000円。

歳出合計、補正前の額85億1,890万5,000円、補正額１億6,279万8,000円、合計で86億8,170万3,000円。

続いて第２表地方債の補正。目的、補正前、補正後の限度額、償還方法、利率で読み上げて御提案申し上げます。まず臨時財政対策債、補正前の限度額が１億6,881万8,000円、補正後の限度額が２億1,244万7,000円。続いて施設整備債、補正前の限度額が2,460万円、補正後の限度額2,470万円。防災施設整備債、補正前の限度額1,890万円、補正後の限度額1,680万円。庁舎建設事業債、補正前の限度額４億2,390万円、補正後の限度額５億1,010万円。全て、補正前、補正後も起債の方法、利率、償還の方法は同じ

でございます。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第９　議案第42号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第42号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について御提案申し上げます。

議案第42号

平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132,456千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,386,943千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 9　繰越金 | | 2 | 129,257 | 129,259 |
| | 1　繰越金 | 2 | 129,257 | 129,259 |
| 10　諸収入 | | 5,142 | 3,199 | 8,341 |
| | 4　雑入 | 3,308 | 3,199 | 6,507 |
| 歳　入　合　計 | | 2,254,487 | 132,456 | 2,386,943 |

（歳　出）　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1　総務費 | | 42,122 | 820 | 42,942 |
| | 1　総務管理費 | 32,359 | 789 | 33,148 |
| | 2　徴税費 | 9,715 | 31 | 9,746 |
| 2　保険給付費 | | 1,462,142 | 92,978 | 1,555,120 |
| | 1　療養諸費 | 1,227,710 | 82,698 | 1,310,408 |
| | 2　高額療養費 | 215,439 | 10,000 | 225,439 |
| | 5　葬祭諸費 | 360 | 280 | 640 |
| 6　保健事業費 | | 38,647 | △900 | 37,747 |
| | 2　保健事業費 | 20,680 | △900 | 19,780 |
| 9　諸支出金 | | 2,108 | 39,558 | 41,666 |
| | 1　償還金及び還付加算金 | 2,108 | 39,558 | 41,665 |
| 歳　出　合　計 | | 2,254,487 | 132,456 | 2,386,943 |

読み上げて御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。歳入、９款繰越金、１項繰越金、補正前の額2,000円、補正額１億2,925万7,000円、合計で１億2,925万9,000円。

10款諸収入、４項雑入、補正前の額330万8,000円、補正額319万9,000円、合計で650万7,000円。

歳入合計、補正前の額22億5,448万7,000円、補正額１億3,245万6,000円、合計で23億8,694万3,000円。

続いて歳出、１款総務費、１項総務管理費、補正前の額3,235万9,000円、補正額78万9,000円、合計で3,314万8,000円。２項徴税費、補正前の額971万5,000円、補正額３万1,000円、合計で974万6,000円。

２款保険給付費、１項療養諸費、補正前の額12億2,771万円、補正額8,269万8,000円、合計で13億1,040万8,000円。２項高額療養費、補正前の額２億1,543万9,000円、補正額1,000万円、合計で２億2,543万9,000円。５項葬祭諸費、補正前の額36万円、補正額28万円、合計で64万円。

６款保健事業費、２項保健事業費、補正前の額2,068万円、補正額90万円の減、合計で1,978万円。

９款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、補正前の額210万7,000円、補正額3,955万8,000円、合計で4,166万5,000円。

歳出合計、補正前の額22億5,448万7,000円、補正額１億3,245万6,000円、合計で23億8,694万3,000円。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第10　議案第43号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第43号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について御提案申し上げます。

議案第43号

平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,066千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140,846千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 5　繰越金 | | 1 | 1,766 | 1,767 |
| | 1　繰越金 | 1 | 1,766 | 1,767 |
| 6　諸収入 | | 1,913 | 300 | 2,213 |
| | 2　償還金及び還付加算金 | 320 | 300 | 620 |
| 歳　入　合　計 | | 138,780 | 2,066 | 140,846 |

（歳　出）　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 2　後期高齢者医療広域連合納付金 | | 132,948 | 1,766 | 134,714 |
| | 1　後期高齢者医療広域連合納付金 | 132,948 | 1,766 | 134,714 |
| 3　諸支出金 | | 321 | 300 | 621 |
| | 1　償還金及び還付加算金 | 320 | 300 | 620 |
| 歳　出　合　計 | | 138,780 | 2,066 | 140,846 |

読み上げて御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。歳入、５款繰越金、１項繰越金、補正前の額1,000円、補正額176万4,000円、合計で176万7,000円。

６款諸収入、２項償還金及び還付加算金、補正前の額32万円、補正額30万円、合計で62万円。

歳入合計、補正前の額１億3,878万円、補正額206万6,000円、合計で１億4,084万6,000円。

続いて歳出。２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額１億3,294万8,000円、補正額176万6,000円、合計で１億3,471万4,000円。

３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、補正前の額32万円、補正額30万円、合計で62万円。

歳出合計、補正前の額１億3,878万円、補正額206万6,000円、合計で１億4,084万6,000円。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第11　議案第44号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第44号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について御提案申し上げます。

議案第44号

平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ590千円を減額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ272,505千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| ３　繰入金 | | 130,355 | △4,642 | 125,713 |
| | １　一般会計繰入金 | 130,355 | △4,642 | 125,713 |
| ４　繰越金 | | 1 | 4,052 | 4,053 |
| | １　繰越金 | 1 | 4,052 | 4,053 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 273,095 | △590 | 272,505 |

（歳　出）　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| １　公共下水道費 | | 148,409 | 193 | 148,602 |
| | １　公共下水道費 | 148,409 | 193 | 148,602 |
| ２　公債費 | | 124,486 | △783 | 123,703 |
| | １　公債費 | 124,486 | △783 | 123,703 |
| 歳　　出　　合　　計 | | 273,095 | △590 | 272,505 |

読み上げて御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正、歳入、３款繰入金、１項一般会計繰入金、補正前の額１億3,035万5,000円、補正額464万2,000円の減、合計で１億2,571万3,000円。

４款繰越金、１項繰越金、補正前の額1,000円、補正額405万2,000円、合計で405万3,000円。

歳入合計が、補正前の額２億7,309万5,000円、補正額59万円の減、合計で２億7,250万5,000円。

続いて歳出。１款公共下水道費、１項公共下水道費、補正前の額１億4,840万9,000円、補正額19万3,000円。合計で１億4,860万2,000円。

２款公債費、１項公債費、補正前の額１億2,448万6,000円、補正額78万3,000円の減、合計で１億2,370万3,000円。

歳出合計、補正前の額２億7,309万5,000円、補正額59万円の減、合計で２億7,250万5,000円。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第12　議案第45号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第45号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）について御提案申し上げます。

議案第45号

平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ309,769千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| ３　繰越金 | | 2 | 48,166 | 48,168 |
| | １　繰越金 | 2 | 48,166 | 48,168 |
| 歳　入　合　計 | | 261,603 | 48,166 | 309,769 |

（歳　出）　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| １　土地区画整理事業費 | | 261,602 | 48,166 | 309,768 |
| | １　南上原土地区画整理事業費 | 261,602 | 48,166 | 309,768 |
| 歳　出　合　計 | | 261,603 | 48,166 | 309,769 |

読み上げて御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。歳入、３款繰越金、１項繰越金、補正前の額2,000円、補正額4,816万6,000円、合計4,816万8,000円。

歳入合計、補正前の額２億6,160万3,000円、補正額4,816万6,000円、合計で３億976万9,000円。

続いて歳出、１款土地区画整理事業費、１項南上原土地区画整理事業費、補正前の額２億6,160万2,000円、補正額4,816万6,000円、合計

で３億976万8,000円。

歳出合計、補正前の額２億6,160万3,000円、補正額4,816万6,000円、合計で３億976万9,000円。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第13　議案第46号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第46号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）について御提案申し上げます。

議案第46号

平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）

平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,709千円を増額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,216千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| ３　繰入金 | | 1 | 2,890 | 2,891 |
| | １　基金繰入金 | 1 | 2,890 | 2,891 |
| ４　繰越金 | | 1 | 819 | 820 |
| | １　繰越金 | 1 | 819 | 820 |
| 歳　入　合　計 | | 2,507 | 3,709 | 6,216 |

（歳　出）　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1　汚水処理施設管理費 | | 2,426 | 3,709 | 6,135 |
| | 1　汚水処理施設管理費 | 2,426 | 3,709 | 6,135 |
| 歳　出　合　計 | | 2,507 | 3,709 | 6,216 |

読み上げて御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。歳入、３款繰入金、１項基金繰入金、補正前の額1,000円、補正額289万円、合計で289万1,000円。

４款繰越金、１項繰越金、補正前の額1,000円、補正額81万9,000円、合計で82万円。

歳入合計、補正前の額250万7,000円、補正額370万9,000円、合計で621万6,000円。

続いて歳出、１款汚水処理施設管理費、１項汚水処理施設管理費、補正前の額242万6,000円、補正額370万9,000円、合計で613万5,000円。

歳出合計、補正前の額250万7,000円、補正額370万9,000円、合計で621万6,000円。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第14　議案第47号　平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第47号　平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第２号）について御提案申し上げます。

議案第47号

平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第２号）

第１条　平成30年度中城村水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条　平成30年度中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| | （科目） | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|---|---|---|---|---|
| 支　出 | | | | |
| 第１款 | 水道事業費用 | 496,315 千円 | 8,520 千円 | 504,835 千円 |
| 第１項 | 営業費用 | 491,034 千円 | 4,101 千円 | 495,135 千円 |
| 第２項 | 営業外費用 | 3,980 千円 | 4,419 千円 | 8,399 千円 |

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第15　議案第48号　村道若南線道路整備工事（第４工区）請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第48号　村道若南線道路整備工事（第４工区）請負契約について御提案申し上げます。

議案第48号

村道若南線道路整備工事（４工区）請負契約について

村道若南線道路整備工事（４工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

記

| | |
|---|---|
| １．契約の目的 | 村道若南線道路整備工事（４工区） |
| ２．契約の方法 | 指名競争入札 |
| ３．契 約 金 額 | 金　53,206,200円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金　3,941,200円 |
| ４．契約の相手方 | 中城村字津覇644番地２<br>株式会社　新　栄　組<br>代表取締役　新垣　榮範 |

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

村道若南線道路整備工事（４工区）の工事請負契約を締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

契約書の写し、図面、調書等が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第16　議案第49号　中城村役場新庁舎建設工事（杭工事）請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第49号　中城村役場新庁舎建設工事（杭工事）請負契約について御提案申し上げます。

議案第49号

中城村役場新庁舎建設工事（杭工事）請負契約について

中城村役場新庁舎建設工事（杭工事）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

記

| | |
|---|---|
| １．契約の目的 | 中城村役場新庁舎建設工事（杭工事） |
| ２．契約の方法 | 指名競争入札 |
| ３．契 約 金 額 | 金　53,460,000円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金　3,960,000円 |
| ４．契約の相手方 | 中城村字当間574番地８<br>金城重機株式会社<br>代表取締役　金城　勉 |

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

中城村役場新庁舎建設工事（杭工事）の工事請負契約を締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

入札調書、契約書、図面等が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時３０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３０分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

日程第17　議案第50号　中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第50号　中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）請負契約について御提案申し上げます。

議案第50号

中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）請負契約について

中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

記

| | |
|---|---|
| １．契約の目的 | 中城村役場新庁舎建設工事（建築工事） |
| ２．契約の方法 | 指名競争入札 |
| ３．契 約 金 額 | 金　837,864,000円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金　62,064,000円 |
| ４．契約の相手方 | 浦添市大平２丁目１番１号<br>(株)太名嘉組・(株)富士建設特定建設工事共同企業体<br>代表取締役　名嘉　太助 |

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）の工事請負契約を締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

入札調書、契約書、図面等が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第18　議案第51号　中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第51号　中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約について御提案申し上げます。

議案第51号

中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約について

中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工事）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

記

| | |
|---|---|
| １．契約の目的 | 中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工事） |
| ２．契約の方法 | 指名競争入札 |
| ３．契 約 金 額 | 金　241,326,000円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金　17,876,000円 |
| ４．契約の相手方 | 中城村字久場18－９<br>(有)開成電設・(有)三省電気工事特定建設工事共同企業体<br>代表取締役　比嘉　務 |

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工事）の工事請負契約を締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

入札調書、契約書、図面等の添付がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時３４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３５分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

日程第19　議案第52号　中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第52号　中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約について御提案申し上げます。

議案第52号

中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約について

中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

記

| | |
|---|---|
| １．契約の目的 | 中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事） |
| ２．契約の方法 | 指名競争入札 |
| ３．契 約 金 額 | 金　256,500,000円 |
| うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金　19,000,000円 |
| ４．契約の相手方 | 那覇市曙３丁目20番12号<br>沖縄水質改良(株)・(株)全沖産業特定建設工事共同企業体<br>代表取締役　天願　智一 |

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事）の工事請負契約を締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

入札調書、図面、契約書等の添付がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第20　報告第６号　平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　報告第６号　平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について御報告申し上げます。

報告第６号

平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法第243条の３第２項の規定により、平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算を別冊のとおり報告する。

平成30年９月28日　提出

中城村長　　浜　田　京　介

決算報告書が添付されていますので、御参照いただきたいと思います。なお、中城村は借り入れ等はございません。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第21　報告第７号　平成29年度決算に係る健全化判断比率についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　報告第７号　平成29年度決算に係る健全化判断比率について御報告申し上げます。

報告第７号

平成29年度決算に係る健全化判断比率について

中城村一般会計の平成29年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

| | 平成28年度決算に係る健全化判断比率 | 平成29年度決算に係る健全化判断比率 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第７条の規定に基づき算定した早期健全化基準 |
|---|---|---|---|
| 実質赤字比率 | ― | ― | 15.00 |
| 連結実質赤字比率 | ― | ― | 20.00 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 実質公債費比率 | 9.3 | 9.1 | 25.0 |
| 将来負担比率 | 36.3 | 25.4 | 350.0 |

備考　実質赤字比率又は連結赤字比率がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」と記載する。

平成30年９月28日　提出

中城村長　　浜　田　京　介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項の規定により議会に報告する必要がある。

意見書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第22　報告第８号　平成29年度決算に係る資金不足比率についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　報告第８号　平成29年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第８号

平成29年度決算に係る資金不足比率について

中城村公共下水道事業特別会計の平成29年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第２項の資金不足比率について、同条第１項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

| 会計区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|---|---|---|---|
| 中城村公共下水道事業特別会計 | ― | ― | 20.00 |

備考　資金不足が発生してない場合は、「－」と記載する。

平成30年９月28日　提出

中城村長　　浜　田　京　介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により議会に報告する必要がある。

意見書がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第23　報告第９号　平成29年度決算に係る資金不足比率についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　報告第９号　平成29年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第９号

平成29年度決算に係る資金不足比率について

中城村土地区画整理事業特別会計の平成29年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第２項の資金不足比率について、同条第１項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

| 会計区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|---|---|---|---|
| 中城村土地区画整理事業特別会計 | ― | ― | 20.00 |

備考　資金不足が発生してない場合は、「－」と記載する。

平成30年９月28日　提出

中城村長　　浜　田　京　介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により議会に報告する必要がある。

意見書がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上、報告を終わります。

○**議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第24　報告第10号　平成29年度決算に係る資金不足比率についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○**村長　浜田京介**　報告第10号　平成29年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第10号

平成29年度決算に係る資金不足比率について

中城村水道事業会計の平成29年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第２項の資金不足比率について、同条第１項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

| 会計区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準 |
|---|---|---|---|
| 中城村水道事業会計 | ― | ― | 20.00 |

備考　資金不足が発生してない場合は、「－」と記載する。

平成30年９月28日　提出

中城村長　　浜　田　京　介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により議会に報告する必要がある。

意見書がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○**議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散　会（１１時４４分）

# 平成30年第６回中城村議会定例会（第５日目）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 平成30年９月28日（金） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開議 | 平成30年10月２日　（午前10時00分） | | |
| | 散会 | 平成30年10月２日　（午前11時31分） | | |
| 応招議員<br>（出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | １番 | 安里清市 | ９番 | 比嘉麻乃 |
| | ２番 | 新垣修 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | ３番 | 渡嘉敷眞整 | 11番 | 仲松正敏 |
| | ４番 | 屋良照枝 | 12番 | 金城章 |
| | ５番 | 桃原清 | 13番 | 外間博則 |
| | ６番 | 石原昌雄 | 14番 | 伊佐則勝 |
| | ７番 | 新垣貞則 | 15番 | 新垣善功 |
| | ８番 | 大城常良 | 16番 | 新垣博正 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | １番 | 安里清市 | ２番 | 新垣修 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 新垣親裕 | 議事係長 | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長 | 浜田京介 | 企画課長 | 大湾朝也 |
| | 副村長 | 比嘉忠典 | 企業立地・観光推進課長 | 比嘉保 |
| | 教育長 | 比嘉良治 | 都市建設課長 | 仲松範三 |
| | 総務課長 | 與儀忍 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 比嘉義人 |
| | 住民生活課長 | 津覇盛之 | 上下水道課長 | 仲村武宏 |
| | 会計管理者 | 荷川取次枝 | 教育総務課長 | 比嘉健治 |
| | 税務課長兼住民税係長 | 知名勉 | 生涯学習課長 | 稲嶺盛昌 |
| | 福祉課長 | 金城勉 | 教育総務課主幹 | 稲嶺盛久 |
| | 健康保険課長 | 仲村盛和 | | |

# 議 事 日 程 第 3 号

| 日　　程 | 件　　名 |
| --- | --- |
| 第　1 | 認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第　2 | 認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第　3 | 認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第　4 | 認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第　5 | 認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第　6 | 認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第　7 | 認定第７号　平成29年度中城村水道事業会計決算認定について |
| 第　8 | 議案第53号　平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について |
| 第　9 | 諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 第　10 | 諮問第４号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |

**○議長　新垣博正**　皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

休憩します。

休　憩（１０時００分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時０１分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

日程第１　認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第１号

平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜田　京介

平成29年度

中 城 村 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳　入　額　　8,020,985,793 円

歳　出　額　　7,918,235,997 円

差 引 残 額　　102,749,796 円

平成29年度　一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

（歳　入）　　（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 村税 | | 2,121,980,000 | 2,319,488,950 | 2,171,592,142 | 8,260,542 | 140,064,594 | 49,612,142 | 還付未済額 428,328 |
| | 1 村民税 | 867,501,000 | 930,857,815 | 898,217,871 | 1,246,510 | 31,630,637 | 30,716,871 | 還付未済額 237,203 |

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 村税 | 2 固定資産税 | 1,093,558,000 | 1,221,743,539 | 1,111,554,245 | 6,473,628 | 103,878,391 | 17,996,245 | 還付未済額 162,725 |
| | 3 軽自動車税 | 69,714,000 | 76,342,087 | 71,274,517 | 540,404 | 4,555,566 | 1,560,517 | 還付未済額 28,400 |
| | 4 村たばこ税 | 91,206,000 | 90,545,509 | 90,545,509 | 0 | 0 | △660,491 | |
| | 5 特別土地保有税 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| 2 地方譲与税 | | 41,201,000 | 45,058,447 | 45,058,447 | 0 | 0 | 3,857,447 | |
| | 1 地方揮発油譲与税 | 11,882,000 | 12,930,000 | 12,930,000 | 0 | 0 | 1,048,000 | |
| | 2 自動車重量譲与税 | 28,818,000 | 31,673,000 | 31,673,000 | 0 | 0 | 2,855,000 | |
| | 3 特別とん譲与税 | 500,000 | 455,447 | 455,447 | 0 | 0 | △44,553 | |
| | 4 地方道路譲与税 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △10,000 | |
| 3 利子割交付金 | | 1,998,000 | 1,988,000 | 1,988,000 | 0 | 0 | △10,000 | |
| | 1 利子割交付金 | 1,998,000 | 1,988,000 | 1,988,000 | 0 | 0 | △1,000 | |
| 4 配当割交付金 | | 4,076,000 | 4,062,000 | 4,062,000 | 0 | 0 | △14,000 | |
| | 1 配当割交付金 | 4,076,000 | 4,062,000 | 4,062,000 | 0 | 0 | △14,000 | |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | | 4,549,000 | 4,548,000 | 4,548,000 | 0 | 0 | △1,000 | |
| | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 4,549,000 | 4,548,000 | 4,548,000 | 0 | 0 | △1,000 | |
| 6 地方消費税交付金 | | 293,991,000 | 293,975,000 | 293,975,000 | 0 | 0 | △16,000 | |
| | 1 地方消費税交付金 | 293,991,000 | 293,975,000 | 293,975,000 | 0 | 0 | △16,000 | |
| 7 ゴルフ場利用税交付金 | | 26,275,000 | 25,709,600 | 25,709,600 | 0 | 0 | △565,400 | |
| | 1 ゴルフ場利用税交付金 | 26,275,000 | 25,709,600 | 25,709,600 | 0 | 0 | △565,400 | |
| 8 自動車取得税交付金 | | 10,978,000 | 11,461,000 | 11,461,000 | 0 | 0 | 483,000 | |
| | 1 自動車取得税交付金 | 10,978,000 | 11,461,000 | 11,461,000 | 0 | 0 | 483,000 | |
| 9 地方特例交付金 | | 10,176,000 | 10,176,000 | 10,176,000 | 0 | 0 | 0 | |
| | 1 地方特例交付金 | 10,176,000 | 10,176,000 | 10,176,000 | 0 | 0 | 0 | |

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10 地方交付税 | | 1,472,548,000 | 1,497,271,000 | 1,497,271,000 | 0 | 0 | 24,723,000 | |
| | 1 地方交付税 | 1,472,548,000 | 1,497,271,000 | 1,497,271,000 | 0 | 0 | 24,723,000 | |
| 11 交通安全対策特別交付金 | | 1,800,000 | 1,596,000 | 1,596,000 | 0 | 0 | △204,000 | |
| | 1 交通安全対策特別交付金 | 1,800,000 | 1,596,000 | 1,596,000 | 0 | 0 | △204,000 | |
| 12 分担金及び負担金 | | 2,317,000 | 2,902,039 | 2,899,039 | 0 | 3,000 | 582,039 | |
| | 2 負担金 | 2,317,000 | 2,902,039 | 2,899,039 | 0 | 3,000 | 582,039 | |
| 13 使用料及び手数料 | | 146,449,000 | 155,133,507 | 152,716,457 | 0 | 2,417,050 | 6,267,457 | |
| | 1 使用料 | 115,217,000 | 122,166,477 | 119,794,427 | 0 | 2,372,050 | 4,577,427 | |
| | 2 手数料 | 31,232,000 | 32,967,030 | 32,922,030 | 0 | 45,000 | 1,690,030 | |
| 14 国庫支出金 | | 1,407,758,000 | 1,316,150,927 | 1,316,150,927 | 0 | 0 | △91,607,073 | |
| | 1 国庫負担金 | 876,411,000 | 822,596,865 | 822,596,865 | 0 | 0 | △53,814,135 | |
| | 2 国庫補助金 | 524,448,000 | 486,378,960 | 486,378,960 | 0 | 0 | △38,069,040 | |
| | 3 委託金 | 6,899,000 | 7,175,102 | 7,175,102 | 0 | 0 | 276,102 | |
| 15 県支出金 | | 1,773,824,474 | 1,384,057,502 | 1,384,057,502 | 0 | 0 | △389,766,972 | |
| | 1 県負担金 | 429,853,000 | 402,835,623 | 402,835,623 | 0 | 0 | △27,017,377 | |
| | 2 県補助金 | 1,308,793,474 | 944,786,198 | 944,786,198 | 0 | 0 | △364,007,276 | |
| | 3 委託金 | 35,178,000 | 36,435,681 | 36,435,681 | 0 | 0 | 1,257,681 | |
| 16 財産収入 | | 11,893,000 | 13,035,652 | 13,035,652 | 0 | 0 | 1,142,652 | |
| | 1 財産運用収入 | 11,892,000 | 12,053,366 | 12,053,366 | 0 | 0 | 161,366 | |
| | 2 財産売払収入 | 1,000 | 982,286 | 982,286 | 0 | 0 | 981,286 | |
| 17 寄附金 | | 36,601,000 | 38,149,000 | 38,149,000 | 0 | 0 | 1,548,000 | |
| | 1 寄附金 | 36,601,000 | 38,149,000 | 38,149,000 | 0 | 0 | 1,548,000 | |
| 18 繰入金 | | 308,399,000 | 308,546,000 | 308,546,000 | 0 | 0 | 147,000 | |
| | 1 特別会計繰入金 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| | 2 基金繰入金 | 308,398,000 | 308,546,000 | 308,546,000 | 0 | 0 | 148,000 | |
| 19 繰越金 | | 244,029,639 | 244,029,866 | 244,029,866 | 0 | 0 | 227 | |
| | 1 繰越金 | 244,029,639 | 244,029,866 | 244,029,866 | 0 | 0 | 227 | |

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 諸収入 | | 133,329,000 | 149,303,161 | 149,303,161 | 0 | 0 | 15,974,161 | |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 4,401,000 | 6,417,235 | 6,417,235 | 0 | 0 | 2,016,235 | |
| | 2 村預金利子 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| | 3 貸付金元利収入 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| | 4 雑入 | 128,926,000 | 142,885,926 | 142,885,926 | 0 | 0 | 13,959,926 | |
| 21 村債 | | 348,961,000 | 344,661,000 | 344,661,000 | 0 | 0 | △4,300,000 | |
| | 1 村債 | 348,961,000 | 344,661,000 | 344,661,000 | 0 | 0 | △4,300,000 | |
| 97 一時立替金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 1 一時立替金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 98 一時借入 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 1 一時借入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 歳入合計 | | 8,403,133,113 | 8,171,302,651 | 8,020,985,793 | 8,260,542 | 142,484,644 | △382,147,320 | 還付未済 428,328 |

（歳　出）　　（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 議会費 | | 106,088,000 | 105,523,792 | 0 | 564,208 | 564,208 | |
| | 1 議会費 | 106,088,000 | 105,523,792 | 0 | 564,208 | 564,208 | |
| 2 総務費 | | 1,384,136,440 | 1,360,865,202 | 0 | 23,271,238 | 23,271,238 | |
| | 1 総務管理費 | 1,225,676,440 | 1,207,315,158 | 0 | 18,361,282 | 18,361,282 | |
| | 2 徴税費 | 98,043,000 | 96,162,792 | 0 | 1,880,208 | 1,880,208 | |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 49,499,000 | 46,857,315 | 0 | 2,641,685 | 2,641,685 | |
| | 4 選挙費 | 8,793,000 | 8,462,223 | 0 | 330,777 | 330,777 | |
| | 5 統計調査費 | 627,000 | 622,114 | 0 | 4,886 | 4,886 | |
| | 6 監査委員費 | 1,498,000 | 1,445,600 | 0 | 52,400 | 52,400 | |
| 3 民生費 | | 3,291,750,000 | 2,931,753,255 | 335,271,000 | 24,725,745 | 359,996,745 | |
| | 1 社会福祉費 | 1,519,207,000 | 1,508,361,002 | 0 | 10,845,998 | 10,845,998 | |
| | 2 児童福祉費 | 1,772,543,000 | 1,423,392,253 | 335,271,000 | 13,879,747 | 349,150,747 | |

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不 用 額 | 予算現額と支出済額との比較 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 衛生費 | | 859,789,000 | 856,747,215 | 0 | 3,041,785 | 3,041,785 | |
| | 1 保健衛生費 | 463,868,000 | 461,528,131 | 0 | 2,339,869 | 2,339,869 | |
| | 2 清掃費 | 395,921,000 | 395,219,084 | 0 | 701,916 | 701,916 | |
| 5 労働費 | | 3,781,000 | 3,780,861 | 0 | 139 | 139 | |
| | 1 労働諸費 | 3,781,000 | 3,780,861 | 0 | 139 | 139 | |
| 6 農林水産業費 | | 134,534,000 | 131,427,224 | 1,782,000 | 1,324,776 | 3,106,776 | |
| | 1 農業費 | 123,214,000 | 120,296,050 | 1,782,000 | 1,135,950 | 2,917,950 | |
| | 2 林業費 | 1,233,000 | 1,189,369 | 0 | 43,631 | 43,631 | |
| | 3 水産業費 | 10,087,000 | 9,941,805 | 0 | 145,195 | 145,195 | |
| 7 商工費 | | 121,146,000 | 120,598,122 | 0 | 547,878 | 547,878 | |
| | 1 商工費 | 121,146,000 | 120,598,122 | 0 | 547,878 | 547,878 | |
| 8 土木費 | | 662,452,113 | 613,225,700 | 42,824,387 | 6,402,026 | 49,226,413 | |
| | 1 土木管理費 | 26,584,000 | 26,570,278 | 0 | 13,722 | 13,722 | |
| | 2 道路橋梁費 | 437,113,113 | 411,491,347 | 20,057,387 | 5,564,379 | 25,621,766 | |
| | 3 河川費 | 8,496,000 | 8,493,279 | 0 | 2,721 | 2,721 | |
| | 4 都市計画費 | 68,177,000 | 44,588,796 | 22,767,000 | 821,204 | 23,588,204 | |
| | 5 下水道費 | 122,082,000 | 122,082,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 9 消防費 | | 265,623,000 | 265,622,608 | 0 | 392 | 392 | |
| | 1 消防費 | 265,623,000 | 265,622,608 | 0 | 392 | 392 | |
| 10 教育費 | | 979,517,000 | 929,228,458 | 34,773,000 | 15,515,542 | 50,288,542 | |
| | 1 教育総務費 | 102,931,000 | 101,615,368 | 0 | 1,315,632 | 1,315,632 | |
| | 2 小学校費 | 158,212,000 | 127,687,233 | 29,243,000 | 1,281,767 | 30,524,767 | |
| | 3 中学校費 | 63,438,000 | 61,721,116 | 0 | 1,716,884 | 1,716,884 | |
| | 4 幼稚園費 | 105,067,000 | 97,647,396 | 5,530,000 | 1,889,604 | 7,419,604 | |
| | 5 社会教育費 | 422,323,000 | 416,800,942 | 0 | 5,522,058 | 5,522,058 | |
| | 6 保健体育費 | 127,546,000 | 123,756,403 | 0 | 3,789,597 | 3,789,597 | |
| 11 災害復旧費 | | 71,480,000 | 38,844,680 | 31,842,000 | 793,320 | 32,635,320 | |
| | 1 農林水産施設災害復旧費 | 1,000 | 0 | 0 | 1,000 | 1,000 | |
| | 2 土木施設災害復旧費 | 54,571,000 | 22,694,400 | 31,842,000 | 34,600 | 31,876,600 | |
| | 3 文化財施設災害復旧費 | 16,908,000 | 16,150,280 | 0 | 757,720 | 757,720 | |

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 12 公債費 | | 560,777,000 | 560,618,880 | 0 | 158,120 | 158,120 | |
| | 1 公債費 | 560,777,000 | 560,618,880 | 0 | 158,120 | 158,120 | |
| 13 諸支出金 | | 1,000 | 0 | 0 | 1,000 | 1,000 | |
| | 1 普通財産取得費 | 1,000 | 0 | 0 | 1,000 | 1,000 | |
| 14 予備費 | | 19,453,000 | 0 | 0 | 19,453,000 | 19,453,000 | |
| | 1 予備費 | 19,453,000 | 0 | 0 | 19,453,000 | 19,453,000 | |
| 歳出合計 | | 8,460,527,553 | 7,918,235,997 | 446,492,387 | 95,799,169 | 542,291,556 | |

歳入歳出差引残額　　102,749,796 円

平成30年９月28日

中城村 村長　浜田　京介

## 実 質 収 支 に 関 す る 調 書

（一般会計）　　平成29年度

| 区分 | | 金額 |
|---|---|---|
| 1. 歳入総額 | | 8,020,986 千円 |
| 2. 歳出総額 | | 7,918,236 千円 |
| 3. 歳入歳出差引額 | | 102,750 千円 |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源 | (1) 継続費逓次繰越額 | 0 千円 |
| | (2) 繰越明許費繰越額 | 57,317 千円 |
| | (3) 事故繰越し繰越額 | 0 千円 |
| | 計 | 57,317 千円 |
| 5. 実質収支額 | | 45,433 千円 |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額 | | 0 千円 |
| 備考 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 | |

平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算書。歳入額80億2,098万5,793円、歳出額79億1,823万5,997円、差引残額１億274万9,796円。

それでは決算書を歳入歳出、読み上げて御提案申し上げます。款、項、予算現額、収入済額、予算現額と収入済額との比較の順に読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入、１款村税、１項村民税、予算現額８億6,750万1,000円、収入済額８億9,821万7,871円、比較が3,071万6,871円。２項固定資

産税、予算現額10億9,355万8,000円、収入済額11億1,155万4,245円、比較が1,799万6,245円。３項軽自動車税、予算現額6,971万4,000円、収入済額7,127万4,517円、比較が156万517円。４項村たばこ税、予算現額9,120万6,000円、収入済額9,054万5,509円、比較が66万491円。５項特別土地保有税は費目存置。

２款地方譲与税、１項地方揮発油譲与税、予算現額1,188万2,000円、収入済額1,293万円、比較が104万8,000円。２項自動車重量譲与税、予算現額2,881万8,000円、収入済額3,167万3,000円、比較で285万5,000円。３項特別とん譲与税、予算現額50万円、収入済額45万5,447円、比較で４万4,553円。４項地方道路譲与税は費目存置。

３款利子割交付金、１項利子割交付金、予算現額199万8,000円、収入済額198万8,000円、比較で１万円。

４款配当割交付金、１項配当割交付金、予算現額407万6,000円、収入済額406万2,000円、比較が１万4,000円。

５款株式等譲渡所得割交付金、１項株式等譲渡所得割交付金、予算現額454万9,000円、収入済額454万8,000円、比較で1,000円。

６款地方消費税交付金、１項地方消費税交付金、予算現額２億9,399万1,000円、収入済額２億9,397万5,000円、比較で１万6,000円。

７款ゴルフ場利用税交付金、１項ゴルフ場利用税交付金、予算現額2,627万5,000円、収入済額2,570万9,600円、比較で56万5,400円。

８款自動車取得税交付金、１項自動車取得税交付金、予算現額1,097万8,000円、収入済額1,146万1,000円、比較で48万3,000円。

９款地方特例交付金、１項地方特例交付金、予算現額1,017万6,000円、収入済額も同額で比較はゼロ。

10款地方交付税、１項地方交付税、予算現額14億7,254万8,000円、収入済額14億9,727万1,000円、比較で2,472万3,000円。

11款交通安全対策特別交付金、１項交通安全対策特別交付金、予算現額180万円、収入済額159万6,000円、比較が20万4,000円。

12款分担金及び負担金、２項負担金、予算現額231,7,000円、収入済額289万9,039円、比較で58万2,039円。

13款使用料及び手数料、１項使用料、予算現額１億1,521万7,000円、収入済額１億1,979万4,427円、比較で457万7,427円。２項手数料、予算現額3,123万2,000円、収入済額3,292万2,030円、比較で169万30円。

14款国庫支出金、１項国庫負担金、予算現額８億7,641万1,000円、収入済額８億2,259万6,865円、比較で5,381万4,135円。２項国庫補助金、予算現額５億2,444万8,000円、収入済額４億8,637万8,960円、比較で3,806万9,040円。３項委託金、予算現額689万9,000円、収入済額717万5,102円、比較で27万6,102円。

15款県支出金、１項県負担金、予算現額４億2,985万3,000円、収入済額４億283万5,623円、比較で2,701万7,377円。２項県補助金、予算現額13億879万3,474円、収入済額９億4,478万5,198円、比較で３億6,400万7,276円。３項委託金、予算現額3,517万8,000円、収入済額3,643万5,681円、比較で125万7,681円。

16款財産収入、１項財産運用収入、予算現額1,189万2,000円、収入済額1,205万3,366円、比較で16万1,366円。２項財産売払収入、予算現額1,000円、収入済額98万2,286円、比較で98万1,286円。

17款寄附金、１項寄附金、予算現額3,660万1,000円、収入済額3,814万9,000円、比較で154万8,000円。

18款繰入金、１項特別会計繰入金は費目存置。２項基金繰入金、予算現額３億839万8,000円、収入済額３億854万6,000円、比較で14万8,000円。

19款繰越金、１項繰越金、予算現額２億4,402万9,639円、収入済額２億4,402万9,866円、比較で297円。

20款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料、予算現額440万1,000円、収入済額641万7,235円、比較で201万6,235円。２項、３項につきましては費目存置。４項雑入、予算現額１億2,892万6,000円、収入済額１億4,288万5,926円、比較で1,395万9,926円。

21款村債、１項村債、予算現額３億4,896万1,000円、収入済額３億4,466万1,000円、比較で430万円。

97款、98款につきましてはございません。

歳入合計、予算現額84億313万3,113円、収入済額80億2,098万5,793円、比較で３億8,214万7,320円。

続いて歳出、予算現額、支出済額、比較の順に読み上げます。１款議会費、１項議会費、予算現額１億608万8,000円、支出済額１億552万3,792円、比較で56万4,208円。

２款総務費、１項総務管理費、予算現額12億2,567万6,440円、支出済額12億731万5,158円、比較で1,836万1,282円。２項徴税費、予算現額9,804万3,000円、支出済額9,616万2,792円、比較で188万208円。３項戸籍住民基本台帳費、予算現額4,949万9,000円、支出済額4,685万7,315円、比較で264万1,685円。４項選挙費、予算現額879万3,000円、支出済額846万2,223円、比較で33万777円。５項統計調査費、予算現額62万7,000円、支出済額62万2,114円、比較で4,886円。６項監査委員費、予算現額149万8,000円、支出済額144万5,600円、比較で５万2,400円。

３款民生費、１項社会福祉費、予算現額15億1,920万7,000円、支出済額15億836万1,002円、比較で1,084万5,998円。２項児童福祉費、予算現額17億7,254万3,000円、支出済額14億2,339万2,253円、比較で３億4,915万747円。

４款衛生費、１項保健衛生費、予算現額４億6,386万8,000円、支出済額４億6,152万8,131円、比較で233万9,869円。２項清掃費、予算現額３億9,592万1,000円、支出済額３億9,521万9,084円、比較で70万1,916円。

５款労働費、１項労働諸費、予算現額378万1,000円、支出済額378万861円、比較で139円。

６款農林水産業費、１項農業費、予算現額１億2,321万4,000円、支出済額１億2,029万6,050円、比較で291万7,950円。２項林業費、予算現額123万3,000円、支出済額118万9,369円、比較で４万3,631円。３項水産業費、予算現額1,008万7,000円、支出済額994万1,805円、比較で14万5,195円。

７款商工費、１項商工費、予算現額１億2,114万6,000円、支出済額１億2,059万8,122円、比較で54万7,878円。

８款土木費、１項土木管理費、予算現額2,658万4,000円、支出済額2,657万278円、比較で１万3,722円。２項道路橋梁費、予算現額４億3,711万3,113円、支出済額４億1,149万1,347円、比較で2,562万1,766円。３項河川費、予算現額849万6,000円、支出済額849万3,279円、比較で2,721円。４項都市計画費、予算現額6,817万7,000円、支出済額4,458万8,796円、比較で2,358万8,204円。５項下水道費、予算現額１億2,208万2,000円、同額でございますので比較はございません。

９款消防費、１項消防費、予算現額２億6,562万3,000円、支出済額２億6,562万2,608円、比較で392円。

10款教育費、１項教育総務費、予算現額１億293万1,000円、支出済額１億161万5,368円、比較で131万5,632円。２項小学校費、予算現額１億5,821万2,000円、支出済額１億2,768万7,233円、比較で3,052万4,767円。３項中学校費、予算現額6,343万8,000円、支出済額6,172万1,116円、比較で171万6,884円。４項幼稚園費、予算現額１億506万7,000円、支出済額9,764万7,396

円、比較で741万9,604円。５項社会教育費、予算現額４億2,232万3,000円、支出済額４億1,680万942円、比較で552万2,058円。６項保健体育費、予算現額１億2,754万6,000円、支出済額１億2,375万6,403円、比較で378万9,597円。

11款災害復旧費、１項農林水産施設災害復旧費は費目存置。２項土木施設災害復旧費、予算現額5,457万1,000円、支出済額2,269万4,400円、比較で3,187万6,600円、３項文化財施設災害復旧費、予算現額1,690万8,000円、支出済額1,615万280円、比較で75万7,720円。

12款公債費、１項公債費、予算現額５億6,077万7,000円、支出済額５億6,061万8,880円、比較で15万8,120円。

13款諸支出金は費目存置。

14款予備費、１項予備費、予算現額1,945万3,000円、支出済額も同額ですので、比較も1,945万3,000円。

歳出合計、予算現額84億6,052万7,553円、支出済額79億1,823万5,997円、予算現額と支出済額との比較５億4,229万1,556円。

歳入歳出差引残額１億274万9,796円。平成30年９月28日、中城村長　浜田京介。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時１９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２７分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

日程第２　認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第２号

平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜田　京介

平成29年度

中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳　入　額　　3,027,230,803 円

歳　出　額　　2,897,972,461 円

差引残額　　129,258,342 円

平成29年度　国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

（歳　入）　　（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 国民健康保険税 | | 364,047 | 440,977,452 | 367,472,316 | 4,095,035 | 70,826,801 | 3,425,316 | 還付未済額 1,416,700 |
| | 1 国民健康保険税 | 364,047 | 440,977,452 | 367,472,316 | 4,095,035 | 70,826,801 | 3,425,316 | 還付未済額 1,416,700 |
| 2 一部負担金 | | 2,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △2,000 | |
| | 1 一部負担金 | 2,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △2,000 | |
| 3 使用料及び手数料 | | 430,000 | 459,118 | 459,118 | 0 | 0 | 29,118 | |
| | 1 手数料 | 430,000 | 459,118 | 459,118 | 0 | 0 | 29,118 | |
| 4 国庫支出金 | | 936,466,000 | 978,187,991 | 978,187,991 | 0 | 0 | 41,721,991 | |
| | 1 国庫負担金 | 574,240,000 | 620,243,991 | 620,243,991 | 0 | 0 | 46,003,991 | |
| | 2 国庫補助金 | 362,226,000 | 357,944,000 | 357,944,000 | 0 | 0 | △4,282,000 | |
| 5 療養給付費交付金 | | 27,968,000 | 26,387,000 | 26,387,000 | 0 | 0 | △1,581,000 | |
| | 1 療養給付費交付金 | 27,968,000 | 26,387,000 | 26,387,000 | 0 | 0 | △1,581,000 | |
| 6 前期高齢者交付金 | | 177,506,000 | 177,506,839 | 177,506,839 | 0 | 0 | 839 | |
| | 1 前期高齢者交付金 | 177,506,000 | 177,506,839 | 177,506,839 | 0 | 0 | 839 | |
| 7 県支出金 | | 186,069,000 | 187,729,074 | 187,729,074 | 0 | 0 | 1,660,074 | |
| | 1 県負担金 | 26,069,000 | 26,069,074 | 26,069,074 | 0 | 0 | 74 | |
| | 2 県補助金 | 160,000,000 | 161,660,000 | 161,660,000 | 0 | 0 | 1,660,000 | |
| 8 共同事業交付金 | | 824,492,000 | 824,492,816 | 824,492,816 | 0 | 0 | 816 | |

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 8 共同事業交付金 | 1 共同事業交付金 | 824,492,000 | 824,492,816 | 824,492,816 | 0 | 0 | 816 | |
| 9 財産収入 | | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| | 1 財産運用収入 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| 10 繰入金 | | 412,357,000 | 412,355,362 | 412,355,362 | 0 | 0 | △1,638 | |
| | 1 他会計繰入金 | 412,356,000 | 412,355,362 | 412,355,362 | 0 | 0 | △638 | |
| | 2 基金繰入金 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| 11 繰越金 | | 47,100,000 | 47,099,901 | 47,099,901 | 0 | 0 | △99 | |
| | 1 繰越金 | 47,100,000 | 47,099,901 | 47,099,901 | 0 | 0 | △99 | |
| 12 諸収入 | | 5,500,000 | 11,352,936 | 5,540,386 | 0 | 5,812,550 | 40,386 | |
| | 1 延滞金・加算金及び過料 | 1,502,000 | 1,396,968 | 1,396,968 | 0 | 0 | △105,032 | |
| | 2 預金利子 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| | 3 受託事業収入 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| | 4 雑入 | 3,996,000 | 9,955,968 | 4,143,418 | 0 | 5,812,550 | 147,418 | |
| 97 一時立替金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 1 一時立替金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 98 一時借入金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 1 一時借入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 歳入合計 | | 2,981,938,000 | 3,106,548,489 | 3,027,230,803 | 4,095,035 | 76,639,351 | 45,292,803 | 還付未済 1,416,700 |

（歳　出）　　（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 総務費 | | 43,403,000 | 42,798,842 | 0 | 604,158 | 604,158 | |
| | 1 総務管理費 | 32,840,000 | 32,400,837 | 0 | 439,163 | 439,163 | |
| | 2 徴税費 | 10,515,000 | 10,378,005 | 0 | 136,995 | 136,995 | |
| | 3 運営協議会費 | 48,000 | 20,000 | 0 | 28,000 | 28,000 | |
| 2 保険給付費 | | 1,612,225,000 | 1,584,021,498 | 0 | 28,203,502 | 28,203,502 | |
| | 1 療養諸費 | 1,369,626,000 | 1,345,953,583 | 0 | 23,672,417 | 23,672,417 | |

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 保険給付費 | 2 高額療養費 | 229,573,000 | 225,049,949 | 0 | 4,523,051 | 4,523,051 | |
| | 3 移送費 | 72,000 | 70,874 | 0 | 1,126 | 1,126 | |
| | 4 出産育児諸費 | 12,374,000 | 12,367,092 | 0 | 6,908 | 6,908 | |
| | 5 葬祭諸費 | 580,000 | 580,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 3 後期高齢者支援金等 | | 290,176,000 | 290,173,904 | 0 | 2,096 | 2,096 | |
| | 1 後期高齢者支援金等 | 290,176,000 | 290,173,904 | 0 | 2,096 | 2,096 | |
| 4 前期高齢者納付金等 | | 1,050,000 | 1,049,091 | 0 | 909 | 909 | |
| | 1 前期高齢者納付金等 | 1,050,000 | 1,049,091 | 0 | 909 | 909 | |
| 5 老人保健拠出金 | | 11,000 | 4,971 | 0 | 6,029 | 6,029 | |
| | 1 老人保健拠出金 | 11,000 | 4,971 | 0 | 6,029 | 6,029 | |
| 6 介護納付金 | | 146,333,000 | 146,332,283 | 0 | 717 | 717 | |
| | 1 介護納付金 | 146,333,000 | 146,332,283 | 0 | 717 | 717 | |
| 7 共同事業拠出金 | | 832,167,000 | 781,452,998 | 0 | 50,714,002 | 50,714,002 | |
| | 1 共同事業拠出金 | 832,167,000 | 781,452,998 | 0 | 50,714,002 | 50,714,002 | |
| 8 保健事業費 | | 37,154,000 | 36,377,836 | 0 | 776,164 | 776,164 | |
| | 1 特定健康診査等事業費 | 17,120,000 | 16,951,689 | 0 | 168,311 | 168,311 | |
| | 2 保健事業費 | 20,034,000 | 19,426,147 | 0 | 607,853 | 607,853 | |
| 9 基金積立金 | | 1,000 | 0 | 0 | 1,000 | 1,000 | |
| | 1 基金積立金 | 1,000 | 0 | 0 | 1,000 | 1,000 | |
| 10 公債費 | | 50,000 | 12,054 | 0 | 37,946 | 37,946 | |
| | 1 公債費 | 50,000 | 12,054 | 0 | 37,946 | 37,946 | |
| 11 諸支出金 | | 15,883,000 | 15,748,984 | 0 | 134,016 | 134,016 | |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 15,882,000 | 15,748,984 | 0 | 133,016 | 133,016 | |
| | 2 延滞金 | 1,000 | 0 | 0 | 1,000 | 1,000 | |
| 12 予備費 | | 3,485,000 | 0 | 0 | 3,485,000 | 3,485,000 | |
| | 1 予備費 | 3,485,000 | 0 | 0 | 3,485,000 | 3,485,000 | |
| 歳出合計 | | 2,981,938,000 | 2,897,972,461 | 0 | 83,965,539 | 83,965,539 | |

歳入歳出差引残額　　129,258,342 円

平成30年９月28日

中城村 村長　浜田　京介

## 実質収支に関する調書

（国民健康保険特別会計）　　平成29年度

| 区分 | | 金額 |
|---|---|---|
| 1. 歳入総額 | | 3,027,230 千円 |
| 2. 歳出総額 | | 2,897,972 千円 |
| 3. 歳入歳出差引額 | | 129,258 千円 |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源 | (1) 継続費逓次繰越額 | 0 千円 |
| | (2) 繰越明許費繰越額 | 0 千円 |
| | (3) 事故繰越し繰越額 | 0 千円 |
| | 計 | 0 千円 |
| 5. 実質収支額 | | 129,258 千円 |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額 | | 0 千円 |
| 備考 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 | |

平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。歳入額30億2,723万803円、歳出額28億9,797万2,461円、差引残額１億2,925万8,342円。

歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。歳入のほうから、款、項、予算現額、収入済額、比較の順で読み上げます。

１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、予算現額３億6,404万7,000円、収入済額３億6,747万2,316円、比較が342万5,316円。

２款一部負担金は費目存置。

３款使用料及び手数料、１項手数料、予算現額43万円、収入済額45万9,118円、比較で２万9,118円。

４款国庫支出金、１項国庫負担金、予算現額５億7,424万円、収入済額６億2,024万3,991円、比較で4,600万3,991円。２項国庫補助金、予算現額３億6,222万6,000円、収入済額３億5,794万4,000円、比較で428万2,000円。

５款療養給付費交付金、１項療養給付費交付金、予算現額2,796万8,000円、収入済額2,638万7,000円、比較で158万1,000円。

６款前期高齢者交付金、１項前期高齢者交付金、予算現額１億7,750万6,000円、収入済額１億7,750万6,839円、比較で839円。

７款県支出金、１項県負担金、予算現額2,606万9,000円、収入済額2,606万9,074円、比較で74円。２項県補助金、予算現額１億6,000万円、収入済額１億6,166万円、比較で166万円。

８款共同事業交付金、１項共同事業交付金、予算現額８億2,449万2,000円、収入済額８億2,449万2,816円、比較で816円。

９款は費目存置。

10款繰入金、１項他会計繰入金、予算現額４億1,235万6,000円、収入済額４億1,235万5,362円、比較で638円。２項基金繰入金は費目存置。

11款繰越金、１項繰越金、予算現額4,710万円、収入済額4,709万9,901円、比較で99円。

12款諸収入、１項延滞金・加算金及び過料、予算現額150万2,000円、収入済額139万6,968円、比較で10万5,032円。２項、３項は費目存置。４項雑入、予算現額399万6,000円、収入済額414万3,418円、比較が14万7,418円。

97款、98款はございません。

歳入合計、予算現額29億8,193万8,000円、収入済額30億2,723万803円、予算現額と収入済額との比較4,529万2,803円。

続いて歳出。１款総務費、１項総務管理費、予算現額3,284万円、支出済額3,240万837円、比較で43万9,163円。２項徴税費、予算現額1,051万5,000円、支出済額1,037万8,005円、比較で13万6,995円。３項運営協議会費、予算現額４万8,000円、支出済額２万円、比較で２万8,000円。

２款保険給付費、１項療養諸費、予算現額13億6,962万6,000円、支出済額13億4,595万3,583円、比較で2,367万2,417円。２項高額療養費、予算現額２億2,957万3,000円、支出済額２億2,504万9,949円、比較で452万3,051円。３項移送費、予算現額７万2,000円支出済額７万874円、比較で1,126円。４款出産育児諸費、予算現額1,237万4,000円、支出済額1,236万7,092円、比較で6,908円。５項葬祭諸費、予算現額58万円、支出済額も同額でございますので比較はゼロでございます。

３款後期高齢者支援金等、１項後期高齢者支援金等、予算現額２億9,017万6,000円、支出済額２億9,017万3,904円、比較で2,096円。

４款前期高齢者納付金等、１項前期高齢者納付金等、予算現額105万円、支出済額104万9,091円、比較で909円。

５款老人保健拠出金、１項老人保健拠出金、予算現額１万1,000円、支出済額4,971円、比較で6,029円。

６款介護納付金、１項介護納付金、予算現額１億4,633万3,000円、支出済額１億4,633万2,283円、比較で717円。

７款共同事業拠出金、１項共同事業拠出金、予算現額８億3,216万7,000円、支出済額７億8,145万2,998円、比較で5,071万4,002円。

８款保健事業費、１項特定健康診査等事業費、予算現額1,712万円、支出済額1,695万1,689円、比較が16万8,311円。２項保健事業費、予算現額2,003万4,000円、支出済額1,942万6,147円、比較で60万7,853円。

９款基金積立金は費目存置。

10款公債費、１項公債費、予算現額５万円、支出済額１万2,054円、比較で３万7,946円。

11款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、予算現額1,588万2,000円、支出済額1,574万8,984円、比較で13万3,016円。２項延滞金は費目存置。

12款予備費、１項予備費、予算現額348万5,000円、支出済額は同額で、比較はそのまま348万5,000円。

歳出合計、予算現額29億8,193万8,000円、支出済額28億9,797万2,461円、予算現額と支出済額との比較8,396万5,539円。

歳入歳出差引残額１億2,925万8,342円。平成30年９月28日、中城村長　浜田京介。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第３　認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第３号

平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜田　京介

平成29年度

中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

| | |
|---|---|
| 歳　入　額 | 140,422,827 円 |
| 歳　出　額 | 138,654,874 円 |
| 差引残額 | 1,767,953 円 |

平成29年度　後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

（歳　入）　（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 後期高齢者医療保険料 | | 90,756,000 | 94,235,629 | 91,849,174 | 347,939 | 3,281,119 | 1,093,174 | 還付未済額 1,242,603 |
| | 1 後期高齢者医療保険料 | 90,756,000 | 94,235,629 | 91,849,174 | 347,939 | 3,281,119 | 1,093,174 | 還付未済額 1,242,603 |
| 2 使用料及び手数料 | | 55,000 | 45,700 | 45,700 | 0 | 0 | △9,300 | |
| | 1 手数料 | 55,000 | 45,700 | 45,700 | 0 | 0 | △9,300 | |
| 3 寄付金 | | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| | 1 寄付金 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| 4 繰入金 | | 45,435,000 | 45,434,000 | 45,434,000 | 0 | 0 | △1,000 | |
| | 1 一般会計繰入金 | 45,434,000 | 45,434,000 | 45,434,000 | 0 | 0 | 0 | |

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 繰入金 | 2 他会計繰入金 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| 5 繰越金 | | 1,145,000 | 1,145,568 | 1,145,568 | 0 | 0 | 568 | |
| | 1 繰越金 | 1,145,000 | 1,145,568 | 1,145,568 | 0 | 0 | 568 | |
| 6 諸収入 | | 2,145,000 | 1,948,385 | 1,948,385 | 0 | 0 | △196,615 | |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 21,000 | 6,900 | 6,900 | 0 | 0 | △14,100 | |
| | 2 償還金及び還付加算金 | 666,000 | 398,091 | 398,091 | 0 | 0 | △267,909 | |
| | 3 預金利子 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| | 4 雑入 | 1,457,000 | 1,543,394 | 1,543,394 | 0 | 0 | 86,394 | |
| 歳入合計 | | 139,537,000 | 142,809,282 | 140,422,827 | 347,939 | 3,281,119 | 885,827 | 還付未済 1,242,603 |

（歳　出）　　（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 総務費 | | 4,462,000 | 4,310,137 | 0 | 151,863 | 151,863 | |
| | 1 総務管理費 | 2,326,000 | 2,268,394 | 0 | 57,606 | 57,606 | |
| | 2 徴収費 | 2,136,000 | 2,041,743 | 0 | 94,257 | 94,257 | |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 | | 134,285,000 | 134,059,850 | 0 | 225,150 | 225,150 | |
| | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 134,285,000 | 134,059,850 | 0 | 225,150 | 225,150 | |
| 3 諸支出金 | | 550,000 | 284,887 | 0 | 265,113 | 265,113 | |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 549,000 | 284,887 | 0 | 264,113 | 264,113 | |
| | 2 繰出金 | 1,000 | 0 | 0 | 1,000 | 1,000 | |
| 4 予備費 | | 240,000 | 0 | 0 | 240,000 | 240,000 | |
| | 1 予備費 | 240,000 | 0 | 0 | 240,000 | 240,000 | |
| 歳出合計 | | 139,537,000 | 138,654,874 | 0 | 882,126 | 882,126 | |

歳入歳出差引残額　　1,767,953 円

平成30年９月28日

中城村 村長　浜田　京介

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

（後期高齢者医療特別会計）　　平成29年度

| 区分 | | 金額 |
|---|---|---|
| 1. 歳入総額 | | 140,422 千円 |
| 2. 歳出総額 | | 138,655 千円 |
| 3. 歳入歳出差引額 | | 1,767 千円 |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源 | (1) 継続費逓次繰越額 | 0 千円 |
| | (2) 繰越明許費繰越額 | 0 千円 |
| | (3) 事故繰越し繰越額 | 0 千円 |
| | 計 | 0 千円 |
| 5. 実質収支額 | | 1,767 千円 |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額 | | 0 千円 |
| 備考 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 | |

平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入額１億4,042万2,827円、歳出額１億3,865万4,874円、差引残額176万7,953円。

読み上げて御提案申し上げます。

歳入、１款後期高齢者医療保険料、１項後期高齢者医療保険料、予算現額9,075万6,000円、収入済額9,184万9,174円、比較が109万3,174円。

２款使用料及び手数料、１項手数料、予算現額５万5,000円、収入済額４万5,700円、比較で9,300円。

３款寄付金は費目存置。

４款繰入金、１項一般会計繰入金、予算現額4,543万4,000円、収入済額も同額で比較はゼロ。２項他会計繰入金は費目存置。

５款繰越金、１項繰越金、予算現額114万5,000円、収入済額114万5,568円、比較で568円。

６款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料、予算現額２万1,000円、収入済額6,900円、比較で１万4,100円。２項償還金及び還付加算金、予算現額66万6,000円、収入済額39万8,091円、比較で26万7,909円。３項預金利子は費目存置。４項雑入、予算現額145万7,000円、収入済額154万3,394円、比較で８万6,394円。

歳入合計、予算現額１億3,953万7,000円、収入済額１億4,042万2,827円、予算現額と収入済額との比較88万5,827円。

続いて歳出。１款総務費、１項総務管理費、予算現額232万6,000円、支出済額226万8,394円、比較で５万7,606円。２項徴収費、予算現額213万6,000円、支出済額204万1,743円、比較で９万4,257円。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額１億3,428万5,000円、支出済額１億3,405万9,850円、比較で22万5,150円。

３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、予算現額54万9,000円、支出済額28万4,887円、

比較で26万4,113円。２項繰出金は費目存置。

４款予備費、１項予備費、予算現額24万円、支出済額はゼロですので、比較も24万円。

歳出合計、予算現額１億3,953万7,000円、支出済額１億3,865万4,874円、予算現額と支出済額との比較88万2,126円。

歳入歳出差引残額176万7,953円。平成30年９月28日、中城村長　浜田京介。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第４　認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第４号

平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜田　京介

平成29年度

中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

| | |
|---|---|
| 歳　入　額 | 318,165,675 円 |
| 歳　出　額 | 314,113,436 円 |
| 差引残額 | 4,052,239 円 |

# 平成29年度　公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

（歳　入）　　（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 使用料手数料 | | 36,500,000 | 38,661,070 | 38,661,070 | 0 | 0 | 2,161,070 | |
| | 1 使用料 | 36,440,000 | 38,265,070 | 38,265,070 | 0 | 0 | 1,825,070 | |
| | 2 手数料 | 60,000 | 396,000 | 396,000 | 0 | 0 | 336,000 | |
| 2 県支出金 | | 85,000,000 | 85,000,000 | 85,000,000 | 0 | 0 | 0 | |
| | 1 県補助金 | 85,000,000 | 85,000,000 | 85,000,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 3 繰入金 | | 122,082,000 | 122,082,000 | 122,082,000 | 0 | 0 | 0 | |
| | 1 一般会計繰入金 | 122,082,000 | 122,082,000 | 122,082,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 4 繰越金 | | 2,075,000 | 2,074,082 | 2,074,082 | 0 | 0 | △918 | |
| | 1 繰越金 | 2,075,000 | 2,074,082 | 2,074,082 | 0 | 0 | △918 | |
| 5 諸収入 | | 5,332,000 | 4,948,523 | 4,948,523 | 0 | 0 | △383,477 | |
| | 1 預金利子 | 1,000 | 1,600 | 1,600 | 0 | 0 | 600 | |
| | 2 雑入 | 5,331,000 | 4,946,923 | 4,946,923 | 0 | 0 | △384,077 | |
| 6 村債 | | 65,400,000 | 65,400,000 | 65,400,000 | 0 | 0 | 0 | |
| | 1 村債 | 65,400,000 | 65,400,000 | 65,400,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 97 一時立替金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 1 一時立替金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 98 一時借入金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 1 一時借入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 歳入合計 | | 316,389,000 | 318,165,675 | 318,165,675 | 0 | 0 | 1,776,675 | |

（歳　出）　　（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 公共下水道費 | | 196,918,000 | 194,843,028 | 0 | 2,074,972 | 2,074,972 | |
| | 1 公共下水道費 | 196,918,000 | 194,843,028 | 0 | 2,074,972 | 2,074,972 | |
| 2 公債費 | | 119,271,000 | 119,270,408 | 0 | 592 | 592 | |
| | 1 公債費 | 119,271,000 | 119,270,408 | 0 | 592 | 592 | |

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 予備費 | | 200,000 | 0 | 0 | 200,000 | 200,000 | |
| | 1 予備費 | 200,000 | 0 | 0 | 200,000 | 200,000 | |
| 歳出合計 | | 316,389,000 | 314,113,436 | 0 | 2,275,564 | 2,275,564 | |

歳入歳出差引残額　　4,052,239 円

平成30年９月28日

中城村 村長　浜田　京介

## 実 質 収 支 に 関 す る 調 書

（公共下水道事業特別会計）　　平成29年度

| 区分 | | 金額 |
|---|---|---|
| 1. 歳入総額 | | 318,165 千円 |
| 2. 歳出総額 | | 314,113 千円 |
| 3. 歳入歳出差引額 | | 4,052 千円 |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源 | (1) 継続費逓次繰越額 | 0 千円 |
| | (2) 繰越明許費繰越額 | 0 千円 |
| | (3) 事故繰越し繰越額 | 0 千円 |
| | 計 | 0 千円 |
| 5. 実質収支額 | | 4,052 千円 |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額 | | 0 千円 |
| 備考 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 | |

平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額３億1,816万5,675円、歳出額３億1,411万3,436円、差引残額405万2,239円。

読み上げて、歳入歳出で御提案申し上げます。

歳入、１款使用料手数料、１項使用料、予算現額3,644万円、収入済額3,826万5,070円、比較が182万5,070円。２項手数料、予算現額６万円、収入済額39万6,000円、比較が33万6,000円。

２款県支出金、１項県補助金、予算現額8,500万円、収入済額も同額で比較はゼロ。

３款繰入金、１項一般会計繰入金、予算現額１億2,208万2,000円、収入済額も同額でございますので比較はゼロ。

４款繰越金、１項繰越金、予算現額207万5,000円、収入済額207万4,082円、比較が918円。

５款諸収入、１項預金利子、予算現額1,000円、収入済額1,600円、比較が600円。２項雑入、

予算現額533万1,000円、収入済額494万6,923円、比較が38万4,077円。

６款村債、１項村債、予算現額6,540万円、収入済額6,540万円の同額ですので比較もゼロ。

97款、98款はございません。

歳入合計、予算現額３億1,638万9,000円、収入済額３億1,816万5,675円、予算現額と収入済額との比較177万6,675円。

続いて歳出、１款公共下水道費、１項公共下水道費、予算現額１億9,691万8,000円、支出済額１億9,484万3,028円、比較が207万4,972円。

２款公債費、１項公債費、予算現額１億1,927万1,000円、支出済額１億1,927万408円、比較が592円。

３款予備費、１項予備費、予算現額20万円、支出済額はありませんので、比較も同額20万円。

歳出合計、予算現額３億1,638万9,000円、支出済額３億1,411万3,436円、予算現額と支出済額との比較227万5,564円。

歳入歳出差引残額405万2,239円。平成30年９月28日、中城村長　浜田京介。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

続きまして、日程第５　認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第５号

平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜田　京介

平成29年度

中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

| | |
|---|---|
| 歳　入　額 | 809,823,302 円 |
| 歳　出　額 | 624,976,443 円 |
| 差引残額 | 184,846,859 円 |

# 平成29年度　土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

（歳　入）　　（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 使用料及び手数料 | | 1,400,000 | 1,572,982 | 1,572,982 | 0 | 0 | 172,982 | |
| | 2 使用料 | 1,400,000 | 1,572,982 | 1,572,982 | 0 | 0 | 172,982 | |
| 2 繰入金 | | 400,000,000 | 400,000,000 | 400,000,000 | 0 | 0 | 0 | |
| | 1 基金繰入金 | 400,000,000 | 400,000,000 | 400,000,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 3 繰越金 | | 209,442,000 | 209,438,815 | 209,438,815 | 0 | 0 | △3,185 | |
| | 1 繰越金 | 209,442,000 | 209,438,815 | 209,438,815 | 0 | 0 | △3,185 | |
| 4 諸収入 | | 2,000 | 53,567 | 53,567 | 0 | 0 | 51,567 | |
| | 1 雑入 | 2,000 | 53,567 | 53,567 | 0 | 0 | 51,567 | |
| 5 保留地処分金 | | 200,000,000 | 198,757,938 | 198,757,938 | 0 | 0 | △1,242,062 | |
| | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 200,000,000 | 198,757,938 | 198,757,938 | 0 | 0 | △1,242,062 | |
| 6 村債 | | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| | 1 村債 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| 歳入合計 | | 810,845,000 | 809,823,302 | 809,823,302 | 0 | 0 | △1,021,698 | |

（歳　出）　　（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 土地区画整理事業費 | | 810,843,000 | 624,976,443 | 136,680,670 | 49,185,887 | 185,866,557 | |
| | 1 南上原土地区画整理事業費 | 810,843,000 | 624,976,443 | 136,680,670 | 49,185,887 | 185,866,557 | |
| 2 公債費 | | 1,000 | 0 | 0 | 1,000 | 1,000 | |
| | 1 公債費 | 1,000 | 0 | 0 | 1,000 | 1,000 | |
| 3 予備費 | | 1,000 | 0 | 0 | 1,000 | 1,000 | |
| | 1 予備費 | 1,000 | 0 | 0 | 1,000 | 1,000 | |
| 歳出合計 | | 810,845,000 | 624,976,443 | 136,680,670 | 49,187,887 | 185,868,557 | |

歳入歳出差引残額　　184,846,859 円

平成30年９月28日

中城村 村長　浜田　京介

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

（土地区画整理事業特別会計）　　平成29年度

| 区分 | | 金額 |
|---|---|---|
| 1. 歳入総額 | | 809,823 千円 |
| 2. 歳出総額 | | 624,976 千円 |
| 3. 歳入歳出差引額 | | 184,847 千円 |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源 | (1) 継続費逓次繰越額 | 0 千円 |
| | (2) 繰越明許費繰越額 | 136,681 千円 |
| | (3) 事故繰越し繰越額 | 0 千円 |
| | 計 | 136,681 千円 |
| 5. 実質収支額 | | 48,166 千円 |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額 | | 0 千円 |
| 備考 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 | |

平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額８億982万3,302円、歳出額６億2,497万6,443円、差引残額１億8,484万6,859円。

歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

歳入、１款使用料及び手数料、２項使用料、予算現額140万円、収入済額157万2,982円、比較が17万2,982円。

２款繰入金、１項基金繰入金、予算現額４億円、収入済額も同額ですので比較はゼロ。

３款繰越金、１項繰越金、予算現額２億944万2,000円、収入済額２億943万8,815円、比較で3,185円。

４款諸収入、１項雑入、予算現額2,000円、収入済額５万3,567円、比較で５万1,567円。

５款保留地処分金、１項南上原区画整理事業保留地処分金、予算現額２億円、収入済額１億9,875万7,938円、比較で124万2,062円。

６款村債は費目存置。

歳入合計、予算現額８億1,084万5,000円、収入済額８億982万3,302円、予算現額と収入済額との比較102万1,698円。

続いて歳出、１款土地区画整理事業費、１項南上原土地区画整理事業費、予算現額８億1,084万3,000円、支出済額６億2,497万6,443円、比較が１億8,586万6,557円。

２款、３款につきましては費目存置。

歳出合計、予算現額８億1,084万5,000円、支出済額６億2,497万6,443円、予算現額と支出済額との比較１億8,586万8,557円。

歳入歳出差引残額１億8,484万6,859円。平成30年９月28日、中城村長　浜田京介。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

続きまして、日程第６　認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○**村長　浜田京介**　認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第６号

平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜田　京介

平成29年度

中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書

| | |
|---|---|
| 歳　入　額 | 3,160,833 円 |
| 歳　出　額 | 2,341,425 円 |
| 差 引 残 額 | 819,408 円 |

平成29年度　汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算書

（歳　入）　（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 使用料及び手数料 | | 2,448,000 | 2,634,970 | 2,634,970 | 0 | 0 | 186,970 | |
| | 1 使用料 | 2,447,000 | 2,634,970 | 2,634,970 | 0 | 0 | 187,970 | |
| | 2 手数料 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| 2 寄附金 | | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| | 1 寄附金 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| 3 繰入金 | | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| | 1 基金繰入金 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 繰越金 | | 526,000 | 525,863 | 525,863 | 0 | 0 | △137 | |
| | 1 繰越金 | 526,000 | 525,863 | 525,863 | 0 | 0 | △137 | |
| 5 諸収入 | | 2,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △2,000 | |
| | 1 預金利子 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| | 2 雑収入 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1,000 | |
| 歳入合計 | | 2,978,000 | 3,160,833 | 3,160,833 | 0 | 0 | 182,833 | |

（歳　出）　　（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 汚水処理施設管理費 | | 2,936,000 | 2,341,425 | 0 | 594,575 | 594,575 | |
| | 1 汚水処理施設管理費 | 2,936,000 | 2,341,425 | 0 | 594,575 | 594,575 | |
| 2 予備費 | | 42,000 | 0 | 0 | 42,000 | 42,000 | |
| | 1 予備費 | 42,000 | 0 | 0 | 42,000 | 42,000 | |
| 歳出合計 | | 2,978,000 | 2,341,425 | 0 | 636,575 | 636,575 | |

歳入歳出差引残額　　819,408 円

平成30年９月28日

中城村 村長　浜田　京介

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

（汚水処理施設管理事業特別会計）　　平成29年度

| 区分 | | 金額 |
|---|---|---|
| 1. 歳入総額 | | 3,160 千円 |
| 2. 歳出総額 | | 2,341 千円 |
| 3. 歳入歳出差引額 | | 819 千円 |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源 | (1) 継続費逓次繰越額 | 0 千円 |
| | (2) 繰越明許費繰越額 | 0 千円 |
| | (3) 事故繰越し繰越額 | 0 千円 |
| | 計 | 0 千円 |
| 5. 実質収支額 | | 819 千円 |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額 | | 0 千円 |
| 備考 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 | |

平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書。歳入額316万833円、歳出額234万1,425円、差引残額81万9,408円。

歳入歳出を読み上げて御提案申し上げます。

歳入、１款使用料及び手数料、１項使用料、予算現額244万7,000円、収入済額263万4,970円、比較が18万7,970円。２項手数料は費目存置。

２款寄附金も費目存置。

３款繰入金も費目存置。

４款繰越金、１項繰越金、予算現額52万6,000円、収入済額52万5,863円、比較で137円。

５款諸収入も費目存置。

歳入合計、予算現額297万8,000円、収入済額316万833円、予算現額と収入済額との比較18万2,833円。

続いて歳出、１款汚水処理施設管理費、１項汚水処理施設管理費、予算現額293万6,000円、支出済額234万1,425円、比較で59万4,575円。

２款予備費、１項予備費、予算現額４万2,000円、支出はありませんので、比較も同額４万2,000円。

歳出合計、予算現額297万8,000円、支出済額234万1,425円、予算現額と支出済額との比較63万6,575円。

歳入歳出差引残額が81万9,408円。平成30年９月28日、中城村長　浜田京介。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

日程第７　認定第７号　平成29年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

休憩します。

休　憩（１０時５４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５４分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　認定第７号　平成29年度中　　上げます。
城村水道事業会計決算認定について御提案申し

認定第７号

平成29年度中城村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定に基づき、平成29年度中城村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付します。

平成30年９月28日　提出

中城村長　浜　田　京　介

# 平成29年度中城村水道事業決算報告書

## （1）収益的収入及び支出

収　　入　　（単位：円）

| 区　分 | 予算額 | | | | 決算額 | 予算額に比べ決算額の増減 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当　初予算額 | 補　正予算額 | 地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額に係る財源充当額 | 合　計 | | | |
| 第１款　水道事業収益 | 525,418,000 | 0 | 0 | 525,418,000 | 521,030,046 | △4,387,954 | |
| 第１項　営業収益 | 477,304,000 | 0 | 0 | 477,304,000 | 469,363,381 | △7,940,619 | （うち、仮受消費税及び地方消費税34,167,826円） |
| 第２項　営業外収益 | 48,112,000 | 0 | 0 | 48,112,000 | 51,666,665 | 3,554,665 | （うち、仮受消費税及び地方消費税2,201円） |
| 第３項　特別利益 | 2,000 | 0 | 0 | 2,000 | 0 | △2,000 | |

支　　出　　（単位：円）

| 区　分 | 予算額 | | | | | | | | 決算額 | 地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額 | 不用額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当　初予算額 | 補　正予算額 | 予備費支出額 | 流　用増減額 | 地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額 | 小　計 | 地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額 | 合　計 | | | | |
| 第１款 水道事業費用 | 490,185,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 490,185,000 | 0 | 490,185,000 | 465,297,342 | 0 | 24,887,658 | |
| 第１項 営業費用 | 482,617,000 | 0 | 0 | △2,125,000 | 0 | 480,492,000 | 0 | 480,492,000 | 456,820,434 | 0 | 23,671,566 | （うち、仮払消費税及び地方消費税24,293,656円） |
| 第２項 営業外費用 | 6,467,000 | 0 | 0 | 2,125,000 | 0 | 8,592,000 | 0 | 8,592,000 | 8,476,908 | 0 | 115,092 | |
| 第３項 特別損失 | 101,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 101,000 | 0 | 101,000 | 0 | 0 | 101,000 | |
| 第４項 予　備　費 | 1,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,000,000 | 0 | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 | |

（２）資本的収入及び支出

収　　入

（単位：円）

| 区　分 | 予算額 | | | | | | 決算額 | 予算額に比べ決算額の増減 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当　初予算額 | 補　正予算額 | 小　計 | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額 | 継続費逓次繰越額に係る財源充当額 | 合　計 | | | |
| 第１款　資本的収入 | 52,001,000 | △500,000 | 51,501,000 | 0 | 0 | 51,501,000 | 51,500,000 | △1,000 | |
| 第１項　補　助　金 | 50,000,000 | 0 | 50,000,000 | 0 | 0 | 50,000,000 | 50,000,000 | 0 | |
| 第２項　出　資　金 | 2,000,000 | △500,000 | 1,500,000 | 0 | 0 | 1,500,000 | 1,500,000 | 0 | |
| 第３項　固定資産売却代金 | 1,000 | 0 | 1,000 | 0 | 0 | 1,000 | 0 | △1,000 | |

支　　出

（単位：円）

| 区　分 | 予算額 | | | | | | | 決算額 | 翌年度繰越額 | | | 不用額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当　初予算額 | 補　正予算額 | 流　用増減額 | 小　計 | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費逓次繰越額 | 合　計 | | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費逓次繰越額 | 合　計 | | |
| 第１款　資本的支出 | 146,841,000 | △500,000 | 0 | 146,341,000 | 0 | 0 | 146,341,000 | 129,980,667 | 0 | 0 | 0 | 16,360,333 | |
| 第１項　建設改良費 | 137,053,000 | △500,000 | 0 | 136,553,000 | 0 | 0 | 136,553,000 | 121,192,743 | 0 | 0 | 0 | 15,360,257 | （うち、仮払消費税及び地方消費税 8,241,341円） |
| 第２項　企業債償還金 | 8,788,000 | 0 | 0 | 8,788,000 | 0 | 0 | 8,788,000 | 8,787,924 | 0 | 0 | 0 | 76 | |
| 第３項　その他資本的支出 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 第４項　予　備　費 | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,000,000 | |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 78,480,667円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額　4,426,527円及び過年度損益勘定留保資金74,054,140円で補填した。

平成29年度中城村水道事業決算報告書。収益的収入及び支出の収入からでございます。

収入、第１款水道事業収益、第１項営業収益、当初予算現額４億7,730万4,000円、決算額４億6,936万3,381円、予算額に比べ決算額の増減が794万619円。第２項営業外収益、当初予算額4,811万2,000円、決算額が5,166万6,665円、比較で355万4,665円。第３項特別利益、当初予算額は2,000円、決算はございませんので、そのまま2,000円でございます。

支出、第１款水道事業費用、第１項営業費用、当初予算額４億8,261万7,000円、決算額４億5,682万434円、不用額としまして、2,367万1,566円。第２項営業外費用、当初予算額646万7,000円、決算額847万6,908円、不用額といたしまして11万5,092円。第３項特別損失、当初予算額10万1,000円、決算額はゼロで不用額はそのまま10万1,000円。第４項予備費、当初予算額100万円、これもそのまま不用額100万円でございます。

続いて資本的収入及び支出の収入でございます。第１款資本的収入、第１項補助金、当初予算額5,000万円、決算額5,000万円で比較はゼロです。第２項出資金、当初予算額200万円、補正予算額がマイナス50万円で決算額が150万円、ゼロ。第３項固定資産売却代金は1,000円の費目存置。

続いて支出の第１款資本的支出、第１項建設改良費、当初予算額１億3,705万3,000円、決算額１億2,119万2,743円、不用額は1,536万257円。第２項企業債償還金、当初予算額878万8,000円、決算額878万7,924円、不用額が76円。第３項その他資本的支出はございません。第４項予備費、当初予算額100万円、決算はありませんのでそのまま不用額として100万円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,848万667円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額442万6,527円及び過年度分損益勘定留保資金7,454万140円で補填した。

以上でございます。

平成29年度中城村水道事業損益計算書

（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：円）

| | | |
|---|---|---|
| １　営業収益 | | |
| （１）給水収益 | 425,499,181 | |
| （２）その他の営業収益 | 9,696,374 | 435,195,555 |
| ２　営業費用 | | |
| （１）原水及び浄水費 | 227,743,995 | |
| （２）配水及び給水費 | 67,851,401 | |
| （３）総係費 | 43,825,068 | |
| （４）減価償却費 | 90,816,962 | |
| （５）資産減耗費 | 2,289,352 | 432,526,778 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 営　業　利　益 | | | 2,668,777 |
| 3　営業外収益 | | | |
| （1）受　取　利　息 | 6,000 | | |
| （2）工 事 負 担 金 | 3,669,545 | | |
| （3）雑　　収　　益 | 198,337 | | |
| （4）長期前受金戻入 | 46,418,814 | | |
| （5）引 当 金 戻 入 | 1,379,272 | 51,671,968 | |
| 4　営業外費用 | | | |
| （1）支　払　利　息 | 2,572,308 | | |
| （2）雑　　支　　出 | 530,220 | 3,102,528 | 48,569,440 |
| 経　常　利　益 | | | 51,238,217 |
| 5　特 別 利 益 | | | |
| （1）過年度損益修正益 | 0 | 0 | |
| 6　特 別 損 失 | | | |
| （1）過年度損益修正損 | 0 | 0 | 0 |
| 当年度純利益 | | | 51,238,217 |
| 前年度繰越利益剰余金 | | | 2,983,316 |
| その他の未処分利益剰余金変動額 | | | 0 |
| 当年度未処分利益剰余金 | | | 54,221,533 |

# 平成29年度　中城村水道事業剰余金計算書

（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：円）

| | 資本金 | 剰余金 | | | | | | | | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | 受贈財産評価額 | 補助金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 減債積立金 | 建設改良積立金 | 未処分利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 前年度末残高 | 1,112,137,983 | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 88,081,112 | 197,188,343 | 42,983,316 | 328,252,771 | 1,596,729,561 |
| 前年度処分額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,000,000 | 30,000,000 | △40,000,000 | 0 | 0 |
| 議会の議決による処分額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,000,000 | 30,000,000 | △40,000,000 | 0 | 0 |
| 前年度純利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,000,000 | 30,000,000 | △40,000,000 | 0 | 0 |
| 法令による処分額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前年度純利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 処分後残高 | 1,112,137,983 | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 98,081,112 | 227,188,343 | （繰越利益剰余金）<br>2,983,316 | 328,252,771 | 1,596,729,561 |
| 当年度変動額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 51,238,217 | 51,238,217 | 51,238,217 |
| 資本金組入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資本剰余金受入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当年度純利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 51,238,217 | 51,238,217 | 51,238,217 |
| 当年度末残高 | 1,112,137,983 | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 90,081,112 | 227,188,343 | （当年度未処分利益剰余金）<br>54,221,533 | 379,490,988 | 1,647,967,778 |

平成29年度　中城村水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|---|---|---|---|
| 当年度末残高 | 1,112,137,983 | 156,338,807 | 54,221,533 |
| 議会の議決による処分額 | 0 | 0 | △50,000,000 |
| 減債積立金の積立 | 0 | 0 | 0 |
| 建設改良積立金の積立 | 0 | 0 | △50,000,000 |
| 処分後残高 | 1,112,137,983 | 156,338,807 | （繰越利益剰余金）<br>4,221,533 |

平成29年度中城村水道事業貸借対照表

（平成30年３月31日）

資　産　の　部

（単位：円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　固定資産 | | | |
| （1）有形固定資産 | | | |
| イ　土地 | | 47,769,530 | |
| ロ　構築物 | 3,415,076,269 | | |
| 減価償却累計額 | △1,471,239,406 | 1,943,836,863 | |
| ハ　機械装置 | 233,052,763 | | |
| 減価償却累計額 | △158,279,460 | 74,773,303 | |
| ニ　車輌運搬具 | 2,201,704 | | |
| 減価償却累計額 | △2,091,618 | 110,086 | |
| ホ　器具備品 | 47,437,832 | | |
| 減価償却累計額 | △42,738,838 | 4,698,994 | |
| ヘ　建物 | 66,149,719 | | |
| 減価償却累計額 | △19,501,125 | 46,648,594 | |
| ト　リース資産 | 0 | | |
| 減価償却累計額 | 0 | 0 | |
| チ　建設仮勘定 | | 37,289,404 | |
| 有形固定資産合計 | | | 2,155,126,774 |
| （2）無形固定資産 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| イ 電話加入権 | 123,100 | | |
| ロ リース資産 | 0 | | |
| 無形固定資産合計 | | 123,100 | |
| （3）投資その他の資産 | | 66,995,663 | |
| 固定資産合計 | | | 2,222,245,537 |
| 2 流動資産 | | | |
| （1）現金預金 | 591,293,324 | | |
| （2）未収金 | 38,719,129 | | |
| （3）貸倒引当金 | △82,800 | | |
| （4）貯蔵品 | 290,000 | | |
| （5）その他流動資産 | 181,525 | | |
| 流動資産合計 | | | 630,401,178 |
| 資産合計 | | | 2,852,646,715 |
| 負債の部 | | | |
| 3 固定負債 | | | |
| （1）企業債 | 118,239,739 | | |
| （2）リース債務 | 0 | | |
| （3）引当金 | 16,414,306 | | |
| 固定負債合計 | | 134,654,045 | |
| 4 流動負債 | | | |
| （1）未払金 | 32,621,212 | | |
| （2）前受金 | 0 | | |
| （3）預り金 | 3,797,030 | | |
| （4）その他流動負債 | 0 | | |
| （5）企業債 | 8,973,869 | | |
| （6）リース債務 | 0 | | |
| （7）引当金 | 2,923,458 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 流動負債合計 | | 48,315,569 | |
| 5 繰延収益 | | | |
| （1）長期前受金 | 1,829,077,457 | | |
| （2）長期前受金収益化累計額 | △807,368,134 | | |
| 繰延収益合計 | | 1,021,709,323 | |
| 負債合計 | | | 1,204,678,937 |

資本の部

| | | | |
|---|---|---|---|
| 6 資本金 | | | |
| （1）資本金 | | | |
| イ 固有資本金 | 40,841,872 | | |
| ロ 繰入資本金 | 121,331,192 | | |
| ハ 組入資本金 | 949,964,919 | | |
| 資本金合計 | | 1,112,137,983 | |
| 7 剰余金 | | | |
| （1）資本剰余金 | | | |
| イ 国庫補助金 | 124,073,537 | | |
| ロ 受贈財産評価額 | 23,011,901 | | |
| ハ 保険差益 | 93,318 | | |
| ニ 工事負担金 | 9,160,051 | | |
| 資本剰余金合計 | 156,338,807 | | |
| （2）利益剰余金 | | | |
| イ 減債積立金 | 98,081,112 | | |
| ロ 建設改良積立金 | 227,188,343 | | |
| ハ 当年度未処分利益剰余金 | 54,221,533 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 利益剰余金合計 | 379,490,988 | | |
| 剰余金合計 | | 535,829,795 | |
| 資本合計 | | | 1,647,967,778 |
| 負債資本合計 | | | 2,852,646,715 |

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時５９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時００分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

日程第８　議案第53号　平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　議案第53号　平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について御提案申し上げます。

議案第53号

平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めます。

平成30年９月28日提出

中城村長　　浜　田　京　介

平成29年度　中城村水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|---|---|---|---|
| 当年度末残高 | 1,112,137,983 | 156,338,807 | 54,221,533 |
| 議会の議決による処分額 | 0 | 0 | △50,000,000 |
| 減債積立金の積立 | 0 | 0 | 0 |
| 建設改良積立金の積立 | 0 | 0 | △50,000,000 |
| 処分後残高 | 1,112,137,983 | 156,338,807 | （繰越利益剰余金）<br>4,221,533 |

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時０２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１４分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

日程第９　諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

諮問第３号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住　　所：中城村字伊舎堂
氏　　名：比　嘉　秀　子
生年月日：昭和29年生

平成30年９月28日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

人権擁護委員が平成30年12月31日で任期満了するにあたり、当人を再推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものである。

履歴書等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第３号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認め、したがって諮問第３号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第10　諮問第４号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　諮問第４号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

諮問第４号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住　　所：中城村字南上原
氏　　名：知　名　朝　祐
生年月日：昭和29年生

平成30年９月28日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

人権擁護委員の欠員があり新たに、当人を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものである。

同じく履歴書等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時１７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２８分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第４号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認め、したがって諮問第４号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第４号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認め、したがって諮問第４号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１１時３１分）

# 平成30年第６回中城村議会定例会（第６日目）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 平成30年９月28日（金） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開議 | 平成30年10月３日　（午前10時00分） | | |
| | 散会 | 平成30年10月３日　（午後２時35分） | | |
| 応招議員<br>（出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | １番 | 安里清市 | ９番 | 比嘉麻乃 |
| | ２番 | 新垣修 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | ３番 | 渡嘉敷眞整 | 11番 | 仲松正敏 |
| | ４番 | 屋良照枝 | 12番 | 金城章 |
| | ５番 | 桃原清 | 13番 | 外間博則 |
| | ６番 | 石原昌雄 | 14番 | 伊佐則勝 |
| | ７番 | 新垣貞則 | 15番 | 新垣善功 |
| | ８番 | 大城常良 | 16番 | 新垣博正 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | １番 | 安里清市 | ２番 | 新垣修 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 新垣親裕 | 議事係長 | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長 | 浜田京介 | 企画課長 | 大湾朝也 |
| | 副村長 | 比嘉忠典 | 企業立地・観光推進課長 | 比嘉保 |
| | 教育長 | 比嘉良治 | 都市建設課長 | 仲松範三 |
| | 総務課長 | 與儀忍 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 比嘉義人 |
| | 住民生活課長 | 津覇盛之 | 上下水道課長 | 仲村武宏 |
| | 会計管理者 | 荷川取次枝 | 教育総務課長 | 比嘉健治 |
| | 税務課長兼住民税係長 | 知名勉 | 生涯学習課長 | 稲嶺盛昌 |
| | 福祉課長 | 金城勉 | 教育総務課主幹 | 稲嶺盛久 |
| | 健康保険課長 | 仲村盛和 | | |

# 議 事 日 程 第 4 号

| 日　　程 | 件　　名 | |
|---|---|---|
| 第　1 | 議案第36号 | 中城村島にんじんの日を定める条例 |
| 第　2 | 議案第37号 | 中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第　3 | 議案第38号 | 中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第　4 | 議案第39号 | 中城村こども医療費助成条例の一部を改正する条例 |
| 第　5 | 議案第40号 | 中城村都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 第　6 | 議案第41号 | 平成30年度中城村一般会計補正予算（第３号） |
| 第　7 | 議案第42号 | 平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第１号） |
| 第　8 | 議案第43号 | 平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） |
| 第　9 | 議案第44号 | 平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号） |
| 第　10 | 議案第45号 | 平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号） |
| 第　11 | 議案第46号 | 平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号） |
| 第　12 | 議案第47号 | 平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第２号） |
| 第　13 | 議案第48号 | 村道若南線道路整備工事（４工区）請負契約について |
| 第　14 | 議案第49号 | 中城村役場新庁舎建設工事（杭工事）請負契約について |
| 第　15 | 議案第50号 | 中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）請負契約について |
| 第　16 | 議案第51号 | 中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約について |
| 第　17 | 議案第52号 | 中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約について |
| 第　18 | 同意第４号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて |

**○議長　新垣博正**　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　議案第36号　中城村島にんじんの日を定める条例を議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

新垣　修議員。

**○２番　新垣　修議員**　それでは質疑をいたします。

内容については、島ニンジンの普及、消費、生産の拡大、世代継承を目的にという主要趣旨になっておりますが、消費拡大について質疑いたします。まず取り扱い先、あるいは販売元、近隣の店舗とかファーマーズ等とかいろいろな販売元の販路拡大も図っていくのか。これまでその実績があればお教え願いたいと思います。

２番目に、高齢者生産農家が次々と生産縮小、あるいはやめていく要因には、収穫時の苦労があると聞いております。重機を提供していると聞いていますが、高齢者は免許所持者はなかなかいないと思っております。そこで高齢者支援ではないのですけれども、継続生産をしていただくために、農林水産課として何か計らいはありますか。

次に、ＧＩ登録することで商品価値は向上し、オーラパック、これは無償提供と聞いております。この包装で品質の保護にも加え、値段も安定すると聞いておりますが、ブランドに向けて規格サイズ等の明確な品質規定は定めてあるのか。また、オーラパックの流出防止策などはあるのか、お聞きいたします。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それでは新垣議員の質疑にお答えします。

販売元なのですけれども、去年西原町、中城村、北中城村の３町村で南部中部農村フェアでしたか、それを那覇市の天久りうぼうで１日、南風原のイオンで各特産物の１日、その中で島ニンジン等、あるいは島ダイコン等の販売をしております。

あと、島ニンジンの生産農家の高齢化の件に関してですけれども、現在ヤマハのほうでユンボーの資格も取れるということで、農家の方々にもその呼びかけをしております。現在は１台ですけれども、あと、ユンボーの島ニンジンを掘る刃のほうはありますがユンボー自体がないということで、今年度は１台リースをして、その期間中、収穫時期に合わせて２台を稼働させようと考えております。計らいということについてですけれども、高齢者の方はなかなか免許がないということなのですが、できるだけ高齢者にも講習会、免許が取れるようなシステムがありますので、皆さんに呼びかけて習得できるように行ってまいりたいと考えております。

包装の件ですけれども、この件に関してはこちらのほうで緑化防止のビニールフィルムを作成しまして、農家が要する必要枚数を確認して配付するというで、流出の防止は防げると考えております。

あと、ブランド化の件に関してですけれども、今ＧＩの件は進めております。大体ＧＩの認定に１年ぐらいは要すると考えております。今県のほうと進めつつ、いろいろ書類を調整しながら申請時期に向けて今取り組んでいるところです。以上です。

**○議長　新垣博正**　新垣　修議員。

**○２番　新垣　修議員**　改めて確認いたします。

まず、これは先ほど言いましたように去年は天久りうぼうやイオンのほうで、販路拡大に伴う物産フェアに出たということなのですけれども、私が確認したところ販路拡大におきましては、その島ニンジンを、要はサンエーなり、あるいは近くのファーマーズに、生産農家がみず

から置くという販路拡大の取り組みとしてはやっていると聞いていますけれども、今後の消費拡大を図ることにおきましては、やはり消費をする、その販売先をできるだけ多く店舗などを拡大していくように御検討してもらいたいと思います。

また先ほどヤマハで重機の免許のほうを指導しながら取らせているとお聞きしておりますけれども、まず高齢者に関しましてですが、次世代への継承というのがあるものですから、やはり高齢者に関しましてはなかなかその免許に関してとか、それと運転の危険も伴うと思っております。それで何カ所か回って確認したのですけれども、この機械に関しても確かに免許の、ことしは８月にあったと聞いております。やはり運転も怖くてなかなかできないというのが現状でありますので、そこにそのまま、こういった講習をしていますよということではなくて、もっと生産家の継承を本当に促すのであれば、やはりもう一つ踏まえて農林水産課のほうでも支援していくような、何か策を御検討願うことができないかと思っております。

そしてもう一つなのですけれども、私のほうで今ブランド化に向けての品質、規格というもの。それともう一つはオーラパックのほう、これは無償提供、つまり、無償で配付していると聞いております。これをどう配付しているかわからないのだけれども、多分生産農家から何百枚くださいと、農林水産課、あるいはＪＡの購買のどちらかにそれが委託されると聞いております。中城の島ニンジンをこのパックに入れて多分販売すると思うのですけれども、仮にこのパックがほかのところに、つまり、生産農家が使っていなくて、そのパックを他に流用されないかというのを懸念しております。そうなりますと、産地偽装という形にも後々はなるのではないかというのがあります。そのパックの流出、要は配付した農家の方に番号をとって管理するような、そういった管理体制がちゃんとできているかどうかを再確認いたします。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それではお答えします。

ユンボーの件について、支援できないかということですが、この支援をするためにはオペレーターを１人採用しなければいけないのではないかと思っていますけれども、その辺はうちで採用できるのか、オペレーターがいるのかどうか、まだ確認をしておりませんので、検討をさせていただきたいと考えております。

緑化防止フィルムに関しましては、これはほかの地域に流出しないかということだと思いますけれども、うちとしては島ニンジン農家の方には枚数を数えて配り、その配付した残りの枚数も何枚なのかという確認をします。ほかのニンジン栽培の方々には譲れません。あくまでも中城の島ニンジンですということで徹底をして、ほかの市町村で使用できないように徹底的に指導を行ってまいりたいと考えております。

**○議長　新垣博正**　新垣　修議員。

**○２番　新垣　修議員**　わかりました。特にこの重機のことに関しては、やはりお金の問題もあると思います。今後の大きな課題となっておりますので、どうか前向きに御検討をお願いいたします。

そして、パックの流出の件に関してもですが、しっかりとルールを決めて、それと生産農家にも徹底した約束事を取り決め、せっかく中城の島ニンジンの日を制定するわけですので、やはりこれは成功してもらって農業振興を図ってもらいたいと思っていますので、徹底したルールづくりをお願いしまして、質疑を終わらせていただきます。以上です。

**○議長　新垣博正**　ほかに質疑はありませんか。

大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　おはようございます。議案第36号　中城村島にんじんの日を定める条例について質疑をいたします。

まず１点目、これは島ニンジンの日を制定した日が12月12日ということになっているのですけれども、去年の11月11日に旬入り宣言をしたということで、それを12月12日に設定した根拠を伺います。

２点目に生産の拡大を図るという観点から、農家への優良な種子、それの配付はいつごろを予定しているのか。

あと３点目に、先ほどＧＩ（地理的表示保護制度）の話が出たのですけれども、これはことしの３月定例会でも申請中、調整中だということで話をされていたのですけれども、大体いつごろをめどにこのＧＩの許可が県から下りてくるのか。この３点をよろしくお願いいたします。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それでは大城議員の質疑にお答えします。

12月12日に変更した理由ということですが、去年は11月11日、これは旬入り宣言ということで、島ニンジンが11月ごろから収穫できるということがありまして、旬入り宣言をして島ニンジンをＰＲしようということで考えておりました。ところが農家さんとお話をした結果、11月11日は島ニンジンの旬入り宣言であって、実際に購入したいという方が多いものですから、その際には島ニンジンが少ないということがありまして、一番収穫時期が多いのはいつかと考えましたら、12月から１月、２月にかけてだということで、12月12日が一番いいのではないかということで生産部会ともお話をしまして、決定をいたしました。

続きまして、生産者に良質な種の配付はできないかということなのですけれども、島ニンジンの黄色い島ニンジンの種を去年とりまして、今栽培しているところです。できたらことし配付できるかどうかはわかりませんが、ことしはいろんな災害とかがありまして、良質な島ニンジンの種ができるかどうかはわかりませんけれども、できるだけ早目に、良質な島ニンジンができましたら農家のほうにも配付をしていきたいと考えております。

あとＧＩの件ですけれども、まだ県との調整中でまだ申請はしていません。近々申請できると考えておりますけれども、申請をしてもいろんな県とか国とかの調整があって、大体１年はかかるのではないかということで、申請して１年をめどに考えております。以上です。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　島ニンジンの日はとりあえず市場に大量に出てきそうなのが12月ごろだということで、それを根拠にしているということですが、やはり農家との調整が一番大事になってくるかと思いますので、ぜひひとつそれは品物を切らさないようにというか、できるだけたくさんの方々に配付できるようによろしくお願いします。

優良種子のほうも農家への配布は、これは無料なのか。また、農家は大体何戸ぐらいの方々が島ニンジンを栽培されているのか。その２点を教えてください。

ＧＩのほうもこれから約１年ぐらいということですので、できるだけ早目にそのほうは頑張って申請して、本村の大事な島ニンジンですので、ぜひひとつ頑張っていただきたい。２番目のほうだけ、ひとつ再答弁をお願いします。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それではお答えします。

何戸の農家の方がいらっしゃるかということですが、今手元に資料はありませんけれども、島ニンジンの農家の方々とは密に相談をしなが

ら、どのぐらいの種子が必要なのか。ことしはどのぐらいつくるのか。面積に応じて種子を配付するということで、ことしは１年目ですので、そう大量には農家のほうには配付はできないと思いますけれども、徐々に良質な島ニンジンの種をつくって、できるだけ黄色い色の島ニンジンを目指したいと考えております。

無料で配付する予定です。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時１９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１９分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　済みません、お答えします。

今手元に資料がございませんので、あとで報告をしていきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　この議案第36号は、大変すばらしい条例だと私も思っています。ぜひ本村の大事な大事な島ニンジンですので、それがぜひ沖縄県のみならず、あるいは本土にも送られるような形で、どんどんどんどん生産拡大に励んでいただけるように、ひとつ頑張ってください。以上です。

**○議長　新垣博正**　以上で、大城常良議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、建設常任委員会へ付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号　中城村島にんじんの日を定める条例は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第２　議案第37号　中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時２１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２１分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

休憩します。

休　憩（１０時２１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２３分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

休憩します。

休　憩（１０時２３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２５分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号　中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号　中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第３　議案第38号　中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時２７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３６分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

休憩します。

休　憩（１０時３６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３８分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号　中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号　中城村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第39号　中城村こども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時４０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４１分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから議案第39号　中城村こども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号　中城村こども医療費助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第40号　中城村都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時４３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４４分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

休憩します。

休　憩（１０時４４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４５分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

休憩します。

休　憩（１０時４５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４８分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号　中城村都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号　中城村都市公園条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休　憩（１０時５０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０２分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

日程第６　議案第41号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　それでは議案第41号平成30年度中城村一般会計補正予算（第３号）について質疑いたします。

予算書の21ページ、３款民生費、５目介護保険事業費の14節カラオケ機器リース料20万6,000円とありますけれども、これは100％補助だと思います。リースは何カ月分でしょうか。このカラオケの設置はどこにやるか。

２点目。24ページ、４款衛生費の18節備品購入費、これは不法投棄の監視カメラと聞いていますけれども、これは何台で、設置の場所はど

か、教えてください。

３点目、27ページ、７款商工費、２目観光費です。13節地域おこし隊活動支援業務、これは192万円減になっていますが、減になった理由は何か。面接は何人行い、何人採用したか。２人だと思いますけれども、その減になった理由をお願いいたします。

４点目、33ページ、10款教育費、２目の14節重機使用料。これは津覇小学校のクラブハウスの雨漏り対策ということなのですけれども、この重機使用をしたことで、この工事は全て終了なのか、教えてください。

５点目、同じく18節の備品購入費、これはプリンターということなのですが、拡大コピーのプリンターなのかどうか、教えてください。以上です。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

まず、介護保険事業費のカラオケリース料ですけれども、10月から３月までの６カ月のリース期間で老人センターに設置いたします。事業としては、介護予防事業として村老連への委託で考えております。裏負担につきましては、予算書の12ページ、歳入のほうになりますけれども、雑入の地域支援事業委託料で、介護保険広域連合会からの100％補助で予算計上をしております。以上です。

**○議長　新垣博正**　住民生活課長　津覇盛之。

**○住民生活課長　津覇盛之**　それでは比嘉麻乃議員の御質疑にお答えいたします。

不法投棄監視カメラの設置台数は５台を予定しております。設置箇所としましては、まず泊の農地保全内１カ所、あと新垣の村道新垣中央線沿、屋宜のゴルフゴルフの海岸側、伊舎堂の青葉苑向かいの農道。あと、久場の沖縄電力の北側海岸付近に設置を予定しております。

**○議長　新垣博正**　企業立地・観光推進課長　比嘉　保。

**○企業立地・観光推進課長　比嘉　保**　７款商工費の２目観光費の13節の地域おこし隊活動支援費の減についてなのですけれども、こちら当初３名の予定をしておりました。応募が６名いて、６名のうち該当者、３大首都圏のほうに所在する方が４名であり、この４名の面接、関西地区が２名、関東地区が２名の面接を行っております。面接の結果、採用するに至った方が２名の方で、１名分の減となっております。以上です。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それでは比嘉麻乃議員の質疑にお答えします。

まず重機使用料についてですが、クラブハウスが数年雨漏りしている状況があるということで、原因等がなかなかつかめない状況でした。そこで西側のほうから雨漏りがしている状況が見れますので、まず重機を使って試掘をしてその対策・対応、どの工法がいいかをまず検討しないといけないということで、今回重機使用料を計上しています。備品については、中城小学校の事務所のプリンターが故障しているため、拡大コピーではなくて通常のプリンターとなっています。以上です。

**○議長　新垣博正**　比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　では、また１番目から確認していきたいと思います。

カラオケ機器リース料の半年分ということなのですけれども、これは購入することはできないのでしょうか。購入した場合は、もしかすると補助が受けられないのかどうか。もし受けられるのでしたら、どう考えても半年分で20万円使うよりは購入したほうがいいのではないかと思います。それが一点と、あとカラオケをすることによって、この期待する効果は何か伺います。

不法投棄の監視カメラの件なのですけれども５台ということで、これは単純に計算すると１

台14万6,200円になり、今回は５台補正で出ていますが、今後またさらにふやしていくのでしょうか。というのは、沖縄自動車道のほうから挟んで、宜野湾寄りのほうで監視カメラをつけてくれないかという要望があったので、それを聞きたいと思います。今後またふやしていくことはできるか、教えてください。

あとは地域おこし隊のことなのですけれども、４人面接をして２人採用したということなのですが、これも100％補助だと思います。２人よりは３人のほうが、つまり、人がふえるとアイデアも出てくる数がふえてくるのではないかと思いますが、今後またすばらしい人が現れた場合には採用があって、３人になるということはあるのでしょうか。伺います。

あと４番目、雨漏りのことなのですが、これは確認及び対応を検討するということで、その場所は私も行きましたけれども、カビもひどくて、すごく児童の体も心配になりますので、一日も早くお願いします。これはまた一般質問で行いたいと思います。

あとプリンターの件なのですが、この間中城小学校のほうから拡大プリンターの要望が出ていたので、それかなと思って質疑をしました。拡大のプリンターを授業で使っているところもあるということで、その故障があるということなのでそれかなと質疑をしましたが、もし予算が計上できるのでしたら、拡大プリンターのほうもよろしくお願いいたします。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

介護広域の地域支援事業では、備品購入という補助項目がございません。苦肉の策というか、事業を達成するためにリースを行い、リース切れのあとはもちろん買い取りと同じような、そのまま備品譲渡になるようなリースとして事業を実施しております。買い取りができない補助金でございますので、リースとして対応しております。

あと効果についてなのですけれども、村老連に対しましては、さまざまな介護予防事業を委託しております。その中の課題として、男性会員の参加が非常に少ないということがございましたので、村長を交えた協議の上で老人会からの要望としましては、男性会員を引き込むにはカラオケがいいのではないかという御提案がございましたので、その要望に応えた形での事業委託として考えております。

効果ですけれども、目的としては男性会員を呼び込むと。介護予防対象者である高齢者の男性がご自宅にいらっしゃるので、その方々を老人センターに呼び込んで会話をしたりして、介護予防につなげる事業という目的を持っていますので、効果としても男性会員の参加増というところになろうかと思います。

**○議長　新垣博正**　住民生活課長　津覇盛之。

**○住民生活課長　津覇盛之**　それではお答えいたします。

カメラの１台当たりの価格としましては、議員がおっしゃるように14万円程度でございます。こちらは県の市町村産廃対策支援事業の中の支援事業補助金ということで２分の１の補助となっております。今後継続して事業が多分実施されるだろうと思いますので、今後も必要な箇所がございましたら、要望にお応えできるように県とも調整をしながら、設置に向けて検討していきたいと思っております。

具体的に高速道路付近にそういった不法投棄が見られるということであれば、現地調査をして、その辺に設置ができるように向けて検討したいと思います。

**○議長　新垣博正**　企業立地・観光推進課長　比嘉　保。

**○企業立地・観光推進課長　比嘉　保**　それではお答えいたします。

今回２名の採用ということになったのですけ

れども、今後も観光の魅力化に資する活動という形で今回募集したのですけれども、この地域おこし協力隊の設置要綱では、観光の魅力化に資する活動、産業の魅力化に資する活動、それと教育の魅力化に資する活動等、移住・定住促進に資する活動等、各分野でありまして、それにこの地域おこし協力隊の活用ができないか検討をし、ふやしていきたいと思います。以上です。

**○議長　新垣博正**　比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　以上です。質疑を終わります。

**○議長　新垣博正**　ほかに質疑はありませんか。

大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　それでは議案第41号平成30年度中城村一般会計補正予算（第３号）について質疑をいたします。

まず１点目、15ページ、５目の13節です。これは委託料になるのですけれども、中城村新公共交通運営支援事業380万3,000円ですけれども、これは資料作成と説明では聞いているのですけれども、もう少し詳細を教えてください。

２点目に22ページ、児童福祉総務費の３款の19節放課後子どもプラン推進事業補助金1,079万2,000円ですけれども、これも説明の中では学童の増ということだけしか聞いてないものですから、これの事業内容と学童がどれぐらいふえたのか、教えてください。

３点目に24ページ、先ほど麻乃議員から話があったのですけれども、４款衛生費の18節備品購入費のほうです。これは監視カメラを５台購入とありましたが、現在何台ついていて、この周辺の不法投棄の状況はどれぐらい改善されているのかどうか。これは年間で不法投棄の処理費用というのが約200万円近くは支出していると思うのですけれども、それが減ってきているのかどうか、その辺も教えていただきたいと思います。

４点目に25ページ、３目農業振興費、これも委託料で島ニンジン栽培研究委託料として150万円、単費で計上しているのですけれども、これは農業振興を目的として一括交付金の申請はできなかったのか、それを伺います。

最後、５点目に29ページ、８款土木費、２目道路新設改良費の17節なのですけれども、久場前浜原線の用地購入費ということで332万8,000円計上しているのです。これは私の判断なのですけれども、これを計上したということは地権者との用地交渉が進展して、これが計上できたのかと思っているのですけれども、それをちょっと教えていただきたいと思います。以上、５点よろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　企画課長　大湾朝也。

**○企画課長　大湾朝也**　それでは大城常良議員の御質疑にお答えをしていきます。

２款総務費の５目企画費の中で委託料として、中城村新公共交通運営支援事業ということで予算計上をしております。内容につきましては、中城村の新公共交通運営支援事業におけるデマンドタクシーの運行、コミュニティーバスの運行について本年度の利用状況を整理し、来年度、次年度へ向けた地域公共交通協議会の開催を行うための資料作成などになっております。委託料の内容としましては、公共交通協議会の資料の中でアンケート調査というのも考えております。あとバスであったりタクシーの運行状況、利用状況の整理などもこの委託料の中で調査をしていきたいと考えております。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

児童福祉総務費、19節の子どもプラン推進事業補助金につきましては、学童クラブの環境整備、運営等の補助金でございます。昨年まで中城小学校の空き教室で運営している学童がございました。そちらが南小学校の子供たちを含め満杯、定員いっぱいの状態で運営をしていたの

ですが、そこで中城小学校の子供たちがあふれているという状況がございましたので、その学童が中城南小学校の子たちを対象に、中城南小学校区域に学童を新設するため、１施設の学童クラブの増でございます。このクラブの新たな開所、環境整備及び運営補助金ということで666万円の追加補助となっております。その他につきましても開所日の増とか、土日の授業があったり、あと開所時間を延長したりということを、保護者の要望を聞いてことしから新たに園が対応できるということで、運営補助でふえた分1,079万2,000円の増補正の要求としております。以上です。

**○議長　新垣博正**　住民生活課長　津覇盛之。

**○住民生活課長　津覇盛之**　それではお答えいたします。

現在の監視カメラのほうは４台を設置しております。不法投棄の量についてですけれども、全体的にみますと横ばい状態だと思います。新しいカメラの設置箇所については、不法投棄がほぼ解消されているものと思っております。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１１時２５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２６分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　農林水産費、６款１項３目の島ニンジン栽培研究委託料、このほうは一括交付金は該当しないということで単費で行うことにしました。今回は島ニンジンのＤＮＡの決定をしたいということで、県の農研センターのほうにこのＤＮＡ確定をするために予算を計上しております。以上です。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　大城議員の御質疑にお答えします。

道路新設改良費の17節公有財産購入費332万8,000円につきましては、４月から交渉をしております。まだ合意はできてないのですけれども、先週もお会いしました。納得はまだしてないです。これからも粘り強く交渉をしていきながら、合意できればすぐ契約できるように予算計上をしております。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　それでは２回目、行いたいと思います。

まず１点目、交通運営支援事業ということでいろいろと今からアンケート、それから利用状況等も踏まえていくということで、やはり交通弱者というのが高齢者、それから子供たちというのも多々いるものですから、非常に喜ばれているのだろうと思っているので、ぜひいろいろ調査をしていただいて、しっかりとした計画を立てて進んでいってください。この点は終わりたいと思います。

２点目、児童福祉の件です。これは放課後子どもプラン、先ほど課長の説明あったのは、児童がふえたのではなくて、施設が足りないので、南上原地区に１つの施設を設けるということで、それのいろいろな運営面のお金がかかるものだから、それに充てるということで解釈していいですね。学童の待機児童もいるかと思うのですけれども、やはりこれも含めて、その学童の方々の働くお父さん、お母さんの後ろにはやはり子供がいるものですから、それに向けてゼロに近づけるようにひとつ頑張っていただきたい、そう思っております。

あと３点目、５台新たにつけて、やはりその処理費用も年々低減していかないとつけた意味がないと私はないと思っておりますので、ぜひひとつ監視パトロール、あるいはまた看板も大きいのをつけて、「こっちに監視カメラがあるんだよ」というのをぜひ住民の方にも周知をし

ていただいて、これが減るように、ひとつこれも頑張っていってください。

あと４点目、島ニンジン、単費でしかできなかったということなのですが、私はこれは農業振興の目的の一環だと思っているのですけれども、その一括交付金が受け取れる、取れないのこの判断というのはどういう状況で、これはわかる範囲内で結構ですので、私はこれは取れるものではないかということで今質疑をしているのですけれども、だからどういう形でＤＮＡ鑑定の場合には取れない。あるいは農業振興のいろいろなものには取れると、この判断をどこで判断されているのかというのがわかるのであれば教えてください。

あとは、５点目の久場前浜原線、私はもうてっきり進展があって補正予算を出して、これから解決に向けて進んでいくのだろうと思っていたのですけれども、話を今聞いたらまだ交渉の段階だということで、これは久場区民から道路を早めに完成してほしいという話もあるもんですから、大変厳しい面もあろうかと思うのですけれども、ぜひ誠心誠意交渉していただいて、できるだけ早く開設に向けて、やはりもう90％以上できているわけですから、それだけの分に関して１年も２年も後退していったら、村のほうもいろいろな弊害が出てくるのかと。何でここだけ、他はでき上がっているのにできないのかといろいろ話も聞きますので、十分対応していただいてできるだけ早目にやっていってください。では、農林水産課だけお願いします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１１時３２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３３分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それではお答えします。

一括交付金に該当しなった点ですけれども、島ニンジンだけの研究ではなくて、ほかの研究も行うということで県の農林研究センターに委託をするということがありまして、今回は一括交付金に該当しないということです。以上です。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　これは先ほども条例の中でも話があったとおり、我々本村としてブランド化を目指している中で、やはりこういった事業は本当に一番大事な、本村にとって今から農業の活路を見出す中で重要なブランドの確立になると思いますので、それができないということになった場合は、やはり農家の方々もいろいろと問題が出てくるかと思いますので、いろいろと調べていただいて、そういうものに関しては一括交付金を利用したやり方でもできるのではないかというのを一つ検討してください。以上で終わります。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１１時３５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３８分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

新垣　修議員。

**○２番　新垣　修議員**　それでは質疑をいたします。

６款農林水産業費、３目農業振興費並びに13節の農業施設ビニール処理委託料の64万9,000円の補正に関してなのですけれども、去年の実績を踏まえて、全体で見ますと大幅な補正になっているのではないかと思われます。そのふえた要因と、それとこの廃プラの回収、８月に一度終わっていると思うのですけれども、その実績の金額というものは出ているのですか。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１１時４０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４０分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それでは新垣議員の質疑にお答えします。

平成29年度、これは平均をとっていますけれども、２回目が2,850キログラム、３回目が2,650キログラム、合計で5,500キログラムとなっております。

要因についてですけれども、台風の発生が多くて農家のビニールが剝がされたということがありまして、やはりことしに関してはビニールの廃プラの量がふえたと考えております。

８月の処理実績ですけれども、今数字のほうは持っておりませんから、後で報告をしたいと思います。以上です。

**○議長　新垣博正**　新垣　修議員。

**○２番　新垣　修議員**　もちろんその台風等いろいろなもので、これは年度年度でふえていくようなものと認識しておりますけれども、一つ懸念するのが、もちろんこれは単費で補正を組んでいると思うのですけれども、あくまでもこの処理量が年々年々ふえていくと、やはりこれも問題ではないかという思いがありまして確認をしたいのですけれども、これ農家の皆さんが吉の浦のほうに持ち込んできていると思うのですけれども、事前にこれは委任状もとられております。その中で、どれぐらいの規模で持ってくるのか。年度の予算を立てる前に、大体年度に応じての処理費の予算を立てると思うのですけれども、その持ちこんだものに対して、担当部署としては計測しながら、その範囲内でちゃんと適正に運ばれているかどうか、確認とかできていますか。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それではお答えします。

適正に処理がされたかどうかですよね。これはちゃんとした委託会社のほうに委託しておりますので、これは適正に処理されております。以上です。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１１時４４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４４分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　廃プラに関しましては、職員も配置して業者も一緒に計測をしながら処理をしています。そこで数量を計測しております。それで事前にどのぐらい持ち込むかということは行っておりません。要するに農家がいちいち計量はできないと思いますので、一応委任状だけをもらいまして、それで処理をしております。以上です。

**○議長　新垣博正**　新垣　修議員。

**○２番　新垣　修議員**　今答弁がありましたように、農家から聞き取りをしていないということなのですけれども、この回収方法に関しては今後いろいろと検討なされたほうがいいのではないかと思っています。ただやみくもに持ち込まれても、予算を立てることが多分後々できなくなるのではないかという懸念があります。それともう一つは、これはあくまでも想定のお話をさせてもらうのですけれども、やはりほかの部外からも紛れ込んでいるのではないかというお話も多々聞いたものですから、そのためにもこの回収方法に関しては、今後検討という形で進めてもらいたいと思います。以上です。

**○議長　新垣博正**　ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷眞整議員。

**○３番　渡嘉敷眞整議員**　では一般会計補正予

算について質疑をさせていただきます。

まず34ページ、教育振興費の20節扶助費でございますが、618万6,000円の補正増で、その理由としては受給者が108名ふえたんだというお話でした。その次の35ページ、同じく扶助費の要保護及び準要保護の児童生徒援助費ですけれども、これも772万8,000円補正増が出ております。これも66名から100名になって、34名ふえたのだというお話でした。この２つ、トータルしますと大体1,391万4,000円、当初予算で1,744万1,000円計上されております。それで補正額を加えると、約3,135万5,000円となります。これは当初予算の見当違いなのか、あるいは急激にふえてきたのか。子供たちの就学援助ですので、大変困っている家庭については、とても助かる補助ですので、これは大変結構だと思います。ですけれども、多分従来のレベルというと、その1,700万円程度なのかというところと急に増えた理由等、もうちょっと教えていただければと思います。そして来年の平成31年度からはそこが基礎になるわけですから、当初から3,000万円をぜひ確保していただきたいと思います。この要保護・準要保護の増額確保についても、大変感謝申し上げます。

説明のときに２年生と３年生が修学旅行を一緒にするというお話がありました。従来修学旅行というのは、小学校で１回、中学校で１回かというイメージを持っていたのですけれども、２年生、３年生一緒にやるということは、来年も２年生、３年生とずっとやるのかどうなのか、これは特別な理由なのか。そこら辺を教えていただきたいと思います。

あと、37ページになります。４目の吉の浦会館費の中に、13節委託料、吉の浦会館機能強化設計委託料ということで273万8,000円が計上されております。吉の浦会館も…済みません、いつごろできたか、約20年ぐらいなるのか。今吉の浦会館を見ますと、机、腰かけだとか、会議室のテーブル、椅子、ロビーのソファーとか、カウンターで憩いのテーブルセットとかが整備されてきれいになっています。その努力に対しても大変ありがとうございます。そしてこの吉の浦会館をコンサート等でいつも使わせていただいているのですけれども、使うときにまず困るのが、やはりトイレだと思います。これはトイレを改修するための設計のために予算がとられていると聞いております。でも吉の浦会館の機能としては、トイレだけではないと思います。あといろいろ文化協会として使わせていただいているはずですけれども、文化協会の一員として洋楽部があります。その洋楽部のコンサートのときに、まず一番困るのが舞台作成です。実際舞台に入らないで、舞台を作成する。これは観光推進課でしたでしょうか。そこが屋台舞台を持っていますから、それを借りて組み立ててやっております。それは助かっております。あと一つ困るのが、言うなればコンサート会場用につくられていないものですから、音でしたら音が天井かバックに逃げていくのです。演奏したら、音はお客さんに聞かせるために前に行くように最低限、反響板というのがどうしても必要かと思っています。あと、いろいろ文化祭りとかで子供の発表がどんどん続いていきますので、この入れかえが相当混雑します。ですから、言うなれば吉の浦会館のバックに準備室…。

**○議長　新垣博正**　渡嘉敷議員、質疑の途中ですけれども、補正の趣旨に沿って質疑していただきたいのです。一般質問でできる質問は、一般質問の中でぜひ取り上げていただければと思います。簡潔に質疑をお願いいたします。

**○３番　渡嘉敷眞整議員**　済みません、わかりました。長くなりまして申しわけございません。

ということで、この吉の浦会館機能強化設計委託料というのは、どのような設計をされるために計上しているのか。あと工事費がないのですけれども、設計して工事はいつやるのかと、

そこら辺を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それでは渡嘉敷議員の質疑にお答えしていきたいと思います。

まず要保護・準要保護の予算、就学援助になりますが増額の理由といたしましては、先ほど議員もおっしゃった人数の増という部分はあります。ただ、当初予算において組む場合、平成28年度の実績をまず基本として、平成29年度も年度途中ではありますので、その部分も加味はしますけれども、平成28年度において小学校が152名、中学校が73名程度ということで、平成28年度当初でまずは対応していけるかということで考えていましたが、やはり申請の方法が当初は中学校とか小学校の事務所での申請しかできなかったのですが、教育委員会の窓口で対応できるようにしたり、あとは申請書に所得の証明書をつけるのですが、これは税務課のほうに行ってまたとらないといけないという部分がありますので、その辺を緩和しながら、また周知もオリエンテーションなども含めて実施したために、その部分はやはり周知が行き渡ったという部分でふえているのではないかと考えています。ですので、今回大きな金額ではありますが、補正で対応をしてきた次第です。また修学旅行の部分についても、増の原因ではあります。修学旅行については、これまで３年生で実施していましたが、受験等も控える部分があるということで、今年度３年と２年生を実施し、来年から２年生で本格的に実施するために今回は２学年の実施となっています。以上です。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○障害学習課長　稲嶺盛昌**　それでは渡嘉敷議員の御質疑にお答えいたします。

37ページ、４目の13節委託料、吉の浦会館機能強化設計委託料ということで、こちらは吉の浦会館の女子トイレの増設をいたします。それプラス既存の男子トイレ、女子トイレを含めて和式のほうが１つあります。そういったところを洋式に変えていく、またウォシュレットのものに変えるという設計をします。それと工事に関しては次年度、平成31年度に工事を実施いたします。以上です。

**○議長　新垣博正**　渡嘉敷眞整議員。

**○３番　渡嘉敷眞整議員**　今御説明でよくわかりました。要保護・準要保護につきましては、従来の方法を変えたのだと。学校内ですと非常に困っていても、端の友達の目を気にしてなかなか言えないというところがあったのだろうと思います。そういうところを改善されたのだと思います。ありがとうございます。

吉の浦会館のトイレの設計の話なのですけれども、これにつきましてはどうしても使う側からすると、特に文化協会、私は今洋楽部の話をしましたけれども、古典芸能だとか、踊りとか、三味線とか、舞台とかいろいろありますので、そこら辺の改善・改良まで持っていかないと吉の浦会館の問題は解決しないのではないかと思っています。それでぜひ、設計するに当たって担当者だけでやるのではなくて、外部の意見を取り入れてもらいたいという気持ちがあります。特に今利用させていただいているのは文化協会だと思いますので、文化協会からも何名か、各種類によって困っている点とかいろいろあると思いますので、設計に当たりまして、文化協会からもぜひ意見をほしいと。皆さんが努力しているのはとてもうれしく感じています。さらにこれをよくするためには、やはり使う側の意見も聞いていただきたいので、ぜひ文化協会にも呼びかけをしていただきたいという希望でございます。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１２時０１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時０３分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

屋良照枝議員。

**○４番　屋良照枝議員**　質疑いたします。

26ページ、水産振興費の荷捌場の修繕補助金について、補助金ということで天井の剝離修繕と伺いましたけれども、時期的にいつごろできるのか。というのは、場所を見ましたけれども、漁民とか組合員はその箇所がわかっているのですけれども、こちらは月２回、朝市がある場所でして、住民のほうも出入りしますので、早目の修繕をお願いしたいので、その修繕の時期についてお伺いいたします。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それでは屋良議員の質疑にお答えします。

補正予算が成立次第、早急に対応をさせたいと考えております。以上です。

**○議長　新垣博正**　屋良照枝議員。

**○４番　屋良照枝議員**　済みません、年内に可能ですね。ありがとうございます。

**○議長　新垣博正**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第３号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号　平成30年度中城村一般会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休　憩（１２時０６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

日程第７　議案第42号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第43号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第44号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１３時３４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３６分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第45号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１３時３７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３８分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

日程第11　議案第46号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１３時４０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時４２分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第47号　平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号　平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第２号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号　平成30年度中城村水道事業会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

日程第13　議案第48号　村道若南線道路整備工事（４工区）請負契約についてを議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１３時４６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時４７分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号　村道若南線道路整備工事（４工区）請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号　村道若南線道路整備工事（４工区）請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第14　議案第49号　中城村役場新庁舎建設工事（杭工事）請負契約についてを議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　それでは議案第49号中城村役場新庁舎建設工事（杭工事）請負契約について質疑をしたいと思います。

これは杭工事請負契約と次号にある、議案第50号になるのですけれども、それが別々に契約されているのですけれども、これは杭工事と建設工事両方一括して、経費削減を図る上でも一括契約はできなかったのかどうか、それをお伺いします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１３時４９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５０分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　大城議員の御質疑にお答えします。

分割発注はこれまでに３回目であります。中城南小学校も杭工事と建築を分離発注、護佐丸歴史資料図書館も建築と杭工事は分離発注、今回の庁舎建設もそういう方法で行っております。杭工事は杭工事の専門業者に、建築工事は建築工事の専門会社がベターであるという判断であります。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　中城南小学校、それから護佐丸歴史資料図書館、そのほうはいろいろと補助金も入っておりまして、そういうのも含めていいのかと思っているのですけれども、やはり新庁舎建設になりますと単費での工事になって、予算的には20億円以上というのも踏まえまして、やはり一緒にすればそれだけ諸経費が浮くのではないかと、これは私独自の考えなのですけれども。そういうのがあると思うのですが、諸経費の減というのは考えなかったのかどうか。別々に発注するより、一括で発注したほうが、確かに専門的な場合もあるということなのですが、それを踏まえても金額を削減するためには一括にして、杭工事とかその中にはめ込んでいってもできたことではないかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

休憩します。

休　憩（１３時５２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５３分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　経費の節減という面もありますけれども、これだけの大きい工事でありますし、また入札に関しましても入札がだめにならないようにということで、杭は専門業者の業者に、建築も大変大きい工事でありますので、ＪＶで専門業者にという方向で、庁内で調整してまいりました。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　そういう専門業者ということであるのであればいいのですけれども、やはり杭打ちで杭を打って、建築で新たなＪＶでやられた場合、何か事故が起こった場合に、それは杭打ちが悪くてそうなったのだと、あるいは建設が悪くてそうなったのだというような、互いに互いを責任のなすり合いとかそういうのが発生しないかと、私は心配してのことでありまして、ぜひそういう単費でやる場合にはいろいろなものを考えていって、入札のそれもそうなのですけれども、いろいろとちゃんとした…ちゃんとしていると思うのですけれども、しっかりと我々村民の税金が相当入っている事業ですので、そこを踏まえてぜひしっかりとやっていただきたい。続きはまた一般質問で出しているので、そのときにまたいろいろと聞かせてください。以上です。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１３時５５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０１分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号　中城村役場新庁舎建設工事（杭工事）請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号　中城村役場新庁舎建設工事（杭工事）請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第15　議案第50号　中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）請負契約についてを議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１４時０３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１２分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

休憩します。

休　憩（１４時１４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１５分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号　中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号　中城村役場新庁舎建設工事（建築工事）請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第16　議案第51号　中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約についてを議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１４時１６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時２２分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。

したがって、議案第51号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号　中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号　中城村役場新庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第17　議案第52号　中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約についてを議題とします。

本件については10月１日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　議案第52号　中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約について質疑をいたします。

入札結果調査の中で落札率が97.95％ということになっているのですけれども、これが最低制限価格の89％にこれは設定されていると思うのですが、これは89％に設定した根拠があるのであれば教えていただきたい。先ほどから話が出ている75％から95％の間ということは承知をしているのですけれども、それを89％…。なぜかというと、先ほどから全てその４件を見ているのですけれども、落札率がもう93％から97.95％と。私たちが議会の中でもよく話をしている高どまりというのが、非常に最近顕著に感じてどうしようもないものですから、これを最低制限そこに設定した根拠を教えてください。

**○議長　新垣博正**　副村長　比嘉忠典。

**○副村長　比嘉忠典**　今回の最低制限価格、根拠というのはどういったものなのかということですけれども、最低制限価格を設ける上で95％から75％と、この範囲内で制限価格を設けるということになっておりますので、88％にしたという根拠はございません。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　これは一般質問で聞こうかと思っていたのですけれども、その中で失格者が２社出ているわけなのです。これはパーセンテージを見てみますと、86.8％ぐらいで下のほうが失格になっている。次が87％で失格になっているということで、あと２％弱ぐらいを落とせば2,000万円以上の出費が抑えられたかと。これは入札調書を見た感じですよ。もうちょっと落としたらよかったのかと。やはり我々村民の税金を2,000万円も抑制できれば一番いいのかと思っているのですが、その失格に対して村として次回以降はもう少し考えたほうがいいのかと、根拠ではなくてそういうのも含めてあったらいいのにと、そういう話が出たのかどうか。そこはどうですか。

**○議長　新垣博正**　副村長　比嘉忠典。

**○副村長　比嘉忠典**　お答えします。

今回の機械設備の入札において失格になった業者、あと少しであります。それは承知しています。失格したというのは、この業者がとりにいったのかということで理解をしています。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　最後になるのですけれども、やはり設定価格と最低制限価格というのが大分業者のほうに知れ渡って、大体そこら辺に持っていけばとれるのではないかと。今村のほうで高どまりしているし、大体93％から九十四、五％ぐらいの入札で持っていけばとれるのではないかというような感じが非常に私はする

ものですから、それに対してやはり入札の考え方をも少し考えないといけないのかということは非常に思ったから、今回質疑をさせていただきました。それについても、また一般質問の中でもう少し詳しく聞かせてください。以上です。

**○議長　新垣博正**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号　中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号　中城村役場新庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第18　同意第４号　監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、14番伊佐則勝議員の退場を求めます。

〔14番　伊佐則勝議員の退場〕

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　同意第１号　監査委員の選任について御提案申し上げます。

同意第４号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　中城村字奥間
氏　　名　　伊　佐　則　勝
生年月日　　昭和28年生

平成30年10月１日提出

中城村長　浜　田　京　介

提　案　理　由

監査委員の伊佐則勝氏が、平成30年９月27日をもって任期が満了したが、引き続き同氏を監査委員に選任したいので、この議案を提出する。

添付書類といたしまして履歴書等がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第４号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、同意第４号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第４号　監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、同意第４号　監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

休憩します。

休　憩（１４時３４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時３４分）

〔14番　伊佐則勝議員の入場〕

**○議長　新垣博正**　再開します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１４時３５分）

# 平成30年第６回中城村議会定例会（第７日目）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 平成30年９月28日（金） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開議 | 平成30年10月４日　（午前10時00分） | | |
| | 散会 | 平成30年10月４日　（午前11時21分） | | |
| 応招議員<br>（出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | １番 | 安里清市 | ９番 | 比嘉麻乃 |
| | ２番 | 新垣修 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | ３番 | 渡嘉敷眞整 | 11番 | 仲松正敏 |
| | ４番 | 屋良照枝 | 12番 | 金城章 |
| | ５番 | 桃原清 | 13番 | 外間博則 |
| | ６番 | 石原昌雄 | 14番 | 伊佐則勝 |
| | ７番 | 新垣貞則 | 15番 | 新垣善功 |
| | ８番 | 大城常良 | 16番 | 新垣博正 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | １番 | 安里清市 | ２番 | 新垣修 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 新垣親裕 | 議事係長 | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長 | 浜田京介 | 企画課長 | 大湾朝也 |
| | 副村長 | 比嘉忠典 | 企業立地・観光推進課長 | 比嘉保 |
| | 教育長 | 比嘉良治 | 都市建設課長 | 仲松範三 |
| | 総務課長 | 與儀忍 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 比嘉義人 |
| | 住民生活課長 | 津覇盛之 | 上下水道課長 | 仲村武宏 |
| | 会計管理者 | 荷川取次枝 | 教育総務課長 | 比嘉健治 |
| | 税務課長兼住民税係長 | 知名勉 | 生涯学習課長 | 稲嶺盛昌 |
| | 福祉課長 | 金城勉 | 教育総務課主幹 | 稲嶺盛久 |
| | 健康保険課長 | 仲村盛和 | | |

# 議 事 日 程 第 5 号

| 日　　程 | 件　　名 |
| --- | --- |
| 第　1 | 認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第　2 | 認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第　3 | 認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第　4 | 認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第　5 | 認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第　6 | 認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第　7 | 認定第７号　平成29年度中城村水道事業会計決算認定について |
| 第　8 | 議案第53号　平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について |

**○議長　新垣博正**　改めまして皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件については10月２日に説明を受けていますので、これから質疑を行います。

まず、歳入についての質疑を行います。質疑ありませんか。

新垣　修議員。

**○２番　新垣　修議員**　それでは質疑をさせていただきます。

まず41ページ、17款１項寄附金について質疑いたします。一般指定とありますが、指定はふるさと納税の寄附の決算金額なのか。

また、３年推移で見ますと、平成27年度に７億8,000万円余り寄附があり、平成29年度は3,800万円で余りにも乖離し過ぎているのですけれども、その要因というのが、もし教えられる範囲であれば教えてください。

平成27年度、平成28年度、平成29年度の寄附件数を教えてください。

それと寄附者一覧を知り得ることができるのかどうか、教えてください。以上です。

**○議長　新垣博正**　企画課長　大湾朝也。

**○企画課長　大湾朝也**　それでは新垣　修議員の御質問にお答えをいたします。

まず歳入のほうで17款の寄附金でございますが、一般寄附金につきましては使途が特定されない寄附金になります。指定寄附金につきましては、議員おっしゃるようにチバリヨー！中城ごさまる応援基金、あとは人材育成基金になります。その内訳としましては、平成29年度1,760件。これにつきましてはふるさと納税の件数になります。金額にしますと3,804万9,000円の寄附がございました。

続きまして、人材育成基金31件、368万7,000円の寄附がございました。それの合計が一般寄附金の金額3,804万9,000円の金額になっております。寄附金の年度間の件数と金額につきましては、平成28年度、チバリヨー！中城ごさまる応援基金につきましては812件、406万1,000円。人材育成基金26件、269万1,000円。続きまして平成27年度、ふるさと納税、チバリヨー！中城ごさまる応援基金50件、226万円。人材育成基金24件、18万1,000円。

あと、質問にございました７億円の寄附があったことはどういうことかということですけれども、沖縄電力からの寄附がございましたので、そちらの寄附につきましては庁舎建設基金へ積み立てをしているところでございます。

それとリストの公開につきましては、寄附者の中には非公開という方々もおりますので件数と、あとは金額のみの公表になっております。

**○議長　新垣博正**　新垣　修議員。

**○２番　新垣　修議員**　ありがとうございます。インターネットのほうで中城村のホームページを見ますと、平成29年３月31日末現在なのですけれども、今お聞きしました全部で3,804万9,000円、そしてその中には人材育成も含まれているということなのですが、これで見ますと、平成29年度が3,446万2,000円と公開されているのです。平成28年度が1,620万3,000円で、平成27年度が226万円とインターネットのほうでは公開されていたものですから、そこでこの決算書を対比して見たところ、トータルで3,800万円余りになっているのですけれども、先ほど言うように人材育成のほうは初めて聞いたものですから、それを差し引いたとしてもインターネットに発信しているものと、この決算書の中身がちょっと違うのではないかと思いまして質疑いたしました。その辺をもう一度、今ふるさと納税のインターネットで発信しているものを再確認してほしいと思います。

あと、この寄附金の取り扱いに関して質疑を

いたします。まずふるさと納税の内容を見ますと、村長おまかせということと、それから基金やそこにこのふるさと納税、要するに教育に関してはそのまま教育人材のほうに回すと思うのですが、それを差し引いた金額、先ほど言いましたように約3,500万円は、この基金のほうに繰り入れると思うのですけれども、その繰り入れる使途項目、あるいは用途項目について教えてほしいと思います。要は繰入金がありますよね。後ろのほうに、ここに人材育成基金とかチバリヨー！中城ごさまる応援基金へ幾らと書いてありますよね。その基金に投入して振ったということですか。

**○議長　新垣博正**　企画課長　大湾朝也。

**○企画課長　大湾朝也**　それでは新垣　修議員の御質問にお答えをいたします。

ただいまありました寄附金の内容につきましては、今回の第３号の補正の中でもございましたように、平成29年度の寄附に対する基金への積み立てを今回補正のほうで行っております。これは各項目、目的基金のほうへ積み立てを行っております。その中で、チバリヨー！中城ごさまる応援基金、ふるさと納税につきましては平成30年度当初予算で、寄附の基金の中から1,000万円をこちらの取り崩しをしまして、護佐丸歴史資料図書館の図書に充当をしているところでございます。

**○議長　新垣博正**　新垣　修議員。

**○２番　新垣　修議員**　わかりました。ありがとうございます。

このふるさと納税に関しまして、今国会でもいろいろと取り沙汰されていると思いますけれども、自主財源を確保するということでは、村民のためにも大いに活用できるということではこれからも大いに中城をＰＲして、観光誘致にも尽力を尽くして、ネットやＳＮＳなどでどんどん発信して、この返礼金のほうもできるだけ数多くふやしてもらって、多くの寄附者を募るように期待いたします。以上です。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時１０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１７分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

休憩します。

休　憩（１０時１７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１７分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

今歳入について質疑を受けておりますので、歳入について質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　これで質疑を終わります。

次に、歳出についての質疑を行います。質疑は款別に行います。歳出の１款から順に質疑を受けていきます。質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時１９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２０分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

１款について質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、歳出の２款に対する質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時２０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２３分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　48ページ、２款１項１節の庁舎建設検討委員会について質疑をします。

中城村役場庁舎建設検討委員会設置条例が平成10年６月19日制定され、準備委員会設置要綱が平成10年11月19日制定されました。委員会のメンバーは、どういった委員のメンバーが構成されていますか。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

庁舎建設検討委員会のメンバーにつきましては15名で構成をしております。委員につきましては、琉球大学の神谷先生、それから呉屋之雄氏、さらには新垣徳行氏、比嘉佐登枝氏などの外部委員９名と、それから副村長、教育長を初め６名の職員の計15名で構成しております。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　この検討委員会が役場建設に向けてどういった取り組みの話し合いがなされたか。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

検討委員会の議題としましては、庁舎の建設位置、それも検討委員会の中で議論をしております。最終的に現在庁舎建設敷地としてそこに決定をした経緯が話し合われております。それから設計がある程度、基本設計等もでき上がりましたので、そのときに課の配置であるとか改装であるとか、そういうことも検討委員会の中に示して議論をしております。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　役場庁舎は建設されてから約50年余りが経過して、建物の経年劣化や増築などで機能と耐震性において問題が生じた状況になっています。建物は見てわかるように鉄筋のさびによるコンクリート片の落下、建物内部の仕上がりの剝がれ、雨漏りなどの場合において議会議事堂や委員会室は上から壁が落ちたりしています。また、建物自体の耐力の低下、防災拠点としての庁舎の役割を果たすことが困難な状況です。今大きい地震が来たら倒壊する危険があります。検討委員会を平成10年に立ち上げまして、今平成30年で現在建設に向けて工事を初めています。工事開始は検討委員会を立ち上げてから約20年がたっています。20年経過したのですけれども、何が課題で20年余りの時間がかかっているか、その説明をお願いします。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

20年前に立ち上げた場合に、どのような議論ということもございます。その時点ではこの庁舎につきましては、まだ30年が経過しているところだと思います。ですから本庁舎に限った議論をしていたのかどうかというのは、資料も今持っていませんし、具体的なところは説明できませんけれども、検討委員会を立ち上げて20年経過して、やっと建設にこぎつけていると。そういう状況は、一番大きな要因というのはやはり財政的な問題が大きかったのだろうということで予測しております。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時２８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３０分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

２款に対する質疑を受けます。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　これで質疑を終わります。

歳出３款に対する質疑はありませんか。

新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について質疑します。

82ページ、３款１項１目１節報酬です。子供支援専門委託報酬費があります。多分これは子供貧困対策の事業の一環だと思います。その事業の概要を説明してください。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時３２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３４分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

福祉課長　金城　勉。

○**福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

ただいま御質疑の予算の事業概要ですけれども、事業名としましては子供の貧困対策事業として取り組んでおりまして、子供の貧困対策について本村においても要保護世帯、生活保護や貧困世帯などの事業が見受けられます。対策を講ずる必要性が高いことから、子供の支援員嘱託員を配置しまして、村内の子供の貧困状況を把握するとともに、関係機関と連携し、居場所事業やその他の適切な支援へつなげ、子供の貧困の改善に努める概要となっております。

○**議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

○**７番　新垣貞則議員**　この子供の貧困対策の事業をやられての計画した効果ですか、その事業をやった後にやられた効果というのか、そういった効果はどういった効果がありましたか。

○**議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

○**福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

支援員を配置したことにより、村内の子供に関する貧困状況の把握ができたことで、実際対象となる支援世帯が22世帯、支援した子供の数が30人余り、その子供たちの居場所の開設につなげられたということで実際居場所の利用延べ人数なのですが、直営のわらびぃくらぶが913名、久場っ子クラブが延べですけれども2,483名、中学校でやっているエンジョイアフタースクールが90名という成果が出ております。

○**議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

○**７番　新垣貞則議員**　沖縄県では全国一、子供の貧困が多いとされています。これを受けて、国の補助事業でこういった貧困の対策がなされています。この事業をやられて、実施した課題と今後の課題の改善策はどのように考えていますか。

○**議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

○**福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

対象者が教育委員会の要保護・準要保護対象児や虐待の要保護児童からの情報が多いのですけれども、学校との情報連携がまだ完全ではないところから、学校との連携を深めて、教員等にもその貧困対策についての事業の概要等を広めながら、学校との連携を強化していくべきだなというところと、あと居場所等にかかわっているボランティアの確保が必要かと思います。以上です。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４０分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　これで質疑を終わります。

歳出４款に対する質疑はありませんか。

新垣貞則議員。

○**７番　新垣貞則議員**　99ページ、４款１項１目19節地域ふれあい事業補助金がありますけれども、これの地域ふれあい事業の内容ですか、それを説明してください。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時４１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４１分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

健康保険課長　仲村盛和。

○**健康保険課長　仲村盛和**　それではお答えします。

この地域ふれあい事業の目的としましては、まず80歳以上の高齢者に生きがいを持ってもらうために、地域で支援活動を行い、そこでボランティアを募りまして、この高齢者への生きが

いの事業として月１回実施しております。現在14地区で実施されております。以上です。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時４２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４３分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

新垣貞則議員。

○**７番　新垣貞則議員**　こういったふれあい事業をやれて、公民館での活動が活発になっていると思います。平成21年度は13地区のふれあい事業でありましたが、今おっしゃったように14地区にふえて非常にいいことだと思っています。それでこの事業を受けて今後の課題というか、どういった面が課題で、今度これを改善するためにどういった方法を考えていますか。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時４４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４４分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

新垣貞則議員。

○**７番　新垣貞則議員**　こういった役場の資料を見ると、80歳以上の高齢者が中城村には1,379名います。それで地域ふれあい事業をやりながら、平成27年の13地区においても、非常にいいことだと思っています。これからの高齢者は公民館を活用した地域ふれあい事業が中心になると思います。これからも高齢者の健康づくりが図られて、今後ともこの事業を充実させてください。役場の皆さんの頑張りを期待しています。

○**議長　新垣博正**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　これで質疑を終わります。

次に、歳出５款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出６款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出７款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時４７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５０分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

歳出８款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出９款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出10款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出11款、12款、13款、14款は一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時５２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５２分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま

す認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

休　憩（１０時５３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０５分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

日程第２　認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件については10月２日に説明を受けていますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１１時０５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０９分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第３　認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件については10月２日に説明を受けていますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第４　認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件については10月２日に説明を受けていますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい

ては、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第５　認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件については10月２日に説明を受けていますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１１時１３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１５分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第６　認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件については10月２日に説明を受けていますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１１時１６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１８分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第７　認定第７号　平成29年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件については10月２日に説明を受けていますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１１時１９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２１分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第７号　平成29年度中城村水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、認定第７号　平成29年度中城村水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第８　議案第53号　平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題

とします。

本件については10月２日に説明を受けていますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号　平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号　平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１１時２１分）

# 平成30年第６回中城村議会定例会（第21日目）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 平成30年９月28日（金） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開議 | 平成30年10月18日　（午前10時00分） | | |
| | 散会 | 平成30年10月18日　（午後３時54分） | | |
| 応招議員<br>（出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | １番 | 安里清市 | ９番 | 比嘉麻乃 |
| | ２番 | 新垣修 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | ３番 | 渡嘉敷眞整 | 11番 | 仲松正敏 |
| | ４番 | 屋良照枝 | 12番 | 金城章 |
| | ５番 | 桃原清 | 13番 | 外間博則 |
| | ６番 | 石原昌雄 | 14番 | 伊佐則勝 |
| | ７番 | 新垣貞則 | 15番 | 新垣善功 |
| | ８番 | 大城常良 | 16番 | 新垣博正 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | １番 | 安里清市 | ２番 | 新垣修 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 新垣親裕 | 議事係長 | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長 | 浜田京介 | 企画課長 | 大湾朝也 |
| | 副村長 | 比嘉忠典 | 企業立地・観光推進課長 | 比嘉保 |
| | 教育長 | 比嘉良治 | 都市建設課長 | 仲松範三 |
| | 総務課長 | 與儀忍 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 比嘉義人 |
| | 住民生活課長 | 津覇盛之 | 上下水道課長 | 仲村武宏 |
| | 会計管理者 | 荷川取次枝 | 教育総務課長 | 比嘉健治 |
| | 税務課長兼住民税係長 | 知名勉 | 生涯学習課長 | 稲嶺盛昌 |
| | 福祉課長 | 金城勉 | 教育総務課主幹 | 稲嶺盛久 |
| | 健康保険課長 | 仲村盛和 | | |

# 議 事 日 程 第 6 号

| 日　　程 | 件　　名 |
| --- | --- |
| 第　1 | 会期の延長の件 |
| 第　2 | 一般質問 |

**○議長　新垣博正**　皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　会期の延長の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、10月22日までと議決されていますが、台風により休会が生じたため、10月23日までの１日間、延長したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。

したがって、本議会の会期は、10月23日までの１日間延長することに決定しました。

日程第２　一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。最初に大城常良議員の一般質問を許します。

**○８番　大城常良議員**　皆さん、おはようございます。８番、大城常良であります。議長のお許しが出ましたので、通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。入る前に台風24号、台風25号で被害に遭われた方々、そして９月に北海道で大きい地震があり、震度７の強い地震で、そこで災害を受けられた方々に対して、お見舞いを申し上げるとともに一日も早い復興をお祈りしております。それでは質問に入っていきます。

大枠１番、教育環境の充実についてでございます。①各小学校、中学校の体育館の利用については条例、規則によって行われていますが、村民の健康増進、スポーツ振興、人材育成の面からも、高額である使用料の軽減を行うべきだと思いますけれども、教育長の考えを伺います。②現在の各小学校、中学校の利用状況及び稼働率を伺います。③学校の耐震化について沖縄県は全国最下位であり、本村でも未耐震の建物が２棟あるが、改善に向けて協議は行われているか伺います。④学校のブロック塀の危険箇所、倒壊のおそれがあるものはないか伺います。

大枠２番、待機児童ゼロへの取り組み。①11月より平成31年度の入園申し込みが始まると思いますが、建築中のひよこの家、ラポール保育園、小規模保育所等の進捗状況はどうなのか、伺います。②今新築中のラポール保育園、これは坂の上にあるものですから、そこへつながる道路整備は予定しているのか伺います。

大枠３番、新庁舎建設について。①現在の進捗状況を伺います。②９月14日に新庁舎建設工事に係る４件の指名競争入札が行われましたが、その中で落札率の高どまりを非常に危惧しているが単費での建設に最低制限価格の必要性をどう考えているのか伺いたいと思います。

大枠４番、農業の活性化について。去る９月12日に農業者と農業委員会との第１回意見交換会が開催され、テーマとして「農業を行う上で困っていること」を議題として４部会に分かれてさまざまな意見が出されました。そこで伺います。①農業と言えば「水」渇水対策として水源の確保、これは（農業用水、溜池）の要望がありましたがどうお考えになっているのか。②担い手（新規就農者）の補助事業の周知方法はどう考えていらっしゃるのか。これは議会でもたびたびその質問はあるんですけれども、実際に農業者の間から、今ごろそういう新規就農に対しての質問が飛んでくるとは私も大変想定外でして、やはり周知方法がまだまだできていないのかなということで、その質問を出しております。③耕作放棄地や遊休地等の開拓の際、ユンボ、トラクター等の県及び、村からの補助はあるのか伺います。④農業青年クラブに対しての次年度より予算補助の強い要望が出されましたが、どう受けとめていますか。以上、簡潔な答弁をよろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては教育委員会のほうで

お答えいたします。大枠２番につきましては福祉課、大枠３番につきましては都市建設課と総務課のほうでお答えをいたします。大枠４番につきましては農林水産課でお答えいたします。

私のほうではお尋ねの大枠２番の待機児童ゼロへの取り組みという御質問でございます。議員も御承知のとおりひよこの家、ラポール保育園、待望の認可保育園の増ということで、昨今の経済事情も勘案しての話だと思いますが、多少のおくれがあって、随分やきもきはいたしましたけれども、ある程度めどが立ったようでございます。ということで、いよいよ待機児童ゼロへ向けて第一歩が踏み出せたのかなと、しっかりまた取り組んでいきたいと思っております。詳細につきましたは、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　教育長　比嘉良治。

**○教育長　比嘉良治**　おはようございます。教育環境の充実についてですけれども、大枠の１について。夜間の体育館の一般開放については、今後も続けていきたいと考えています。今、平均寿命と健康寿命が約10歳の差があり、若いうちからスポーツに親しませるような習慣を身につけさせたい。そして、スポーツ省も成人の週１回のスポーツ実施率を65％程度まで引き上げることを目標に掲げて取り組んでいるところです。生涯スポーツに親しみ心身ともに健康な生活を送ることは、とても重要なことだと考えています。また、学校の安全面に関しては最優先すべき事項であり、耐震化の件も大きな課題だと考えています。子供たちが安全で安心して過ごせるようにしていくために最大の配慮を行い、各学校長にも、そのことを校長会等で周知をしているところです。さらに大阪で発生した地震のすぐ翌日には指導主事２人が各学校のブロック塀の状況を確認し、その後、施設担当者が再度状況確認を行い、対応を行っております。大枠１の詳細に関しては教育総務課長からお答えさせます。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　大枠２の①についてお答えいたします。

ひよこの家保育園につきましては、12月上旬完成予定で、12月中旬からの開所予定となっております。ラポール保育園につきましては、９月末で完成しており、認可保育園としての開所は11月１日を予定しております。マシュー保育園の小規模保育施設の進捗状況につきましては、現在、県と開発申請の事前協議中で平成30年度内には改装工事も完了し、平成31年４月開所予定となっております。②のラポール保育園へのつながる道路の整備につきましては、同園が社会福祉法人設立申請時の事前協議にて沖縄県から承認をいただいている道路計画に基づいて、同法人が整備を完了しておりますので、村としての整備は考えておりません。以上です。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　大城議員の御質問にお答えします。

大枠３の①去る９月14日に杭、建築、電気設備、機械設備工事の入札を行いました。10月３日議決していただき本契約となり本格的に着工いたします。磁気探査業務については、９月21日に入札を済ませました。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　新庁舎建設事業発注における、最低制限価格の必要性について、お答えいたします。

新庁舎建設事業においては、最低制限価格の設定は、必要であったと考えております。補助事業であれ、単費による事業であれ、適正な施工の確保を図ったうえで、最低の価格で入札したものと契約することが、原則となっております。しかし、あまりにも低価格による入札につきましては、工事の質の低下を招くだけでなく、下請け企業や労働者へのしわ寄せ、また安全管

理の不徹底を招き、建設業の健全な発展を阻害するおそれがあることなどが考えられます。それらを踏まえたうえで、新庁舎建設事業において最低制限価格の設定は必要であったと考えております。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それでは大城議員の大枠４の①から④についてお答えします。

①意見交換会において渇水対策の水源の確保について、ため池の新設の意見がありましたが、用地の確保など難題があり又設備投資に莫大な予算が必要になることから国庫補助金が不可欠だと考えています。そこで、その事業の費用対効果をクリアするためには、受益面積の団地化と農作物単収単価の高い作物への移行、土地所有者の事業同意とその受益者の費用負担が伴うため慎重を要するとともに対象になる受益者の家族間も含め十分に話し合いをしてもらわないと村としては沖縄県との協議ができないものと考えています。

続きまして、②新規就農者の周知の方法でありますが、村のホームページや県のホームページに記載してあります。また、県発行のパンフレット等を配布して周知を図っています。

続きまして、③です。耕作放棄地を開拓する場合、沖縄県耕作放棄地対策協議会の交付金事業において、伐開で使用する重機の使用料や伐開木殻の処分費、また、耕運で使用するトラクターの使用料などの補助を受けることができましたが、今年度で事業が終了する予定です。中城村の補助につきましては、ことし７月でトラクターよりレンタルを開始しております。

続きまして、④について補助金の増額についての質問と認識してお答えいたします。現在、結成２年目で実績が浅く、今後、活発な活動を期待し必要に応じて検討してまいりたいと考えております。以上です。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それでは大城議員の大枠１から４についてお答えします。

①について。教育委員会としても、利用者が増加し多くの村民のスポーツ振興等を図ることは必要であると考えております。フロアの使用料については、減額や免除は可能であると考えております。しかし、光熱水費等については利用者に負担をしていただかなければならないので、今後、光熱水費等に関する管理費用を含めた見直しについて調査を行っていきたいと考えております。

②の活動状況ですが、各学校とも部活動やクラブ活動により貸し出しの可能な時間帯は、平日の午後７時30分から10時までの時間となっております。その時間帯の利用状況については、中城小学校については現在、利用がない状況です。津覇小学校で１団体で週２回利用していまして40%。中城南小学校で２団体で40%。中城中学校で３団体利用で60％の利用と稼働率になっております。

③について。平成26年度に津覇小学校の管理棟及び給食配膳室の耐震化について協議が行われ、平成28年度の改築に向けて進めていましたが、児童数の減少により補助事業には該当しないため、改築を実施することができず、改めて建てかえや補強工事などの工法の検討を調整中であります。

④について。大阪の北部地震によるブロック塀倒壊事故を受け、本村におきましても調査を行い、劣化等が進んでいる箇所については、一部補修しているところであります。すぐに倒壊などと言うことではありませんが、中城中学校の技術教室側のブロック塀が道路基礎上に設置されているため、高さが気になる箇所と、中城小学校において老朽化により一部ひび割れが見られる箇所がありますので、現在、対応を検討

しているところであります。以上です。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　それでは改めまして、１番のほうから再質問したいと思います。

現在、私が一番聞きたいのは、こちらに書いてあるとおり使用料が高額であると。先ほど課長は確かに光熱水費、電気料とか、そういうのは軽減できないと。それは私もわかっているんですけれども、その使用料に対して現在は２時間でどれぐらいかかっているのか、お聞かせください。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それではお答えします。

現在、学校使用料の２時間当たりの金額ですが、使用料については現在の条例では１時間当たりの金額がないということで、現在実際に使用していただいている使用料なんですが、約２時間半の活動をしていますので3,000円ということで納付をしていただいている状況です。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　ちなみに中城中学校体育館とそれから村民体育館が両方あるんですが、村民体育館の２時間当たりの夜７時半、あるいは８時から10時までの使用料というのはどれぐらいになっていますか。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　それでは大城議員のただいまの御質問にお答えいたします。

村民体育館、夜の２時間使用した場合ということで例えば村民体育館全面ですと、バスケットボール、バレーボールですと２面取れます。その中で１コート使った場合ということで想定しますと１時間当たり１コート500円ということで、２時間ですと1,000円。あとは照明料は夜間ですと１時間当たり1,000円つきますので、それをプラスしますと、コート料と照明料で夜間は3,000円ということになります。これはちなみに村内の方の利用料でありまして、村外につきましては、コート使用料が１時間1,000円、村内と村外で額が違うということで、村外の方が利用されますと夜間の場合は4,000円ということになります。照明料につきましては、村内・村外は同じように徴収しております。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　今、生涯学習課長の答弁では、これはバスケットコートの１面ということで、これだけの値段と。これを小さくして、例えばバドミントンの２コート、それで対応ということになりますと、どれぐらいですか。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　お答えします。

バドミントンですと、１時間当たり１コートが250円ですので、２コート借りますとバスケットボールと同じように500円、バドミントンのコート500円と、照明につきましては４分の１の点け方になりますと、500円ということで、これが４分の２、半コートと半コートに、クォーターということになりますと、同じように1,000円。利用料は同じになってしまいます。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　ちなみに北谷町のほうが、今バドミントンの２コートを借りて、これは光熱水費も合わせて1,000円なんですよ。うるま市のほうが1,600円。これは向こうが町と、市で大きいから予算があるだろうとそういう問題ではなくて、やはり先ほど課長が言われた村民に対しての利用をいっぱいさせたいということもあるのであれば、ぜひそういうところも十分考慮して、本当に週１回3,000円というのは月に直すと１万2,000円、ちょっと高額過ぎるということを私も思っているものですから、ぜひこれは早目に対応していただいて、本当に村民の方からの要望が多いものですから、ぜひ使わせてくれと。しかし使用料が高くて二の足を踏んでいるという状況がありますので、どうし

ても使用料の件で厳しいというのであれば、そこをぜひ改善していただいて、本当に使い勝手のいい、使いやすい学校の体育館を目指してほしい。そうすることによって、さまざまな学校の行事にもこれをやられている方々が、「では、参加してみようかな」ということで地域の輪とか、連携とかそういうものも生まれてくると思いますので、ぜひそれは早目に検討ではなくて、早目に対策をとって早期に進めていただきたい。そのように思っています。

次、２番のほうですね。待機児童のほうに移ります。先ほど課長からあったんですけれども、いろいろと遅れてはいるんですけれども、おおむね順調だということで恐らく来年の３月末にはほとんど待機児童もいなくて、本村は本当に子育てしやすい村になるんだろうなということを思っているんですけれども、やはり待機児童という面では新聞紙上でも思いっきり騒がしているとおり、保育士の問題で保育していただく保育士がどの程度なのか、これを連携して各保育園とやられているのか、そこをお願いしたいと思います。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

保育士確保に向けましては、認定こども園と認可保育園の園長連絡協議会との意見交換、連携を図りながら村として取り組めるところへの協力を強化、また安定した正規雇用のための正規化雇用促進事業、これは非正規から正規への採用をした際の補助事業ですが、その事業も続けながら保育実習生で、まだ採用が決まっていない方々へ早くから呼びかけたり、また、保育士だけではなくて、子育て支援員の育成として、研修会への派遣など村と各園との情報の共有、連携、意見交換等は行っております。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　課長の答弁をいただいたんですけれども、ちょっと１番のほうに戻らせてください。抜けているところがあるものですから、③のほうをまだやっていないですから、済みませんけれども。③のこれは学校の耐震について。再度、問いたいと思います。先ほど倒壊のおそれがある。これは震度６強以上で本村にも津覇小学校の配膳室とそれから管理棟、職員室のほうがあるんですけれども、その問題について、先ほど課長からいろいろと答弁をいただいたんですけれども、教育委員会でもそのことに対して突っ込んだ議論とか、それはどうしたほうがいいよとか、そういう話し合いは行われたのか、教えてください。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それでは大城議員の教育委員会においても協議がされているかということですが、先ほど答弁しました平成26年度について、まずはスタートして平成28年度に向けての改築を進めていたということですが、理由としては補助事業で該当しない部分もあったということで、現在、協議中ということであります。現在もやはり教育委員会内でも話はしております。給食棟のみの改修だけでいいのかとか、その他ほかも含めた、教室も含めた全体的な部分も考えたほうがいいのではないかというようなことも話は現在しております。以上です。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　いろいろと協議は行っているということなんですけれども、やはり学校は子供たちの安全というのが最優先だと思いますので、それをいつまでも協議協議ということで、１年、２年、３年と平成26年からそういう話で、子供の数が少なくて改築ができなかったということは私も承知しているのですが、それに向けてどういう対策ができるのか実施計画に向けて、本当にどうにかしないといけないと。ただどうしよう、こうしよう、ああしようではなくて、一定の基本計画。あるいは実施計画を

しっかりとつくっていただいて、いつまでにはできるという判断も教育委員会でやってもらわないと、どんどん年数だけたって、何もできなかったということになりかねませんので、早期に対策は取っていただきたいと思います。

次、④のほうです。６月の大阪北部地震で起きた本当に痛ましい事故がありまして、それで私のほうも急遽、各学校の外周を回って見ましたが、教育長の言うとおり同じ日に教育委員会の方々が二、三名で修理していましたので、早期の調査、それから撤去補修ということを早目に行っておりましたので、その対応は本当に評価したいと思っております。そこで私も回った結果ではあるんですけれども、中城小学校の吉の浦線側のブロック塀、そこはいつごろつくられたのか、御存じであれば伺いたいと思います。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それではお答えします。

今回の件で、担当者も含め資料等に設計、図面等がないかということで、確認をしてはいるのですけれども、建物の建築の部分については設計図等が残っていますが、このブロック塀等についてはないということで、ちょっと年数は不祥ということで、現在、年数的な部分については把握はしておりません。以上です。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　確かにこれは相当年数がたっていると私も見てびっくりしたんですけれども、あちこちにひびが入って、あるいはまた基礎部分も剝がれているところもあるし、そういうところは早急に改善できるところは改善して、直すべきところはしっかり直していただいて、いつ何どき来るかわからない地震に備えて、危険度を少しでも下げる意味でも対応のほうは早期にやっていただきたい。中学校のほうも裏というのか、横というのか、そこもひび割れとか、あるいは外から見たら低いんだけれども中から見たら４メートルぐらいの高さもあるものですから、その基礎もこちら側の奥に挙がってしまって、本当に基礎に乗っているのかなという部分もあるものですから、そこもぜひ調査して、早目に対応していただきたい。

それでは２番のほうに戻ります。福祉課長の答弁でありました、いろいろと連携して一緒にやっていると保育士のほうも言われているので、課長のほうで来年の３月末に向けて待機児童ゼロだということをしっかり宣言していただけますか。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

来年度に向けての受け付けが11月12日から始まります。２月には決定する予定でございますけれども、平成31年度４月１日の受け入れ枠として1,496名に対しまして、来年度見込みが1,308名というところで188名の数字上空きがございますので、待機児童の解消になると思っております。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　これから予期せぬ出来事が起こるかもしれないんですけれども、180名ぐらいですか、オーバーしての枠があるのであれば、しっかりできるんだろうなと。私の公約のほうにも出してありますので、来年度までには待機児童はゼロにするということで、ぜひ保育士の問題、それから施設の問題、そういうのも保護者と連携していただいて、ゼロにしていただきたいと思っております。次、②のほうですね。これはラポールにつながる村道砂川線、先ほど課長のほうから地図をもらったんですけれども、それを見てみますと保育園側と協力してやられているみたいで、私は９月15日に行ってみたんですけれども、そのときにはまだまだやられていなかったものですから、今回この質問を出してあるんですけれども、先ほど課長のほうから、いろいろと進んでいますよという写

真をもらっているので、これを再度見に行きますので、写真のようにきっちりやられているのであれば、何の問題もないですので、しっかりと終わっているのであれば、本当にご苦労さまでした。

次、３番のほうです。新庁舎建設について。都計課の課長のほうから先ほど進捗は伺いましたけれども、私が今知りたいのは、用地の問題、これは当初60％が買い取りで、40％が借地だということがあったんですけれども、買い取りと借地の契約はもう済んでいるのか。それを教えてください。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

現在、１名の地権者につきまして、土地売買契約を締結しております。7,432平方メートルのうち2,253平方メートルでございます。また、２名の地権者につきましては、土地の賃貸借契約を締結しております。2,928平方メートルでございます。現在、まだ全ての地権者と土地の売買契約はしておりませんが、用地の交渉は進めておりまして、近いうちに、その売買契約が締結できるものと考えております。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　これは建設すれば50年以上、あるいは100年以上の庁舎をつくる土地に今あるわけですから、用地交渉もできるだけ打ち切るのではなくて、継続していただいて、できるだけ買い取りに近いような形に持っていっていただきたい。機会があるごとにぜひそこは十分に協議していただいて、本当に買える時期が来るのであれば購入を予定して、それに向けての交渉は随時行っていただきたいと思います。それについて村長は、その買い取りについては進めていくのか、これは機会があればです。そういう地主からそういう相談があって、売ってもいいですよというような段階に来たら、今買うという予定というよりは買いたいなと、予算があればの話なんですけれども、その状況になればそういう方向でいけるのかなと思うんですけれども、見解をお聞かせください。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

今議員がおっしゃったことが、私の答弁と同じでございます。その時々で実際に我々が買い取る財政的な部分が問題ないのか。そして地主の意向を、もちろんこれは重視するのは当然でございますので、ただそれはお互いが合致すれば何ら問題もないと思いますし、今回の件につきましては、最初から買い取り予定で予算も組んでやったのですが、それがかなわなかったということですので、それがかなうのであれば可能性としては大いにあると思います。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　建設してからでも機会があれば、ぜひ継続して用地の購入についてはやっていただきたいと思っています。

次、②のほうです。近年の最低制限価格、先ほど課長はぜひ必要だと。これは私も必要であるという認識は持ってはいるんですけれども、どうしても設定した入札の最近のものを見てほとんどが90％に近い、最低制限価格でありまして、中には90％以上の入札でも失格になっている業者もあります。それによって各業者は最低制限価格を下回って失格にならないようにするためにこの落札価格が高止まりする構造になっているんじゃないかなと、これは私の意見なんですけれども、そういう思いが非常に強くあって危惧している。本来はもっと下げるべき単価もその入札によって、高止まりして、95％あるいは97％というようなところがあるのではないかと思っているんですけれども、そこは副村長が今まで一定の入札に参加していると思うので、その状況といいますか、副村長の見解としてそれが適正なのか、その辺はどうお考えですか。

**○議長　新垣博正**　副村長　比嘉忠典。

**○副村長　比嘉忠典**　お答えいたします。

最低制限価格のことなんですが、下のほうが75％、上のほうが95％ということですね。先ほど総務課長からの答弁があったんですが、下請けへの影響、それからいろいろ社会情勢の問題等を考えて行く中で、これまで入札した部分で92％ぐらいそれで推移しております。予定価格の設計書をつくっていく中で、やはり適正価格が設計書だと私は意識しておりますので、設計書から最低制限価格を設けていくということですので、そういうことであれば適正だというふうに考えております。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　本来、入札は各業者から採算が取れる範囲で勝負した低い価格で請け負うことで、村としては少しでも無駄な支出をなくすというメリットがあります。しかし、業者も利益を出さないといけないものですから、それでいろいろ入札を取って仕事をしているわけなんですけれども、やはり大事なことですよね。本来の業者の努力、それから勝負ではなく、最低制限価格の読み勝負を招いているような結果があるのではないかと。そういうことであれば、村にとっては非常に損益を与えていると私は思っております。その結果として、今回の庁舎建設の機械設備工事の入札で２社が失格になっていますが、この２社の入札率は86.85％と、もう１社は87.02％ということなんですけれども、本来の最低制限価格の枠内、先ほど副村長が言われた75％から95％の間であれば、これは2,000万円以上の支出が抑えられた可能性があると思っております。そこで伺いますけれども、本村にも業者の指名審査会があるのかどうか。あるのであれば会長は誰なのか教えていただけますか。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

指名審査委員会はございます。会長は副村長が担っております。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　会長が副村長ということであれば、副村長にお伺いしたいと思います。入札方法で低入札の価格調査制度があるんですけれども、その内容を教えてください。

**○議長　新垣博正**　副村長　比嘉忠典。

**○副村長　比嘉忠典**　低入札のことなんですが、村の契約規則の中でも落札者の決定という部分と、これは規則の13条にございますが、あとは入札心得の８条に、入札をした場合に予定価格の制限の範囲内で最低価格を持って入札する落札をするというのがございます。この中で落札者となる当該契約者の内容でそれ以外の者を落札者とするという取り決めもうたわれております。そういうことで、これは地方自治法の施行令の176条の10の第１項にございますが、こういう入札をやった業者は調査に協力しなければならないという村の入札心得の規程の中で低入札をやった業者については調査をし、その入札の中で別の業者が落札するということがあり得ます。そういうことで最低制限価格を設けて、適正な価格で入札に臨んだほうがいいのかなと考えております。以上です。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　副村長、その低入札価格調査制度に関して、庁内で、あるいは先ほど言われた指名審査会のほうで議論をしたことはあるのかどうか。伺います。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時４９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５０分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

副村長　比嘉忠典。

**○副村長　比嘉忠典**　お答えいたします。

低入札制度についての議論というのは予定はございません。その中でお互い、今最低制限価

格を設けてやってございます。それと予定価格を設定してやるかどうかの議論はやっております。以上です。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　手元に宜野湾市の入札制度が変わりましたという旨の資料があるんですけれども、これが平成15年に出されているわけですね。宜野湾市の基本的な考え方で読み上げますけれども、本市の厳しい財政事情を考慮する中から、入札制度改革を考えた場合、低入札価格調査制度は最も望ましい制度と考えております。そこで入札参加者の企業努力及び低い価格での落札を促進するとともに調査体制の整備等を図りながら公共工事のコストダウンにつなげていくと。すばらしいやり方で平成15年６月１日からこれが導入されているということで、私もいろいろ中身を読んだんですけれども、本当にいいものだなということであるので、これは本村としてももう一回協議して、そういうのが導入できないかということを考えていただきたい。本来の入札制度にあるよい物をより安くという考え方のもと、今後の最低制限価格の設定方法や、それから予定価格を公表しない入札と、今言われた低入札に対する調査制度の導入をぜひ検討していただいて、本村から本当に無駄な不要な支出を抑える入札について提案していきたいと思うんですけれども、村長、今の話を聞いてどのようにお考えですか。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　ちょっと済みません、休憩…。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時５３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５３分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

ひとつ誤解のないように大城議員にお話しますけれども、恐らく宜野湾市はもうそれはやっていないと思います低入札。これは時代時代で平成15年当時、私も民間におりましたけれども、そういう低入札の時期がありました。そういう経済情勢だったからであります。恐らくでございますけれども、反問するようで申しわけないのですが、宜野湾市も恐らく時代の流れで今我々と同じような最低制限価格の設定か、あるいはそれに近いようなものになっているはずです。なるべく安く安く抑えようという時代ではないということで、私が村長になったときに最初に取り組んだのが、現在の最低価格の率のアップでございました。いうなれば70％から90％のものを沖縄県建設業協会からの要請で、沖縄県のほうからもそういう答えがあったものですから、私どもがいち早く75％から95％に５％アップしました。これはその経済情勢がそういう経済情勢だったからでございます。いうなれば現在、今回の新庁舎建築におきましても、一番心配だったのは不調不落に終わらないか。今、経済情勢が非常にいい状況です。民間の単価も、ここで言わなくてもいい話をしますけれども、住宅の単価なんかでも我々がやっていたときには坪単価50万円の時代が、今は80万円、100万円の時代になっています。そういう経済情勢、社会情勢でございますので、それで今のその高止まりという言葉をお使いになっていますけれども、そうではなくて社会情勢がそういうことで引き上げてきて、そうでないと不調不落に終わる可能性があるからということで、我々は先ほど副村長がお話しましたけれども、協議の中で最低制限を取っ払ってしまうと。それこそ不調不落に終わる可能性が出てきますよと、それだけは避けないといけませんので、最低制限を設けて、たまたま我々が設定した金額よりも上の金額になりましたけれども、それでもそこにチャレンジしてきた業者というのは３

分の１程度、ちょっと記憶もあれですけれども、半分以下でしたよね。それだけ魅力があるというほどのものではなくなってきたということです。その状況において、もっともっと金額を下げていくということになりますと、社会情勢事態に違う方向に走るということになりますし、また経済情勢にとっていい方向で波及効果が生まれるものではないと思っておりますので、その辺は誤解のないように、いま一度、我々が議員の提案のようにやるのがいのではないかという提案でございますけれども、それは社会情勢がその当時はそうであったかもしれませんが、今はそうではないというのを議員のほうでもぜひ認識していただきたいなと思います。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　今いろいろと建築関係のほうも相当単価が上がってきているという中ではあるんですが、その中でも議論すべきところは議論して、それからいろいろな方法があるはずですので、そういうのも全部踏まえて、入札制度そのものを進めていただきたい。誰もが今、本当に高止まりしているなというような感覚でしかいないはずですので、そこはしっかりとこれから情勢に合わせて、調整をしていただきたいというふうに思っております。

それでは次、４番に移りたいと思います。農業の活性化ですね。①のほうです。先ほど課長のほうから補助金絡みのほうもあって、莫大な金もかかるということではあるんですけれども、農業者としては２代、３代続いていくわけでもございませんし、１代で終わる農業者もいます。また２代、３代続けていく方もいるはずですけれども、やはり農業というのは水がなければ何もできないということで、交流会の中でもあったように、農業者にしてみれば水は血の一滴だというようなところまで話をしておりましたので、できるのであれば井戸を利用するとか、そういうのも含めて一人一人の農業者に対して、できるだけ水の供給というのは進めていただきたいと思っております。次に②のほうです。担い手、そこは最初に言いましたとおり、我々議会の中でも新規就農者の待遇150万円とか300万円とか、いろいろ補助があるというのはこちらではやっているんですけれども、実際に農業者の耳には入ってはいないなというのを痛感したものですから、その中で新規就農者に対しての補助があるかということにとてもびっくりして、広報あるいはいろいろな形での補助メニューというのは周知されていないなと。いろいろ祭り等で見たことがあるんですけれどもやられてはいる。しかしながら、実際には農業者には伝わっていないということがあるので、ぜひこれは十分に広報あるいはそういう２回、３回やるかもしれないんですけれども、周知していって誰もがそういう補助、新規就農の場合には補助がありますよというのがわかるような対策はぜひ取っていただきたい。

次に③のほうです。これは耕作放棄地、遊休地等、平成27年度から、平成29年度までの耕作放棄地の面積、及び遊休地の面積等は平成27年度から平成29年度にかけてふえていったのか、それとも少なくなっているのか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それでは大城議員の質問にお答えします。

平成27年度の遊休地が38.8ヘクタール、解消した遊休地が0.1ヘクタールです。平成28年度に関しましては遊休地が35ヘクタール、解消が２ヘクタール。それと平成29年度に関しましては遊休地42ヘクタール、解消が1.6ヘクタール、土地によって解消されたり、また年度によってもふえたりしております。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　年度年度によってふえ

たり、少なくなったりということではありますけれども、農地中間管理機構というのがあって、その職員が一人いるはずですので、それをどう活用していくのかということで、貸し手はいないんだけれども、借り手はいっぱいいると。今そういう状況だと思いますけれども、やはり貸し手がいないと農業はできない。土地がないと農業ができないという中でも、その職員を十二分に使っていって、各農業者を回って耕作放棄地、あるいは遊休地があるわけですから、ぜひ貸していただきたいと。それをしっかりと説明責任を果たしていけば、貸したら戻ってこないという地主も大分いますので、そこは農業委員会、あるいは行政としての立場からしっかり説明すれば、そういうことであるのであれば、貸してもいいよと。遊ばすよりというようなことも考えられるわけですから、そこを十分対応していただきたい。例えば耕作放棄地を約1,000坪、そこを開拓して、ユンボを入れる。そして、トラクターを入れて、苗が植えられる状態に持っていくためにどれぐらいの金額がかかるのか、伺います。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それではお答えします。

去年の実績ですけれども、坪当たり1,500円、1,000坪ですと150万円の費用を要しております。以上です。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　ということは、1,000坪で150万円と、農業者としてはものすごい金で、しかも、苗を植えてもすぐには収穫ができないわけで、例えば２カ年ぐらいは収入がないということで、なかなか二の足を踏んでいるかもしれないなということであります。最初に聞き逃したんですけれども、それに対しての県からの補助。あるいは村からの補助というのは、あるのか、伺います。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それでは御質問にお答えします。

耕作放棄地を開拓する場合にも、県からの補助、あとは伐開等、木殻等の処分費は補償しております。補助としても３分の２の補助があるということです。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　最初の答弁の中では今年度で補助金は終了したということで、もう県の補助というのはもうなくなっていると、それに対して村からいろいろ相談があった場合には、何らかの補助あるいはそういうのができる過程はあるのかなということなんですけれども、そこはどうですか。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　お答えします。

県の補助事業はことしで打ち切られるんですけれども、それにかわる新たな事業があるのかどうか、県のほうに問い合わせてできるだけ耕作放棄地の補助を行ってほしいと県のほうにも現在、問い合わせているところです。次年度から新しい事業があるということは、まだ聞いてはおりません。

**○議長　新垣博正**　大城常良議員。

**○８番　大城常良議員**　これは県の補助事業がいろいろな種類があるのであれば、ぜひ探していただいて、耕作放棄地を減らさないことには村の農業発展もないものですから、十分に探して、ないのであれば国のほうにも探してそれで解消できるような体制をつくっていってください。

④ですね。農業青年クラブ、いろいろと補助金に関しては来年度以降は検討したいというこ

とでありますので、ぜひ切なる要望が農業青年クラブからありましたので、これからの次代を担う若者たちのために十分検討していただいて、金額も出ていたんですけれども、20万円という補助金が欲しいということでありましたので、ぜひやっていただきたい。今回、初めての意見交換会ではありましたけれども、たくさんの意見、それから要望が出たり、提言がありましたので、農業委員会、あるいは行政、ＪＡもその中にいましたので、ＪＡもせっかく参加しているので議論に引き込んで、農業発展に向けて頑張っていただきたい。これで終わります。

**○議長　新垣博正**　以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

10分間、休憩します。

休　憩（１１時０７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１９分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

続きまして、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

**○９番　比嘉麻乃議員**　ハイタイ、グースヨー、チューウガナビラ。皆さん改めまして、こんにちは。議席番号９番、比嘉麻乃です。質問の前に２期目も村民の目線で村民の立場になって全力で頑張ります。きょうも村民、そして地域住民の声をもってまいりましたので、当局の皆さんも前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。それでは通告書に従って、御質問いたします。

大枠１．学校環境について。本村では学力向上を目的に４月から少人数学級を導入し、約半年がたちました。児童がみずから積極的に発表しようとする姿が多く見られるようになったことや教師からはゆったりと学習に取り組めるなど、少しずつではありますがよい報告を聞いています。しかし、教育環境には安心して学ぶことも大切です。そこでよりよい教育環境の充実を図るために次のことを伺います。①ことし６月の大阪北部地震による、ブロック塀の倒壊で児童が亡くなられました。同じ悲しみが起きないために村内の学校にあるブロック塀を撤去しフェンスにかえる予定はないか伺います。②県内の学校施設の敷地内で、不発弾の発見件数が2013年から17年の５年間で67件ありました。村内の学校施設の埋没不発弾の磁気探査は行っているか伺います。③津覇小学校のクラブハウスの床から水漏れが発生しています。その原因と対策方法を伺います。④本村では毎年予算を計上し、各学校の和式トイレを洋式トイレへと改修しているが、現在の改修状況を伺います。⑤児童・生徒が登下校時の荷物を軽くするために、宿題で使わない教科書などを持ち帰らず学校に置いて帰ることを「置き勉」と言います。文部科学省は置き勉を認めるよう全国の教育委員会に求める方針を固めたようですが中城村教育委員会の考えを伺います。

大枠２．新庁舎について。新庁舎の基本設計が完了したようですが、行政サービス部門に子ども課の設置はあるか伺います。

大枠３．上地域の中学校建設について。南上原区画整理に伴い本村の人口増加率も全国４位と高くなっています。児童数もふえ続けていることから、上地域にも中学校は必要だと考えられますが中学校建設の予定はあるか伺います。それでは答弁お願いいたします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番、大枠３番につきましては、教育委員会のほうでお答えをいたします。大枠２番につきましては、総務課のほうでお答えをいたします。私のほうではお尋ねの大枠２番の新庁舎における子ども課の設置の御質問でございますけれども、以前から比嘉麻乃議員からの御提案もございました。私も１丁目１番地が私の公約、

子ども・子育て支援が公約でございますので、この部分につきましては、担当課のほう、あるいは副村長との協議の中でも新庁舎においては子供に特化した課をつくってくれと。子供に厚生労働省、文科省の区別、差別はあるわけはないわけだから、それを超えた子供に特化した課をつくってくれということで指示は出しておりますので、それに向けての作業をしているものと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　教育長　比嘉良治。

**○教育長　比嘉良治**　大枠１の教育環境についてですが、学校は、まず子供たちが安心して安全に過ごせる場所でないといけないし、それを何よりも最優先しなければならないと強く思っています。そこで、ことしから学校大工を配置すると同時に再雇用制度を活用して学校の教育環境の整備に力を入れ、取り組んでいるところであります。特に中城南小学校以外の３学校は校舎が古くなってきていますので、３校を中心に修繕を進めているところです。教育施設の整備に関しては教育委員会の大きな課題でもあります。今後も計画的に整備を進めないといけないと思っています。また、大枠３の中学校の建設に関してですけれども、今の段階では計画をしていませんが、将来的に生徒数がふえたときには上地区への中学校建設についても検討を進めないといけないというふうに考えております。大枠１の詳細に関しましては、①から④は教育総務課長。⑤は主幹のほうからお答えさせます。以上です。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それでは比嘉議員の大枠①から④について答弁します。

①大阪北部地震によるブロック塀倒壊事故を受け、本村においても調査を行い、劣化等が進んでいる箇所については、補修等で対応を進めているところであります。ブロック塀を撤去しフェンスにかえることにつきましては、現在、対応を検討しているところであります。

不発弾の件につきましては、磁気探査についてですが、近年市町村における工事については義務化となっており、中城南小学校については、磁気探査を行っており、今回の中城南小学校増築工事におきましても、基礎工事にあわせて磁気探査を実施する予定であります。ほかの学校につきましては今後の建設等建てかえに合わせて磁気探査を実施していくこととなります。

津覇小学校のクラブハウスの件ですが、今回原因を探るため西側外壁を試掘し、建物内についても床板を剝がし確認しております。室内側の壁との間及び床の亀裂により、地下水が侵入してきていることを確認しております。現在、原因の箇所については止水工事を行い対策を進めているところです。

トイレの洋式化の状況ですが、平成29年度は中城中学校に６基、中城小学校、津覇小学校各３基を整備しており、本年度も中城小学校及び津覇小学校に各６基を整備しております。現在、各学校の洋式化80％に向けた改修状況ですが、中城中学校が59.6％、中城小学校が54.1％、津覇小学校が41.4％となっています。以上です。

**○議長　新垣博正**　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

**○教育総務課主幹　稲嶺盛久**　大枠１の⑤、宿題で使わない教科書などを持ち帰らず、学校に置いて帰る「置き勉」についてお答えします。

文部科学省より、平成30年９月６日付事務連絡におきまして、「児童生徒の携行品に係る配慮について」の通知がありました。この携行品、携帯の「携」に行動の「行」、品物の「品」と言いまして、日常的に使用するものをあらわしております。それを受けまして、村教育委員会からも各学校へ配慮を講じるよう通知しております。また、村の校長会におきましても、児童生徒の身体の健やかな発達に影響が起きないよ

う、会議の中で共通確認をしております。現状としましては、文部科学省の通知を受ける以前から、資料集やファイル、辞典や絵の具セット等、主に学校で使用するものについては、学級で保管しております。また、教科書やノートにおきましても、必要に応じて、学級や特別教室内に置いていく工夫を行っております。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　新庁舎における「子ども課」の設置について、お答えいたします。

子供に関する事務につきましては、現在、福祉課、健康保険課、教育委員会など複数の課において、手続等が行われております。新庁舎の設計におきましては、新庁舎１階部分に福祉課、健康保険課などが、また３階部分には、教育委員会が配置されております。庁舎における行政サービスの基本は、来庁者がわかりやすく、なるべく１カ所の窓口で手続ができるなど、「利便性のよさ」であると考えております。今後、さらに子育て支援に関する制度の変更、拡充等が想定される中で、手続等の漏れ防止とともに子育てに関する新たな施策等の展開が図られるよう関連する窓口の統合、新設について現在、検討しております。新庁舎におきまして、子ども課の設置の可能性は非常に高いとそのように考えております。

**○議長　新垣博正**　比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　答弁ありがとうございました。それでは大枠１の①のほうから再質問いたします。ブロック塀撤去の件のほうから再質問いたします。６月の大阪北部でのブロック塀の倒壊は、地震という自然の災害ではありましたが、明らかに防げた人災だとも私は思っております。建築基準法の改正を経て、現在の基準法に適合しないものや、そして老朽化によって劣化している箇所の調査をして把握はしているということでありました。私のほうも中城小学校、津覇小学校、中城中学校の通学路のブロック塀が設置されて何年たったのかというのを質問する予定でありましたけれども、先ほど大城議員への答弁の中に、それは把握していないということだったので、それは省きたいと思いますが、これはぜひ調査していてほしいなと思います。30年はたっているかどうかぐらいはわかりますか。なぜ調査していたほうがいいかというと、もう御存じだと思うんですけれども、政府は大阪北部地震で小学校のブロック塀倒壊の事故を受けまして、今月の５日に全国の公立小中学校の危険なブロック塀の改修対策を進める自治体に財政支援するという方針を固めたことは御存じでしょうか伺います。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それでは比嘉麻乃議員の御質問に答弁していきたいと思います。

国の財政支援についてですが、現在、まだ国において補正予算を組むということでお聞きしていまして、報道等により現在、全国の危険なブロックの改修に300億円ということでの補正をしていきたいということで伺っています。以上です。

**○議長　新垣博正**　比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　ありがとうございます。この危険箇所を優先的に補修したということだったのですが、その直した資金というのは国からではなくて村からの…。はい、わかりました。ブロック塀に対して、300億円を練り込むという方針だそうです。財政支援で危険性の高い通学路のブロック塀から早期に撤去し、できればフェンスにかえていただければなと思っております。その中に調査したブロック塀の中に危険性の少ないブロック塀の中にもやはりブロック塀の耐用年数とされる30年を超えた塀をそのままにしておくと同じような悲しい事故が起きるといけないので、しっかりと調査していただきたいと思います。同じ問題が起こる可能性もあります。今後の方針と対応を伺います。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　今後の方針と対応ということですが、現在、先ほど話しました国においての補正予算等が決まりましたら、事業概要などの通知もあると思われますので、その事業内容を確認して対応していければというふうに考えています。以上です。

**○議長　新垣博正**　比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　ありがとうございます。少しの見落としもなくて、今後さらにしっかりと調査をして、１日も早く改修をし児童・生徒の安心安全な登下校ができるよう、よろしくお願いいたします。

　では次に、大枠１の②です。不発弾について伺います。中城南小学校は磁気探査はされているということなんですけれども、そのほかの学校敷地内の不発弾磁気探査は実施されていないということでした。国の予算で学校施設内を磁気探査ができればよいのですが、沖縄県市町村支援事業補助金交付内容を私のほうから調べてみますと、おっしゃっていたように校舎の建てかえや新設の場合のみ、補助の対象になるということです。既存の学校施設でも補助の対象になるようないい方法はないのか。あるいはこれから県、そして国に働きかけてみようかなと思う考えはないか。いい方法があるのか伺います。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

　　休　憩（１１時３８分）

　　～～～～～～～～～～～～～～～～～～

　　再　開（１１時３９分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それではお答えします。

　現在の建物がある場合は既存の鉄筋等、その部分にも反応するようなことがあると思いますので、やはり建てかえのときに構造物を撤去した後に再度、確認していくという方法が確実ではないかというふうに考えていますが、それ以外でまた何かあるようであれば調査等もしながら対応していきたいと考えています。

**○議長　新垣博正**　比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　よろしくお願いいたします。

　では次に③の津覇小学校のクラブハウスについて伺います。先日、補正予算で計上した50万円で雨漏り対応のため、重機を使ってさらに細かな原因を見つけ、それを検討するということだったんですけれども、先ほどまた進捗状況のほうは説明があったんですが、やはりそれ以上の金額がかかるのか。あるいはもうほぼ原因がわかったのか。工事の完了はいつなのか伺いたいと思います。というのは、このクラブハウスはＰＴＡだとか、クラブとかにも使用しているので、一日でも早く工事を完了してほしいと思うんですけれども、その工事の完了の日がわかればよろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それではお答えします。

　現在、クラブハウスの全体的に床板を剝がし亀裂を現在、確認しているところです。今後は壁側及び亀裂の止水工事を行い、また床もこれまでの木材等ではなく、ウレタン樹脂など、今後の雨漏り等の確認もできるような工事方法で考えています。工事完了については、一部使用できるような形で今月でまずは対応して、ただし畳のほうがありまして、そこの部分は構造物等もありまして、工事もちょっとしにくい部分があることもあり、年度内に全体的には整えて使用できるようにしていきたいというふうに考えています。

**○議長　新垣博正**　比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　一日も早い工事の完了をお願いしたいと思います。というのは、現在も本当にカビ臭くて、体にもよくないなという

ふうに感じておりますので、早く快適に使用できるようによろしくお願いいたします。ほかにあと２点ほど学校と保護者のほうからの要望がありましたので、質問させていただきます。体育の授業で使うときの跳び箱がとても古くて、もう本当に子供たちがかわいそうだよという保護者からの声がありました。写真も撮ってきて皆さんだけに提供させていただいていますけれども、写真をごらんください。保護者から声があって見に行くと、思った以上にひどいなというふうに私は感じております。跳び箱が今、数えてみると６台ありまして、そのうちの５台の跳び箱のクッションにこうやってテープを張りつけて使用しております。本来のクッションに比べ、布テープは滑るおそれもあるので、体育の授業なので危険だなと思うんですが、これの新品購入をお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか伺います。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それではお答えします。

この状況については、議員からのお話もあり確認して、その後、学校のほうと調整をしまして現在は上部のほうの革の部分というんですか、布の部分が切れている状況ということもあり、その部分の取りかえもできないか、またはどうしてもできない場合は新品の購入ということも考えていかないといけないと思うのですが、全体的には木の部分等は使用できる状況ですので、両方の対応をまた検討していきたいというふうに考えています。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１１時４５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４５分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　わかりました。予算のほうの関係上で難しいのであれば、おっしゃっていたように上のクッションだけでもいいかなと思います。見たところ下の段のほうはまだ使えそうだったので、上のクッションだけでも取りかえていただきたいなと思います。今ちょっと議長のほうからお叱りを受けたんですけれども、跳び箱の件だけではなくて、マイクの件もあり、それは通告書に出していないんですが、中城小学校のマイクがとても古いということであったのですが…。この中城小学校で11月に学芸会とかもあって、この中城小学校の体育館のマイクが、しゃべっている間に途中で切れるというふうなことを先生から聞いて、マイクの修理ができないかということと、あとは小学校では11月に学芸会があったり、そして来年の１月には沖縄県のＰＴＡ研究大会中頭大会の会場にもなっているということなので、マイクの修理をお願いしますということで、これは質問はなしであります。そのまま要望だけでいいです。

では次に④の学校トイレの改修について、再度お尋ねいたします。現在の改修の率が、中城中学校が59.6％、中城小学校が54.1％、津覇小学校が41.4％の改修率ということなんですが、これは最終的に全て洋式に改修する予定なのでしょうか。というのは、今やほとんどの家庭で洋式トイレを使用しているところから学校でも洋式トイレの数をふやしていくというのは当然の流れだとは思います。しかし、中には私もそうなんですけれども、他人が座った便座には座りたくないと考えている人もいますし、あと公共施設でも今でも和式のトイレがあることから、児童生徒があるところに行って和式トイレに遭遇したときに困らないためにも全てを洋式に変えるのではなく、このトイレのフロアといいますか、その中の１基だけでも和式トイレは残すのかどうか伺います。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それではトイレの

現状等についてお答えします。

やはり議員がおっしゃるように洋式に慣れないというか、そういった子もいるということもありますので、現在、増設している場合にも１つは和式を残すような形で男女も分けて対応しております。最終的には80％程度の改修までいけたらということで、そこを目標に取り組んでいきたいというふうに考えています。

**○議長　新垣博正**　比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　ではよろしくお願いいたします。ではどんどん進めます。

次に⑤の置き勉について再質問したいと思います。重いランドセルを背負って登下校を続けますと児童の体にどのような負担が起きるのかというのを御存じでしたら伺います。

**○議長　新垣博正**　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

**○教育総務課主幹　稲嶺盛久**　現在、小学校１年生の平均体重が約20キロと言われておりますが、それを受けましてカイロプラクティックの協会の調べによりますと身体の背骨に影響があったり、肩こりや腰痛にもつながるという調査があらわれております。以上です。

**○議長　新垣博正**　比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　そのとおりです。昔に比べランドセルの中身が重くなった理由の一つに教科書が大きくなった、大型版になったことやページ数がふえたことが要因だと言われております。それはとてもいいことだと思うんですけれども、大正大学の白土教授が小学１年生から３年生の20人のランドセルの重さを調べた結果、平均7.7キロで、最高は9.7キロもあったそうなんです。中城村では児童たちのランドセルの重さを調査したりだとか、あとはその重さによっての協議をしたことがあるか、重さを調べたことがあるかというのを伺います。

**○議長　新垣博正**　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

**○教育総務課主幹　稲嶺盛久**　実際、中城村で調査をしたことはございません。しかし、この教授の最高9.7キロとまた平均の7.7キロという情報は平成30年６月21日の衆議院の質問書によって我々も知っておりますので、そういった情報は流しております。また、民間の調査によりますと６キロ台ということもありますが、ランドルの重さを抜いて教科書の重さが今4.7キロとか５キロと言われております。今議員からありましたように学習指導要領の2005年時代の教科書の重さから比べますと2015年ごろには約34％近く教科書が大きくなっていると言われております。そういったこともありまして、村の教育委員会におきましても、学校と連絡し共通確認し合いながら先ほどいいました携行品の工夫をしてまいりたいと考えております。以上です。

**○議長　新垣博正**　比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　ありがとうございます。先ほどもおっしゃっていたように、この小学生は骨格が未成熟で不安定なため、この荷物が体重の10％以上になると背中に負担がかかり、成長にもよくないというふうに聞いております。また先ほどおっしゃっていたように重い荷物で身体に異変を来たし、慢性的な腰痛や肩こりに悩まされ、整骨院に通っている児童もいるというふうに聞いております。実際に県外で置き勉を自由化した結果、マックス６キロありましたランドルが水筒とか、あとはプールの道具などを加えても3.7キロに減ったという結果があります。勉学ができますのも、やはり健康が最優先であり児童・生徒の安全と健康が最優先というふうに教育長も先ほどおっしゃっていました。教育委員会としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

では、次に大枠２に移ります。今回、こういう質問をしましたけれども、中城村のホームページのほうで設計の完了というふうにあって、私はそれを見て子ども課はどこにあるのかなというふうに楽しみで実は調べたんですけれども、

それがなくてまた今回、この質問書を出させていただきました。子ども課を設置するという前向きな先ほど答弁をいただいたんですけれども、このホームページにまだ子ども課というものが載せられなかった理由がありましたらそれと、もし子ども課ができた場合は、子ども課の業務内容を伺います。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

まず１点目のホームページに載せていない理由ですけれども、設計図におきましては現在の課でもって表示をさせてもらっています。新たな課を設置するということは条例におきまして課設置条例の改正が必要になってきます。条例改正前にホームページ上で新たな課を載せるわけにはいきませんので、現段階ではホームページ上では表示しておりません。先ほども答弁しましたけれども、子ども課の設置につきましては非常に可能性は高いというふうなことで御理解をお願いしたいと思います。

それから新たな子ども課における事務につきましては、現在、先ほどの答弁と少し重複しますけれども、福祉課、健康保険課、それから教育委員会で担っている業務をそれを見直しまして、できるだけ１カ所の窓口で手続ができるような体制にもっていきたいと考えております。今の段階で具体的にどの業務というふうなことでお答えするわけにはいきませんけれども、いずれにしましてもこの３課にまたがる業務を一つの窓口で完結するような、そういう体制の構築を図っていきたいというふうに考えております。

**○議長　新垣博正**　比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　ありがとうございます。私も去年の９月の定例会の一般質問の中でも申し上げましたが、沖縄のほとんどの市役所ですとか、役場が子ども課あるいは子育てに関する課だとすぐわかるように表示していまして、北谷町でしたら子ども家庭課、西原町でしたら福祉部こども課、読谷村ならこども未来課、北中城村なら児童福祉係、与那原町なら子育て支援課というふうに新庁舎でないところでもしっかりと子育て中のお母さん、お父さんが来たときにはすぐわかるように提示しておりますので、ぜひ前向きに考えているということなんですけれども、よろしくお願いいたします。子育て支援に力を入れている中城村だからこそしっかりとやっていただきたいと私は期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。やはり新庁舎建設が子ども課あるいは子育て支援課を設置するよいタイミングだとも思いますので、よろしくお願いいたします。また、これは私から一つの提案ではあるんですけれども、ゼロ歳から18歳までの子育てあるいは教育を一貫して子育て支援課を教育委員会へ設置したらどうかというのをちょっと提案させていただきたいと思います。思い切った組織改革だとは思いますけれども、ゼロ歳から18歳までの子育てとそして教育の一貫した支援体制の構築でお互いの課が連携をすることで効果も高まり、そしてまた何よりも村民にとって窓口が一つ、先ほどから與儀課長もおっしゃっていたように窓口が一つになるということで、言い方は悪いんですけれども、たらい回しではなくなり、利便性も図られるのではないかなと思います。本村はこれを新庁舎の３階の教育委員会に集約することで機能的にも、そして場所的にもワンステップで村民にわかりやすい組織となり、利便性が向上されるのではないかなと思います。全国的に子ども課というのは、福祉の部分のほうに子育て支援課を設置する自治体が多いんですけれども、そんな中それを子育てに力を入れている中城村が教育委員会に子育て支援課を置くことで幼児期から学歴、そして青年期までの切れ目のない一体的な策が展開のためには学校教育との連携が今後ますます重要となると思います。こういう

ことから考えてみまして、教育委員会に子育て支援課を設置するという私の提案なんですけれども、その提案について村長いかがでしょうか。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

きょう初めて御提案を受けたわけですから、もちろんこれから検討はさせていただきますけれども思いは同じです。一つにしてそして教育と保育が子育ても含めて一つになったほうが一番いいわけで、それが教育委員会でのほうがいいのか。あるいは役場の福祉課が今担っている部分で一緒くたにしたほうがいいのかも含めて、今のお話はしっかり真剣に検討をさせていただきたいと思いますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　村長、ありがとうございました。この教育委員会に子育て支援課を置くというのは県外のほうでも何カ所か行われています。沖縄県ではちょっと聞いたことはないんですけれども、県外のほうで行われているところもあります。自治体もありますので、調査してみてください。ぜひ村民が楽しみでいけるような庁舎をつくってほしいなと思います。村長のことしの施政方針の中で新庁舎にふれまして、村民がわかりやすく親しみをもって利用していただける施設を目指すと述べてくれました。まだおそくはないと思いますので、平成33年１月でしょうか、開庁のときを目指して教育委員会に子育て支援課を検討していただくようよろしくお願いいたします。お子様連れの方が来庁したときに、あっち行ったりこっち行ったりするのではなく、一度座ったら子育てのお子様連れをつれているお母さんではなく、職員がしっかりと動いてできるだけお母さんを動かさず職員が動いて移動していただきたいというふうに思っております。

では、最後の大枠３の上地区の中学校建設について、再度伺います。平成28年の９月の定例会の中でも上地区への中学校建設について御質問をさせていただきました。当時の教育長の答弁は中城中学校は現在、空き教室があるため新たな中学校建設の計画はないが、人口増加を見据えながら検討しますという答弁をいただきまして、今回も大体似たような答弁が返ってまいりました。でもあれから２年がたちましたが、現在の空き教室の状況または今後の教室などの計画があれば伺います。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１２時０４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時０４分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それでは比嘉議員の質問にお答えしていきたいと思います。

中学校の空き教室の現在の状況ですが、２教室が空き教室となっています。今後のまた計画ということですが、児童数の増加に伴い現在の空き教室の２教室を活用して対応できるまではいいんですが、その後については教育委員会の中においては多目的教室というのが３階にありまして、その部分の改修等で対応できればということで、現在は話し合いはされています。以上です。

**○議長　新垣博正**　比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　では現在の空き教室が２教室ということなんですけれども、計画を聞いていますと、この後、多目的教室を活用した場合は空き教室は何教室になるんでしょうか。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それでは空き教室のほうで多目的教室を活用した場合のクラス数ですが、多目的教室については通常の教室より現在広い状況で、２つの教室に分けられるのではないかということで考えています。以上です。

**○議長　新垣博正**　比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　計４教室ということなんですけれども、平成30年度の小学６年生の児童数は中城小学校が47名、津覇小学校が52名、中城南小学校が116名、計215名になるんですけれども、全員が中城中学校に行くとは限らないんですけれども、琉大とか違う学校に行く児童もいるかとは思うんですけれども、この215名全員が中城中学校に入学した場合、現在の３年生は150名なんですね。卒業して今の３年生の150名を比べると新しく入ってくる１年生は65名増になります。予想されていますが、65名ということはもう２教室使うことになりますよね。そういうことを考えてみると、やはり既に教室数が足りなくなるのではないかなと思います。その対策を聞く予定だったんですけれども、多目的教室を利用するということなので、いよいよ教室も本当に足りなくなるのではないかなと思います。実はさきのほうまでちょっと計算をしまして、2023年には243名の児童の入学が予想されます。これは今の３年生ですか、２年生。その数を見ると243名の児童の入学が予想されます。それは現在の３年生と比べますと100名の増になるんですね。2023年には。これらの児童数の増加を考えてみますと、やはり増築とかではなくて、上地域にもう１校中学校は必要だと思うのですが、この件に関しましても真剣に協議をしていただきたいと思いますが、これから空き教室が少なくなる。増築ではなくて上地域に中学校をつくってほしいと思うんですが、村長、今の考えを伺います。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

先ほど教育長が答弁したものにも少し似てまいりますけれども、中学生の数がふえると当然これは器が必要になるのは当然であります。今議員がおっしゃったように現状の中城中学校でふやせるのか。あるいは新規に新設してやるべきなのか、これも含めて真剣に考えていきますけれども、ただ今の情勢を見ますと下地区に１つ、上地区に１つ、これからの人口増を考えていきますと上地区のほうも今登又からまた南上原にかけて人口がふえてくるだろうという予測になると、理想は上にもう１校のほうが理想的にはなるとは思いますが、これは当然、財政的な部分だとか、その時代時代の情勢によると思いますので、その状況を見ながら勘案していくものだと考えております。

**○議長　新垣博正**　比嘉麻乃議員。

**○９番　比嘉麻乃議員**　そうですね、財政によるということなんですけれども、ぜひ中城中学校増築ではなくて、上地域にまた新しい中学校をつくってほしいと思います。というのは、段々と上地域の人口もふえてきて、いよいよ教室が足りない。急いで増築というふうにならないように今のうちで将来の中学校入学の人数ですとか、そういったことを今のうちで計画をしてほしいなと思います。空き教室もそうなんですけれども、今見ると通学バスの子供たちもすごくふえてきているなというふうに思います。平成29年は４万1,328名ということで、すごくふえているなと思います。今見ると２台ある中の１台がもういっぱいで、少し２台目は余裕があるとは思うんですけれども、そのスクールバスもいつか乗れなくなってしまうのではないかなと思いますので、そのこともやはり考えていただきたいと思います。以上、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長　新垣博正**　以上で、比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１２時１１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

**○議長　新垣博正**　午前に引き続き再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

**○議長　新垣博正**　石原昌雄議員。

**○６番　石原昌雄議員**　議席番号６番、石原昌雄、一般質問をいたします。質問に入る前にさきの12月の定例会において、南上原の糸蒲周辺の防護柵の修繕を求めましたところ、今月その工事が実施されており、同公園が安心して憩える場所になるものと考えております。村長、担当課の皆さんの対応に感謝します。同地区南上原の同地区には南組という組織がありまして、糸蒲の塔においては、毎年戦没者の慰霊祭を行っており、ことしも来月11月に開催の予定であり、関係者も喜んでもらえるものと思っております。これからも同様な対応を期待しながら今回の一般質問をしてまいります。

それでは大枠１番から教育・子育て支援について。義務教育終了までの切れ目のない子育て支援が求められています。たくさんの課題がありますが、今回は次の点を質問します。①耐震性の調べで、村内教育現場に２カ所が残っているとの記事があるが、今後の対策はどうか。②通学バスの無料化はできないか。また、朝夕の運行実態の把握はできているか。③学童クラブの待機児童対策はどのように考えているか。④認定保育園の保育士の確保や待遇改善はどのようになっているか伺います。

大枠２番、高齢者福祉について。高齢化率がふえ続けている中で、高齢者の居場所の確保や活動の支援が必要です。特に地域活動がポイントとなります。次の質問をします。①平成30年度より、ふれあい事業が社会福祉協議会に委託となっているが、経過はどうか。②団塊の世代が70歳以上となっているが、新たな高齢者の福祉政策はなされているか。③一番身近にある各字公民館における高齢者の居場所づくりももっと進められないか。

大枠３番、県政とのつながりについて。村政運営の上で、村単独事業にあわせて、国県補助事業などの活用が有効であります。そこで次の質問をします。①県補助事業などを推進する上で、県とのつながりが重要であり、県議会議員との連携が求められるが、村出身の新垣光栄県議とは、村政運営でどのようなことができているか。②県道29号線や35号線の課題についての話し合いは行っているか。③ＭＩＣＥ関連で、中城への取り組みなどは進めているか。④職員の県への出向研修はどのようになっているか。よろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、教育委員会と福祉課のほうでお答えをいたします。大枠２番は福祉課。大枠３番につきましては、都市建設課、総務課、企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうではお尋ねの新垣光栄県議会議員との連携についてでございますけれども、これも議員御承知のとおり本村におかれましては、28年ぶりに県議会議員が誕生いたしまして、２年が経過いたしましたけれども、いろいろな道路関連も含めた全てにおいて、少々厚かましいではありますが、全てにおいて連携をし、そして要望なども一緒に行っていきたいなと思っておりますし、また行っております。特にハード部分といいますか、先ほどの道路の話、あるいは土地利用の見直しの件、それで企業誘致も含めて、一緒に連携をさせていただいておりますので、いい結果が得られるものだと期待をしております。また、それと同時に、先日誕生いたしました玉城デニー新知事とも20年来の旧知の間柄でもございますし、言葉が当たっているかどうかはわかりませんが、思い切り甘えさせていただいて、要望を村のために損益にかなうように要望をしてきたいなと思っております。あとは担当課のほうでお答えをさせ

ていただきます。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　教育長　比嘉良治。

**○教育長　比嘉良治**　皆さんこんにちは。大枠の１についてですが、教育施設の建設・施設の改修等に関しては中城南小学校の増築を初め、津覇小学校の老朽化の問題、中城中学校のプール建設、津覇・中城幼稚園の建設等多くの課題がございます。教育委員会としても協議を進めているところですが今後の対策については村長、副村長、財政ともさらに協議を進めていかないといけないというふうに考えております。大枠１の①と②の詳細に関しては教育総務課長のほうから答えさせます。以上です。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　石原昌雄議員の大枠１の①及び②についてお答えします。

津覇小学校の耐震の件については、管理棟及び配膳室についての耐震が必要な建物となっております。今後の計画としましては、平成31年までは中城南小学校校舎増築工事を計画しておりますので、今後の津覇小学校の耐震の課題も含めた学校施設の多くの課題を検討するため、村長部局も含めた対策会議を開催し、取り組んでいきたいと考えております。

通学バスの無料化についてですが、路線バスや護佐丸バスを利用している他の区域の児童生徒もいることから、公平性など考えますと、無料化については厳しいと考えております。

また、朝夕の運行実態の把握については、運行管理簿を毎日提出していただいていますので、把握しております。以上です。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

大枠１の③について。平成30年７月時点におきまして、学童クラブからの報告によりますと、待機児童は発生しておりません。潜在的学童の待機児童を考えた対策としまして、現在、学童運営補助金をもらっていない学童クラブから補助事業対象学童にしたいという要望もございますので、学童クラブの需要も見ながら補助事業対象学童への増加を検討してまいりたいと考えております。

④の保育士の確保につきましては、最終的には各法人にて確保をしていただいております。先ほど答弁いたしましたが、園長会との意見交換会を踏まえ、村として可能なところでの協力を行っております。待遇改善につきましては、運営補助を初めとして、延長保育、特別支援児童保育への補助。正規雇用化促進事業などの財政的助成を実施しているところから、各法人の安定化につながり、その結果としてそこで働く職員への待遇改善につながっていると考えております。

大枠２の①につきましては、社協において専属の看護師を配置し、健康相談を強化するとともに、生活支援コーディネーターやボランティアコーディネーターなど社協職員の協力体制の効果もあり、運営の相談に応じることができているところです。また、新規立ち上げの相談もあり、役場福祉課及び健康保険課と確認しながら地域と相談も進めております。特に問題もなく経過は順調だと考えております。

②につきましては、特に団塊の世代向けの政策はございませんが、団塊の世代も含め、高齢者が常に健康でいられるよう介護予防事業を含め多くの高齢者福祉事業を継続してまいります。

③ふれあい事業や、とよむちょ筋教室など自治会の協力を得ながら、公民館を活用させていただいているところです。各事業の回数をふやすことに関してはボランティア団体の意向を聞き取ったうえでの検討になるかと思っております。生活支援体制整備事業で配置しております生活支援コーディネーターが、ちょ筋教室終了後に体操を継続したいと要望する参加者の居場所をコーディネートしたりと少しずつ広める努力はしております。また、地域から新たな要望

がございましたら、また介護事業として取り組めるかも含め検討してまいりたいと思っております。以上です。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　石原昌雄議員の大枠３、②についてお答えします。

県道29号線に関しては、朝夕の渋滞が非常に多いことから、再三県道29号線の拡幅を要望しているところです。しかし、南上原土地区画整理事業が事業中であることや、上原交差点までの拡幅整備中であることもあり、現時点では事業化には至っておりません。県道35号線に関しては、35号線自体の整備要望は行っておりません。県の構想として県道南北を走る国道58号、沖縄自動車道、国道329号とそれを支えるはしご道路として宜野湾横断道路、宜野湾東西道路について、早目の整備要望を行っております。

**○議長　新垣博正**　企業立地・観光推進課長　比嘉　保。

**○企業立地・観光推進課長　比嘉　保**　では石原昌雄議員の大枠３の③について。

ＭＩＣＥ関連での沖縄県との調整では、ＭＩＣＥ施設が沖縄県文化観光スポーツ部のＭＩＣＥ推進課の所管となっており、ＭＩＣＥに関連する土地利用や観光・地域振興等は各町村及び関係する県の所管部局と連携を進めているところであります。取り組みについては、西原バイパスの延伸調整や、ＭＩＣＥ開催後のアフターＭＩＣＥの取り組みをどのように進めていくか検討しているところであります。また沖縄コンベンションビューローが主体となり、沖縄ＭＩＣＥネットワークへも加盟し各会員が主催するＭＩＣＥ関連の報告や実績のセミナーをとおして、意見交換を行っているところで今後本村における事業をどのように取り組んでいくか検討しているところであります。以上です。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　県庁への職員出向についてお答えいたします。

平成２年度から職員研修の一貫として、職員を派遣しております。直近の状況では、平成23年度から平成29年度の７年間において、各年度１名の職員を沖縄県市町村課へ研修生として派遣いたしました。特に、平成24年度に創設された、沖縄振興特別推進市町村交付金、いわゆる一括交付金担当としての業務経験は、本村の一括交付金の適正執行において、多大な成果を生んでいると考えております。平成30年度につきましては、派遣を見送っておりますが、今後も状況の許す限り、職員の資質や能力の向上のため、県への派遣を継続していきたいと考えております。

**○議長　新垣博正**　石原昌雄議員。

**○６番　石原昌雄議員**　答弁をいただきましたが、また再質問をさせていただきます。

まず大枠１の①でありますけれども、津覇小学校の配膳室と管理棟のところが耐震性の部分で問われていますけれども、今後も主に教育委員会と財政の部局が一緒になって進めていかなければならないと思うんですけれども、ぜひ回数を重ねて早目に耐震のクリアをしていってほしいと思います。

先ほども出ましたが、次、②の通学バスの部分を質問を再度します。まず今通学バスについては、上地区の学生の安全といいますか、通学が求められているんですけれども、当初は単なる通学ではなくて物騒の時代のときから生徒の安心の面を重点にしてスタートしたと認識していますけれども、近年はそうではなくて、交通の便がないということの解消に向けて進んでいると思うんです。そういう中で今、対象になっている上地区においては、上地区の例えば中学生の人数とか、あるいは中学生の利用率とか、もう一つは逆に利用していない生徒の登校の手段とか、そういうのがわかるんでしたら教えてほしいです。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１３時５０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５１分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

教育総務課長　比嘉健治。

○**教育総務課長　比嘉健治**　それでは石原議員の質問に答えていきたいと思います。

平成29年度の実績で中学生が年間２万1,036人乗っています。利用率については中学生の例えば計算の方法で出てくると思うんですが、現在のところちょっと計算をしておりませんので、後でまたお伝えしたいと思います。もう一つ、利用していない中学生については、やはり保護者が通勤等による送り迎えなどもあるとは思われますので、どのような部分でしているかというのは把握はしていないんですけれども、主に通学バスの時間帯以外でまたそういった通勤の時間帯に送っているのではないかというふうに考えています。以上です。

○**議長　新垣博正**　石原昌雄議員。

○**６番　石原昌雄議員**　中学生にとっては通学バスというのは、非常になくてはならない部分だと思うんですけれども、部活なども含めてどうしてもバスがあると保護者も助かると。一昨年から時間割の変更もしてもらいながら部活動の支援もやっているところではあるんですけれども、せっかく走っているバスがもっと利用度が上がるためにはどのような方法があるのかなと思ったりもするわけですね。ですからこのバス利用についても、例えば新１年生とかも含めてそのようなちょっとしたオリエンテーションみたいなあるいは父兄に対してでもいいし、そういうのも検討なさったことがあるかお願いします。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１３時５４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５４分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

教育総務課長　比嘉健治。

○**教育総務課長　比嘉健治**　それでは通学バスの利用の促進ということで、オリエンテーションについては、ちょっと把握はしていませんが通学バスのほうにも時刻表も掲示と配布できるように対応していますし、中学校のほうにおいて各学校も時刻表も事務所に置いて、また今回、保護者のほうにも利便性を高めるということで護佐丸バスの乗車券を含めて通学バスが利用できるようにということで、チラシ等の配布も行っていますので、現在のところはそのような形で広報等をしているという状況です。以上です。

○**議長　新垣博正**　石原昌雄議員。

○**６番　石原昌雄議員**　周知の方法は幾つもあると思うんですけれども、対象者が主に中城南小学校卒業生ということになろうかと思うんですけれども、卒業する時点とかでそういうパンフレットの配付とか、積極的にそういう親御さんがいるときにバスがあって、できるだけ保護者が負担にならないような仕組みをやってほしいというふうに思います。あとは実際に利用料金についてなんですけれども、確かに今無料化というのはいろいろな形でバランスのこともあるかと思うんですけれども、新しい知事は無料化をやるというキャッチフレーズで出ています。ですからそういう取り組みにも十分前向きな姿勢とっておかないと、県がやってからやったみたいになるとうちの村長は嫌うので、ぜひどうすればいいのかというのも前もって検討しておいてほしい。今、料金については中学生は100円ですね。小学生は50円。そこら辺ももうちょっと50円とか均一で安くして、もっと中学生が利用しやすいイメージ。中学生というのはやはりお金については100円でも高いというイメージも。大人の感覚とは違うと思うので、利

用しやすい状況も検討してほしいというふうに思います。もう一つは、バスを利用している皆さんとかも含めて定期的な利用についてのアンケートをとってほしいなと感じます。というのは、先ほどもあったんですけれども、バスは満杯の状態もあれば、その２番目のバスは少し込むけれども、立っていたりの部分もよく見受けられます。ですから、そういうところの利用の部分の声とかそういうのもぜひアンケートなどが一番有効かなと。実際に教育総務課で一緒に毎日見るわけにもいかないはずですから、現実論は。そういうふうなアンケートのとり方も検討してほしいと要望しておきます。

次、③についてなんですが、学童の施設ですけれども、校区ごとの数としては中城小学校校区で実際に中城小学校は210名の生徒数に対して１学童80名の定員の実情ですね。津覇小学校は200名の児童数に対して１学童60名の定員の学童があります。これは決算書の報告書の資料から、あとは中城南小学校では児童数が608名いるんですけれども、７学童およそ405名ぐらいの定員の学童があるんですけれども、中城小学校、津覇小学校においても待機の児童が多くなっているという声が実際にあります。そこで今後、そこら辺の支援について検討していく考えはあるかどうかお願いします。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

今現在、補助をもらっている６学童プラス補助をもらっていない２学童を含めますと、全体数でまだ空きがございます。議員のお話でありましたように中城小学校、津覇小学校におきましても、１学童の２支援ございまして、定員オーバーしておりますが、希望者の全員の受け入れを行っている状況でございます。先ほど答弁でも申し上げましたが、今後の学童クラブの需要を見ながら補助対象外児童クラブを補助対象とすることや各小学校の支援数をふやすなど検討したいと思います。

**○議長　新垣博正**　石原昌雄議員。

**○６番　石原昌雄議員**　ぜひ検討を進めてほしいと思います。これまでは本村は保育園児の待機児童がずっと取り上げられまして、平成31年にはゼロになるかという期待もしておりますけれども、今後は待機学童の解消というのがテーマになってくるのではないかなと思っております。ですから待機児童から待機学童の取り組みを検討してほしいと思うんですけれども、その面で村長、待機児童から待機学童になりそうですけれども、所見を…。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

待機学童の実態数が課の数字的な部分では待機学童はいないですね。これは先ほど課で答弁したとおりです。ただ実際には潜在的な待機学童だとか、あるいはまた今後出てくるであろう可能性の高い待機学童だとか、待機児童がそのまま待機学童になるとは思いませんので、その辺の判断が実は大変難しいところで、事業としても公共施設内で学童を行う場合の施設費なども非常に効率補助がございます。９割補助だとかで、建築物がつくれる。ただそういうものに一歩踏み切れないのが、今私がお話している実態数というのが果たしてどういうことなのか。それプラス現在の学童をなさっている方々への圧迫にはならないのか。我々公共団体がそうやって足を踏み込んでいいのかというのは、実はそこで二の足を踏んでいるというのが実情でございまして、いま一度、課のほうにも指示はしてありますけれども、現在、学童を行っている方々へのしっかりとした調査を、村としてはこういう公共施設内で９割補助で箱物をつくることも可能ではあるけれども、そこでの圧迫にはならないのかだとか、いろいろな形で腹を割って話をしていくようにという指示はしてありますので、それを見て判断をしていきたいな

と思っています。

**○議長　新垣博正**　石原昌雄議員。

**○６番　石原昌雄議員**　学童については、実態が確かに村ではつかみにくいと思います。といいますのは、保育園については役場に届け出をしてあふれる数字がつかめるんですけれども、学童については役場に届けるわけじゃなくて、あふれているのがなかなかわかりにくいということで、そういう今村長がお話の実際に学童をやっている面々との実態とか、話し合いをしながら今後の方向性をぜひつかんでほしいと、よろしくお願いします。あとは④のほうですけれども、認定保育園の支援というのはいろいろ課長の答弁のとおりなさってきているとは思うんですけれども、この法人の認可保育園もしかりですけれども、村直営の吉の浦保育所においても保育所の勤務条件とか、待遇を同時によくしていかなければならないんじゃないかなと。ある意味では行政の部分がひな形といいますか、民間は大体それにあわせてやっていくので、そういう面では臨時職員とか、一般非常勤職員などの待遇について、今後検討してほしいなと思うんですけれども、どうですか課長。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり最近は認可保育園のほうは制度的に手厚く改善されていると思います。公立保育所につきましても、たびたび質問でも出ますが、保育士確保の面から、やはり一番は給与が影響してくる思いますので、民間及び近隣の公立保育園との差がないように、できるだけ近隣と合わせた、または、近隣よりいい待遇を望んでいるところではございますけれども、財政状況もございますので、保育士確保と質の向上も含めて取り組むためには、賃金、待遇等を今に合った形で要求はしていきたいと考えております。

**○議長　新垣博正**　石原昌雄議員。

**○６番　石原昌雄議員**　そこら辺もぜひやってほしいと。法人については正規職員化にあるんですけれども、直営については正規職員化の補助メニューがなかったような気もするんですけれども、といってずっと正規職員が少ない状況というのは、もしかして法人に追い越されるという状況にもなりかねません。ですからそこら辺の待遇のほうもよろしくお願いいたします。

大枠２に移りますけれども、ふれあい事業については先ほど回答がありましたように、まだ立ち上げができていないところがあるんですけれども、ぜひこの立ち上げについてはやはり役場が率先してやらなければできないんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺の考えをちょっとお願いします。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

ふれあい事業を実施していない自治会につきましては、これまでも自治会長会を初め役場としても積極的に立ち上げるようお願いをしているところではございます。実態としましてふれあい事業の事業実施主体というのは地域のボランティアが主でございますので、どうしても地域の協力がないとできないと。活発なところと普通のところと比べると、やはり地域のボランティアの数や活動内容での差がございます。私どももその地域のボランティアの発足、育成では頑張ってまいりますが、どうしても行政だけの思いではなくて、地域も考えてもらってともにつくり上げていくのがふれあい事業だと考えておりますので、引き続き地域への投げかけや、先ほど申し上げました、生活支援コーディネーターが去年から配置しております。これは役割として地域と行政をつなげるというんでしょうか、隙間を埋めて地域の資源を開発すると。発掘してつなげるというところで今活動していますので、徐々にその辺で効果は出てきていると思いますので、継続してふれあい事業の活性化、

ないところの立ち上げも含め頑張っていきたいと思っております。

**○議長　新垣博正**　石原昌雄議員。

**○６番　石原昌雄議員**　ぜひ今の行政も一緒にやってほしいと思います。といいますのは今回、社会福祉協議会に外部委託という形であるんですけれども、それはそれとしていいとは思うんですけれども、ややもすれば投げたものだから担当部局じゃないみたいな。担当が人事異動で変わったら、これはあっちのものさみたいなってしまう可能性があります。そういうことがないようにやってほしいと思っております。それから居場所づくりにしても、まだまだこのふれあい事業の部分と介護保険事業の部分のある意味では行事しかやっていないところも実際あるわけですね。ですから地域の部分でもっと普通に集まれる何とかカフェみたいな事業も進めていってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

あと大枠３についてですけれども、村長いろいろな面で県議との交流をやって事業を進めていっているということで、私どもはそういうふうに認識はしております。さらに希望としては定例的な懇談会とかもできないかなと。あるいは課長クラスとの懇談会とか、こういうのも県議を合わせてそれぞれの課でそれぞれの課題を持っているわけですね。ですからそれを県の部分を動かすことによって、担当課の仕事がよりスムーズにいく状況になると思うんです。ですからそういうふうな県議との懇談会とか、そういう設定とかはできないものでしょうか、どうでしょう。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

大変すばらしい建設的な意見だと思いますので、当然相手がいることですので、県議の御都合とかいろいろとあると思いますので、我々としましたら、これはまさに渡りに船ではないかなと思っておりますので、今後また議員の協力も得ながら頑張っていきたいなと思っております。

**○議長　新垣博正**　石原昌雄議員。

**○６番　石原昌雄議員**　28年ぶりの県とのつながりがしっかりできているわけですから、担当課長も本当にいい意味では心強くなると思うんですよ。県議との会話があれば。ですからある意味では村議とやると何かのやりとりで嫌な思いがあるかもしれませんけれども、県議になると逆にやりやすいところがあると思います担当課長は。そういう意味での情報交換会をぜひ実現してほしいと思います。あと、ほかの件については、また次の機会に質問しますけれども、最後に一つだけ④の職員の県への出向研修については、ぜひ今年度は残念ながらないみたいですけれども、次年度以降出向を行かしてもらって若手を育ててほしいと思います。以上です。一般質問を終わります。

**○議長　新垣博正**　以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時１４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時２４分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

続きまして、新垣　修議員の一般質問を許します。

**○２番　新垣　修議員**　どうも皆さん、こんにちは。議席番号２番、新垣　修です。新人議員として３週間経過しましたが、毎日が予習、復習と実感に追われる日々です。本日は新人議員として最初に一般質問席に立たせてもらいますが、ちょっと緊張もあり震えておりますけれど、言葉に詰まるところがあるかもしれませんが、この辺は御了承くださいまして、私の公約でもあります「きめ細やかな活動で地域の声を村政へ」ということもありますので、通告書に従っ

て一般質問をさせていただきます。

それでは大枠１番から、今回の議員選挙に伴う取り組みについて。８年ぶりとなる村議選挙で、新聞等でも地方議会への政治離れが取り上げられておりますが、20年前の投票率と比較され、82％からマイナス26.63ポイント減の55.37％と今回最大の下げ幅となる不名誉な記事が掲載されました。25年度にも投票率アップに向けての一般質問があり、行政として投票率アップの支援を図ると方策を述べておりますが、今回の選挙ではどのような方策支援を図ったのでしょうか。お伺いいたします。同様に選挙管理委員会の取り組みでどのような啓発活動を実施したのかお伺いいたします。

次に、大枠２番、選挙事務説明会で交付された資料についてお尋ねいたします。新人候補者にとっては、初めての手引書となり再立候補者にとっては、再確認書の手引書になりうる選挙事務交付資料の内容において、全ての要点を満たしていたのか、候補者より何らかの問い合わせは、なかったのかどうか、あったとしたらどのような点なのか。今後に向けて手引書等の改修や、補足修正を加える点があるか、お聞きいたします。

大枠３番につきまして、開票事務についてお聞きいたします。村議選挙において開票速報は候補者並びに支援者及び地域にとっては一喜一憂の時となります。開票速報は迅速と正確を求められると思いますが、日付変わって終了した、我が村の今回の開票事務、速報時間は選挙管理委員会として予定どおりの開票事務作業となったのか。あるいは、今後に向けて改善点等があるのかどうかお伺いいたします。それでは御答弁をお願いいたします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは新垣　修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番から大枠３番につきまして全て総務課のほうでお答えをさせていただきますけれども、御質問の選挙の投票率の低下について少し考えを述べさせていただきますが、私も議会人としまして、元議員といたしましても今回、随分に投票率の低下を招いたということについては非常に心痛めるところもありますし、また行政の長として何かもっとできないかというところもございます。これは投票率の低下のみならず、この投票率の低下ということはこれは私の所見ですけれども、それが地域力の低下。コミュニティの崩壊につながる大変大きな問題も含んでいるなという気がいたしまして、我々としましてもじゃあ何をどうすればいいかというのは即答することはできませんけれども、しかし、考え得るだけのことはやらせていただいて、今後も議員選挙だけではなくいろいろな選挙がございます。やはり政治離れを防ぐにはどうしたらいいかを真剣に考えていかなくちゃいけないなと思っているところでございます。詳細はまた総務課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　選挙に関しましては、選挙管理委員会が執行・管理いたしますので選挙管理委員会事務局としてお答えいたします。

村議会議員選挙に関連し、３点の御質問がございました。１点目の投票率アップの方策についてでございます。任期満了に伴い、村議会議員選挙が行われること。立候補予定者に対する事前説明会が開催されること。また、投票日及び期日前投票が実施されること、などにつきまして、広報なかぐすく、本村ホームページ並びに防災行政無線を通じ周知をいたしました。また、平成26年度に制定しました「選挙公報の発行に関する条例」に基づきまして、今回、初めて選挙公報を発行するとともに選挙公報をホームページに掲載し、各候補者の掲げた政策等を住民に周知いたしました。このように、広報な

かぐすく、ホームページ、防災行政無線、選挙公報の発行、あわせて庁舎への懸垂幕を掲示するなど、選挙に対する啓発活動に取り組んでまいりました。

次に、事前説明会で配布された資料について、お答えいたします。今回、初めての立候補予定者にとりましては、立候補届の提出、資金収支報告書の記入など、不安な部分もあったものと思います。今回の事前説明会におきましては、資料が大量になるのを防ぐため、また経費削減のため、ほとんどの資料について両面印刷で作成しました。しかし、そのことが立候補予定者の混乱を招いたところがございました。資料につきましては、今後も両面印刷としますが、提出資料につきましては、片面印刷したものに、改めていきたいと思います。立候補予定者からの問い合わせにつきましては、記載方法についての問い合わせはございました。その他につきましては、特に改めてほしいというような要望はなかったものと思いますので要点はほぼ満たしていたものと考えております。しかしながら改めてほしいという部分がございましたら具体的に御教示していただければ、今後、検討したいと思います。

次に、開票事務について、お答えいたします。村議選のような立候補者の多い選挙、それから衆議院議員選挙、参議院議員選挙のような選挙区、比例区、最高裁判所裁判官国民審査など、投票する回数の多い選挙におきましては、開票時間は長くなる傾向にあります。村議選におきましては、最終の開票が終了した時刻が、午前０時を少し過ぎておりましたが、選挙管理委員会としましては想定の範囲内であったと考えております。開票事務の改善につきましては、開票事務に従事する職員の数をふやす、あるいは、投票用紙の自動読み取り機を導入するなど、幾つかの方法はあると思います。しかし、いずれも予算とのかかわりがございますので、今度の検討事項とさせていただきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　新垣　修議員。

**○２番　新垣　修議員**　それでは再質問をさせていただきます。

まず、今回の投票率の件ですけれど、新聞に出たのは20年前ということですので、多少時間もいろいろと違うと思いますが今回、いろいろ調べてみますと前回は８年前に村議会選挙を行っております。８年前と比較しますと、投票者票数は、平成22年度が8,442票で、今回が8,942票。投票者票数に関しては500票ほどしか変わっていなくて、知事選においては、１万583票ということで65％の大台までいっています。やはりこれに関して、先ほど公報の取り扱い、あるいは防災行政無線というふうに啓発活動を行ったということですが、８年前、そしてことしというように逆に10％ダウンしているということは、今回、宣伝広報不足あるいは啓発活動があまりにも薄れていたのではないかと思いますが、その点はどう思いますか。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

平成22年度に比較しますと、たしか7.7％程度の低下であるというふうに考えております。これは本村に限らずどの市町村におきましても、今回の市町村議会議員選挙におきましては投票率の減少が目立っております。本村は平成26年度に無投票でありましたので、平成22年に比較しますと7.72ポイントの減少ではありますが、仮に平成26年度に投票が行われたと、そういうふうなことであった場合も平成26年度もおそらく周辺の市町村の状況からしますと減少していたんじゃないかなというふうなことが考えられます。ですから今回の減少につきましては、本村が突出して下がったというふうなことではなくて、本村の減少も他市町村並みの減少であったというふうなことで考えております。それから選挙に関する広報についてですけれども、選

挙が行われているという選挙時の啓発活動もしますけれども、本来は常時啓発ということで選挙が行われない時期についても選挙の広報はすべきだというふうなことで考えています。村として今行っている選挙啓発としては、常時啓発につきましては成人式における新成人者に対するボールペン等の配布で選挙を啓発しているところであります。選挙管理委員会として十分にはやったつもりではありますが、もしそういうところで不足しているのであれば選挙時の啓発以外にも常時啓発も含めて検討していきたいと考えております。

**○議長　新垣博正**　新垣　修議員。

**○２番　新垣　修議員**　選挙公報を平成26年度に制定し、今回初の広報発行を実施したということですが、今回選挙公報のほうもシルバー人材のほうに委託して選挙公報配布を依頼したとお伺いしております。この点に関しても一部地域では届いていないというようなことも多々ありまして、私のほうで問い合わせをしたところ９月５日から９月８日までに配布してもいいというような情報がありましたが、その点に関してはどう思いますか。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

御質問の内容にあるようにシルバー人材センターに配布のほうは委託しております。今御質問の中で９月８日に届いてもいいというようなそういう強調してこちらのほうがシルバーのほうに委託しているということではなくて、もちろん一日でも早く住民の方に届けてもらいたいというふうなところは当然のところであります。特に９月８日までに届けばいいというようなそういう内容で委託しているものではございません。

**○議長　新垣博正**　新垣　修議員。

**○２番　新垣　修議員**　その件に関しては、私も配布期限日付を確認しております。実際、私の家にも届いていなくて、みずから電話をして取り寄せたという状況にありました。その辺もこの選挙公報に関しましては、せっかく村財政を使ってのいい資料になりますので、やはり期日前投票も行っておりますので、できるだけ迅速に９月５日の午前中とか、選挙公報新聞ですので、そのような計らいで今後に向けて手配してほしいと思います。

続きまして、大枠２のほうに関して再質問させていただきます。先ほど言われるように両面印刷ということで多々ありました。やはり選管の説明不足と候補者に対しての気配りがない資料だったのではないかと、私のほうでは思っております。私も今回、初めての立候補だったものですからいろいろお伺いを立てました。その点で先ほど総務課長からお話しがあったように具体的に示してくださいということですので、３点ほど確認したいと思います。まず全体資料の中で、公営設置看板箇所についての説明がなく当日もそれが配布されておりませんでした。その点に関してお答えお願いいたします。そして選挙運動自動車に関しては、事前の説明会に警察の方も来ていたと思いますが、その資料に関しては事務局のほうで今後事前に取り寄せて添付することができないのかどうかお伺いいたします。郵便局に関してなんですが、これは確認なんですが、立候補者名を選管のほうから提出しているのかどうか確認いたします。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

掲示板についてでございます。掲示板の設置場所がどこであるかということが示されていなかったというふうなことの御質問だったと思います。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１４時４４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時４４分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

総務課長　與儀　忍。

○**総務課長　與儀　忍**　ポスター掲示板の件でございます。掲示板につきましては村内で26カ所設置する場所がございます。選挙管理委員会としましては、配布資料の中に全部含まれているものだというふうなことで私は認識をしておりましたけれども、今の質問の中でその中に入っていなかったというふうなことの御指摘でございますので、選挙管理委員会のほうで改めて確認はしますけれども、もし掲示場所が明確に示されてなかったということであれば、この場をおかりしましておわびしたいと思います。次回からは改めたいというふうなことで考えております。

それから選挙用自動車の件につきましては、管轄が宜野湾警察署のほうになります。ですから立候補者全ての方が選挙自動車を出した候補者につきましては、宜野湾警察署のほうで点検を受けているというふうに考えております。今御指摘がありましたように事前説明会におきましては、確か警察からのそういう紙媒体の資料はなかったものと私も認識をしております。御指摘のとおりその場でないわけですから、当然立候補予定者につきましてもその辺は非常に苦慮したところはあったものと考えております。宜野湾警察署からの事前の資料の提供ができるのであればこちらのほうで事前にその資料を入手しまして、次回の選挙の際からは事前に配布を検討したというふうに考えております。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１４時４６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時４６分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

総務課長　與儀　忍。

○**総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

郵便局に中城村議会議員立候補者の19名の名簿が提出されていたかどうかにつきましては、この辺の確認ができておりませんので、この場での答弁はできませんけれども、改めて郵便局に対して名簿を提供したかどうかは確認をしたいと思います。

○**議長　新垣博正**　新垣　修議員。

○**２番　新垣　修議員**　前向きな御検討ということでありがたく思っております。まずこの公営設置看板につきましては、私のほうも当日配布されるものと思っていましたが、当日も配布がなかったというふうに認識しております。今回、選挙管理委員会からの配布資料としてなかったというのが残念で、今後もしそういうのがあるのであれば一緒に当日なり、あるいは立候補の手引き書のほうにいついつ看板設置案内を渡すから取りに来てくださいというような明確なお答えがあれば助かると思っております。選挙自動車に関して事前説明会当日、警察担当のほうから配布資料はなく質疑の中で、例年どおりということで問い合わせして下さいとのことでした。担当者不在ですとロス時間が生じ、２日間かかりました。４枚程の資料になりますが、お願いしますとＦＡＸで送ってくれます。それを選挙管理事務のほうで一つにまとめてその資料をいただいて立候補者に届けるようなことができれば、それもまた立候補者側に寄り添ったよい資料になると思いますので、今後、できるだけそのように気配りをした資料をつくってほしいと思います。２年に一度は使うのですから、立候補者は経験者もいれば全く新しい新人もいます。若年層の政治離れというような課題もあります。その点からも魅力ある村づくりに向けて立候補者にとっても一目で見て解りやすい資料のマニュアルづくりに改修あるいは改善をしてほしいと思います。

次に、大枠３番目のほうですが、先ほど開票事務に関しましては想定どおりだったということのお話でした。午前０時ごろには開票事務は

終わったということになっておりますが、私のほうでいろいろと調べて、若干のずれはあると思いますが、立会人もこちらのほうから出しているわけですので、実際、立会人が終わった頃合いは12時15分だったというふうに認識しております。実際、作業が終わったのが12時30分。そして吉の浦会館を閉めたのが午前１時ごろというふうに聞いております。近隣市町村、北中城村選管、資料として申し上げさせてもらいますと、同じ手作業で当日7,651人、これは22時30分に終了して、23時には閉館すると。西原町においても当日１万5,424名、手作業の開票で11時には終わって、11時45分には閉館すると。宜野湾市選管においては、これは機械読み取りですが、３万9,800人を対象に10時37分で11時30分には閉館していると。これに関して、なぜ一般質問に取り上げたかと申しますと、職員を併任という形で、作業につとめていると思います。日をまたいでとなると職員のほうも翌日の仕事に支障を来すのではないかという思いがあって、聞いたのですが、先ほど開票時間、作業等がスムーズになるように人員をふやすというような検討事項もありましたので、今後、より迅速、正確によりよい開票作業が行えるように努めてほしいと思います。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１４時５２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５３分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

新垣　修議員。

**○２番　新垣　修議員**　私の聞き取りで、吉の浦会館の閉館が午前１時頃ということで、実際に職員が家に着くのは午前１時30分ぐらいになるのかなと思います。翌日、住民サービスのほうにも支障が出るのではないかということと、職員の労働環境の処遇を危惧して今回取り上げたのですが、職員に関しては職員の全てに携わっているのは村長でありますので、今回の開票事務が深夜まで及んだことに関しまして選管などに苦言とかそういった意見を求めたことはありますか。お願いします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

今の御質問に直接答えるという意味でいえば選管にそういう苦言を呈するというかそういうことを話したことはありません。ただ今のやりとり質問、答弁を見ていますと正直なところ私も12時前後ぐらいが経験者として当たり前なのかなと先ほど想定内だったという答弁がありましたけれども、私も実はそういう思いでございまして、他市町村と比べて１時間も１時間半もおそいんだなというのは今この議場で知りまして、そういう意味ではまたスムーズに今後、選管及び開票をやっていくことを目指して指導していきたいなと思います。

**○議長　新垣博正**　新垣　修議員。

**○２番　新垣　修議員**　やはり全ての作業、いろいろなものに関して、職員が携わっておりますので、職員の労働環境を少しでも改善するように。あるいは迅速に早く終わらせるようなことに努めてほしいと思います。選挙においては、村長選から村議選を合わせますと２年に一度はありますので、この開票作業を通して、よりよい時間で作業が済むように。それと職員にあまり負担にならないような改善策を求めて、私の一般質問として終わります。以上です。

**○議長　新垣博正**　以上で、新垣　修議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休　憩（１４時５６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時０６分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

**○１４番　伊佐則勝議員**　ハイサイ、グスヨー、チューウガナビラ。通告書に基づきましてこれより一般質問を行います。

まず大枠１番、観光振興についてでございます。魅力あるまちづくりを推進するため、中城村における観光の現状・課題解決を踏まえ、観光振興の方向性を明らかにし、実効性のある具体的施策を掲げた観光戦略となる「中城村観光振興計画」が、2018年度から2027年度までの計画期間で策定されております。以下関連して伺います。①中心組織となる中城村観光協会の設立案件時期について伺います。②地域おこし協力隊の活用はどのようになされているか伺います。③特産品のブランド化はどのように対応していくか伺います。④大型ＭＩＣＥ施設誘致に伴うサンライズ協議会での本村への利益誘導策について伺います。⑤中城湾港のクルーズ船受け入れ体制や観光誘客活動の具体的な取り組みについて伺います。

続きまして、大枠２番です。障害者雇用について。障害者雇用促進法の中で、障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。障害者雇用率制度の法定雇用率が、国・地方公共団体等においては、現行の2.3％から平成30年４月１日より2.5％に変わりました。本村の障害者雇用率についてお伺いします。以上、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては企業立地・観光推進課のほうでお答えいたします。大枠２番につきましては総務課のほうでお答えをいたします。私のほうでは、お尋ねの観光振興について、特に観光協会の設立時期などについてお答えさせていただきますが、私といたしましては、来年度、2019年度を早々のめどに観光協会設立をしたいなと思っております。ただ御承知のとおり３月議会におきまして、議会の承認が得られませんでしたので、我々はその反省も踏まえて、しっかり議会での説明をしっかり果たし、そして新しい議員の方々もいらっしゃいますので、新議員の方々への説明もしっかりさせていただき、できましたら12月議会おそくても３月議会には最後にもう一度だけ議案上程をさせていただいて、そして2019年の設立に向けて本村の観光の中核となる観光協会の設立を目指していきたいと思っておりますので、我々もしっかり皆さんに説明をし、理解を得られるよう努力をして頑張っていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　企業立地・観光推進課長　比嘉　保。

**○企業立地・観光推進課長　比嘉　保**　では、伊佐則勝議員の大枠１について答弁をさせていただきます。

①についてなんですけれども、現在、観光協会の組織理事となられる商工会の方々と調整を進めているところでありますが、沖縄県の観光振興基本計画及び、当観光振興計画の目標像に乗りおくれることなく、本村でも自分たちが楽しむ地域づくりで、来訪した方々に元気を与える観光協会を早期に設立するため、2019年設立に向け取り組んでまいります。

②につきまして、地域おこし協力隊についてでありますが、観光振興計画での事業への取り組みとしては中心的な形で動いてもらえるよう、現在、村内の魅力おこしに動いてもらっているところであります。村内各所での祭事や年間のイベントや、本村の産業所を散策していただいているところで、地域おこし協力隊からの視点

でありますと、変更していったほうがわかりやすい初めて中城村に来た方がわかりやすいような視点でもって検討を進めているところであり、今後とり行う企業立地・観光推進課のイベントで、どのような施策を打ち出し、リピーターの多い観光資源へ生かせるか進めてまいります。

③についてでありますが、本村独自の特産品をどのように制作し、ブランドにしていくかであります。本村の地域資源と文化芸能をコラボさせた特産品を、どのように提供するか検討しているところであります。本村は県内でも有数の農産都市として農産物、畜産、水産物を有し、これを活用し観光振興計画で挙げられている「海と空を眺めながら食べるランチ」「古民家でくつろぎながら食べる食事」「手作り菓子を体験し食する」など、地域資源を活用した特産品の開発や、本村来村における、お土産でも日持ちのするお菓子や食づくりの検討を進めてまいります。

④についてでありますが、ＭＩＣＥ施設誘致に伴う、本村での利益誘導では、ＭＩＣＥ開催前後のアフターＭＩＣＥで、どのように来場者等を本村へ誘導していくかであります。本村へ誘導しＭＩＣＥ開催の主催者となる方との連携等と思われます。最も有効に行える事業が、中城城跡でのイベントを活用して行うユニークベニューというアフターＭＩＣＥの事業であります。本村ならではの催しを行って、リピーターとしてまた中城村へ行きたい方をつくり出す催し事業の検討してまいります。

⑤についてですけれども、現在クルーズ船の受け入れ体制の指揮を中部広域の市町村圏事務組合にて行っており、受け入れについては港湾局からの連絡で中城湾港へ来港する船客の情報を各市町村へ連絡し、船客の誘導を行っているところであります。内容としては、港からシャトルバスを出して、ただいまイオン具志川のほうにシャトルバスを出して、そちらから周遊バスでもって各市町村、クルーズの連携をとっております、うるま市から中城村までの各市町村をサイクル的に回る観光を行っております。クルーズ船の寄港回数としては、平成28年度は９回の寄航で乗客が4,603名、乗員が5,883名の計１万486人で平成29年度は22回の寄航がありまして乗客が２万1,492名、乗員１万6,374名の計３万7,866名となっております。周遊バスで観光地を巡る船客は、546名にとどまっておりますが、このクルーズ船の船会社が募集したツアーに乗って、このツアーを行っている乗客のほうが大多数を占めているところです。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　障害者雇用についてお答えいたします。

障害者の雇用の促進等に関する法律は障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進や職業リハビリステーション等を通じて、障害者の職業安定を図ることを目的としております。御質問にありますに平成30年４月１日付で、法律の一部改正により国及び地方公共団体等においては、雇用率が2.5％以上へ改正されております。平成30年６月１日現在の中城村役場の障害者雇用率は2.91％でございます。

**○議長　新垣博正**　伊佐則勝議員。

**○１４番　伊佐則勝議員**　それでは順を追って再質問をさせていただきます。

まず大枠の１番ですね、観光振興についてでございますけれども、①の観光協会の件でございますけれども、答弁にありましたとおり来年度設立に向けて取り組んでいくというふうなことでございます。村長からも所見でございました。やはり３月定例会の教訓をしっかりと踏まえて早期の設立を望んでおりますが、観光協会設立後の独自の財源確保等についてはどう考えているかお伺いしたいと思っております。また、そこまで今の準備段階で検討なされているのかも含めての答弁でよろしいかと思います。

**○議長　新垣博正**　企業立地・観光推進課長比嘉　保。

**○企業立地・観光推進課長　比嘉　保**　観光協会設立後における収益との検討の仕方でありますが、現在、中城村での収益として中城城跡での観光客収益のほうが挙げられております。そちらの収益等をこの観光協会で管理を行いながら進めていけないか、調整していきたいと思っております。

**○議長　新垣博正**　伊佐則勝議員。

**○１４番　伊佐則勝議員**　現在、中城城跡については隣村の北中城村と共同管理をしていると。その共同管理協議会のいわゆる指定管理になるというような理解でよろしいでしょうか。

**○議長　新垣博正**　企業立地・観光推進課長比嘉　保。

**○企業立地・観光推進課長　比嘉　保**　現在、調整をしておりますのは、担当部門、こちらはこの企業立地・観光推進課と北中城村の生涯学習課のほうになります。そちらのほうでどのように活用していき、この中城城跡を活用していくというふうな形のもので管理を組織のほうにそのまま持っていけないかというような形のもので検討しているところです。

**○議長　新垣博正**　伊佐則勝議員。

**○１４番　伊佐則勝議員**　そこら辺の検討につきましては、私も大いに賛成でございます。まずはある程度の収益と自己財源の確保ができるというふうなことが一つでありますし、周辺の整備も一部なされておりますし、これからどんどんいわゆる県営中城公園のほうの整備も着々と進んでいく。と申しますのは村道城跡線がもういわゆる公園側、昔の自然公園ですか、接続されているというふうなことで、いわゆる末端のほうの村道城跡線がもう接続は完了していると。それと情報によりますと現在の廃墟後の問題もそろそろ片づくんじゃないのかなというふうな情報もいただいております。そうしますと、今廃墟のために全く県営公園の事業が進行できない状況でありますので、そこら辺も道がまた開いてくるというふうなところで、今現在オープンしている県営中城公園と城跡線がもう接続している。廃墟が撤去される。そこに新たな予定されている県営中城公園の整備が推進されていくというふうなところで、いわゆる世界遺産の城跡もそこら辺の相乗効果で入域客も多分ふえるだろうというふうなことからしても将来的にはその共同協議会の部分を観光協会として指定管理制度を活用して運営をしていくというふうなのも非常に前向きで自主性の高いというふうなことですかね、そういうふうな方向で進めていけたらいいのかなと思っております。

次、②に移ります。地域おこし協力隊、今お二人の方が頑張っているかと思います。現在、主には村内のフィールドワークが主体となっていると思われますけれども、本来あるべき観光協会で新鮮な感性で本村の観光振興に主体的にかかわり提言活動ができるよう今後の協力隊の活躍に期待をしたいと思っております。

続きまして、特産品のブランド化についてでございます。おそらく答弁では島ニンジン関連で返ってくるのかなと想定しておりましたけれども、非常に文学的な答弁というんですか、いわゆるおもてなしというふうなことを連想しました。すばらしい発想と感心しております。農業の部分での質問の趣旨になると思っていたんですけれども、答弁が答弁でしたのでちょっと身近な質問に変えさせていただきます。例えば私たちが所管事務調査があります。あるいは政務活動で県内、県外の役所関係に訪問調査に訪れる際にやはり地域特産の御茶菓子の提供というんですか、御茶菓子が出されるケースがよく出てまいります。先ほどの答弁でもそういうふうな日持ちのする地域特産品、御茶菓子等も含めてのお話だと思いますけれども、チャレンジしていきたいというふうな答弁がございました。

本村には要するに農産加工所があります。菓子事業者も営業されております。先ほどの我々が行く同様なケースで足元であるこの中城村役場での活用事例について伺います。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１５時３０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時３１分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

企業立地・観光推進課長　比嘉　保。

**○企業立地・観光推進課長　比嘉　保**　現在、中城村に来られるお客様へそのまま出している茶菓子としては田いもパイとか、島ニンジン焼きドーナツ、島人参カステラ等を出している状態です。以上です。

**○議長　新垣博正**　伊佐則勝議員。

**○１４番　伊佐則勝議員**　そうですね、ゼリー等もしっかりできておりますので、やはり中城村を売り込みするための絶好のチャンスでもありますので、そこら辺の取り組みもやはり足元から、今ある要するにお出しできる御茶菓子の宣伝を通じて、やはりファン層をつくっていくというのも非常に大切なことではないのかなと思っております。合わせながら今商品開発に向けて取り組んでいっていただければと思っております。ひとつよろしくお願いします。

④のほうですけれども、ＭＩＣＥ施設に伴う件でございます。何度かほかの議員の皆さんからも国道329号のバイパスの延伸の件はいろいろ質問に出ております。西原バイパスの北上バイパスの延伸実現で中城湾港へのアクセス性が向上してまいります。東海岸地域の広域的なまちづくり推進で本村の地域活性化と観光振興にも寄与するインフラ整備がぜひとも必要だと考えておりますが、そこら辺について村長からの所見がよろしいんですかね、サンライズ協議会関係になりますので、あるいはいろいろと県、国関係の行政事業等もあろうかと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

今のＭＩＣＥの件での関連での道路延長は御承知の西原バイパス線からの延長だと思います。議会でも答弁したと思いますが、今どの中城村のどの部分にまず落とし込んでいくかということが検討されております。和宇慶なのか津覇なのか浜なのか、ただ理想はそのまま海岸道路でうるま市、沖縄市というぐあいにつながっていくのがもちろん理想だと思いますけれども、我々の今の立場としましては、できるものをまずは取り入れるといいますか、できるものをまずやって、そこから将来的には海岸道路につなげていく計画で、そういう形でもうやっていくしか選択肢としてないのかなという気がいたします。100をいきなり望んでゼロになるよりはまずはひとつずつ５から10から、20という形でやっていくのがベターな選択なのかなという気がいたします。それとともにＭＩＣＥも絡んできますし、またクルーズ船からの誘客も絡んできますので、今後サンライズ協議会としましては、４町村また一つになって近々また会合がございますけれども、それに向けてまた頑張っていきたいなと思います。

**○議長　新垣博正**　伊佐則勝議員。

**○１４番　伊佐則勝議員**　村長、しっかりと中城村を協議会の中でも織り込んでいっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

５番目のクルーズ船の受け入れ体制の件でございます。今のお話を聞きますと、ほとんどいわゆるツアー客でバスで周遊をされるというふうなお話ですね。実績としては600名弱の人が途中シャトルバスを降りて、タクシーなり路線バスなりを利用して近郊のいわゆる観光地巡りをするというふうなことでございますかね。多方はもう既にツアーに組み込まれておられるというようなことですよね。例えばイオンモール

のライカム、先ほどシャトルバスについてはイオン具志川というふうなお話がありましたけれども、私はもしかしたらそのシャトルバスがイオンモールに行くのかなというふうな考えもありました。それでなくてもイオンモールに足を運んでいくクルーズ船客は結構いらっしゃると思います。ほかにクルーズ船だけじゃなくしてイオンモールを利用して観光ルートに個人でレンタカーなりそういうふうなものを活用してイオンモールを利用して、そこから近郊の観光に出かけるというふうなケースもまたありかと思います。城跡のいわゆる城跡への誘客、それについてもやはりイオンモールも頭に入れていたほうが今後の要するに城跡への誘導については非常に効果的なのかなというふうな思いもしております。そこでコミュニティバスが今走っております。要するに村外に出向くところは今のところ例えばこちらからいけばハートライフを越してサンエー西原シティ、あとは琉大病院、宜野湾に行きますとリウボウのところまでが村外区域の最終地点になっているのかな。そこでこのコミュニティバスをいわゆる現在、城跡線は通っていませんよね。城跡線の路線をつくる。あるいは組み込んでいく。城跡を通ってイオンモールのライカムまで走ってもらう。そこはいわゆる路線バスとの競合がない路線があります。そういう面ではいわゆる事業者との競合がないというふうな路線の確保ができるかと思いますので、まずはイオンモールライカム、城跡というふうな新規の全く城跡についてはコースアクセスが非常に悪い。路線バスも国道329号は少ない。当然、その城跡の村道、県道については路線バスが走っていないというふうな状況がございますので、ひとつ今後の課題としてそこら辺の要するに城跡への誘導も念頭にクルーズ船の要するに受け入れ、それと先ほどお話がありましたようにＭＩＣＥのアフターでの城跡への誘客、合わせてライカムからの要するに誘客というふうなことでそういうふうなコミュニティバスの組み込みというのは可能かどうか、そこら辺ちょっとお願いします。

**○議長　新垣博正**　企画課長　大湾朝也。

**○企画課長　大湾朝也**　それでは今、伊佐議員から護佐丸コミュニティバスの件で中城城跡まで路線が拡大できないかという御質問に対してお答えをいたします。

今現在、議員がおっしゃっているとおり観光誘客の面からコミュニティバスの担当と今調整をしているところで、どうにか城跡まで延ばせないかということで検討をしているところでございます。ただし、村内30以上のバス停を今設定しているところでございますので、時間の関係をまず考えながら今後のバス路線の変更を考えていきたいと考えております。しかしながら、公共交通協議会を開催して、その中で取り上げまして認められるのであれば拡大もできることと考えておりますので、今いったようにクルーズ船の海外の外国人客の誘客の促進を考えながら検討していきたいと思いますので、今後、ライカムの部分についても大型商業施設になりますので、そちらへのアクセスも考えていかなければならないということで考えています。以上です。

**○議長　新垣博正**　伊佐則勝議員。

**○１４番　伊佐則勝議員**　しっかりとそこら辺の新しい誘客の掘り起こしのために真剣に真摯にコミュニティバスの運行については今後検討課題にしていただきたいと思います。ぜひとも走らせていただきたい。よろしくお願いいたします。

大枠２番に移ります。今新聞報道で国の省庁関係が話題になっておりますけれども、取り立ててその水増しの件をここで取り上げるつもりは一切ございません。再質問の１つ目に、対象障害者とはここにいう障害者、雇用促進法の中で対象障害者とは身体障害者、それと知的障害

者、精神障害者、それにつきましては、精神障害者保健福祉手帳の保持者をいうということになっておりますけれども、例えば先ほど法定雇用率の答弁がございました。我が村におきましては、2.9％ということで法定雇用率の2.5％以上をクリア。現状はしている状況でございます。その中で例えば本村において臨時職員、一般職非常勤職員、あるいは嘱託職員も障害者雇用率の、もしそこら臨時職員、一般職非常勤職員、嘱託職員に障害を持つ方がいらっしゃればその障害者の方も雇用率の算定の対象になっているのか、そこら辺お伺いいたします。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

まず、対象になり得るかというふうなことですけれども、臨時職員と一般職非常勤職員につきましては、雇用期間が１年未満になっておりますので、対象にはなりえません。ただし、嘱託職員につきましては例えば大規模な事業である場合に、雇用期間を１年に限定することなく複数年雇用するというふうなことになった場合は障害者雇用率の障害者の部分にも含めることになりますし、全体の率を求めるための分母のほうにも加えることになります。

**○議長　新垣博正**　伊佐則勝議員。

**○１４番　伊佐則勝議員**　次年度の職員採用試験にひとり親世帯の応援枠を設けております。従来、障害者を採用する際にも同様に明記しているのかお伺いします。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

障害者雇用を明確に障害者というふうなことでの雇用をする場合は当然、障害者枠ということで枠を設けなければならないというふうなことで認識をしております。

**○議長　新垣博正**　伊佐則勝議員。

**○１４番　伊佐則勝議員**　これまでそういうふうな事例はあったんでしょうか。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

これまでは障害者雇用枠を設けたことはございません。

**○議長　新垣博正**　伊佐則勝議員。

**○１４番　伊佐則勝議員**　わかりました。次に、平成28年の４月より障害者差別解消法により障害のある方への合理的配慮の提供が役所にも求められております。本村ではどのような配慮が行われているかお伺いいたします。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

職員個人に対しての特別な配慮というふうなことで明記しているところではございません。ただ、やはり職員の中には障害を持っている方がおりますので、それは例えば超勤の軽減であるとか、そういうふうなところでの配慮を行っているところでございます。

**○議長　新垣博正**　伊佐則勝議員。

**○１４番　伊佐則勝議員**　障害関係と関連しますので、障害を持つ方の来庁にも関連してきますけれども、新庁舎の設計はいわゆるユニバーサルデザインの考え方が採用されているか伺います。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１５時５１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時５１分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

沖縄県福祉のまちづくり条例に基づきまして、庁舎の設計におきましては、全ての施設においてバリアフリーになっているものと考えております。

**○議長　新垣博正**　伊佐則勝議員。

**○１４番　伊佐則勝議員**　それでは質問が全部終わりましたので、ただいまの大枠の１番、大

枠２番について、ひとつ今の答弁をそれぞれの部署でぜひ生かしていただきたいと思います。以上をもって一般質問を終わります。

**○議長　新垣博正**　以上で、伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１５時５４分）

# 平成30年第６回中城村議会定例会（第22日目）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 平成30年９月28日（金） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開議 | 平成30年10月19日　（午前10時00分） | | |
| | 散会 | 平成30年10月19日　（午後３時09分） | | |
| 応招議員<br>（出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | １番 | 安里清市 | ９番 | 比嘉麻乃 |
| | ２番 | 新垣修 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | ３番 | 渡嘉敷眞整 | 11番 | 仲松正敏 |
| | ４番 | 屋良照枝 | 12番 | 金城章 |
| | ５番 | 桃原清 | 13番 | 外間博則 |
| | ６番 | 石原昌雄 | 14番 | 伊佐則勝 |
| | ７番 | 新垣貞則 | 15番 | 新垣善功 |
| | ８番 | 大城常良 | 16番 | 新垣博正 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | １番 | 安里清市 | ９番 | 比嘉麻乃 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 新垣親裕 | 議事係長 | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長 | 浜田京介 | 企画課長 | 大湾朝也 |
| | 副村長 | 比嘉忠典 | 企業立地・観光推進課長 | 比嘉保 |
| | 教育長 | 比嘉良治 | 都市建設課長 | 仲松範三 |
| | 総務課長 | 與儀忍 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 比嘉義人 |
| | 住民生活課長 | 津覇盛之 | 上下水道課長 | 仲村武宏 |
| | 会計管理者 | 荷川取次枝 | 教育総務課長 | 比嘉健治 |
| | 税務課長兼住民税係長 | 知名勉 | 生涯学習課長 | 稲嶺盛昌 |
| | 福祉課長 | 金城勉 | 教育総務課主幹 | 稲嶺盛久 |
| | 健康保険課長 | 仲村盛和 | | |

# 議 事 日 程 第 7 号

| 日　　程 | 件　　名 |
| --- | --- |
| 第　1 | 一般質問 |

**○議長　新垣博正**　皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に安里清市議員の一般質問を許します。

**○１番　安里清市議員**　グスーヨー、チューウガナビラ。このフレーズは、先ほどお亡くなりになりました翁長元沖縄県知事の集会の場でよく使われていたフレーズでございます。大変惜しい人を亡くしたと思っております。私も心から御冥福を祈っているものでございます。

改めましておはようございます。１番の安里清市でございます。９月の選挙には「届けよう声を、村政に」ということで、選挙戦を戦ってまいりました。私の声は、今日議場に届きましたけれども、この声が皆様の心に響いて、現実のものになることで、住民の声が反映されるものと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは通告書に従いまして質問をさせていただきます。

大枠１．村道整備計画についてお伺いをいたします。①村道の中・長期の整備計画はいつのころに策定されたのか、お聞きいたします。②字新垣と字サンヒルズタウンを結ぶ村道新垣中央線の整備計画はあるのかどうかについて、お願いいたします。③台風や大雨などの際に被害調査は行っているのか。④当該道路の整備についてネックとなっているいろいろな課題があると思いますが、整備に向けてどのような補助メニュー等が考えられるのか、お聞きいたします。

大枠２．自治会活動の活性化に向けまして、村の発展は各地域、各部落の発展からと考えております。そこでお聞きいたします。①自治会活動助成制度の拡充についてでございますが、制度の基本的な考え方、ポリシーというところでお聞きいたします。それと、助成金の算定についてどのように行われていのるかをお願いいたします。さらに、各自治会に書記手当等の助成をしていただいて、自治会活動を活発化できないかということについてもお伺いいたします。②村史は既に刊行されましたけれども、各字誌の編集事業について、お聞きいたします。各字への支援策について、どのようなものがあるのかお願いいたします。③公民館など（類似施設を含む）建設への行政支援の拡充について、お伺いいたします。当該施設の整備の状況と行った行政支援の代表的な事項について、お伺いいたします。さらに、備品の整備について、行政でどのような支援ができるのかについて、お願いいたします。

大枠３．防災について。①平成25年策定の中城村地域防災計画の見直しの時期について、お伺いいたします。そのときに、米軍の航空機事故や、泊にございますＬＮＧ大規模施設の事故の想定も計画に入れるべきではないかということが一つです。②防災・避難道の整備についてでございますが、当間地区から新垣へ向けて、今通学路として使用している道路を、防災・避難道路として整備する計画はございませんか。以上の点について御答弁をお願いいたします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１につきまして、村道整備計画については都市建設課のほうでお答えをいたします。大枠２につきましては企画課、大枠３につきましては総務課と都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、大枠２の自治会活動の活性化に向けてのお尋ねでございますけれども、議員自体、長年にわたりまして自治会長としても頑張ってこられて、御尽力されたことには、この場をおかりいたしまして、感謝を申し上げます。そういう観点からの御質問だと思いますが、私

も、きのうも少しお話しましたけれども、やはり地域力の低下、コミュニティーの崩壊というのが、我々行政としても一番おそれているといいますか、懸念をしているところでございますので、そういう意味では、今回の御質問の自治会活動、自治会の発展、それにつきましては、一生懸命取り組みをさせていただきたいと思っております。御承知のとおり、村長に就任して数年たったころだったと思いますが、自治会活性化活動補助金というのを創設して、各自治会に頑張ってもらおうという意味合いで創設させていただきましたけれども、それを継続するとともに、コミュニティーの発展を願って、我々もでき得る限りの努力をさせていただきたいと思いますので、詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　安里清市議員の御質問にお答えします。

大枠１の①村道整備の中・長期計画はありません。村の今後の計画としては、北上原西坂田線の整備を検討しています。②村道新垣中央線に関しましては、現在、新規の整備計画の予定はありません。③台風や大雨の後は、倒木や危険箇所がないか随時確認を行っております。④現在、道路新設改良補助金としましては、防衛庁周辺安定整備事業補助金、沖縄振興公共投資交付金を活用して事業を行っております。防衛庁補助金に関しましては、普天間基地の返還が予定されていることで、今後、新たな新規事業の採択は行わないとされております。

大枠３の②防災避難道の整備について。現在、整備の計画の予定はありません。その箇所については、地すべり防止区域に指定されていますので、今後、中部土木事務所の調査、設計、工事等の状況を見ながら、検討していきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　大枠２の自治会運営補助金についてお答えいたします。

自治会運営補助金は、各自治会の自主的かつ円滑な運営を助長する目的で交付しております。地域のさまざまな活動を実施しやすくするため、補助金を交付し、より地域コミュニティの活性化が図られることを期待しております。算定方法につきましては、交付要綱第２条に規定されており、毎年度の予算の範囲内で交付しております。算定基準は、均等割が１年につき８万円、世帯割が１世帯１年につき、500世帯までは150円、501世帯から1,000世帯までは20円、1,001世帯以上は10円でございます。また、自治会の活動実績、例えば自治会内に婦人会や青年会等が組織されているか、あるいは自治会の各種行事が行われているかなどを考慮した額を加算し、交付しております。

次に、大枠３の中城村地域防災計画の見直しについてお答えいたします。

中城村地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、地域にかかわる災害対策に関する事項を定めるものであり、村域における防災に関し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することにより、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として、平成25年３月に策定し、平成27年３月に一部修正を行っております。当該計画におきましては、米軍機の航空機事故及びＬＮＧ施設事故ということで、個別の災害については、明記はしておりませんが、電力施設での災害につきましては、沖縄電力防災業務計画に基づき実施するということでされており、また、米軍の航空機事故につきましては、風水害等編そのものが、台風や大雨による洪水、土砂災害のほか、航空機事故災害に対応する計画となってお

ります。御指摘の件につきましては、現計画の中でも対応は可能であると考えておりますが、個別の災害等について明記したほうがよいかどうか、必要に応じて検討したいと考えております。それから改定の時期についても、関連する質問がございました。平成27年３月に一部改正を行っておりますが、その後のもろもろの事情がありましたので、平成31年度ごろには一部改正を予定をしております。

**○議長　新垣博正**　企画課長　大湾朝也。

**○企画課長　大湾朝也**　それでは、大枠２．自治会活動の活性化に向けて、①です。各自治会の書記手当についてでございます。各自治会書記手当につきましては、現時点で、各自治会からの書記の設置、手当の要望等が確認できておりませんので、支援につきましては考えておりません。しかし、地域住民からの問い合わせが多くあった場合や、公民館を常時開放してほしいという声があるなど、施設の管理面などで必要性が出てきた場合には検討する必要があると考えております。

②でございます。字誌を編集するには、既存の文献を参考にしたり、御年輩の方々への聞き取り調査など、作業工程につきましてはかなりの業務になると考えられます。本庁及び教育委員会で所有している情報や資料など、御提供できるものにつきましては、御支援・御協力できるもの考えております。

③でございます。村内の全自治会が公民館、あるいは集会場を所有しております。自治会活動の拠点として活用されているものと認識しております。集会場施設の建設に当たりまして、補助事業を活用した主な事例といたしましては、農業構造改善整備事業、コミュニティ助成事業、電源立地等初期対策交付金事業などを活用し、各自治会の集会場、公民館が建設されております。

次に、備品の整備につきましては、自治会活性化補助金やコミュニティ助成事業などを活用し、自治会活動に必要なさまざまな備品を整備しております。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　再質問という形で、大枠１の内訳に沿ってお伺いいたします。

新垣とサンヒルズを結ぶ中央線についてですが、支線の整備、本道から支線が何本か出ているのですが、支線の整備は、農林水産省の新垣地区農地保全事業で、水兼道として整備をされております。肝心の幹線道路が未整備のままとなっております。本線は、農道としての活用も多く、また両地区を結ぶ生活道路として、また沿線にはグリーンホームなどが立地するなどして、同園の入所利用者の歩行訓練も行われるなど、整備することによって今後の活用が期待されているところでございます。そこでお伺いいたします。現場の状況調査や現況把握などは、どのように行われたのか、お聞きいたします。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

先ほども答弁したのですが、台風や大雨の後は随時パトロールをしております。また、近くに修繕箇所があったときにも立ち寄ってパトロールはしております。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　この間の台風24号、25号の後、現場をごらんになったかと思いますが、ごらんになった感想をお願いいたします。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　民家は少ないと感じました。私たち職員で倒木の処理をしました。道路は、少しでこぼこの箇所がありました。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　本道路は、住民の方から、非常にでこぼこがひどい、車の車体もついてしまうようなところもあるということで、自主的な補修などを行っているのは御存じでしょ

うか。また、この村道の手当ては直近でいつごろ行われたのか、お伺いいたします。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　職員に確認したところ、１年半前か２年前ごろに道路の補修として、アスファルトを敷いたと聞いております。グラウンドの近くの坂田線とか、住宅に近い道路については、きめ細やかにパトロールし、住民から修繕の要望があれば即対応をしております。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　村内各地、村道を見て回りましたが、１級村道の整備については、ほとんど完了しているのではないかと思います。平野部におきましては、土地改良事業なども進み、南浜から泊地区に至るまでほぼ整備が終わっているかと思います。久場の防災道路も非常に立派なものができております。登又も大分進んでいるところです。また、北上原の若南線についても、大分整備が進んでおり、今年度中には完成と聞いております。

先ほど来、質問しています中央線の使用の状況、台風の後、ごらんになったということなのですが、先ほどの質問の中で、住民が自主的な整備をしているというところの御答弁が抜けておりましたので、それとあわせて、この住民の方々の要望を反映して、早期の整備計画を策定することはできないのかについて、お願いいたします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時２２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２２分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

４年前の地域行政懇談会のときにも要望があったと思います。村にはたくさんの事業が控えておりますので、全体的に調整しながら、検討していきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　サンヒルズタウンの自治会で出しております自治会だよりというのがございますが、その中で、去る９月に出されたたよりには、こういう内容がございます。この村道は、新垣公民館から県道29号線までの総延長1.9キロメートルありますが、現状は、水たまり箇所が十数箇所、そして舗装が剝がれたところは、地肌がむき出しになり、散歩はおろか、車の通行もままならない大変な悪路であります。この道路の整備が実現すれば、新垣とサンヒルズ区民の生活道路としての往来もたやすくなるばかりでなく、遊歩道として地域住民の健康増進にも大いに役立つなど、我々にとっても大きなメリットが期待できます。こういうことが、サンヒルズタウンの自治会だよりに書かれておりますが、この件について、サンヒルズタウンの自治会から、改修についての御要望とか御相談はありましたでしょうか。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

サンヒルズ自治会からの、新垣中央線の整備要望は特にないです。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　この村道の整備によって、周辺の利用価値が大いに上がってくることが期待できます。現在、耕作放棄地になっているところが多数ございますが、これらも立派な農地として利用されることも夢ではない、可能なのだと思います。農業振興の面からも、ぜひ村道の整備にお力をいただきたいと思います。必ずや、中城村の発展の象徴となるべき道路かとも思っております。私も地権者の方への対応などについて、可能な限り応援をしていきたいと思いますので、早期の対応を切にお願いいたします。この道路の整備につきましては、全村

的な課題として取り組んでいただき、村の発展につながるという認識のもと、進めていただきたいと思います。この問題は、今後も議員の活動の中で、引き続き取り上げて頑張ってまいりたいと思いますが、結びに、浜田村長の御意見、議論のまとめとしてお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

記憶をたどって、どこの道路だったかなということで、私も今記憶が戻ってまいりました。認識しております。確かに議員がおっしゃるように、余りいい状態ではない道路だと認識しておりますので、担当課と話をしながら、何らかの方法はないのか、優先順位的な部分ではどうなのかも含めて、しっかり検討をさせていただきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　ありがとうございました。

大枠２の関連でお願いいたします。自治会活動の活性化の件でございますが、基本的な考えというものは、皆さん一緒だと思います。どうにか、各自治会、各部落を活発にしたいとの思いがあるものと思います。この中で、助成金の算定について、先ほどからお話をさせてもらっておりますが、先ほどの御答弁の中で特に感じているものは、年２回の一斉清掃の際に非常にばらつきがあると聞いております。範囲が狭くて短時間、それも30分から１時間もかからないうちに終わってしまうような自治会もあれば、トラックなどの借り出しをして、それで青葉園に搬入しないといけないという大がかりな取り組みをしている自治会等もございます。そのようなことで、確かに総会資料を毎年度事務委託者のほうからお出しをして、算定をしていただいているとは思いますが、この中に、そういう作業の内容の多い、少ないにかかわる、負担の荷重によって、ある程度の助成金のお話もすべきだと思っておりまして、ヒアリング等も実施してはどうかと思いますが、その件についてお願いいたします。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、各自治会によっては30分ないし１時間で終了する、そういう自治会もあれば、午前中いっぱいかかる自治会もあるだろうと思っております。自治会の運営補助金につきましては、基本的には自治会の世帯数であるとか、あるいは均等割の８万円であるとか、そういうものを基本にし、さらには自治会活動の内容に応じて算定し、交付しているものでございます。まず、予算が530万円以内と決められておりまして、それを各自治会の活動内容と、それから世帯数に応じて配分をしているというような状況でありますので、その530万円を後期においてどう割り振るかというところになります。これは、必要に応じてヒアリング等も実施すべきであるとは思いますが、そう多く配分が変わるようなものではないと考えております。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　ありがとうございます。

先ほど530万円に決まった経緯等について、ひとつお願いします。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

自治会運営補助金につきましては、平成23年度に創設している補助金でございます。少し記憶の中での答弁になってしまいますが、御理解をお願いしたいと思います。平成23年以前につきましては、村税等の徴税に対しまして、納税報奨金という形で各自治会に交付をしておりました。ところが、地方税法等において、徴税吏員以外の方に、徴収させるべきではないということがありまして、そのときの納税報奨金がたしか530万円程度であっただろうと記憶してお

ります。それがずっと今日まで530万円を維持されているという状況でございます。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　ありがとうございます。

平成23年から約７年経過して、報奨金制度に変わってそれが出てきたということはお聞きいたしました。先ほどの一斉清掃についてこだわっているのは、新垣の例で申し上げますと、朝８時集合で、12時過ぎまでいろいろやって、もちろん草刈り機の燃料から、それからおやつ代とかいろいろかけて、約10万円ぐらいの出費をしているのではないかと思っております。そういう草刈り、環境美化については、やはり行政、村の責任としてやるようなところも非常に多いかと思っておりますので、この件について530万円の金額の見直しが、今後できるようにお願いをしてまいりたいと思います。

それから同じ項目の中で、書記手当の件でお伺いをしたいと思いますが、自治会長という立派な名前を持って、それから書記の方、会計の方ということで、三役そろって活動している状態ではあるのですが、非常に自治会長、ほかの方々が、若い方々ですと、みんな仕事を持っていらっしゃる中で、いろいろな諸準備で、例えば年の計画で言いますと、お正月のたこ揚げ等から始まって、敬老会、それから学事奨励会、夏祭り、もろもろ、それから部落の御願事（ウガングトゥ）、拝み事（ウガミゴトゥ）とか、いろいろなことをしながら、また事務委託者としての仕事もしている状況があります。そういう中で、いろいろな行事に取り組む場合に、もう一人融通のきく助手がいれば、非常に活発にいろいろなことができるのではないかということを考えております。常設の書記でということは、非常に予算的にも厳しいのだろうと思います。週に３日、月・水・金ということで、それも午前中ということで、パート的な考えで、月の手当を約５万円として、21の自治会では1,260万円ほどが必要になりますが、その件について、何らかの形で、先ほどの助成金に組み入れていくと。金額の多い、少ないではなくて、そういう使い方に充てられるような項目ででも、助成金をふやしていただけないかと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時３５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３５分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

現在の自治会運営補助金を書記手当に充てることも可能であると考えています。新たに補助金を増額ということをしなくても、書記の配置につきましては、これはもちろん、村もある程度の補助、助成は必要になってくるかもしれませんけれども、村だけの補助金に頼るということではなくて、自治会においても、やはり自治会の活性化ですから、ある程度の自治会の負担があっても、それはいいのではないかと考えております。その辺も含めて総合的に、自治会と、それから村も含めて検討しなければならない課題であると考えております。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　今後、村と各自治会の皆さんと協議をしながら、できれば取り入れていただきたいと思います。

時間も迫ってまいりましたので、急ぎ次の項目に移りますが、村内で字誌など、出版、編集したようなところがございましたら、お願いいたします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時３７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３７分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

企画課長　大湾朝也。

**○企画課長　大湾朝也**　それではただいまの御質問に対してお答えをいたします。

村内で字誌を作成している自治会につきましては、津覇自治会の１つのみだと認識をしております。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　中城村史は既に発行されて、立派な内容が残ってございます。各部落にも、また部落としての歴史があって、それを記録し、後世に残すことは、未来に向かって未来を志向する上で、重要なものだと思います。自分たちの親、祖先がどのような道のりを歩んできたのか。どのようにして今日にたどり着いたのか。それを知りたくても知り得る資料、手がかりが部落内にないということが危惧されます。字誌の編集事業を、行政の理解をいただきながら、要望があれば積極的に支援に乗り出していただきたいと思っております。この場合の、考えられる支援策について、先ほど資料の提供ができるということがございましたが、それ以外に何かございましたら、お願いいたします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時３９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３９分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　安里議員のただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど企画課長より、字誌の実績は、今、津覇だけということで、教育委員会では平成25年度から字誌ではないのですが、事業としまして、文化財悉皆調査の中で、戦前の集落というものを発刊しており、これは既に13字実施しております。残りの字は現在調査中でありまして、そういった悉皆調査、またさらに戦争調査、もう１件が平成30年度から移民の調査も始めておりますので、私たち教育委員会が保存しており、今、管轄で持っている資料等は、ぜひ要望があればどんどん出していきたい。３つの事業で、平成33年度までには事業の総仕上げをしていきますので、ぜひ字誌の編集に当たりましては、そういった資料もろもろ、写真も含めて提供させていただきたいと思っております。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　ありがとうございます。

大枠３でお願いいたします。先ほどの地域防災計画の中で、これは防災、自然災害等についての規定が主なことで、個別にガスの漏れ、あるいは航空機の災害については規定するということが答弁の中でありましたが、実際これは、そういう計画があって、実際計画に基づく訓練等をされたことがあるのかについて、お願いいたします。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

航空機事故を想定した訓練、あるいはＬＮＧ施設での事故を想定した訓練というのは、これまでは行っておりません。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　ありがとうございます。

地域防災計画の中に入れる必要がないというお考えであれば、それはそれで結構だと思いますが、やはり計画を立ててやっておくことは非常に重要なことだと思います。今、泊地先のＬＮＧの大規模貯蔵施設がありますが、性情についてはよくおわかりだと思います。マイナス162度の液体なのですが、これが気化すると600倍に膨張するということ、それから比重は空気の２分の１と言われております。このタンクが満タンの状態ですと、14万キロリットルと言われております。これが気化した場合の体積は8,400万立方メートルとなって、計算上、全てのガスが一気に拡散して蒸散しないと考えた場合には、約９キロメートル四方に１メートルの高さでガスの層ができるという計算になります。

もちろん気象の条件によって数値は変動するとは思いますけれども、大変深刻な状況ではないかと思っております。そこら辺を含めて、向こうの担当者の方を交えて、もう一度シミュレーションのやり直しをして、避難計画等について、御検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

まず、最初のＬＮＧ事故等について、防災計画に入れる必要はないということで、冒頭お話がありました。先ほどの答弁で少し誤解があるようであれば修正したいのですが、防災計画に入れる必要がないということではなくて、現在の地域防災計画の中でも対応は可能であるのではないかということを申し上げたつもりでございます。ＬＮＧ施設内の事故につきましては、沖縄電力が策定しております防災計画がございますので、施設内につきましては、それで対応が可能であると考えています。それが施設外まで避難に及ぶようであれば、本村の地域防災計画の中で、避難計画として、これは防災計画を活用し、避難の誘導であるとか、あるいは避難所の開設であるとか、そういうものは防災計画の中でも対応ができるものと考えております。それから、沖縄電力担当者との災害に関するシミュレーションに関しまして、事故がいつ起きるか想定できないことですので、議員から御指摘がありますように、電力関係とのその辺の調整、シミュレーション等は、時期を見て実施できればと思います。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　ありがとうございます。

計画があったとしても、やはりそれは計画に基づいて、年に１回、あるいは頻度は問わないということではないのですが、数年に１回でもそういうことで避難するのだということができれば、非常に、災害時に有効なことになるかと思います。

あと１点、先ほどの航空機事故の件でございますけれども、昨年も宜野湾市内で小学校にヘリの窓が落下したり、それから保育園の屋根に部品が落下するなど、事故が起きております。2016年に国頭村でオスプレイが事故を起こし大破してる。また2017年には東村高江の牧草地で、大型輸送ヘリが緊急着陸したあげく、炎上事故を起こしておりますから、やはりこれらのことについて、想定外ということではなくなってきている気がしてなりません。そこら辺のことについて、やはり担当、例えば発電所の方とか、あるいは消防の方も一生懸命やっていらっしゃるはずですが、やはりそれらの方も含めて、村としてどうするということで、避難計画を策定すべきだと思います。この件について、お考えをお願いいたします。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

米軍の航空機事故につきましては、本村が普天間飛行場を離発着する場合のタンゴ・ポイント、あるいはキロ・ポイントが設定されております。ですから、御指摘がありますように、米軍による航空機事故というのは、想定外ではないということで、村としても認識しております。それらを踏まえまして、消防であるとか、あるいは沖縄電力を含めて、避難計画の実施ができるかどうか、今後検討していきたいと考えております。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　ありがとうございます。

次に移りたいと思いますが、避難道の計画の中で、防災計画の中では第３編第15節で、避難道への言及がありますが、現在指定されています村道ウフクビリ線等が指定されているのですが、それに追加をして、先ほど来申し上げておりましたけれども、現在、当間から新垣に抜ける道が通学路として利用されている道がござい

ますが、これを避難道として指定して、整備をしていくということについて、お考えをお伺いしたいということと、それから現在、上に上がる道というのは、奥間と公園道が考えられておりますが、やはり中間にできればさらにいいのではないかと思っております。現況では不十分だという認識を持っております。その件についてお願いいたします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時４９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５１分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

避難道は、商工会からゴルフ場までが整備されております。避難道路としての活用はその道路を活用していただければと思います。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　今、御答弁の商工会のほうからゴルフ場への道ということも、御答弁がありましたけれども、実は、その当間におりてくる道が、今、新垣の子供たち、たまには北上原の子供たちも使っていると思うのですが、バスに乗れない場合について、その道を利用しながら部活動におくれたりとか、早朝の部活の場合に利用するとか、いろいろなことで通っている状況があります。この道については、子ども会のお父さん、お母さんを中心に、年に３回ほど草刈り等をして整備をしている状況がございます。そういうことから、きっちりとした避難道としての指定をしながら、さらに通学路としての活用も考えていくために、先ほどの質問をしている状況でございますが、通学路の整備ということと合わせて、表向きは避難道だということでの整備をしていくということについて、可能なのかどうかお伺いいたします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時５３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５３分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

中学生がバスに乗りおくれて、通学路として活用しているという面で、照明がない部分で心配ではありますけれども、維持管理の予算の範囲内で、通学に支障がないように確認していきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　ありがとうございます。

やはり抜本的な整備ということであれば、その指定をしていただいて、立派に整備していくということを要望したいと思います。この道路の整備によって、大津波などの災害から当間の方々や屋宜、安里地区の住民の方々が救われるということを考えますと、やはり上に上る道が大分不足しているのではないかと考えております。躊躇のない取り組みが求められているのではないでしょうか。今定例会で、決算の審議をしておりまして、財政が非常に厳しいことは理解しておりますが、この事案については、率先して検討をしていただいて、何らかの形でおっしゃる照明の設置、それからできれば、防犯カメラの設置も要望したいと思っておりますが、そこら辺、避難道の整備関係について、結びに浜田村長の御意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

今、担当課からお話があったとおりの答弁しか、私も今のところできませんけれども、通学路という部分では非常に、議員も御承知のとおりだと思いますけれども、やはり避難道ということで何らかの補助金等がもし使えるということであれば、抜本的な造成も可能でありますけ

れども、でき得る限りでの補修も兼ねた形でしか、今のところはその案でしかいけないのではないかと思っておりますけれども、しっかり、今のお話しは、私も念頭に入れながら何らかの方法を考えていきたいと思います。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　長時間にわたり、ありがとうございました。質問を終わります。

**○議長　新垣博正**　以上で安里清市議員の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休　憩（１０時５７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０８分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

続きまして、桃原　清議員の一般質問を許します。

**○５番　桃原　清議員**　皆さん、おはようございます。議席ナンバー５番、桃原　清です。今般の選挙で当選し、初めての質問を行います。初めてで大変緊張しておりますので、ゆっくり丁寧に答えてくださるようお願いいたします。

では質問を始めます。私の質問は大枠もなく１点だけです。大枠１．道路橋梁の維持管理について。①字北上原の村道愛知線の普天間川にかかる１号橋が大変古く危険であると思われるが、この橋の構造や安全性などについて、調査をしたことがあるか伺います。②道路の維持管理の中の舗装修繕について質問いたします。下地区の生活道路については、おおむね道路状況はよい状況だと思われますが、先ほども質問の中でございましたが、上地区においては、でこぼこの状態の道路がまだたくさんあります。そこで、道路の修繕等の予算及び施行体制、施行状況等について伺います。③北上原を走っております高速道路の側道の側溝にふたがなく、よく車がはまったりして、大変危険な状態であります。側道をつくるときは、道路公団がつくったかと思うのですが、現在の管理者は、道路公団と中城村、どちらになっているのか。また、そこのふたを早急に取りつけることが可能なのかどうか伺います。よろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは桃原　清議員の御質問にお答えをいたします。

道路橋梁の維持管理全般についての御質問だと思いますので、所見を述べさせていただきますが、先ほどの安里清市議員のお話の中でもございましたけれども、私の所見ですけれども、特に北上原と新垣の道路に関しては、非常に起伏が激しいといいますか、村内においても整備がおくれているのは認識をしているつもりでございます。積極的に、その地域の声を聞いて取り組めるものは取り組んでいきたいと思いますし、またそういう指示を出したいと思います。現在、建設中といいますか、若南線なども早急に取り組んだ結果、補助事業を充てることができて、今つくっておりますけれども、そういう補助事業があれば、当然積極的に、早急にできるものと、またそうでないものもございますので、そうでないものはまた優先順位をしっかりと上地区の特に道路関係については、充てられるような形で、私も指示をしていきたいと思っておりますので、詳細につきましては、また担当課のほうからお話をさせていただきますが、北上原、新垣区域の道路状況につきましては、私も身をもって感じております。それをしっかり指示していきたいと思っております。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　桃原　清議員の御質問にお答えします。

大枠１の①橋梁についてですが、平成24年度に村内の橋梁を、橋梁長寿命化修繕計画で遠望目視を含めた点検を実施しました。その後、平

成28年度、平成29年度に、村内44橋について新たに法定点検を実施しました。その中で、当該橋梁ほか３橋の修繕が必要との結果が出ました。その４橋については、年次的に実施設計を発注し改修していくスケジュールであります。②村内の道路については、南上原土地区画整理事業内の道路を除いて、約400本の村道があります。道路維持補修としましては、年間2,000万円から3,000万円の予算で、村内全体の道路維持補修を行っております。村内の維持補修については、優先順位をつけて補修を行っております。③高速道路の側溝の管理者は中城村であります。高速道路建設の際、工事用道路として使用した道路であり、建設後、旧日本道路公団から、昭和63年に中城村へ移管されております。場所にもよりますが、当該側溝は勾配が急なところも多いことや、そもそもふたなしの側溝であることから、ふたの設置は厳しい状況ではありますが、道路のでこぼこ補修は随時確認してやっていきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　桃原　清議員。

**○５番　桃原　清議員**　ありがとうございます。

　ではまず、①の橋の件から再質問をいたします。愛知線が、普天間川にかかるところでの１号橋、この橋につきましては、よく地元北上原で人が集まったときに話が出るのですが、この橋が戦後いつごろつくられたのか。また70代から下の人間がたくさん集まったときに、橋の改修工事を見たことがないと、そういう状況であります。コンクリートの橋ではありますが、誰も改修工事を見たことがないという状況でありますが、この橋につきまして、村の記録等からいつごろつくられて、改修工事をしたことがあるかどうかを返答できますか。お願いします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

　　休　憩（１１時１６分）

　　～～～～～～～～～～～～～～～～～～

　　再　開（１１時１６分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

　いつごろ設置されたかということにつきましては、今資料を持っていませんのでお答えできませんが、維持補修については、行っています。今度の点検で補修工事が必要の判定となりました。補修時期については平成33年度を予定しております。

**○議長　新垣博正**　桃原　清議員。

**○５番　桃原　清議員**　実は、この橋は現在、橋梁、橋桁といいますか、そばの、これがガードレールも設置できない状態で、この大きなＨ鋼がありますけれども、このＨ鋼の形をした小さい鉄鋼がそばにありまして、その上に、人が落ちないように使われている転落防止柵というのがありますけれども、この転落防止柵を設置しただけ、これでは車両に対しての防御にはならないと思います。大変危険な状態であります。橋のたもとを横下から見ますと、縦にひび割れが入っています。これ、調査では目視と言いますけれども、下から見たり、いろいろ見たかどうかはわかりませんけれども、縦にひび割れの線も入っているのです。大変危険な状態でありますし、交通量が大変多く、北上原は愛知線と宜野湾市赤道に上る道と、上原に上っていく道、この３本は大変交通量が多いところで、ここは２トンダンプ、４トンダンプも通るところです。いつかけられたかわからないような橋がまだ残っている状態で、ダンプも通っていますので、今回の調査で４つの橋が危険な状態だということでありますが、その中でも、１号橋の場合は、交通量の調査もぜひやっていただきたい。優先順位どうのこうのではなくて、早急に取り組まないといけないところではないかと思いますので、交通量調査、状況の調査をやっていただけるかどうか、お答えをお願いします。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　これから詳細設計に入りますが、交通量調査が補助事業に該当するか確認したいと思います。補助金も大変厳しく、県と相談しながら優先順位が先になるように検討していきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　桃原　清議員。

**○５番　桃原　清議員**　ありがとうございます。

まず平成33年度に予定しているということですので、できましたら少しでも早く、もし対応できるのであれば、そのように対応していただきたいと思います。

続きまして、②の路面の状態が大変悪いということですが、これは先ほども質問の中で出ましたが、維持管理で年間の予算が2,000万円から3,000万円あるということでありますが、生活道路で自分の家から出たときに、100メートルぐらいずっと水たまりがあるような状態の家もあります。そういったところは大変苦情が来ていまして、村の予算の中で、維持管理の中で、アスファルト舗装だけに限定した予算というのも組まれているかどうかを伺います。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

維持管理の予算の中では重機使用料、原材料費、工事費があります。アスファルトは原材料費の中に入ります。その中で、アスファルト及び、その他の材料費での配分は決めていません。その都度、状況に応じて、地域の皆さんの要望に応じて、そのときは配分しております。

**○議長　新垣博正**　桃原　清議員。

**○５番　桃原　清議員**　ありがとうございます。

これまで他市町村でいろいろ調べたりして、見てきた状況の中では、アスファルト舗装というのは、村内あちこちにでこぼこが出てきますので、それだけについて、また、少ない何百万円かの予算で舗装ができる会社と維持管理の契約をしまして、舗装だけをやっているという市町村もあります。１年を通してあちこちにでこぼこが出てきますから、そういう検討もしていただきたいと思います。それと、北上原は道が悪いという話をしましたけれども、このでこぼこの状態を過ぎて、路面が全部、３割、４割ぐらいなくなって砂利道のような感じになっているところも、何箇所もあります。そういった場合に、路肩まで工事するような予算はまず無理だと思いますので、そういうときにアスファルト舗装だけを、すぐ舗装して全面舗装するような工事なども行っているかどうかを教えてください。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

その現場の状況を見て、アスファルトをカットし、舗装だけで済むか、また路盤材を入れかえて、アスファルト舗装をやっているところもあります。その状況に応じて、担当と業者が判断して維持補修を行っております。

**○議長　新垣博正**　桃原　清議員。

**○５番　桃原　清議員**　ありがとうございます。

では、アスファルトの維持管理については、今後検討していただきたいと思います。

最後に、③高速道路の側溝の件であります。高速道路の側道は、今、村の管理ということでありますが、側道の高速道路側ののり面と、反対側ののり面の管理は一緒になるのでしょうか。それとものり面は、公団が管理しているのでしょうか。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１１時２５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２５分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

高速道路のフェンスの内側は道路公団でありまして、その反対は中城村であります。

**○議長　新垣博正**　桃原　清議員。

**○５番　桃原　清議員**　実は、その側道については、高速道路側からススキと大きな高くなった雑草もあると、反対側にもあると。そこでまた側溝のふたがない状態で、よく車がはまっている状況があります。ほんの１カ月ぐらい前もそこを通りましたときに、側溝の幅は30センチと45センチ、60センチ、３種類の側溝の大きさになっておりますけれども、１カ月ほど前には、この45センチ幅のところに、初心者マークをつけた車がはまっておりまして、そこに五、六人、通れなくてみんな手伝っていました。私も加わって五、六人でこの車を持ち上げて、運転手を行かせてあげたということもありました。実際、頻繁に側溝に車がはまっている状況があります。それで、もともとふたのない道でありましたけれども、こういう状況なので、村で早目に対応して、ふたを設置することはできないでしょうか。お願いします。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

除草が間に合わなくて、地域の皆様には迷惑をかけていると思います。すぐに側溝のふたを設置するのは難しいことでありますので、草刈り等、アスファルトのわだち、それがないように、今後修繕していきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　桃原　清議員。

**○５番　桃原　清議員**　ありがとうございます。

側溝のふたについては、なるべく早めに対応していただきたいと思います。

大変短いのですが、私の質問はこれにて終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長　新垣博正**　以上で、桃原　清議員の一般質問を終わります。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

**○４番　屋良照枝議員**　皆さん、こんにちは。４番、屋良照枝です。議長の許可を得ましたので、通告書の順番に従って、一般質問を行います。去る台風24号、台風25号と被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。その対応に従事していただいている当局の方々、不眠不休で復旧工事をしていただいた関係者に感謝申し上げます。このように災害は突然やってきます。備えあれば憂いなし、私たちの生活にも災害対策は必要不可欠であると考えます。地域の声を届けるために質問します。

それでは大枠１番、避難道路について。①国道329号の下地区に確保されている避難場所の設定についてお伺いします。場所設定の基準は何でしょうか。②泊地区における避難できない場所が避難経路として確保されています。写真をつけてありますので、御参照ください。設定された場所が避難経路として使用できるように整備することは可能かお伺いいたします。

大枠２．生きがいづくり。①中城村の婦人会・老人会の支部活動の状況をお伺いします。②衰退していく会活動において、村老人会は支部をふやし魅力ある生きがいづくりの会活動をしています。会増員に伴う増額など拡大できる支援はないか。③地域におけるふれあい事業、いきいき体操を月１より今以上に回数をふやす考えはあるか、御答弁お願いします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠１番につきましては、総務課と都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。大枠２番につきましては、教育委員会と福祉課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは、御質問の生きがいづくりの中で老人会は活発に頑張っています。また、あるいは衰退していく会もございますという御質問でございますけれども、大変残念なことではあります。やはりいろいろな会が活発にやっていけるのが一番いいと思いますし、それに対しての支援も

しっかりやっていきたいなと思っていますので、特に婦人会など休眠状態にあるようですので、それをまた村としてどれだけバックアップしていけるか考えていきたいなと思います。それと老人会につきましては、これも議員も御承知のとおり非常に活発に活動されておりますので、それを村のほうの我々が支援していくのは当然でございますし、またそれをとめることはないものと思っておりますので、これからもその需要に応じた形で我々もしっかり応えていきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　教育長　比嘉良治。

**○教育長　比嘉良治**　大枠２の生きがいづくりについてですが、生涯にわたって心身共に健康で生きていくためには楽しく過ごせる場所や仲間がいるということ。人と人とのかかわりがある等、とても重要なことだと考えています。生涯学習課でも各種団体の支援を行っているところですが婦人会や青年会、子ども会等活動を維持させるために今悩んでいる状況であります。①の詳細に関しては生涯学習課長から答えさせます。以上です。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　国道329号より下地区の避難所についてお答えいたします。

避難所につきましては、災害対策基本法、同法施行令並びに施行規則の基準に基づき、本村の地域防災計画で定められております。例えば、法律におきましては、「災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設を指定避難所として指定しなければならない」とされており、また施行令におきましては、「想定される災害等による影響が比較的少ない場所にあるものであること」など。また、施行規則では、「高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を必要とする者の円滑な利用を確保するための措置が、講じられていること」などが、基準となっております。法令等を踏まえ、本村の地域防災計画における設置基準では、まず宿泊、給食等の生活機能が確保できる施設。原則として自治会単位に指定。耐震、耐火構造の公共建築物。収容基準は、おおむね3.3平方メートル当たり２人というふうなことになっております。なお、国道329号より下地区の指定避難所は、吉の浦会館、村民体育館、伊舎堂構造改善センターなど13カ所が指定されております。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　屋良照枝議員の御質問にお答えします。

大枠１番の②御質問の場所については避難道路の整備計画の予定はありません。別紙添付写真を現場で確認したところ美容室の場所で海抜25メートルあります。新たに避難道路としての整備が必要かどうかは検討していきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　それでは屋良照枝議員、大枠２番の①の中城村婦人会の支部活動等についてお答えします。

まずは中城村の婦人会の支部活動の状況についてですが、先ほど村長からもございましたが、村婦人連合会の活動は平成30年度から残念ながら休止しているという状況にございます。そこで今回、自治会長を通じまして聞き取り調査をした結果をこちらで報告させていただきます。その結果、現在、和宇慶、屋宜、久場、新垣、南上原の５つの支部で活動がございます。そして、婦人会という名称ではないんですが、各支部でそういった類似の団体として活動しているのが、南浜、奥間、伊舎堂の３支部、合計８支部のほうは各自治会のほうで活動しているということで、その各自治会の中では敬老会またイベント時における余興出演や手伝いなど、自治

会活動へ協力を中心に活動を行っているということであります。私のほうからあと１点、次に老人会の支部活動についてですが、老人クラブ連合会は15の単位クラブと、現在11のサークルや部があります。村老連の事業や自治会の行事などに参加し相互間の融和と健康づくりを主に活動として行っているということであります。以上です。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　大枠２の②についてお答えいたします。

老人会に限りましては、会員数、単位クラブ数とも増加し、活発になっております。現在15単位の老人クラブが活動しておりますが、平成30年度より補助金を従来の４万7,000円から５万円へ増額し、活動への支援を拡充したところでございます。さらなる会員増、単位クラブ増を目的に活発な活動に取り組むために、ぜひ必要ということやこういう活動でこれだけ不足しているというような具体的な要望がございましたら補助金等の支援の検討は可能かと考えます。③のふれあい事業につきましては、地域が主体でございます。回数をふやすことに関しましては地域のボランティア団体の意向を聞き取ったうえでの検討になろうかと思っております。

**○議長　新垣博正**　屋良照枝議員。

**○４番　屋良照枝議員**　答弁について再質問をさせていただきます。

大枠１の避難経路の基準なんですけれども、制定されているということで、泊地区における避難場所のその写真のほうを一度きちんと説明したいんですけれども、まず資料を見ていただきたいんですけれども、下のほうから避難経路、国道329号のところなんですけれども、下のほうに見えます避難経路300メートル、この数字見えますよね。300メートルのこの少し坂道になっています。それをそのまま上につないでいます。一番最後、残念なことに最後の10メートルぐらいんですよ。それを渡ると上のほうにちゃんとした広場が整備されたところに届くんですけれども、そこまでこれを撮影した日にちが泊の自治会長と一緒に歩きながら９月14日撮影しており、ずっと晴れの日が続いた後の日の道なんですが、ごらんになってわかると思いますけれども、実際に歩いた私もズックを履いていましたけれども、一番最後の10メートル手前になってきて、ちょっと歩くのがとまってしまったんです。ちょっとぬかるんでいるんですよ。そのまま真っすぐ歩けなくて右に寄り、端っこを通るというか、そういう経路で何とか上までたどり着いたというそういう案内をしてもらいました。自分としてはちょっと愕然としたんですよ。これは避難経路ですかと。自治会長のほうにも確認をしました。この道を通って避難訓練とかできるのですか。そのときに通ったことがあるんですかということで聞きましたら、実際、自治会長、それから隣近所に住んでいる地域の方々から、この道で避難訓練、上のほうに抜け出たことがないとお話をされたんです。実際に先に避難訓練があったときにこの道は使わなくて、国道329号の泊の下のほうのまるやすそばから通った道を先ほど避難経路は300メートルとありましたよね。そこは300メートルを通れば上のほうの広い上の広場に到達はするんですよ。でも実際の訓練のときには、まるやすそばのほうから下道におりて、まるやすから登って行って、これは地図上で図ったんですけれども、800メートルあるんですね。要するに倍以上の距離があって、そこを実際は避難訓練としてそこを歩いたという事実もあるんです。このあまり道として足場の悪いところが避難経路として制定されているという、ここに決めたことをもう一度、説明をお願いいたします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１１時４４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４６分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

この写真の300メートルというふうなことですけれども、ちょっとこの写真の300メートル先というのが、私がこの場で把握ができておりませんので、把握ができ次第、屋良議員のほうには回答させていただきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　屋良照枝議員。

**○４番　屋良照枝議員**　後でお願いいたします。先ほどの質問のあと１点です。最後の10メートルの道がすごく本当に足がめり込むんですよね。ズボッとではないんですけれども、晴れた日の別に雨降りの後でもでなかったんですけれども、そこのほうの通れるというふうに判断をした避難経路としてやった場合に、その道は通れるという判断をしたのかどうか、そこのほうをもう一度お願いいたします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１１時４８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４９分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

今少し確認しましたら、下の300メートル上のほうには泊の自治会有地があることが確認できたんですけれども、おそらくその場所に行くための道であるというふうなことで考えております。ただ、その場所につきましてはやはり泊地区につきましては、この300メートル行った先の泊の字有地に避難したほうがいいであろうというふうなことで、おそらく自治会長とのその辺の調整を経て、そこを避難所として指定しているものと考えております。道につきましては、必ずここを通りなさいということではないんですが、あくまでもこの300メートル先を表示するためにその表示板を設置している、そのように理解をしております。

**○議長　新垣博正**　屋良照枝議員。

**○４番　屋良照枝議員**　はい、わかりました。ではその道だけが避難経路ではないというか、そういう考えのものだということですね。ただ、せっかくそこは広くて本当に避難するのに入り口はすごくいいんですよ。村にありました防災マップ、こちらのほうもちょっと目を通しましたけれども、その中にインターネットの中のほうに規約などがありましたので、そこのほうの１カ所だけちょっと読み上げて、再度認識のほうをお伺いいたします。こちらのほうの中からですけれども、避難路として分類定義としまして、広域避難場所へ通じる道路または緑道であって避難経路内の村民の当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路などを言う。指定としては広域避難場所に通じる道路または緑道であること。災害時に一部不通となる場合に備え、代替の避難路にも配慮すること。私も読みましたけれども、この中で緑道、緑の道という言葉が出てくるんですけれども、ちょっとその意味が自分なりに理解が苦しかったものですから、辞書で調べました。その辞書によりますと、緑地帯の道、車の通行を禁じ歩行者または自転車専用とした緑のある憩いの空間を言うとありました。車の通行を禁ず、そういうことであれば、この場所を設定したのもわかるなということで一つ一つ確認をしながらやはりここは避難所として一応適しているんだということは認識はしましたけれども、残念なことに本当に最後の10メートルなんですよ。もう少しで最短の迅速にかつ避難できるところがあるのに、最後に行って本当に私も躊躇しましたから、本当に歩ける私が躊躇しましたので、ここに小さい子やちょっと足の悪いお年寄りとか歩いた場合にせっかくある道路ですから、本当に実際に避難訓練のできるその道に整備してい

ただけるように御尽力、検討のほうをお願いいたします。検討していただけますでしょうか。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

避難をする場合に、やはり避難経路というふうなところの環境は非常に大事なことであろうと考えております。御指摘のとおり、あと10メートルで最短の道が通れるのにというふうなことであれば、これは都市建設課との相談にもなりますけれども、検討していきたいというふうに考えております。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

台風24号の後で、職員と自治会長と、この道を上のほうまで登っていきました。議員がおっしゃるとおり最後の10メートルはちょっと険しい部分がありました。本格的な整備は今すぐはできませんけれども、その10メートル部分に関しましては、自治会でやられるのか。自治会長と相談しながら伐採及び、倒木の処理を検討して通れるようにしていきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　屋良照枝議員。

**○４番　屋良照枝議員**　はい、わかりました。早目の対応をお願いいたします。避難経路について、自分はどうしても下のほうの浜を中心に近隣のほうしか見ることができなくて、少し台風後に自分も通ってみました。泊のほうはこういう事情でしたけれども、浜のほうもそれから津覇のほうの学校の上のほうの大きいモクマオウが倒れていまして、そちらのほうの対応にも当局が迅速に対応して、道が通れるようにしていただいたというのを見て、少し安堵しておりますので、本当に大きい見える国道、県道も大事ですけれども、これだけ防災マップ、それから今いろいろな災害について常時、中城村として防災無線のデジタル化、それから常備するという避難についてのとても防災に関して、とてもみんなに注意を払っていますので、今後とも避難経路についても関心を持って見回り等に強く見回っていただけますように、通れるように使用できますようによろしくお願いいたします。

では続きまして、そのまま２番の大枠のほうの質問に変えます。先ほどありました大枠２の①、婦人会、老人会の活動状況をお伺いいたしました。残念なことに婦人会が休止。ただ、休止ではあるけれども、自治会を通して活動をしているということを聞いて、まだ少し安堵しております。自分自身も地域の婦人会や老人会にかかわっていますし、それから地域のことはどうしても女性といいますか、お母さん方の力がないと敬老会とか、いろいろな地域の活動ができませんので、そちらのほうには携わっていきますし、自治会長の御尽力はすごい力になると思いますので、自治会長を通してぜひ地域の活性化に取り組んでいただきたいと思います。①の老人会について再確認ですけれども、先ほど課長からもおっしゃるとおり老人会は今活発に活動しております。今現在、1,028名の会員がおりまして、15単位。この５カ年を比べましても、本当に平成26年には647名だったんですね。それが今現在、1,028名。159％のアップです。中城村の元気なことを本当に誇らしく思います。私も会員になって、まだ２年ですけれども、本当に婦人会と違いまして、老人会は人ごとではないんですね。全て自分のことなんです。活動自体が、そこが一番違うなというのを肌で感じました。婦人会はもう何で私ってそういう感じで本当に引っ張っていくという感じなんですけれども、老人会は自分のことなんです。自分が元気になるために行くんです。自分がダンスをやりたいから、踊りをやりたいから、これをやりたいからということで、自分でこの生きがいづくりの場を自分で決めるんですね。あれもやりたい、これもやりたいという人は本当に二つも三つもやっています。今、老人センターのほうの状況が月曜日から金曜日までフルに全部埋

まっています。月曜日フラダンス、火曜日大正琴・レク、水曜日大正琴・カラオケ、木曜日手工芸・囲碁、金曜日古典音楽、別にボウリングというのもあります。とにかく皆さんがフル回転で月曜日から金曜日、その中に一つ残念なことは本当に狭いです。駐車場が狭く、本当に皆さんそこは気を遣って相乗りをして車をとめないようにする。それでも足りなくて、近くの人は歩いて来いと。添石なんかはもうそういう感じで対応しています。そして、毎日50名以上の方が午前、午後というふうに入れかわり立ちかわりして利用している状況であるということ。その駐車場が狭くて、とても危険で職員が20台ぐらいの車を本当に気をきかして動かしている状態ですので、出入りを促している状態です。改めて伺います。老人福祉センターの方々が頑張って地域づくり、そういうことをやっていらっしゃいます。そちらに対してのセンターの稼働率、そういうのをきちんと認識していらっしゃるということはわかるんですけれども、本当にこれだけの会員が出入りをして、毎日利用しているという。それに対して職員が本当に見えないところで車の移動ですとか、それからいろいろとってあげたりしているそういうところを御理解いただきたいと思います。まず１点だけ、老人会のほうでサークル的なものでほかに今後、多くこれをやりたいという希望することが出てくると思います。そういうときに対応といいますか、そういう御相談の対応はできますでしょうか。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　まず、お答えの前に活発な老人会活動の内容をいろいろ御説明していただきまして、まことにありがとうございます。私も同感で、非常に誇らしい団体で、県下どころか全国に例のない活発な活動をしている伸びゆく老人会ということで認識しております。駐車場等につきましては、物理的な問題がございまして、社協の職員が日々頑張っているところも認識しております。御質問のサークルについては、介護予防事業として運営の補助までを含んでの回答としますが、これまでも老人連合会が継続していたサークルのバックアップを目的に、介護予防事業の中で事業認定をして補助をしております。今回のカラオケについても御要望がございましたので、介護保健予防事業としての認識で事業費として認めているところでございますので、今後の新しいサークルにつきましても介護予防と結びつけて、裏負担ができるよう考えていきたいと思っております。

**○議長　新垣博正**　屋良照枝議員。

**○４番　屋良照枝議員**　では大枠の③についてお伺いいたします。

現在、ふれあい事業、それからいきいき体操、各支部でやっております。おいおいふえていけばということで村のほうにも地域の活性化になると思いますので、私があえて回数をふやす考えはありますかと提案を申し上げたのは、ふれあい事業は地域でやっています。こちらのほうがどうしても支部としては年齢の幅がありますので、ボランティアも入りますので、参加人員は多いです。いきいき体操になると、動ける人というふうになるものですから、体操の本当にきつくないということで、浜でいいますと、ふれあい事業は40名ほどおります。いきいき体操になると18名です。そういった実態で今頑張っていますけれども、回数をふやすというか、そういう考えといいますか、その件なんですけれども、ふれあい事業は月１です。体操は３カ月の毎週です。せっかく覚えた体操を３カ月やると、もうまた次、とまってしまうんですね。そうすると、せっかく覚えてちょっとお家でやり始めたころに休むということになると続かなくて、受けているものがみんな老人ですので、あんなだったかね、こんなだったかねと本当にちょっと飛び飛びになってしまうので、せっか

く覚えた体操を何とかふれあい事業の中でラジオ体操みたいに前のほうにちょっと体操を入れるとか、そういうふうに工夫をして回数というか、そういう継続的なものを考えていけたらなと思いますけれども、そういったことに関してはどのようにお考えでしょうか。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

ふれあい事業の内容につきましては、今の御提案も含め、地域と改めて検討したいと思っております。いきいき体操も１年で全字を回らないといけないということで４カ月のサイクルで実施しており、生活支援コーディネーターも一緒に参加しておりまして、地域の継続を希望する場所の運営をサポートもしておりますので、要望がございましたら、地域と一緒になって村として協力できるものは協力して取り組んでいきたいと思っております。

**○議長　新垣博正**　屋良照枝議員。

**○４番　屋良照枝議員**　はい、わかりました。最後の結びをいたします。

先ほど浜田村長より中城の地域の活性化はということで、お話がありました。全く同感です。そのためにも自治会長を中心とした地域づくり、それが鍵だと思っております。私も微力ながら議員となりましたので、そちらのほうはずっと中城村のために頑張っていきたいと思います。再度、お尋ねします。浜田村長の地域力についての考えをもう一度お願いいたします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

今、地域力のお話が出ましたので、地域力の低下、先ほどもお話しましたけれども、コミュニティーの崩壊。我々行政にとっては一番あってはならないことだと思っておりますので、今後、今の老人会、各種団体はもう文字どおり、地域力を高めるためにはどうしても必要な団体だと思っておりますので、活発な老人会を中心にいろいろな団体がまたそこに追いつき、追い越せるぐらいの気持ちになれるような環境をしっかりとつくっていきたいと思っております。

**○議長　新垣博正**　屋良照枝議員。

**○４番　屋良照枝議員**　私も微力ながら中城村のために今後とも頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

**○議長　新垣博正**　以上で、屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１２時０８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

続きまして、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

**○１０番　安里ヨシ子議員**　10番安里ヨシ子、一般質問を行います。

大枠１．河川と農道の整備について。①伊舎堂団地から海まで流れている川（通称ウンジャガーラ）といいますけれども、真っすぐ海まで流れていたらいいんですが、いろいろな都合で途中で左から道を横切って、90度右側に曲がって海まで流れているんです。そこにスムーズに流れるように両方にマスといいますか、それがあるわけです。満潮のときは潮がマスいっぱいになり潮が出たり入ったりして大変怖い。転落防止柵をやってほしいと思っております。②この川に沿って農道が走っていますが、でこぼこがあまりにもひどい。何人が転んだかしれません。応急処置ではなく、ちゃんとした舗装をしてもらいたいと思います。③海岸の美化と清掃についてのお考えをお聞かせ願います。以上、よろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は大枠１、河川と農道の整備でござい

ます。農林水産課と都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。同じく御質問の河川と農道の整備でございますので、担当課に安心安全をまず第一に優先して考えて整備するようにということで指示を出してございます。詳細につきましては、また担当課のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それでは安里議員の質問にお答えします。

大枠１の①通称ウンジャガーラの農道沿いの排水路の防護柵の考えについて。当間地区県営圃場整備事業のため沖縄県中部農林土木事務所において土地改良事業計画設計基準に基づいた施行だったため、排水路にガードレールの設置ができなかったのではないかと考えられます。従いまして、転落防止柵の設置については、単費での設置ができるか検討してまいりたいと思います。

続きまして、②です。昭和58年から平成11年度にかけて当間地区県営圃場整備事業が完成していますが、農道の多くが未整備のままでした。そこで、農業農村整備管理計画に基づいて、農業基盤整備促進事業として当間地区を４地区に分けまして、中城地区、第２地区、第３地区、第４地区に分割し第１地区が完成となり、第２地区に入っています。今後、第３地区、第４地区と順次舗装を行う計画であります。従いまして、通称ウンジャガーラの農道につきましては第４区に当たりますので、現段階では平成35年度調査測量設計後、実質平成36年から平成38年にかけて整備をしてまいります。その間は、農業者に御迷惑をおかけしますが、応急処理での対応を考えています。御協力よろしくお願いします。以上です。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　安里ヨシ子議員の御質問にお答えします。

③の海岸の美化については、①②に関連して海岸の流末についての質問だと思います。村の海岸線には、生活排水や農業用排水路のはけ口がいくつもあり、高潮の影響や砂・ゴミの集積等で排水がうまく機能しない状態になることがあります。定期的に排水流末を確認し、必要であれば重機でしゅんせつ等を行っております。これからも排水機能の確保に努めてまいりたいと思います。

**○議長　新垣博正**　安里ヨシ子議員。

**○１０番　安里ヨシ子議員**　ウンジャガーラは日の出園から流れてくる水、側溝があるわけですね。そのときにこの道で排水が曲がりくねっているまではいいませんが、何回か曲がっているわけですね。それで下のほうで細くなっているので、その水が畑の中の排水を通ってウンジャガーラに水が入っているんですよ。それでそこはこのウンジャガーラの水と伊舎堂からの排水の水でマスがいっぱいになるわけですね。それで満潮のときとか、大雨のときは周囲の畑が水浸しになって、大変被害をこうむっている状況です。また、伊舎堂側から流れてきた水とマスの水が一緒になって川の水が増して大変怖さを感じるときがあります。もし落ちてけがや事故に遭ったらどこが責任を持つかというのが、気になりますけれども、命にかかわることでもありますので、ぜひとも柵の設置とか、そういったのはできないでしょうか。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それではお答えします。

先ほども答弁しましたけれども、単費での設置になるものですから、検討してまいりたいと考えています。

**○議長　新垣博正**　安里ヨシ子議員。

**○１０番　安里ヨシ子議員**　済みません、１番

と２番がごっちゃになって、質問をしたいと思いますが、農道の整備については、以前にも質問をしましたけれども、四、五年たってみたら、同じようにでこぼこになっていて、この農道は大変、下の会社の車も行き来しますけれども、朝の５時ぐらいから散歩に行く人。畑に行く人、釣りに行く人、そういうことで利用者が多い道であり、地域からの要望もあって、早目の舗装が必要だと思っておりますけれども、今聞いたら平成三十四、五年ですか、それまで待てないと思うんですけれども、どういうふうにでこぼこの道をちゃんとした道路にするか、よろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それではお答えします。

先ほども答弁しましたけれども、平成36年から平成38年にかけて補助事業で整備はできるということをお聞きしています。その間は、応急処理で対応してまいりたいと考えております。

**○議長　新垣博正**　安里ヨシ子議員。

**○１０番　安里ヨシ子議員**　このでこぼこの道を避けるために車がこちら側に川のほうに寄って、そしたら人間が通ったらその人間もでこぼこを避けようとするわけですね。それでこのマスの下のほう、マスと一緒になったところは土がぼろぼろと川のほうに落ちて、川幅が大きくなっているんですよ。それで車が落ちてもおかしくないというぐらいの幅になっていて、そして自転車ごと川に落ちた人も現にいますので、どうしてもこちらは危険だと、そういうことで鉢嶺材木の会社があるんですけれども、そこの側も石を積まれて、やはり車が落ちないように独自で単独で石を積んでやっています。ただ、この道を応急処置でやるとおっしゃっていますけれども、この川に落ちるか落ちないかというときにの怖さと事故とか、そういったけがを防ぐために柵をつくるのはいつぐらいにできるか。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それではお答えします。

予算の兼ね合いも検討しながら早急に対応してまいりたいと考えております。

**○議長　新垣博正**　安里ヨシ子議員。

**○１０番　安里ヨシ子議員**　前にも質問したときに応急処置をやっているんですけれども、同じようにでこぼこができているということもありますので、もう少し散歩をする人たちとかがスムーズに歩いていける、そういうふうな方法でやってほしいと思っております。転落防止柵をつくるということでしたよね。転落防止柵を早目につくって、地域の住民が畑に行くとか、海に行くとか、釣りに行くとか、そういったときにやはり朝早く５時ごろ散歩する人たちもいます。それでこのあなぼこに足を突っ込んで、捻挫した人もいましたので、ぜひともそこをきちんとやってほしいと思います。プラスチックごみの海洋汚染が今世界中で問題になっています。そのレジ袋や発泡スチロール製の食器など地球規模で深刻さが増していて、生物や生態系にも悪影響を及ぼしていると言われています。一人でプラスチックのペットボトルを拾ってバケツに入れている人がいましたけれども、これも一人でやっていてもらちが明かないから、それをまた広げるような策を講じたほうがいいんじゃないかというお話もしました。その人は散歩しながら毎日ではないんですけれども、ペットボトルを拾って、そしてちりに出したりとかをやっていました。そうしてこれも生態系にも生物、前にもありましたけれども、亀のお腹の中からビニールが出てきたとか、魚のお腹から出てきたとかいうのがいろいろありましたので、私たち一人一人が危機感を持って使い捨てごみに対して、もっと関心を持って対策に当たらな

いといけないと。近い将来、世界中の海が汚染されてしまうんじゃないかというお話もしました。中城湾の海も同様に汚染が進んでいると言われていますので、海岸線を歩いてみると、プラスチックごみが散乱しています。何とかしないといけないと思っております。村としてもそれをやはり考えてほしいと思います。とてつもないことではありますけれども、できるものから取り組んでいく啓発活動をする必要があるんじゃないか。そのためには村一帯の海岸の清掃など定期的に取り組む必要があると考えますが、村としてはどのようにお考えでしょうか。

**○議長　新垣博正**　住民生活課長　津覇盛之。

**○住民生活課長　津覇盛之**　それではお答えいたします。

やはり議員のおっしゃるとおり中城村の海岸においても、漂着物や不法投棄によるプラスチックごみ等の散乱が見受けられる地域もございます。これまで地域の方々や周辺企業などのボランティアにより海岸の清掃活動が実施されてきております。収集されたごみにつきましては、村のほうで回収いたしまして、運搬処理をしております。やはりごみ問題に対し、関心を持っていただくためには村一帯の清掃活動を定期的に取り組むことも必要なことだと考えております。また、ごみの不法投棄などの防止対策として、啓発看板などの設置をすることにより海岸利用者などに対する環境意識の啓発を図り、海岸の環境美化に努めていくことも海洋汚染の防止につながるものと考えております。

**○議長　新垣博正**　安里ヨシ子議員。

**○１０番　安里ヨシ子議員**　観光立県として、一番に海の美しさだと思っています。中城村は後ろに世界遺産の中城城跡を控え、そして前には中城湾と美しい景観。毎日見ていると、気がつかないときもありますけれども、あえて考えてみたら中城湾の地形というのは、その景観が大変すばらしいものであることに気づきました。ペットボトルを拾っているかたを見ていて感じました。この地形のすばらしさと歴史文化を次世代に引き継ぐ責務が私たち大人にはあると思っております。村としてこの美しい景観を守っていくための計画や考えがありますか、お聞きします。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

中城村においては、中城村景観計画を作成しております。斜面緑地を背景とした海からの展望や大地からの中城村を見下ろす眺望に配慮する中城村城跡周辺地区、南上原地区、斜面緑地地区、それ以外の一般基準地区、４つの地区で景観に大きな影響を与える大規模な建物や工作物の新築、増改築については事前に届け出を必要としています。

**○議長　新垣博正**　安里ヨシ子議員。

**○１０番　安里ヨシ子議員**　年に１回のＣＧＧですか、そういうものと区別してプラスチック製品、海洋ごみ、それの処理とかそういったものを計画をして毎月とはいいませんが、年に一、二回、ペットボトルごみ、発泡スチロールとか、そういったものの処理に当たるように私たち大人が率先して子供たちにも教えていく、そういった活動が必要ではないかと思います。それでぜひとも海にちなんだイベントの開催とか、ＰＲそういったものを行って、全国に発信していけたらと思っております。やはり毎年といいますか、こういうイベントを持たないとプラスチック、そういった海洋ごみについての認識が生まれてきませんので、どうしても海の日ではないんですけれども、海にちなんだイベントの開催を考えてほしいと思いますが、村としては大変だと思いますけれども、どのように考えていらっしゃいますか。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１３時５３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５３分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

住民生活課長　津覇盛之。

**○住民生活課長　津覇盛之**　それではお答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、これまでは海岸清掃については、ボランティア活動の皆さんに支援をすることで清掃活動を行ってきておりますけれども、議員の提言する村全体でというんですかね、定期的に清掃活動を行うということも今後やはり検討していきながら環境美化に努めていきたいと思っております。

**○議長　新垣博正**　安里ヨシ子議員。

**○１０番　安里ヨシ子議員**　主要７カ国というのは、アメリカ、日本、カナダ、ドイツ、フランス、イギリスとかで、この海洋プラスチック検証という議題で話し合いがなされていましたけれども、そのアメリカはそれに署名をしていないわけですね。だからこのプラスチックごみを削減するために、アメリカは署名していないんですけれども、地域では非常にプラスチックごみの危うさということで、取り組んでいるみたいですので、私たちもできるものから取り組んでいけたらと願っております。日本はプラスチックのごみに対してもアメリカ追従、いろいろな面でアメリカに後からついていくというふうな政治活動をしておりますけれども、地球温暖化に対しても、非常に消極的であります。それで私たちはやはり自分でできるものをちゃんと啓発していく。子供たちにもそういった意識を植えつけていくように努力しないといけないなと考えております。中城湾をもっときれいにして美しくして、観光客も呼べるようなそういった状況をつくってほしいと思います。中城の子供たちにふるさとへの愛着、歴史、文化、その地域の景観とかを守っていかなければいけないという自覚が自然と身についていき、次世代へ引き継いでいくと思いますので、ぜひともそういった海洋ごみについての意識啓発に力を尽くしてほしいと思います。この自然の美しさがどんどん壊されていく中で、名護市の大浦湾の美しさもさることであるけれども、中城村の地形の美しさというのは県内でも例を見ない場所だと、このペットボトルを拾っていたおじさんとお話し合いをしましたけれども、ぜひとも海にちなんだそのイベントで、子供たちにそういったものを植えつけていく、ふるさとを愛する気持ち、その地形を守っていくという気持ちを植えつけるためにはやはりイベントを持ってＰＲしていけたらと思っています。これで私の質問を終わります。

**○議長　新垣博正**　以上で、安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時５８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０９分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

続きまして、渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

**○３番　渡嘉敷眞整議員**　皆さん、こんにちは。議長の御指名により許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。一般質問に入る前に、まず大きな問題としてですけれども、登又にとって非常に大きな問題でありましたこの中城城跡線、本当に村長を初め、職員の皆さんの御尽力により平成21年の用地買収から平成30年度の工事１工区をやっていますけれども、ここが終われば完成だというふうに聞いています。そういうことで10年間にわたる本当に御尽力ありがとうございました。お礼を申し上げてから質問に入りたいと思います。よろしくお願いします。

まず大枠の１番目でございますが、中城村字登又城跡線についてです。①平成30年３月に完成されたであろう道路工事の状況と現在通行ど

めになっている状況ですが、完成されています。現在、通行どめになっております。これはなぜでしょうかというのと。ちょっと選挙期間中にいろいろな方からここはいつ通れるんですかという話を本当に数十名の方から話がありました。私は聞いていないからわかりませんよ。と言いましたけれども、まず最初にそれを聞きますという話をしまして、この一般質問になっております。事情があってできないのであれば…。ごめんなさいね。全部読んでからやりましょうね。地域への説明はしたのか。今後はどのようにして活用するのか。なぜ完成から半年もほっとくのか、説明を求めます。

２番目に、安全・安心、住みよい地域づくりについて。①登又大瀬線、ウフクビリ線の交通安全標識設置の状況及びこれまでの努力状況等の経緯についてもお願いしたいと思います。②今後の取り組みについて。すぐできるものではないという認識のもとに、今後どのように取り組んでいきますかということをお尋ねしたいと思います。③登又の交通安全及び交通事故の経緯等についてお聞きしたいと思います。④児童生徒の交通安全問題等についてもお聞きしたいと思います。

３番目、中城村中央公民館について。①吉の浦会館の運営状況について。②今後の運営方針について。③中城中央公民館の現状と活動状況について伺います。ア．利用状況。イ．講座の開催状況、自主事業の方針等。ウ．村民のニーズ等はということです。

４番目に、中城小学校、津覇小学校の音楽教育について。①現状は。特に音楽専任教諭の配置について。②十分ですかと。そして、今後の改善方法はないですかというところお聞きしたいと思っております。

５番目に、中城南小学校。①児童数及び学級数の現状について。②今後の児童数及び学級数の推移と教室等増設工事の見通しについてをお尋ねしたいと思います。よろしく御答弁をお願いします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは渡嘉敷眞整議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては都市建設課。大枠２番につきましては住民生活課。大枠３、４、５につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは大枠２番の登又道路の件でございます。安心・安全の部分で。個人的にも私も大瀬線、ウフクビリ線を含め、登又の路線は随分と利用させていただいておりますけれども、御指摘のとおり大変危なっかしいところも認識しているつもりでございますので、これも御承知だと思いますけれども、例えば信号機なども我々、村からも一生懸命毎年毎年のように要請をしているところでございますし、また要請もこれからも続けていきたいという部分と、それとすぐできる部分については、すぐやれるような体制で道路が完成次第、すぐやられるような体制で指示もしておりますので、その辺はまたできるものはしっかりとやっていきたいなと思っております。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　教育長　比嘉良治。

**○教育長　比嘉良治**　大枠の３については、生涯学習課長のほうからお答えさせます。大枠の４についてですけれども、学校教育を充実させるためには人的な配置はとても重要な要件の一つだと考えています。教育長としても音楽専任教諭については、両小学校とも学級数が少なく加配教諭が配置されていません。これは教職員配置基準というのがありまして、それに沿っての配置で行われているんですけれども、そのために非常勤の音楽教諭を配置するように中頭教育事務所のほうに何度もお願いをしまして配置をしてもらっています。次年度に向けても継続配置していただくように要請をしていこうというふうに思っています。①と②の詳細について

は主幹から、そして大枠の５については教育総務課長のほうから答えさせます。以上です。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　渡嘉敷議員の御質問にお答えします。

質問の場所は、登又公民館付近から村道ウフクビリ線を交差する箇所までの新設区間だと思います。新たな交差点となることから、沖縄県公安委員会と工事完了後から交差点協議を行っておりました。協議に時間を要してしまい、開通を待ち望んでいた地域の方々を待たせてしまう結果となりました。気遣いが足りなく地域への方々の説明は行っておりません。村は交差点部の注意喚起の表示等を行い、また公安委員会は一時停止の標識設置を実施します。公安委員会の標識設置後の開通になります。

**○議長　新垣博正**　住民生活課長　津覇盛之。

**○住民生活課長　津覇盛之**　それでは大枠２についてお答えをいたします。

①について。村道大瀬線においては、南伸１号線との交差部（原建設工業前）に、一時停止標識の設置がされており、村道ウフクビリ線には、速度規制標識の設置がされております。村道大瀬線と南伸１号線との交差点は、沖縄自動車道の橋脚が死角となり、見通しが悪く交通事故が多発しているとのことで登又自治会の要望もあり、これまで数回にわたって宜野湾警察署に信号機の設置を要請してきておりますが、すぐには設置できないとのことで、南伸１号線側に一時停止標識等を設置し対策を講じております。ウフクビリ線においては、中城城跡線との交差部は曲線部に位置するため見通しが悪く、中城城跡線の開通に伴って交通事故の発生が懸念されるため、昨年度には信号機の設置を要請しております。

②について。先ほど述べました両交差点については、今後も信号機設置の要請を継続していきたいと考えております。また、村道大瀬線については、近年交通量がふえている状況にあると思われ、集落内の交通安全を確保するために速度規制標識等の設置を宜野湾警察署に要請したいと考えております。

③について。登又地域の村道大瀬線とウフクビリ線は、国道329号と宜野湾市とを結ぶ幹線的道路であり、通過交通量も多い状況にあります。今後開通が予定されている村道中城城跡線においても、県営中城公園のアクセス道路として交通量がふえるものと考えられますので、十分な交通安全対策を講じていく必要があるものと考えております。登又地域での交通事故の経緯等について、詳細は把握しておりませんが、村道大瀬線の交差点での事故は、複雑な交差点で見通しも悪く信号機もないことから、安全確認が十分に取れないことが事故の経緯として考えられると思います。

④について。児童生徒を交通事故から守るためには、学校や警察等の関係機関による交通安全教育と共に地域の交通安全環境の整備が重要になるものと考えております。児童生徒に限らず交通事故は、安全不確認による事故が多く、歩行者は信号機のない道路、自転車、二輪車は信号機のない交差点の横断時の不確認が多いと言われております。交通事故の発生の危険性のある交差点への信号機の設置及び通学路への交通安全標識等の設置をすることにより、児童生徒を初め住民の交通安全が図れるものと考えますので、今後も地域の交通安全環境の整備に努めていきたいと考えております。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　それでは渡嘉敷眞整議員の御質問、大枠３についてお答えいたします。

大枠３、①吉の浦会館の運営状況について。まず吉の浦会館の使用料の歳入についてお答えいたします。平成27年度に74万9,578円、平成28年度に85万8,500円、平成29年度88万6,500円

となっており、年々微増の傾向にあります。次に歳出についてであります。平成27年度1,226万4,611円、平成28年度に1,256万5,017円、平成29年度1,329万913円となっております。年々維持費が増加傾向にあり、これは修繕費と光熱水費などの増が主な要因であります。特に平成29年度は電動式移動観覧席部品の修繕で30万円余かかっておりまして、施設が築およそ25年たっておりまして、維持費にかかるコストが今後も懸念されますが、経費節減に努めてまいりたいと思っております。

②今後の運営方針について。多様化、高度化する村民の生涯学習に対するニーズに対応するため、施設の拡充・維持管理に努め、各種講座・教室等を開催し学習の機会を提供しつつ、各種団体の行事や講演会、文化まつりなどのイベント、健診や介護保険事業の開催など、今後も村民の学習、福祉、健康及び憩いの場としての活用と村内の民間団体などの研修や講習会の場としての利用促進を図り施設使用料の増と、適正な維持管理に努めながら中城村の生涯学習、コミュニティーの活動の拠点としての充実を図ってまいります。

③中央公民館の現状と活動状況ということで、こちらは中央公民館とありますが、御承知のとおり吉の浦会館は社会教育法に基づく公民館としての位置づけではなくて、農林予算で建設された施設でありまして、しかしながら、村としまして、また住民の捉え方としても他市町村でいう中央公民館的な役割を担っているといえますので、その以下のア、イ、ウの内容につきましては、吉の浦会館のことと捉えて答弁させていただきます。まずア．利用状況についてでございます。ここ３年の利用者の推移は平成27年度に３万8,976人、平成28年度４万344人、平成29年度４万3,481人となっており、年々増加しております。

次に、講座の開催状況、自主事業の方針等ということで、平成28年度には５講座、ＤＶＤの上映であったり、脳トレとかをやっております。平成29年度にはその講座を倍増して10講座を開催しております。年間で合計しますと33回開催をし、延べ403人の参加者がございました。その中には三線教室やパソコン、今はやりのスマホの教室を開いたりとか、英会話教室なども開催しております。毎回、教室終了時にアンケートを実施し、要望の多い教室や講座の継続、他市町村との情報交換などで得た新しい教室や講座も開催できるよう今後もチャレンジしていきたいと思っております。

次に、最後村民のニーズについてです。全体的に工作や手芸など趣味の講座で人気が高く実生活の中では、日常的に必要なパソコンやスマホ教室の人気が高い傾向にあります。昨年から英会話教室を開催していますが、アンケートの中には中国語や韓国語を開いてはどうかという意見もアンケートの中にはございました。また時間帯では、仕事の終わった夕方から夜間にかけてのニーズが高く、できる限り村民からの要望、ニーズに応えられるよう今後も努力してまいります。

**○議長　新垣博正**　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

**○教育総務課主幹　稲嶺盛久**　それでは大枠４の①、②中城小学校、津覇小学校の音楽教育についてお答えします。

小中学校教職員配置基準により現在のところ、中城小学校と津覇小学校におきましては、本務であります音楽専任教諭の配置はされておりません。しかし、その改善方法として先ほど教育長からありましたように、音楽の非常勤講師の配置を県教育庁中頭教育事務所に依頼し続けたところ、本年度、非常勤講師が１人配置されました。これにより、中城小学校と津覇小学校の両校で、小学校４年生から６年生までの音楽の授業をこの専任教諭が行っております。今後も、音楽教育の充実に向けて専任教諭が配置される

よう、中頭教育事務所に対して要望してまいりたいと考えております。以上です。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それでは渡嘉敷議員の大枠５の①及び②についてお答えします。

①について。中城南小学校の児童数は毎年増加傾向にあり、平成30年５月１日現在、児童数744名、普通学級が24学級、特別支援学級が４学級となっております。

②について。今回、増築に向けた補助事業申請において、５年後の推計を行っています。児童数が945名、クラス数として、普通学級が28学級、特別学級が４学級として推計しております。増築工事の見通しとしましては、平成31年度の増築工事に向けて現在10教室を増築する設計を進めているところであります。以上です。

**○議長　新垣博正**　渡嘉敷眞整議員。

**○３番　渡嘉敷眞整議員**　公安委員会と協議して、一時停止の標識設置後に開通させるというお話でしたけれども、それは大変重要なことだと思っております。それはいつごろになる予定なのか、教えていただけますか。開通のほうね。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

中城村がやる道路標示につきましては、10月16日で完了しております。公安委員会が設置する標識については公安委員会に確認したところことし中ということになっております。早目に設置するように要望はしておりますが、予算の関係でことし中という返事しかもらえておりません。

**○議長　新垣博正**　渡嘉敷眞整議員。

**○３番　渡嘉敷眞整議員**　今の回答でわかりました。ぜひ頑張って早目に本当に待ち遠しいということで住民はとっても喜んでおりますので、ぜひ一日も早く開通させて、そして２番目の安全・安心のことから交通事故の件についても、この道路の危険性というのは十分承知されているということですので、そこら辺の対応もきちんとやっていただいて、事故が起こらないようにお願いします。先ほども住民生活課長から話がありましたけれども、本当に急カーブで来て、出るときに見えないんですね、本当に。だから急にウフクビリ線でしたら、上のほうから非常にスピードを出してくるものですから、一瞬で来るものですから、ぶつかりそうになる。あるいはぶつかるだろうというのが予測はされます。しかも、中城県営公園は中国人がとても多い。そして結局、運転も慣れていない。右から左とかいうように反対だし、出方もわからない。交通法規もそうわからないでしょうから、ぶんぶん出てくるわけですよね。そういうところで事故が起こらないように、できるだけ安全標識を１本ではなくて、何本でもやっても十分だという話ではなくて、事故が起こってからは非常に困るわけですので、十二分に注意標識を立てていただきたいと思います。

今、都市建設課長のほうからありましたけれども、大枠の２点目に移りたいと思います。

大瀬線、ウフクビリ線もそうですけれども、結局、道がよくなったために運転手の皆さんは非常にスピードを出すんです。特に大瀬線なんかは非常に勾配を持って、くだっていますのですごいスピードになってくるんですね。だから公民館のところから出てくるところでも交通事故が起こっておりますから、そこも非常に見通しいが悪い十字路になっていまして、もうひやりとすることが何回もありますので、私自身でも何度も経験していますので、ですから本当にスピード、この村道は40キロだったら40キロときちんと表示して、それを守るような体制をぜひお願いしたいなと思います。そこら辺はどうでしょうか。これは警察の仕事なのか、村でもできる範囲なのかそこら辺をちょっと教えてください。

**○議長　新垣博正**　住民生活課長　津覇盛之。

**○住民生活課長　津覇盛之**　お答えいたします。

やはり規制標識と申しますのは、公安委員会の管轄になっておりまして、我々は宜野湾警察署のほうにまずは要請をし、調整して宜野湾警察署から公安委員会へ上申する形になります。大瀬線の速度規制はやはり必要だろうと思います。今現在、ウフクビリ線は何基ぐらいですかね。六基、速度規制40キロということで表示されておりますので、同様に大瀬線のほうにも要望をしていきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　渡嘉敷眞整議員。

**○３番　渡嘉敷眞整議員**　現在は要請はされているんでしょうか。ちょっと伺います。

**○議長　新垣博正**　住民生活課長　津覇盛之。

**○住民生活課長　津覇盛之**　お答えいたします。

速度規制についてはまだ要請はしておりません。今後、また今年度中には要請をしたいと思います。

**○議長　新垣博正**　渡嘉敷眞整議員。

**○３番　渡嘉敷眞整議員**　もし要請に地域住民、自治会の要請も必要であれば、ぜひ一緒になってやりたいなと思います。そこら辺はまた相談させてください。一日も早い規制標識ができるように進めていただきたいなと思います。

続きまして、３番目の中央公民館についてなんですけれども、現在、吉の浦会館がありまして、管理運営を教育委員会がやっているというふうに私は認識していますけれども、村の条例に中城村農村環境改善センター（吉の浦会館）の設置及び管理に関する条例あるいは規則等もあります。その中で農林水産と産業の振興、生活の改善の推進、住民の教養知識の向上、健康福祉増進及び地域連帯感の高揚を図る等、コミュニティー活動の場として農村環境改善センターを設置するとあります。これは農林産業の農林のほうにありますので、そこと教育委員会と協議して管理委任してあるんだろうなと思いますので、そこら辺のところは問題がないのか、あるのかそこら辺を教えていただきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　ただいまありました中城村農村環境改善センター（吉の浦会館）の設置及び管理に関する条例。こちらは平成５年12月14日に条例第27号として制定されております。その設置の中でただいま議員からの説明にありましたとおりでありまして、その時点で行政部局といいますか、村長から教育委員会にこの管理委任されていることで、現在、管理運営をしている教育委員会としては特に問題はありません。

**○議長　新垣博正**　渡嘉敷眞整議員。

**○３番　渡嘉敷眞整議員**　村のほうも問題なく教育委員会も問題がないということであれば、これは教育委員会が管理運営するということは中央公民館なんですよね。これは文科省はそういう呼び方をします。農林省は農村改善環境センターという呼び方をします。中身は一緒です、多分。そうですので、まず西原町に中央公民館、北中城村、宜野湾市、浦添市いろいろあります。ですから公民館事業をまだやっていないんじゃないかなと私は思っています。というと、先ほど講座が５講座、あるいは10講座とかありましたけれども、普通公民館というのはそういう講座を開設していろいろな同好会、愛好会等を立ち上げて育てていく生きがいづくりをつくるところだろうと思っています。そうすると、西原町と浦添市等を調べてみましたら、もう100以上あるんですね。同好会みたいのがあって、いろいろなものがあります。それで100以上あるんですよ。公民館まつりも毎年開かれています。そういうことですので、中城村も教育委員会が管理運営を引き受けたのであれば中央公民館としての位置づけで、名前はどうでもいいんですけれども、吉の浦会館の位置づけをして、そこにぜひそういう公民館事業を実施していただき

たい。中城村には中央公民館にかわるのが吉の浦会館。類似公民館は各自治会にあります。そうすると22あるわけですよ。その活動の活性化をさせる時期に来ているんじゃないかなと思います。非常におそいのではないかなというぐらい取り組みがされていない。というのが考えられると思っています。当時、平成５年につくられていますね。もう25年たっています。それからしますと取り組みが弱いということでもあるんですが、これはただ教育委員会だけを責めてもいけないんですね。理由は何かというと、中城村がとても財政が苦しい時期がありまして、これは平成14年にそこに人材育成係長がいました。そこまではつくってからずっといました。それを廃止しました。行財政改革の中で廃止しました。ですから当時の事業が全部なくなってしまっています。私の考えでは今は臨時を置いて貸し借りだけをやっているのかなというふうに思えるんですけれども、事業展開というのが講座もやられてはおりますけれども、この公民館の観点から見ますと、公民館的な事業の展開をされているのではなくて、特に多いのが庁舎のかわり代替。もちろん役場の皆さん、公共で使われていますので、その部類が一番多いのではないかと。いうならばこれは必要ですけれども、とにかく早目に公民館という意識に切りかえて、公民館事業を展開していけば、もっともっと中城村が住みよい、あるいは生きがいづくりに取り組んでいけるのではないかと思います。ということで、護佐丸資料図書館もできておりますし、そこも人的配置をされて一生懸命活動して、一生懸命展開されております。だからそれに匹敵するぐらいの中央公民館があるべきなんですよ。あるべきということと思っていますので、そこにだから人的配置をして、ぜひ生涯学習か社会教育の展開をしてほしいなという気持ちです。そういうことで、まずは年度をまたがっての人事配置になると思うので、できるだけ来年の４月１日からはそこに人事配置をして、公民館活動の展開をお願いしたい。教育長いかがでしょうか。これは組織の加配とかあるいは方針ですので、教育長よろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１４時４７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時４７分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

教育長　比嘉良治。

**○教育長　比嘉良治**　人的な配置に関しては、村当局とも相談しながら進めていかないといけないことだと。今年度は図書館の係長を配置してもらって、その図書館活動に対して充実を図ってまいりました。また、議員がおっしゃるようにそこら辺を村長、副村長と相談をしながら可能であれば実現に向けて努力していきたいなと思っています。以上です。

**○議長　新垣博正**　渡嘉敷眞整議員。

**○３番　渡嘉敷眞整議員**　ありがとうございました。教育委員会として、検討したいということです。もちろんこれは検討だけではどうにもなりませんので、財政も伴うものでございますので、本当に今新聞等をいろいろ見ますと、ごさまる科とか、あるいは護佐丸歴史資料図書館とか、15人学級の少人数とか、非常に教育に力を入れているなと、そこは非常に感心しています。そういうことで、さらに一歩、中央公民館の建物がせっかくあるんですので、ぜひ活用してもっともっと生涯学習、社会教育を盛り上げていってほしいなという気持ちが大きいです。それで村長にお尋ねします。ぜひ来年の４月１日を目指して、教育委員会とも協議しながら、ぜひ公民館長も必要ですけれども、そういう人材係長、以前はいましたので行財政改革の中でいなくなっている状況にありますので、そこを復活して、もっともっと盛り上げて高齢化社会

に生きがいをつくるような中央公民館活用方法というんでしょうか。そこら辺をぜひ活用して村民のためになるようにお願いしたいです。村長、よろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

突然のふりでございますので、即答は避けさせていただきたいんですが、おっしゃる意味は今の話しでわかったつもりでございますので、しっかりと精査をして、必ずここにあるべきもの、ないべきものとかの区別、差別をするのではなくて、本当に必要かどうかをしっかりと精査いたしますので、それから次年度にできるのかどうかはちょっとわかりませんけれども、教育委員会と協議を重ねて決断をしていきたいなと思います。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１４時５１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５１分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　それでは答弁するに当たり、この中央公民館の役割についても含めてですが、議員のほうから御要望も含めそれに答えていきたいと思います。

まずは御承知のように公民館というのは、社会教育法の中にありまして、社会教育法の中の公民館に関する主な規定としては第20条に目的がございます。第21条に設置がございます。先ほどからあります第22条に公民館事業というのがあります。この第22条の公民館事業というのが６つございまして、定期講座を開催すること。討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。図書、記録、模型、資料等をそろえ、その利用を図ること。体育、レクリエーションなどの集会を開催すること。各種団体、機関などの連絡を図ること。その施設を住民の集会やその他の公的利用に関すること。という６つのことが事業としてございます。それからすると中城村では今お話がある吉の浦会館、村民体育館、吉の浦公園施設、トータル的に、あと護佐丸歴史資料館といった施設がその役割をおのおのの施設で果たしていると思っております。また、中城村にはその施設が一定の区域内に立地しており、それぞれの施設においてその機能が十分に発揮されて、一定の社会教育行政の推進に役立っていると、私が生涯学習課長になって感じてはおります。今後もこの施設の機能強化、維持管理に努めながら村民の利用のしやすい環境整備を行ってまいります。それと人事についてでございますが、先ほど教育長、村長からもございました。生涯学習課の中において、人材育成係長という職名がいいのかも含めて、どういった人材が今後、生涯学習課、社会教育の中で必要かを含め、課内でまずはしっかりと議論してそれから教育委員会のほうにもしっかり提案しながら当局の予算も含めた人事も含めたところにまたいろいろ協議を持ちあげてまいりたいと思っております。

**○議長　新垣博正**　渡嘉敷眞整議員。

**○３番　渡嘉敷眞整議員**　今、生涯学習課長の力強い決意がございましたので、そこをぜひ頑張っていただいて、できれば来期からはぜひとも人的な配置も含めて頑張っていただいて、事業等の精査の検討もしていただいて、進めてもらいたいと思います。要望いたします。

続いて、４枠についてです。今、教育長が申しました、教職員配置基準がありまして、学校の場合は学級数にも基づいて人事配置がされております。それで加配が前は２人いましたけれども、学級数の減によって、加配が１人になった。その１の部分をどうするかということですけれども、現状として、音楽専科がいなかったと。それを中頭教育事務所に要請をして、非常勤の配置をしてもらった。私が聞いているのは、

一人の先生が来ていますと、それを中城小学校で、月水金曜日、津覇小で火、木曜日勤務という話を聞いておりますけれども、音楽の先生といいますと、いろいろなことがあると思うんですよ。どういうことかといいますと、運動会の音楽を受け持つ。学習発表会の内容が、ほとんど音楽を入れた発表に、劇にしろ、何にしろ音楽を含めた発表になっていると思います。ですからこれだけの指導をするにはどうしても音楽の時間だけでは足りないと思います。やはりそこは先生が積極的に子供たちの指導をしていかないと成り立たないのが多分音楽だろうと思います。そして音楽部というのをつくらないと、そのバンド部がないと、あるいは合唱部をつくらないと盛り上がっていかないだろうと思います。学校行事等含めてですね。多分、学校によっては、校長講話があって、月に一度ですか、月に１回は音楽朝会というんですか、そういうのがあるというふうに聞いています。ということは、全校生徒で普通の朝礼の時間に音楽で学校を盛り上げるという手法を常にやっている学校が、多いと言っていました。そういうことですので、できれば２校かけ持ちではなくて１校、１校に音楽の先生がぜひ必要ではないかと思います。その可能性というのは、どうでしょうか。教育長よろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１４時５９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５９分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

教育長　比嘉良治。

**○教育長　比嘉良治**　先ほども話をしましたけれども、教職員の配置に関しては教職員配置基準というのがございまして、学級数によって定数が決まってまいります。ですから学級の減によって、両小学校ともそれが配置人数に達していないという状況ですので、それで非常勤の講師をお願いしてそれが実現したというふうなところで、小学校教員というのは、採用試験のときに音楽も必修としてピアノができるということが条件。その分、今年度の人事に関して来月教育長のヒアリングがございますけれども、その前に各学校長から各学校の要望を受けて十分聞いて、それを持って教育事務所のほうに要望に行きたいなと。できるだけ音楽が得意な先生を配置してくれるようにというふうなことで、できるだけカバーできるような方向を考えていこうかなというふうに思っています。

**○議長　新垣博正**　渡嘉敷眞整議員。

**○３番　渡嘉敷眞整議員**　今、回答がございましたけれども、そういう方向も当然あっても、良いと思いますが、中城村はもっと15人学級ですか、少人数学級を取り入れるぐらいの教育に熱がありますので、この音楽にも力を注いでほしい。例を申し上げますけれども、中城小学校に１人、県費を配置する。津覇小学校には村費で少人数学級のように村費で１人を配置するという方法があると思いますけれども、そこはぜひやっていただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１５時０２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時０３分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

教育総務課主幹　稲嶺盛久。

**○教育総務課主幹　稲嶺盛久**　お答えいたします。

先ほど教育長からもありましたように県費に関しましては、基準がございますので、学級数に応じて配置をしておりますので、学級数がふえない限りは県費としての配置は見込めません。同じく村費に関しましては、今難しいところではございますが、非常勤の講師のほうで充実を図ろうと考えております。また、先ほど加配の

数が２人から１人になったということがありましたけれども、実はこの１人が今理科を中心に行っております。理科に関しましては、実験準備、そして安心・安全を考えまして、１人の教諭で行うほうが管理しやすいということもございますので、理科専科、音楽専科、どちらかというと学校の要望上、理科の要望が多々あります。音楽は先ほど教育長からもありましたように我々、小学校の免許を持っておりますので、授業ができるということになっておりますので、安心・安全のことや実験のことも考えまして、理科の配置が学校からの要望が多いという実情です。以上です。

**○議長　新垣博正**　渡嘉敷眞整議員。

**○３番　渡嘉敷眞整議員**　県の基準につきましては、私も了承しております。ですから、できないのはわかっております。それで何とか村単独でもできないのかという話を要望しているんです。ということですので、ぜひ教育委員会からは財政については答えられませんので、そういうところも含めて検討をしてほしいと思っていますので、済みません、村長お願いいたします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

一番大事なのは、学校が何を望んでいるかでございます。その根拠がしっかりとしていて、そして必ず単費を使ってでもこれが必要なんだという強い気持ちがあるということがまずは前提でございます。そして教育委員会、我々が教育委員会の熱に答えられるだけの財政があるのかどうかを含めて、そういう段階になっておりますので、その辺は議員のほうもよく御理解していただけるものだと思いますが、今後、学校、教育委員会、そして我々、もちろんＰＴＡも含めた保護者の意見もあるとは思いますけれども、そういうものをまた勘案しながら考えていくべきものだと思っております。

**○議長　新垣博正**　渡嘉敷眞整議員。

**○３番　渡嘉敷眞整議員**　ありがとうございます。全て村長がお答えいたしました。そのとおりでございます。とにかく教育委員会と学校、熱を出してください。お願いします。

５番を質問させていただきたいと思います。先ほど人数と学級数と教室。そして10教室をつくるんだという話がありました。そこは決算のときに聞いていますから承知しているんですが、その後がわからないんです。例えば、５年後どういう状態になるのかという。これはもう完成されたものだという想定で５年後どうなっているんだろう。さらにその後、５年ごとではわからないと思います。５年後まで住民登録されていますから、どうなるというのは生徒数で学級数がわかってきますので、もっともっと建設が必要になるのか。あるいは少子高齢化によるもので、これでとまるのか。そこら辺の予測でよろしいですので、教えていただきたいなと思います。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　先ほどの答弁の中で、済みません、聞き苦しいところがあったのかと思うんですが、５年後の推計ということで、現在、増築に向けた申請の中で児童数が５年後、平成35年４月予定ということで945名ということで、今推計はしております。議員がおっしゃるようにやはり10年後という部分については、なかなか難しいところがありますので、現在のところは10教室を増築して対応していくという計画で進めています。

**○議長　新垣博正**　渡嘉敷眞整議員。

**○３番　渡嘉敷眞整議員**　大変ありがとうございました。以上で一般質問を終わらせていただきます。

**○議長　新垣博正**　以上で、渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

散　会（１５時０９分）

# 平成30年第６回中城村議会定例会（第25日目）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 平成30年９月28日（金） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開議 | 平成30年10月22日　（午前10時00分） | | |
| | 散会 | 平成30年10月22日　（午後３時38分） | | |
| 応招議員<br>（出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | １番 | 安里清市 | ９番 | 比嘉麻乃 |
| | ２番 | 新垣修 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | ３番 | 渡嘉敷眞整 | 11番 | 仲松正敏 |
| | ４番 | 屋良照枝 | 12番 | 金城章 |
| | ５番 | 桃原清 | 13番 | 外間博則 |
| | ６番 | 石原昌雄 | 14番 | 伊佐則勝 |
| | ７番 | 新垣貞則 | 15番 | 新垣善功 |
| | ８番 | 大城常良 | 16番 | 新垣博正 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | １番 | 安里清市 | ２番 | 新垣修 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 新垣親裕 | 議事係長 | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長 | 浜田京介 | 企画課長 | 大湾朝也 |
| | 副村長 | 比嘉忠典 | 企業立地・観光推進課長 | 比嘉保 |
| | 教育長 | 比嘉良治 | 都市建設課長 | 仲松範三 |
| | 総務課長 | 與儀忍 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 比嘉義人 |
| | 住民生活課長 | 津覇盛之 | 上下水道課長 | 仲村武宏 |
| | 会計管理者 | 荷川取次枝 | 教育総務課長 | 比嘉健治 |
| | 税務課長兼住民税係長 | 知名勉 | 生涯学習課長 | 稲嶺盛昌 |
| | 福祉課長 | 金城勉 | 教育総務課主幹 | 稲嶺盛久 |
| | 健康保険課長 | 仲村盛和 | 選挙管理委員長 | 西波照間　達也 |

# 議 事 日 程 第 8 号

| 日　　程 | 件　　名 |
| --- | --- |
| 第　1 | 一般質問 |

**○議長　新垣博正**　皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、新垣善功議員の一般質問を許します。

休憩します。

休　憩（１０時０１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時０１分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　おはようございます。それでは議長から許可が出ましたので、通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず１点目、村議会議員選挙の投票率向上についてでございます。これについては、初日の新垣　修議員からもありましたように、本村の議会議員選挙の投票率が、前回は無投票でありましたけれども、８年前と比べ低下しているその要因。そして投票率を向上させる策はどういう策を考えているのか。それと、選挙管理委員会の責務は。そして、委員会を年間何回開いているのか。

２点目、職員の不祥事再発防止策についてでございます。これについては前回も質問しましたが、再発防止策は７月いっぱいに策定するということでありました。確かに７月で策定されていますけれども、その策定に当たってどういうプロセスでこれができ上がったのか。そして再発防止行動計画をつくる場合に、今回の事件の原因について究明はしなかったのかどうか。村長はそれについて前回の答弁では、難しいという答弁でございましたが、その中で原因究明はなされなかったのかどうか。

それと３点目、中城村職員採用についてでございます。今回、中城村職員採用についてひとり親世帯応援枠を設けた理由及び憲法第14条法の下の平等との整合性について、検討されたかどうか。同じく住所要件も憲法第22条の職業選択の自由との整合性について、検討されたのか。採用試験に当たっては、採用試験の委員長が副村長ですので、どういう話し合いが行われたか。以上、３点について伺います。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、総務課と選挙管理委員会のほうでお答えをいたします。大枠２番、３番につきましても、総務課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、職員採用についての所見を述べさせていただきますけれども、施政方針の中でも今年度はそういうひとり親家庭及び沖縄独特と申しますか、ひとり親が非常に多いこの沖縄の中において、我々中城村の職員の採用を考えてみたときに、チャレンジをしたい。一石を投じていきたいという思いで、このひとり親世帯応援枠を設けました。これにつきましては、約１年半ほどの時間を要して下準備をして、いろんなところから意見もいただきながら、今回こういう応援枠を設けたつもりでございます。ある意味その一石を投じることによって、どうやってまたひとり親世帯などの応援ができるのか。これを見てみたいという気持ちもございました。今後この応援枠を続けていくかどうかも含めて、また検討はしていくところだろうと。改善すべきところは改善していくべきだろうとは思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　選挙管理委員長　西波照間達也。

**○選挙管理委員長　西波照間達也**　選挙管理委

員会委員長の西波照間と言います。ただいま新垣善功議員から御質問を受けました村議会議員選挙の投票率向上について、村議会議員選挙の投票率は低落傾向にあるのが、今回の質問でございます。村議会議員選挙の投票率向上につきましては３点の御質問をいただきました。

１点目の投票率低下の原因についてお答えいたします。村議会議員選挙の投票率は、今回55.37％でした。平成26年が無投票、平成22年が63.09％で、7.72ポイント低下しております。投票率の低下は本村に限ったものではなく、今回実施されました26市町村中、23市町村で低下しております。本村における投票率の低下につきましては、調査・分析を行っておりませんので、原因につきましては詳細には把握しておりませんが、ただ、さまざまな選挙における投票率の低下について、専門家や評論家は選挙のために時間を割きたくないとか、誰に投票していいかわからない、自分が投票しても何も変わらないなど、政治への関心が薄らいでいると言われており、そのことも投票率低下に影響しているのではないかと思われます。

２点目の質問について、投票率を向上する策はと善功議員から御質問がありました。投票率を向上する策についてお答えします。選挙管理委員会としましては、選挙が実施されることの周知や立候補者が掲げた政策等を、選挙公報を通じて住民に周知することなどによる選挙時による啓発はもとより、常日ごろより有権者の選挙への意識を高めることなど、常時啓発も必要であると考えております。このような機会を通じ、投票率の向上を図っていきたいと考えております。

３つ目の質問でございますが、選挙管理委員会の責務についてお答えいたします。地方自治法第186条において、「選挙管理委員会は、法律又は、これに基づく政令の定めるところにより、地方公共団体、又は国、他の地方公共団体、その他公共団体の選挙に関する事務、及び関係ある事務を管理する」こととされております。具体的には選挙の管理執行、選挙人名簿の調整、在外選挙人名簿の登録、選挙の啓発、直接請求、その他最高裁判所裁判官の国民審査でございます。また、公職選挙法第６条の選挙に関する啓発・周知等におきましては、選挙管理委員会は選挙が公明かつ適正に行われるように常にあらゆる機会を通じて、政治意識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反、その他選挙に関して必要と認める事項を選挙人に周知させなければいけないとされております。以上の事務などにつきまして、責任を持って果たすことが責務でございます。私からは以上です。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　職員採用についてお答えいたします。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行により、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子供が心身ともに健やかに成長できるよう、また子どもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭を支援する施策が強化されることとされております。御承知のとおり沖縄県の子供の貧困率は全国の２倍近く高い状況であり、また母子家庭の率も全国の２倍近くあるとの報道がなされております。このようなことから、本村がこれまで取り組んできた子育て支援と就業の両立を支援するため、今回の職員採用において「ひとり親世帯応援枠」を設けております。御指摘の日本国憲法第14条に規定する「法の下の平等」との整合性につきましては、形式的平等の観点から考えますと、全ての村民に平等に職員採用の機会を与えなければならないということになります。しかし、さまざまな調査結果から、ひとり親世帯は社会的、経済的に多くの不平等を強いられていることが示

されております。したがいまして、実質的平等の観点から、社会構造が生んだこのような不平等を是正するという意味でも、今回のひとり親に特化した職員採用枠は、法の趣旨に反していないものと考えております。

次に、職員採用における住所要件で、憲法第22条の「職業選択の自由」との整合性について、お答えいたします。地方公務員法第19条におきましては、「人事委員会等は、受験者に必要な資格として、職務の遂行上必要であって、最少かつ、適当な限度の客観的かつ、画一的な要件を定めるもの」と規定されております。このことから、本村が住所要件を設けている理由としまして、地域の担い手としての村民の雇用を生む点、災害等が発生した際に、迅速な危機管理対応を可能とする点、高度化、複雑化する村民ニーズを的確に把握し対応するために、地域で生まれ育った人材の登用が望ましいなど、地方公務員法第19条で規定する最少かつ、適当な限度の要件を定めているものでございまして、憲法第22条「職業選択の自由」との整合性はとれているものと考えております。なお、一定の技術の知識を必要とする専門職につきましては、総合的な判断から住所要件を設けていない場合もございます。以上のように法の下の平等、職業選択の自由の整合性などにつきましては、採用試験委員会におきましても検討し、その結果につきまして村長へ報告を行っているところでございます。

失礼しました。職員の不祥事について答弁が漏れておりました。職員の不祥事再発防止策についてお答えいたします。不祥事再発防止行動計画につきましては、平成30年６月素案を作成し、７月17日の庁議での承認を経て策定いたしました。臨時職員等を含む全職員へ配付しております。今回なぜそのような事件が起きてしまったか、ということにつきましては、正確な部分はわかりません。当該元職員の公務員としての自覚の欠如はもちろんのこと、職員同士のコミュニケーションの不足等により、不祥事の兆候を見抜けなかったことも一因であると考えております。今回策定しました行動計画には、日ごろから公私において、みずからの行動を顧みるチェックシートを設けております。自他ともに公務員として自覚ある行動がとれるよう、定期的なチェックを徹底したいと考えております。また、不祥事が起きた翌月、２月ですけれども「公務員倫理研修」を実施しております。今後とも継続して実施するとともに、直接村長からの訓示も実施したいと考えております。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　それでは再質問に移っていきます。

上の１点目から。選挙管理委員長はよく勉強をされたと思うのですが、今の答弁の中でほかの市町村も投票率が低下しているからという認識ですが、ほかのところはどうでもいいのです。我が村でなぜそれが落ちているかを皆さん方は検討し、その方策を上げてほしい。そして、選挙管理委員会は年に何回ぐらい開いていますか。

**○議長　新垣博正**　選挙管理委員長　西波照間達也。

**○選挙管理委員長　西波照間達也**　ただいまの御質問ですが、月に１回は確実に開催するようにしております。ですから、年12回。それから必要に応じて集まっていただくというときには、私の命で委員会を開くことになっております。以上です。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　毎月１回ずつは開いているということですけれども、そこでどういうことが協議されているのか。その議事録はありますか。

**○議長　新垣博正**　選挙管理委員長　西波照間達也。

**○選挙管理委員長　西波照間達也**　ただいまの

御質問につきまして、定例会の議事録はもちろん存在しております。その中で話し合いがなされるのは、一般的に投票者の増減、それから各種違反に関すること、それからどうしたらもう少し投票率が上げられるかということなど、多岐にわたり議論します。以上です。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　毎月１回開いて、そこで有権者の増減は当然の責務かもしれませんけれども、問題は選挙というのは民主主義の基本です。この投票率が落ちていくということは、大げさになるかもしれませんが民主主義の崩壊につながっていかないかと。そういう意味でも委員会は、ただ有権者の増減だけをしているのか。もっと大事なのは、その投票率をどう上げていくかが私は大事だと思っています。その中で、では投票率を上げる方策としてどういうことが話し合われたか。多岐にわたっているというのだけれども、多岐というのは抽象的なのです。本当に投票率を上げることが真剣に協議をされたかどうか、これまでの内容を。わかりますか。

**○議長　新垣博正**　選挙管理委員長　西波照間達也。

**○選挙管理委員長　西波照間達也**　ただいまの御質問ですが、多岐にわたりというのは抽象的な言葉だということで、例えばさきの県知事選、今まで投票率を上げるためにどうするか。例えば期日前などに、余りお待ちにならないようになるべくスムーズな投票行動ができるように、ということで、受け付けを１人ふやして２人制にして、投票率の行動をアップすると。前回のときには雨が降って出足が鈍るかと思いきや、結構な投票がなされました。そのときに受け付けが１人体制だったので、どうしても滞るということがありましたので、期日前につきまして今度は受け付けを待たないで投票できるということで、２人体制にして投票行動がスムーズに行ったと思います。そういう観点から、いつも話し合いをするのは、皆さんに待ってもらわないようにスムーズに投票してもらうこと。例えば、村庁舎の前の車をなるべく選挙管理委員会の委員も出て、私も出て誘導をするなり、事故が起きないようにするなりということを工夫してやっておりました。以上のことから、受け付けを２人体制にふやしたことに関しては意味があったと思います。以上です。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　では、私から一応提案します。

今までの期日前投票は、今回は台風の関係で相当延びたみたいですけれども、これまで何回か期日前投票の投票会場をあと１カ所ふやしたらどうかということで、前回もそれは提案したつもりです。というのは、今各市町村でその投票率を上げるためにいろんな工夫をしています。例えばデパートとか、買い物をしながらついでに期日前投票をするというのがあります。本村でもそれはできるのではないかと。特に上地区の南上原のサンエーですか、向こうには毎日というほど村民、あるいは村外もいますけれども、下地区の方も行くし、本当に簡単に期日前投票ができるような方策はできないものか。これについては予算が伴いますので、村長はこの件についてどうお考えか。予算の関係ですけれども、プレハブでもいいし、臨時的に仮設でやっていくと。上地区からここに車で来るというのと買い物をしながらついでにやるというのは、全然投票率が変わってくるのではないかと。それはやってみて、結果を見てとりやめるか、あるいはまた継続していくかは、皆さん方の今後の課題だと思います。ひとつこの件について予算が伴いますので、村長の考えを伺います。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

今議員が御指摘したとおり、予算、財政も当

然伴ってきますので、今おっしゃったように１つ投票所をふやせば資金投下があるにせよ、選挙の投票率が上がるということであれば、もちろん真剣に考えなくてはいけませんでしょうし、またいろんな方法もあると思うのです。詳しくは私も専門家ではありませんので言えませんが、ネットを使った投票のやり方だとか、いろんな場所でいろんな形で投票しやすいようにするようなことを新聞報道などでもよく見ますけれども、本村に実施できる条件がそろえば、当然それは私も選良の一人でございますので、真剣に考えていくべきものだとは思っております。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　ひとつやってみて、悪ければやめる。よければ続けていくということで、まずはやってみるということが大事ではないかと思います。それから選挙管理委員長、私が問いたいのは受け付けをふやすとかそういうことではなくて、どう投票率をアップしていくかです。それは皆さん方、選挙管理委員会の責務として、啓蒙活動もありますよね。日ごろからどういう啓蒙活動をしているのか。今見ますと、有権者の上限とか受け付けをふやしたからと、こういうものではないと。そういうのを私は聞いていないのです。どうして上げるか、本当に実のある協議をしているかどうかが問題だと思うのです。例えば、以前は明るい選挙推進協議会というのがありました。今、中城村にそれは存在していますか。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

　現段階におきましては、明るい選挙推進委員会というのは活動をしておりません。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　だから私はこの投票率がアップするには、日ごろの皆さん方、選挙管理委員会活動の啓蒙活動が一番大事だと思うのです。その辺を委員長、４名の委員がいますよね。今後委員会の中で真剣に協議して、そして今言った期日前投票の投票所の増設。そしてもう一つは、選挙公報の配布についてシルバー人材センターに委託してありますよね。これを事務委託者になぜできないのか。あえてお金を使って、シルバー人材センターに委託するのか。その事務委託者に対して、事務委託要綱の22項のところにはちゃんとあります。選挙啓蒙、宣伝に関することや、最後のその他、村長が必要と認める事項について、委託できるわけでしょう。そしてこれは先日の一般質問の中でもあったように、投票日前日までに配ればいいという話が出てくる自体が、非常におかしいのです。本当はその事務委託者に委託して、すぐ１日で投票を告示して、すぐ翌日印刷して、その翌々日には配布できると思うのです。21名の事務委託者がいますでしょう。その選挙公報の意味をなさないのです。それをどのように考えているか。これは総務課長、あなたが依頼したのか。その辺をどう考えているのか。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

　現在は中城村シルバー人材センターのほうに選挙公報の配布を依頼しております。事務委託者にできないということはございません。事務委託者に対して依頼することも可能であると考えております。委託したのは、もちろん選挙管理委員会の事務局である総務課から依頼をしているところでございます。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　では、なぜできるのに何でやらないのか。やらないで、わざわざその予算を使うか。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

　　休　憩（１０時２９分）

　　～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

　　再　開（１０時２９分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

事務委託者になぜやらないかという理由はございません。現在シルバー人材センターに委託している、そういうことでございます。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　理由なくてそんなことができるのか。ちゃんと理由をつけて説明してもらわないと。できることは事務委託要綱にはちゃんと事務委託できるというのに、別に理由がないというのは、そんな答弁はおかしいのではないか。ひとつやるからには、それなりの理由があるでしょう。理由なくて、ただやりましたでは、これは我々は納得できません。

それと委員長に伺いますけれども、今回選挙期間中に何件の指導、撤去命令が出されましたか。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時３１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３２分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

選挙管理委員長　西波照間達也。

**○選挙管理委員長　西波照間達也**　ただいまの御質問です。公職選挙法違反については、選挙管理委員会では個別の問題について、その事実を調査してそれを認定し、判断を下す権限はないです。住民からの通報があった場合は、立候補予定者に電話等で確認を行い、事実であれば撤去するように要請しております。ちなみにこの電話の回数ですが、２回程度だったと記憶しております。違反の撤去をしてくれというのが２件。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　相当認識が違います。皆さん方は選挙期間中、告示をしてからは違反事案がないかどうか調査をしないといけないわけでしょう。投票所に座っていて何ができるのか。ちゃんと現場を見て、違反がある物は注意して、撤去命令を出すとか、それがあなた方の仕事だと思いますよ。最近、本当にたるんでいるような気がするのです。昔は、今言ったように明るい選挙をつくる推進協議会が一緒になって、各候補者の事務所を回って、こういうことですから違反のないようにということで回って歩いていたのです。今はそれが全くない。皆さん方は調査をする義務があるのです、仕事は。調査してそこでもし違反があるのだったら、それをまずは警告する。警告して聞かなければ、もう警察に告発する以外ないです。最終的に取り締まる権限は警察にありますから。そういうのを十分に、今後選挙管理委員会の中で協議をして、もっと自分たちの権限を強化して、公平公正な選挙、そして投票率をどう上げていくか真剣に協議して、投票率を上げるように頑張ってもらいたい。以上、そのことを要望いたしますので、ひとつ帰ったら委員会の中で、議会からもそういう要望がありましたので、ひとつみんなで真剣に考えてやってください。そして、予算が伴うものについては村長ひとつ、十分検討をして、できるだけ選挙管理委員の意に沿うような方法で認めていただきたい。以上を要望いたしまして、この件については質問を終わります。

それでは２点目の職員の不祥事防止策についてでございます。課長、すばらしい行動計画書をつくってありますが、その前に少し重複しますが、前回の一般質問で反省というよりは、一応議事録を読んでみたら、職務外は指導監督はとらないという答弁されていますけれども、それでいいのですか。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

議員からの質問の中にもありましたように、我々公務員は24時間公務員という職業になっております。職務外だから、例えば上司は監督責

任がないということではございません。これは職員本人も当然公務員としての自覚は持っているわけですから、言わなくても当然職員は非違行為等についてやるべきではないということは職員本人も自覚しているところだと考えております。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　しかし、あなたは答弁の中で、今回は懲戒処分ではないと。あくまでも村長、副村長が村民に、あるいは議会におわびをするということなのです。そう言いながら、担当課長は文書でもって訓戒しています。この答弁の中で。矛盾するのではないですか。村長は日ごろから言っているように、公務員は24時間公務員という考え方ですよね。これを読んでみますと皆さん方は、勤務以外は監督責任はないという受けとめ方に解されるのです。そして、皆さん方がつくったこの職員不祥事再発防止行動計画、これを読んでみたら、その中で監督者としての責任も書かれています。日ごろから指導監督をしていれば、その事案を私は防止できたと思いますが、それは前回の一般質問の中でも述べてまいりましたけれども、こういうことが二度と起きないために、私は何が原因だったか、まず原因を究明しない限り再発防止策は立てられないと思うのですが、その辺をどう思いますか。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

議員の御指摘のとおり原因究明というのは当然必要であるということでは感じております。特に公務上の非違行為であれば、これがどういった原因でそのようなことが起きたのか。もちろん本人からの事情聴取も含めて、あるいは周りの職員からの事情聴取も含めて追及し、二度とそういう不祥事が起きないような形で進めていくべきだろうと考えております。今回起きましたのは、職員のプライベートな時間に起きてしまったことであったものですから、さらには１月17日の逮捕を受けまして、２月５日まで拘留をされておりました。我々が処分を下す前に、もちろん本人からの事実確認のための事情聴取をしております。ほとんど役場のほうには逮捕以降出勤をしておりません。ですから、直接話を聞く機会というのは、事実確認のみにとどめていた、そういうことがございます。そのために原因というのはわからないということで答弁をいたしました。しかしながら今回の答弁でもお答えしましたが、もちろん本人の自覚が一番ですけれども、職員同士のコミュニケーションがとれていなかった、そういうことによって兆候に気づけなかった。それも一因であると考えております。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　この行動計画の中には、監督責任者の心構えというのがあります。職員の勤務態度を日ごろから気配りしていれば、兆候なんかはわかるとちゃんと書かれているでしょう。言われていますと。私も言いました。大体問題を起こす職員というのはある程度、日ごろの態度とか服装とか、いろんなものを見れば大体感づくのです。それに対して皆さん方は何の指導もしない。今、管理者が部下に物が言えないような体制になっていないか。それはこの職員をいい方向に導く意味で指導監督をしていかないと。叱るだけではなくて、やはりそこにはそれなりの根拠があるはずです。公務員は、サービス業としての公衆接遇も大事です。ちゃんとこれをつくるときに、なぜこの事件が起きたか、皆さん方は反省すべきだと思うのです。そして、後ろ側の５ページにもあるように、管理監督者の怠慢というのがあるのです。私はこの項目に当たるのではないかと思うのです。日ごろから管理監督をしていないからと。だから、日ごろから村長は計画的に計画書をつくって、職員に対するいろんな訓示、講話をしてやるべ

きだと思うのです。宮崎県綾町の町長なんか朝は毎日20分、朝礼をやっているんですよ。そういうところもあるのです。村長は運営から経営という会社方式を用いるのだったら、朝は毎日朝礼して、毎日はできなくても交代交代で村長、副村長で職員に対する朝礼をしてもいいのではないですか。各職場は朝礼をしているのです。そういう意味で私は、基本的に指導監督の不届きがあったのではないかと私なりに分析しています。皆さん方はわかりません、知りませんでは通らないですよ。

そして課長、すばらしいものをつくってもこの実施計画がないのです、実施計画。今後どうしていくのか。これの後ろに何月ごろ村長訓示とか、講話とか、あるいはこうやると。研修、公務員倫理研修、ただ年に１回やればいいのではなくて、そういう計画書がないのだけれども、この実施計画は策定されているのかどうか。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

今回策定した職員再発防止行動計画、それが計画であると考えています。具体的に年に１回の研修をいつやるのだというところの明記はしていませんけれども、この計画書の中で公務員倫理研修についても実施をしていく。あるいは村長からの訓示もやっていただくと、そういうことを記載しているのが行動計画になっておりますので、それが実施計画書ということで捉えていいと考えております。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　課長、これで実施計画と言えるのか。これはあくまでも基本。これをどのように実施して、職員に周知徹底していくかです。ただ配って、これを読みなさいと、これで通るのか。私はそれではいけないと思うのです。村長、これは配るのは配った。それをどう実践して、どう周知徹底してこうですよというのをやらないと、これはもう絵に描いた餅にしかならないです。これをどう実現するか、その実施計画書が必要だと思うのです。なければひとつつくって、月１回でも村長の講話を入れていいのではないか。訓示。ある意味、副村長の考え方、訓示。これではいけないと、何かあるごとにやるというのではなくて、日ごろからやらないと防止できないと思うのです。何か事件があるたびにやると、そして声をかけ合うと。それでは防止できないはずです。私も厳しい社会で生きた人間だから厳しいかもしれないけれども、やはり厳しくしていれば、その職員があとは得します。そういう意味でもひとつ、住民から信頼されるということを目指しているのだったら、仕事を一生懸命しても日ごろの勤務外の行動で信用は失墜します。余り長々と言っても、何度も言ってもわかっているようでわからないような感じがしますので、ひとつ人の話を聞く、意見を聞く耳を持って、間違っていれば私に対して「これは間違っています」と指摘してほしい。私は私なりに、こういうのをすべきではないかと。そうすることによって、職員の資質向上につながり、村政の発展や村民のためになると思っているので、ひとつ村長、その件をよろしくお願いします。

では次、３点目。このひとり親世帯というのは、これにあるように母子家庭の母及び父子家庭の親の就業の支援に関する特別措置法というのがあります。それに基づいて村長はこれを今回実施したと思うのですが、これを毎年やるのですか。

**○議長　新垣博正**　副村長　比嘉忠典。

**○副村長　比嘉忠典**　お答えいたします。

冒頭村長からも説明がございましたけれども、今回母子・父子家庭枠を設けたことについては１年半前に村長から提案がございまして、そういうことでいろいろ法的な部分も研鑽しながら進めてまいりましたけれども、今回何名かということですが、若干名ということで御理解をお

願いいたします。

答弁漏れがございました。今後については、状況を見て枠を設けるかどうかについては、今後検討をしていきたいということでございます。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　ある意味では、これは母子家庭・父子家庭を支援するという意味の法律だと思うのです。身体障害者雇用促進法でいうように、何％を採用しなさいという法律ではないと思うのです。その法律は間違いないですか。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法におきましては、子育てと就業の両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有しなかったこと等に鑑み、母子家庭の母、父子家庭の父の就業支援に関する特別の措置を講じ、もって母子家庭及び父子家庭の福祉を図ることを目的とした特別措置法でございます。質問の中にございましたように、何％を確保するというようなそういう取り決めはございません。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　これは母子家庭や父子家庭のお父さんやお母さんが、仕事がしやすいような施策を講じるようにという法律だと私は理解しています。そうであれば、そういう採用試験をして、１人か２人だと思いますけれども、１人や２人を救うのではなくて、採用したからにはずっとこれから定年まで職員として働いていくわけでしょう。そういうものになると相当な予算がかかるのではないですか。そうであれば、この１人や２人にかける予算を満遍なく広くやる。ある意味では、母子家庭であれば何か技術習得、パソコンとか昔ありました。月10万円もらってパソコン教室で、民主党政権時もありました。ああいう施策を講じて、満遍なく支援していくべきではないか。そういうのが施策ではないかと思うのです。障害者雇用促進法とは少し意味が違うのです。私の今言っていることは、それで私は理解していいですか。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えします。

御提案につきましては、そういうことも可能であろうと考えております。技術習得のための支援、これも母子家庭の母、あるいは父子家庭の父の就業の支援に当たるのだろうと考えております。障害者雇用促進法とは趣旨が違うものだと考えております。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　そういう意味で、母子家庭や父子家庭が採用試験を受ける際の不利な条件はないですよね。力があれば、普通の一般の中級、上級も受けられるでしょう。そういう意味でも、それは村長の施策として受けとめていますけれども、しかしもう少し万遍なく、母子・父子家庭というのはたくさんいますから、そういうのを救い上げるための施策というのは、やはりそういう技術を習得するような施策をその予算で講じることが大事だと思います。そういうことをひとつ今後検討していただいて、いい方向に持っていくようにしてください。

それと同じく、住所要件をつけています。確かに一理あります。地域の雇用もありますけれども、しかしこれは住所要件をつけていないところも県内で何カ所かあります。私がなぜそれを提案したかと言うと、２カ月、３カ月中城村に住んでも採用試験に通ったら、また村外に移って行きます。そうではなくて、私は優秀な人材を確保するには、幅広く住所要件を撤廃してもらって、いろんなところから採用試験を受けてもらおうと、そういう時代ではないかと私は思うのです。もう中城村民だけのあれではなくて、村外からもどんどん試験をしてもらって、いい人材を採掘して、職員として働いてもらお

うと。これはまさしく私はよく憲法第22条の職業選択の自由、住居の自由等いろいろあります。それに前々から指摘されていることなのです。そういうことでひとつそういうのも検討して、いい人材を中城に求めてほしい。県内あるいは県外でもいいです。そういうことは村長、どうですか。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

今の住所要件を撤廃ということでございますけれども、現段階においては考えておりません。十分中城の住民、そして中城を愛する住民の方々で、中城の村役場を盛り上げられていけるものと確信をしております。

**○議長　新垣博正**　新垣善功議員。

**○１５番　新垣善功議員**　そうであれば監督者の皆さん方はしっかり職員を指導監督して、いい人材を育てるようにひとつ頑張ってもらいたい。以上で終わります。

**○議長　新垣博正**　以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時５５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０５分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

続きまして、金城　章議員の一般質問を許します。

**○１２番　金城　章議員**　では皆さん、こんにちは。それでは、12番　金城　章です。今回行われた中城村議会議員選挙において多くの村民の支持を得て、またこの場に戻れたことをうれしく思っております。今後４年間、また違うさまざまな目線で一般質問とかを行っていきたいと考えておりますので、これからもぜひいろんな面でよろしくお願いします。それでは通告書を読み上げて質問にかえます。

大枠１．新庁舎建設についてであります。この件についても、庁舎建設検討委員会がなされてからずっと取り組んでいることであります。これからも庁舎が完了するまで、またやっていきたいと思っております。①新庁舎建設の進捗状況はどうか。②完成までの日程はどうか。この日程というのが、私自身が少しおくれているのかと思っておりますので、完成の日までにまたよろしくお願いします。

大枠２．教育振興についてであります。①負担金、補助金についてのスポーツ全般の対外試合派遣費など補助、これは何件か。また金額はどうなのか。②今後の派遣費補助をどう考えているか。この件は助成金が年に一度という限定がこの条例にないものですから、そこの件もぜひ条例にあわせていろんな質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

大枠３．施設整備についてであります。①中城村において、今後計画している施設整備はどのようなものを考えているか。②この件に関しても議員当選以来、ずっと訴えてきているものですけれども、南上原地区において公的施設の検討は考えているかどうかです。③吉の浦公園整備計画はどう進めていくのか。これも吉の浦公園施設整備機能強化事業ですか、整備事業、その件に関して計画的なものをぜひお願いいたします。

大枠４．農業振興についてでありますが、①中城村の農業振興及び今後の農産物と特産品をどう考えるか。②農用地の活用計画はどうか。以上、よろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは金城　章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、都市建設課。大枠２につきましては、教育委員会。大枠３につきましては、総務課と教育委員会。大枠４につきましては、農林水産課のほうでお答えいたします。

私は所見といたしましては教育振興について、補助金等についての御質問でございますけれども、一生懸命子供たちが頑張った分に関しては、村としてもしっかりとサポートをしていきたいと思っているところでございますし、また補助金と教育振興に係る部分については、また寄附金等も人材育成基金など、多く寄附していただければ一番うれしいのですけれども、そういう部分でも非常に啓蒙といいますか、広げていきたいと思っておりますし、子供たちがしっかりとスポーツや文化に、まだまだ一生懸命やりたいという気が起こるように、モチベーションが下がらないように村としても考えていきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　教育長　比嘉良治。

**○教育長　比嘉良治**　大枠２の教育振興についてですが、派遣費に関してはスポーツ面だけではなくて、文化的な実績に対しても補助を行っています。児童生徒の努力の成果に対して保護者に支援を行い、さらに上のステージで大会等で活躍できるようにすることは非常に大事なことだと考えています。その経験によって、子供たちはさらにやる気を持って何事にも取り組み、他の児童生徒にもよい波及効果をもたらすものと考えています。①と②の詳細に関しては教育総務課長から、大枠３の③については生涯学習課長から答えさせます。以上です。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　金城　章議員の御質問にお答えします。

初日の答弁とも重なりますが、よろしくお願いします。９月14日に建築、電気、機械、杭工事の入札を行いました。９月21日に磁気探査業務を発注しております。平成31年度途中に外構工事を発注し、平成32年度途中で建築工事、外構工事を完了する予定であります。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それでは金城議員の大枠２の①及び②についてお答えします。

大会派遣補助は２種類あり、平成30年度の教育総務課における中学校体育連盟及び文化連盟においての派遣補助の状況については、３件で85万4,500円となっています。また、もう一つの生涯学習課における人材育成基金についての派遣は、８件で74万5,000円となっています。今後につきましては、中学校体育連盟などについての派遣費補助事業及び人材育成基金における派遣費補助事業、それを活用して児童生徒のスポーツや文化活動などを支援できるように継続していきたいと考えています。以上です。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　大枠３．施設整備について、お答えいたします。

現在、南上原地区の人口増加に伴う、中城南小学校増築事業を実施しており、平成31年度に工事に着工いたします。

中城村役場新庁舎建設事業につきましては、来月中の着工を予定しており、平成33年１月の開庁を目指したいと考えております。今後につきましては、施設整備の詳細の検討には至っておりませんが、必要とされる施設としまして、中城中学校のプール整備事業等が挙げられると考えております。

次に、南上原地区への公的施設についてお答えいたします。南上原地区におきましては、区画整理事業の目標人口である6,300人を超え、９月30日現在で8,000人余りの方々が居住しております。現在のところ、南上原地区を含む村内におきまして公共施設の整備計画はございませんが、人口の約38％が集中する地域におきましては、その地域に住んでいる方々の利便性の向上という観点から、公的な施設の整備が求められてくるものと考えております。しかしながら、中城村第四次総合計画の中におきましても

「公共施設は、村民の利便性を勘案した上で、集約化を図る」としておりますので、その辺との整合性を図りながら、必要な施設を整備する際に、検討したいと考えております。以上です。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　それでは金城　章議員の御質問、大枠３、③吉の浦公園整備計画はどう進めるかについてお答えいたします。

平成29年度に策定されました中城村吉の浦公園等機能強化整備基本計画について、策定に際しましては公園ニーズに関する利用者のアンケートを実施しております。このアンケートにおける利用者ニーズなどを主眼に、公園整備についてのスケジュールを現在設定しておりまして、期間は平成30年度から平成49年度までの20年間となっています。整備計画にのっとり、今後、施設整備を行ってまいりますが、施設の老朽化や損耗による危険性の除去、または緊急事案などの発生による前倒しや、国・県の補助金、また村財政の状況も勘案しつつ、今後柔軟なスケジュールによる整備の推進が必要だと考えております。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それでは金城　章議員の大枠４の①、②についてお答えします。

①中城村の農業は本村の基幹産業であり、その振興は非常に重要と考えます。また、本村で生産されている農作物は、各農家の栽培技術の高さからも品質のよい作物が出荷されていると思います。

続きまして、②農用地の活用計画につきましては、中城農業振興地域整備計画書で次のようになっております。まず、土地改良区域につきましては、機械化と施設型農業「ハウス」を推進し、生産性の高い農地利用を図る。次に、緩傾斜、緩やかな傾斜区域につきましては、遊休地の解消に努め、サトウキビを中心とした農地利用を図る。台地部の上地区につきましては、野菜や花卉などの生産を図るという内容になっております。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　それでは再質問をさせていただきます。

この庁舎建設において、設計管理業務はどの業者なのか。また、この設計管理は以前から、私は設計と設計管理は別にしたほうがいいというのを一般質問で行ってきました。それについてどうしてかと話しますと、今回の庁舎建設でも大分低い金額で落札された設計でありまして、その点を別の設計事務所の管理においてはその点が見えてくるのかと思っております。その件とそれと約１年半かかる、庁舎建設は１年半の間の検査方法はどのように行っていくかどうか。庁舎建設が１年半近くかかりますけれども、そこでどのような検査を行っていくのか、お願いできますか。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

管理業務につきましては、実施設計をしたエン設計ＪＶでお願いすることになると思います。検査についてですが、現場での検査と捉えてよろしいでしょうか。現場ではコンクリート打設の立会、型枠検査、配筋検査は職員と委託管理の方と随時確認検査はしていくと思います。また日々の現場確認等も重点的に行うようにしたいと思っております。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　この現場検査、ぜひその検査に対してはいろんな面から見て、ちゃんと検査を行ってほしい。私は以前、歴史資料館の完成の後に、この場で苦言をしたと思います。出来高が余りにも悪かったから苦言をしました。この庁舎は８億円余りかける庁舎ですから、実際には電気設備からいろいろ合わせても

莫大な金額です。そこで仕上がってからは物が言えないと、もう検査済書に印鑑を押すだけだとそういう観点からではなくて、施工の途中途中でちゃんとした検査を行える技術者を配置してほしい。この施工業者と設計士にも、ぜひこれを把握して、ちゃんとした検査を。写真管理もしかり公共工事なり、今の民間でも写真管理を行いますけれども、そこだけではなくて、よりきめ細かなところまで目を配ってほしい。これは例えになりますが、写真管理だけ、収まっているところだけちゃんとやればいいと言う業者もたまにいるかもしれませんので、担当は担当でぜひそこは行ってほしい。先ほど話しました完了検査についても、技術力を持った人で行ってほしい。できれば民間からでも、ほかから採用してでもこの検査は行ったほうがいいのではないか。でき上がってから完了検査というのは、実際にはだめという印鑑を押したことがないですよね。これは途中途中で指導をしないとどうしようもならないです。仕上がってからは。今議会でもありましたとおり構造に支障がないところは、瑕疵担保もないとかそういう問題ではないです。きめ細かな作業があってこそ、要するに瑕疵担保にもかかわってくる問題が出てくるはず。今言った検査の体制はどうですか。改めることはありますか。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

この庁舎建設、それを完了させるためには、施工業者の協力、管理業務を委託している専門の方、私たち職員の指導、３者が一緒になってつくり上げていくものだと思います。課内でも協議しながら、３者協力できるようにやっていきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　それでは、完了検査の検査委員は誰々を予定しているのか、そこを教えてもらえますか。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１１時２５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２５分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　農林水産課長、上下水道課長、都市建設課長が完了検査を行っております。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　都市建設課長、上下水道課長、こういった実力はあると思いますけれども、建設に関してもっと詳しい方をぜひ入れていただきたい。土木は課長たちが専門かもしれませんが、建設に関してきめ細かなところで目が届くかどうか私は少し疑問でありまして、ぜひ外からの採用でもいいですし、中城村設計事務所組合もあります。その管理をまたどうするかと図っていただきたい。課長たちの途中検査というのを入れていけるかどうか。この完了検査のメンバーが、途中検査にも入れていけるかどうか。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　今までの検査に関しましては、職員と管理職のほうでやってはいます。必要であれば調整をしながら判断していきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　今の答弁ですけれども、村長か副村長、また同じ質問ですけれども、途中途中でこの完了検査にかかわる検査員を入れて検査を行えるかどうかだけ。

**○議長　新垣博正**　副村長　比嘉忠典。

**○副村長　比嘉忠典**　出来高とか工種の検査になると思いますけれども、完了検査だけではなくて、今３名の技術の部署の課長が検査を行っておりますが、職員も技術的な部分はよく理解している職員がいらっしゃるし、その検査につ

いては職員を含め、設計の管理のほうの技術の職員もいらっしゃいますので、それをこの完了検査だけではなくて出来高を含めて、検査は検査員でできるものだと理解をしております。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　出来高検査をぜひやっていただきたいと、これを願っております。

今回は設計と設計管理も同じ業者ですけれども、今後設計と設計管理を分ける気はないかどうかだけ。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　今回は設計と監理が一緒であります。別の業者がやった場合とメリット、デメリットも比較しました。金額面でも比較して、実施設計したところが管理業務をするのがベターという判断でそういう契約になっております。今後は、その工事の内容工程によって検討する余地はあるかと思います。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　先ほどから話しましたように、この設計と設計管理を別にしてほしいということで、安価な契約金で設計した場合に、設計の不備が出た場合、業者に押しつけになってしまう場合があるのです。管理が同じ設計事務所になればそういうことが懸念されますので、ぜひこれは分けていただきたい。また、設計の業務の入札とか、そういうのも本村においては少ないです。設計士の育成に関しても、また別の設計士の方の図面を見て把握して、その現場において実力を発揮できる設計士もいますので、そこはこれから考えていただきたいと思っております。

それでは、次の大枠２に移ります。この補助金は寄附金で賄っているのが多いです。それをこの寄附金ではなくて、ちゃんと予算措置ができる方向で取り組む気はないか。南城市が、旧大里南小学校の跡地をスーパーに貸し出ししています。まとまったこの借地料をそこに取り入れて、そういう派遣費とかを賄っているということであります。ただ、本村は寄附金で賄っていて、皆さん、中城村の育成に関心を持っている方が多いことはすばらしいことではありますけれども、この寄附金が望めない場合に対して、こういう確かに入ってくる予算に対して、そこを人材育成に充てるのはいいと思うのですけれども、どう考えますか。

**○議長　新垣博正**　企画課長　大湾朝也。

**○企画課長　大湾朝也**　それでは、ただいまの御質問に対しましてお答えをいたします。

今ありました基金の活用についてでございますが、平成29年現在492万円の基金の残高がございます。毎年の当初予算で250万円の基金の取り崩しを行いまして、人材育成の派遣費へ充当をしているところでございます。ただ、250万円では１年度の予算には不足しているところでございますので、一般会計からの毎回の補正予算を組みまして、子供たちの派遣費へ充てているところでございます。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　課長、私が言っているのは、今不足しているのは一般会計からですよね。実際に今の貸し出し、借地の料金、そういうのもやはり一般会計からだと思いますけれども、要するにちゃんとまとまった予算を、そういうのからつくれる予算があるし、そこを充てていくというのは考えられないものか。実際に先ほど話しましたスーパーの借地料とか、そういうちゃんと行き先が人材育成の基金だと。そこの設定をできるかどうかです。補助事業とかです。

**○議長　新垣博正**　企画課長　大湾朝也。

**○企画課長　大湾朝也**　ただいまの御質問に対しましてお答えをいたします。

人材育成基金は目的がある基金でございます。それに伴って、人材育成の派遣事業というのもこちらは一般財源の中で組み込まれている予算

ではございますので、考え方としましては予算を使って今派遣をしている状況ですが、人材育成基金も寄附金をもとに今、一般財源の歳入のほうで基金に積み立てをして活用しているものでありますので、議員おっしゃっている別の予算を充てるということと同じようなことをしていることではないかと考えております。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　同じような予算と今言っていることはわかりますけれども、実際今寄附金がなければこういう派遣業務は一般会計からまた出すと。要するに南城市みたいに、この借地料で派遣費とか、先ほど課長が答弁したとおり不足がちなところも一般財源ですよね。この派遣事業もこれまでの経緯を踏まえて年間の額をちゃんと設定してやれば、できるのではないかと思うのですけれども、そのことも一応頭に置いてもらって、次の質問も一緒に回答をお願いします。

この派遣補助を行うときに、今、中学校でもほとんど外部コーチが部活の指導とかを行っているということです。しかしながら、派遣するときに引率の教諭がそこに派遣費でまた行ってらっしゃるということを聞きましたけれども、その外部コーチのそこに補助金とかを投入する予定はないのか。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１１時３６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３６分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　議員の外部コーチの派遣に関する質問ですが、今年度より先ほどの中学校体育連盟及び文化連盟についての補助が、村予算で回数の制限もなく補助できるようになりましたが、やはり外部コーチについてはこれまでどおりＰＴＡの派遣に関する徴収金がある部分と、また保護者等で活動をして対応をしていただいているということもありますので、現在のところはそのような活動の中で対応をしていきたいと考えております。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　私はこの派遣費、今後、保護者の負担をなくす方法はないかと思って、きょうこの提案をしていますけれども、実際この予算をつくって、本当でしたら登録メンバーの派遣費は多分出るだろうと思います。しかしながら、派遣当地へ行ったときに交通費なり、そこでかかる諸経費は認めるかどうか。それとこの外部コーチの派遣費というのは、要はＰＴＡ会費とか、そこから保護者の負担で賄っている話ですけれども、この外部コーチもいつも指導している指導者と、たまに派遣だけで行く指導者とはまた違うのだろうと思いますけれども、ぜひこのＰＴＡではなくて派遣費を保護者の負担なく取り組めないものかどうか。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１１時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３８分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それではお答えします。

現在、新たに派遣補助として始まっている事業については、現在登録メンバー等の宿泊費7,000円を限度に、飛行機の運賃については実費ということで、議員おっしゃるように当地での交通費等についてはまだ含まれていませんが、それでもやはり保護者の負担を軽減するために、また一つ大きな事業として今回取り組めたのかと思っております。それ以上については、また今後いろいろと検討をしながら、やはりＰＴＡのほうにおいても徴収金については、以前より派遣費補助ということで徴収しているというこ

ともありますので、その部分も含めて全体的に考えていきたいとは思っています。以上です。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　保護者の負担がなくなるように、ぜひこれに取り組んでいってほしいと思います。今答弁にあったとおり、この派遣の人数も登録者だけで派遣する助成。スポーツではやはり上手下手がありまして、なかなか上手になれなくてメンバーに入れないという子供もいると思います。そこの派遣で中学３年とかもう就学終わり、中学を卒業して高校へ行く、その子供たちにも現地を見せて。先ほど教育長からありましたように、上を見ることは大事だという話を教育長はしていらっしゃいました。その点を見せることも大事なことではないか。そういう登録メンバーに入っていない方々も保護者負担ではなくて、一度ぐらいは行ける場をつくれないかどうか。そこもぜひ考えていただきたいと思います。

それともう一つだけ。中城は音楽が盛んで金管バンドでしたか、中城小学校とか音楽関係、文化面に対しての派遣費、これは楽器の移動費は全部認められていますか。当地までの発送費みたいな。

**○議長　新垣博正**　教育総務課長　比嘉健治。

**○教育総務課長　比嘉健治**　それではお答えします。

現在まだ実績等で文化関係、音楽関係で中学校による派遣はありませんが、今回整備しました要綱においては、航空運賃と宿泊費用のみの補助金となっています。以上です。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　今、輸送費とかそういうのはないということですよね。ぜひこれも、一番音楽関係で楽器の輸送は飛行機で持っていけないものもいっぱいあると思います。その派遣費は認めるべきものだと思いますけれども、先ほどの外部コーチと一緒に、この現地交通費も同じものだと考えておりますけれども、その面もぜひこれから検討をして、保護者負担がないように取り組んでいただきたいと思います。

大枠３に移ります。大枠３で、南上原の公的施設はまだ考えていないということですけれども、38％の人口が集中する南上原、中城南小学校だけではなくて、ぜひとも何か公的施設はつくらないといけない。それから今議会でありました中央公民館的な公民館、福祉施設、児童館なり、そこの一部に役場の出張所的な小さい面があればまたいいのですが、そういう福祉施設でもよろしいですので、そこをぜひ取り組んでいってほしいと思いますけれども、今の現状の南上原の地価からして、もうそこを購入するのは難しいですけれども、そういった負担を大きい補助金で、そこを検討して取り組んでいただきたいと思うのですけれども、その件をもう一度だけ。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

最初の答弁と重複する部分がありますので、御了承願いたいと思います。人口の38％が南上原に集中しているということは事実でございます。南上原に38％いるから何かをつくるということのような感じを受けます。しかしながら村としましては、南上原に何かをつくるから、その何かの施設が児童館であったり、公民館であったりではなくて、整備しなければならない施設があって、その整備する施設をどこにつくるかといったときに、南上原ということも検討できるのではないかということで考えております。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　先ほど善功議員からありました選挙の件、要するに分所して人口の多いところに設置してはどうかという話もありました。私も全くそのとおりだと思います。実際、今設備も集中して公的施設を集約している

のはわかります。しかしながら、利用度の高い方向に、また新たな施設を考えていくべきものは私は南上原だと思っています。これは議員当初から、その件はずっと一般質問に出しておりますけれども、南上原に小学校以外、本当にこれから考えていかないと、今、南上原自治会の公民館と中城南小学校だけ、本当に別に利用できるものはこれだけ、8,000人の人口のところにそういう施設も一つもないということは、今下の吉の浦地区に全部集約するのは、これは一番理想的なものではあるのです。本当に中心的なところに公共施設を集めるのは、一番理想の形。しかし、利用度の高いところをぜひ考えて、この南上原には公的施設をつくっていただきたいと思っております。ぜひ検討してください。最後にまたもう一度答弁を求めますので。

それでは吉の浦公園整備について、また再質問をさせていただきます。吉の浦公園で、今課長がおっしゃった計画からすると、ウオーキング・ジョギングコースの設定から始まって、次に陸上競技場のスタンドとか、それから計画が入っています。この吉の浦のスタンド、これは何で早目なのかわからないんですけれども、今のゲートボール場に屋根つきのドーム建設が入ると思いますけれども、そのドーム建設から先にできないかどうか。これは12年後ですか、計画から見れば完成が13年後ですので、もう少しこれが早めに取り組めないかどうか。今スタンドはありますし、構造的に不安で、またそこからやるのか。どうして多目的全天候型のドームを先にと言いますか、まずそこの答弁をいただいてから次の質問をします。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　それではただいまの御質問にお答えします。

なぜグラウンドの管理棟といいますか、そこから先からと言うと、先ほども答弁しましたように、まず今回の整備計画はアンケートに基づいて、それを主眼にスケジュールを設定しております。それをもとにすると、どうしてもウオーキングとかその辺を早く整備してくれという要望がそこから出てきているということであります。さらに、現在この管理棟におきましては、一部コンクリートの剝離や、トイレは男女整備しておりますが、その辺で倉庫が少なくなったりとか、今の環境を見てみますとその辺が早いのではないかというところもありまして、そういった年次計画になっているものだと考えております。

そして御要望のありますゲートボール場、予定では平成40年から平成43年度でございます。そこの利用に当たりましても、その前倒しが先ほどの答弁と一緒になりますが、例えばその他以外の国・県の補助が出てきたりとか、そういったことがあれば前倒しできますでしょうし、その社会の状況に応じた財源の確保も含め、現在のところは平成33年度までの一括交付金を活用して、どういったところに使えるのか。ましてや一括交付金というのは、観光を含めたところの利用を促進していくというところからくると、そういった順序立てをつくっていって整備を進めてまいります。しかしながら、柔軟にその辺は関係各種団体も含めたところとも相談をしながら、計画が実施できるよう、20年間の間にやれるよう努力してまいります。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　ぜひ早目の検討をよろしくお願いします。これはどうしてかと言いますと、やはり最近熱中症が、このゲートボール場は老人会がほとんど利用しています。そこで暑い中、体力の増進に取り組んでいて、また子供たちも多目的ドームだったらいろんな利用度がふえると思いますので、熱中症にも利用者が負担にならないようなものになると思います。これは早目の取り組みをぜひお願いしたいと思います。それついて、ゲートボール場の今の状

態が相当悪いのです、芝も。前回３年前ですか、４年前ですか、そこも求めたのだけれども、また整備計画があるから、そこの芝の計画もないという答弁がありました。芝の養生とかそういうのは、13年後に完了ですけれども、その間の事業として取り入れる予定はあるかどうか。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　芝の養生、私もよくそこは通っていたり、掃除もたまにやったりしますが、以前に熱中症のお話もありましたが、今はテントというのですか、簡易的な日よけも整備しております。さらに、子供たちの遊具もあるところもありまして、一斉にそこまで広げたりもありますが、芝の管理につきましても適宜転圧ができる状態なのかも含め、芝管理は公園管理、総合的な中で今後も継続して実施していきたいと思っております。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　今ゲートボールの競技をやっているのを見て、でこぼこで使い勝手が悪そうなゲートボール場ですので、そこの整備はぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、農業振興を話します。この農業振興、農産物を今、中城は島ニンジンを主に取り扱っていますけれども、課長、その島ニンジンだけではなくて、別の作物にまた取り組む予定があるかどうか。その点と、また６次産業化で特産物もつくって今取り組みをしているはずですけれども、そこも販路拡大が難しい。今までにんじんカステラなり、いろんなものに対しても販路がまだ拡大が見えてこない。生産が追いつかないこともありますけれども、この生産化して販路がうまくいくかどうかの問題をひとつ答弁できますか。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それではお答えします。

島ニンジンを加工品として、販路拡大しながら販売をしているところです。あとは島大根、島トウガラシ、島ネギと島野菜を今後取り組んでいかなければいけないと考えておりますけれども、まずは島ニンジンのほうを先に取り組みをして、次に島大根、島トウガラシ、島ネギと順序を追って、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、特産品に関しましては１業者のほうでカステラ、オキコにお願いをして期間限定ですけれども、島ニンジンの焼きドーナツを販売しております。今、中城中学校のほうでキャリア教育と申しまして、中学２年生が中城の野菜を使った特産品を開発しております。その特産品を使った商品をつくってもらっているところです。島ニンジン、トウガン、マンゴー、トマトと、その４種類を特産品に向けて中学生のほうで商品を開発中ということで、早ければ今年度中にある程度の商品ができ上がってくるのではないかと思います。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　ぜひ販路も拡大して、いろんな農産物、また加工品に取り組んでいただきたいと思います。それとサトウキビにかわる農産物ですか、これはこれから本当に考えていかないといけない。今サトウキビ畑の方策が、サトウキビも出荷しなくて、雑草だらけになっている農地が見受けられますので、そこにかわる何か農産物を農林課でぜひこれは考えていただきたい。

最後に、先ほど村長から答弁がありました。頑張っていく子供たちのいろいろなサポートと、また子供たちがモチベーションを上げれるようにまたいろんなことは取り組んでいくという答弁がありましたけれども、ぜひ村長、この補助金について先ほど話しました、一度も登録メンバーに入らない子供たちも、一度はそういう場に連れて行ける予算とかそういうのもつけて、

この子供たちが中学生まではメンバーにならなかったけど、このモチベーションが上がれば高校へ行って、また大学へ行っていろんな感じでいい経験になると思います。その派遣費もぜひ考えていただきたい。

それと吉の浦公園の整備計画、そこも老人会が意外と多く使っているかと思います。そこで、この多目的ドームですか、快適で競技ができる多目的ドーム、より早めに進めていけるかどうか。以上２つ、村長の見解をまた伺いたいです。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

この場では当然、教育委員会で先ほど答弁したとおりの答弁しかできませんので、御了解いただきたいと思いますが、思いは議員と私も、これは全ての村民同じ思いだと思います。あとはどうやってその環境をつくるか。財政も含めて、子供たちの将来・未来にどうやって貢献できるかを、これをみんなでしっかり考えていきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　もう一つだけ、教育長に。先ほど音楽関係の楽器の運搬費とか、現地での交通費、そこもぜひ派遣費でまた取り上げられるように、どうですか。最後に一言。

**○議長　新垣博正**　教育長　比嘉良治。

**○教育長　比嘉良治**　私としても、この保護者の負担を少なくしたいという同じ思いであります。今年度から実は中体連、中学校の文化連盟に関しての派遣費に関して改善をしました。保護者の負担を減らすために宿泊費、そして航空運賃に関しては登録メンバーの全額を教育委員会で持つと改善をしてあります。また、当然予算との関連がありますので、できるかぎり保護者の負担を少なくするような方向で考えていけたらと思っています。以上です。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　これまでの質問の再質問もまた次の機会にやりたいと思いますけれども、ぜひ検討を重ねていい方向に進めていっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

**○議長　新垣博正**　以上で、金城　章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１２時０１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

続きまして、外間博則議員の一般質問を許します。

**○１３番　外間博則議員**　こんにちは。ただいま議長より一般質問のお許しを受け、一般質問を行います。

質問大枠１番、村道、農道整備についてであります。①津覇135－２番地に位置します生活道路の改善について。急傾斜があるということで改善を求めたいという地域の要望がございまして、質問をします。②こちらも農道ではありますけれども津覇35番地、下の里道のアスファルトについてであります。この工事は、補足として４年前に一度ここの里道を開けてもらって補修、アスファルトを敷いて側溝も入れてもらった場所であります。③津覇小学校の裏、避難道路があります。避難道路の維持管理と今後の自治会との協力体制について伺います。また、この避難道路に位置する側溝の件でお伺いします。

大枠２、農業振興について伺います。①農業用資材、肥料、農薬等の補助について。これまで、前年度に８％ということで資材提供を受けていますが、今回災害があるということで、この災害補助について伺います。②耕作放棄地、遊休地等を解消していく上で、前年度の平成29年度から現在まで何件解消されたか。また、今後の対策について伺います。以上、簡潔明瞭な

答弁をよろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　副村長　比嘉忠典。

**○副村長　比嘉忠典**　それでは外間博則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１につきましては、都市建設課。大枠２につきましては、農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、外間議員から農業振興についての御質問でございますので、常に農業の振興についてはどういったことで効果的な手が打てるかというのは、いろんな方々から助言をいただきながら考えていきたいと思っています。今おっしゃる農薬等の補助が非常に有効なのか。あるいは、これまでもやってきましたけれどもいろんな処理するための費用が必要なのかだとか、いろんな意見を聞きながら、また施策を打ち出していきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思います。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　外間博則議員の御質問にお答えします。

大枠１の①当該箇所は、村道津覇原線の２号であります。国道から集落へ降りる際、急勾配になっております。数年前にも同じ件で相談があったようであります。対応を検討した結果、勾配を緩くするためには、現在よりも道路の高さを上げなければならなくなります。②議員おっしゃっているとおり４年前、平成26年度に村で通行できるように整備しております。里道に隣接する排水路の修繕補修時の管理及び、また一部資材ヤードとして使用されていましたので、それを解消するために整備を行っております。③避難道路の整備については、排水路は含まれておりません。津覇小学校北側の避難道路の周囲にある排水は、もともと津覇の字有地にあるお墓のための排水だと思います。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それでは外間議員の大枠２の①と②にお答えします。

①に関しまして、中南部地域の各自治体の補助率の内容を確認の上、検討を行いたいと思います。②に関しましては、平成29年度８月に農業委員会で行った農地利用状況一筆調査の結果、14筆です。約16,900平米が解消されました。今後の対策につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が耕作放棄地の地権者と面会を行い、耕作放棄地の解消や農地貸借のあっせんを行っていきたいと思います。以上です。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１３時３７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３８分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

休憩します。

休　憩（１３時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３９分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　お答えします。

面積は42ヘクタールです。以上です。

**○議長　新垣博正**　外間博則議員。

**○１３番　外間博則議員**　それでは大枠１から順を追って再質問をいたします。

まず初めに①、この国道沿いからの今言いました村道２号線まで、ごらんになったとおり相当の傾斜がついています。また、その10メートル下のほうに住宅がありまして、ここが住宅への進入路ということで門扉がついて、ここが住宅への入り口になります。この部分まででではな

くて、国道から入って門の手前まで急勾配ですので、その部分を少し上げてもらって、勾配を緩やかにしたいという考えで、この地主のほうから要望がありまして今回質問をさせていただいていますけれども、部分的に10メートルぐらいの落差を軽減するために、そういった工事とか整備ができないものかどうか、お伺いします。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　私と係長と担当職員で現場を確認しました。現場を見ながらどの辺までを整備すれば、勾配が緩やかになるかというところですけれども、やはり門のほうを超さないといけないのではないかという判断になりました。そのときたまたま、この地主の奥さんが私たちのところに来まして、今の状態で門の出入り口をさわらないで、車が入りやすい状況でそのままにしてほしいという奥さんからの要望はありました。

**○議長　新垣博正**　外間博則議員。

**○１３番　外間博則議員**　ただいま課長のおっしゃるとおり、きのう確認に行ってまいりました。それで整備については御説明されたと思いますけれども、門扉の部分、入り口の部分まではさわらないで、途中までですか、この門の上のほうまでの整備というのは難しいかどうか、お伺いします。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

今議員がおっしゃったとおり門の手前でとめて緩やかな勾配になるか、確認はしますけれども、今のブロック塀が持つかどうか、検討しないといけないので、いろいろと相談していきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　外間博則議員。

**○１３番　外間博則議員**　確かに、このブロック塀も老朽化はしていると思いますけれども、またこの一部ブロック塀の部分にコンクリートが張られているみたいで、大分前ですか、向こうは陥没していて、コンクリートで補修したみたいです。もう自分で補修して、これも危険で危ないということで、向こうのほうもコンクリートがまた割れてしまうと舗装自体を傷めてしまうのではないかと、壊れてしまうのではないかということで心配されていますので、あの部分だけでも。勾配が一番きつくて困っていると地域の住民からもございます。もう大分なりますね。私は余りその道は利用しないのですけれども、やはりこの近隣の方々は利用しています。直進で出るのと、また迂回するとなると、地域の露地といいますか、少し狭いですよね。それよりは国道に一番利用できるようなこの道路を利用したいということで、今回要望があったのですけれども、一番懸念されるのが緊急車両の不便利ということでお話もありました。デイケアの大きい12名乗りのワゴン車とか、そういうのが頻繁に通って、ここは通りづらくてバックして行くみたいです。空の車であれば乗り切って国道に出られるという話ですけれども、また大勢が乗った場合に、やはり車体がこすれるみたいです。その部分を緩やかに緩和していただくようにということで今回要望ですけれども、この部分だけでも検討できないかということです。これは10メートル程度です。この舗装と、はかってみますと一番高くて30センチぐらいでした。きのう確認してきて、当事者の地主の方とお話してきましたので、この辺はどう考えますか。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

この地主の奥さんは今までの状態がいいと言っていますので、もう一度確認して、議員がおっしゃっている門扉の手前までいけるかどうかは検討をさせてもらいたいと思います。

**○議長　新垣博正**　外間博則議員。

**○１３番　外間博則議員**　この件について、旦那さんと奥さんがいらっしゃるのですけれども、

要望があったのは旦那さんのほうで、ぜひやってもらえないかと４年前から言われていまして、今回また質問をさせていただきました。またちゃんと確認をとって、この方法とかそういうのも私も立ち会ってお話したいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。ただいまの件についてですが、村長。いきなりですけれども、この件について地主と当時村長も対面されて、この場所に公用車でいらっしゃったみたいです。これを登ろうと思って、途中で躊躇してバックして帰られたと、そういうお話を聞いているのですけれども、現場を見てもらってどう思われるか、所見を伺います。４年前で、最近かもしれませんがそういうことを話していましたので…。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１３時４７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時４８分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

外間博則議員。

**○１３番　外間博則議員**　失礼しました。ただいまの件については、やはり地権者の方、やはり現場を踏まえていると思いますので、課長。隣近所もございますので、一番ネックなのが緊急車両です。救急車とかそういうのが不便になると、やはり交通の便はちゃんと整備したほうがよろしいかと思います。また、露地も小さくて、この道１本を利用するようになるかと思います。１本の線で潮垣線の手前までこの通りはずっとありますので、400メートルほどありますけれども、そこが国道からの進入に関しては、また向こうは歩道が通っていまして子供たちの通学路とか、また自転車等、そういうのが一番多いのです。これで下のほうからずっと加速して、スピードをつけて登ってくるものだから、一番危ない箇所かと思います。横断した場合にストップがききませんので、国道に乗り上げる程度でスピードを出して急勾配を上がってくるものですから、ぜひ緩やかになるように地権者の方と検討をいただいて、整備の方法も考えて整備していただければと思います。

それでは同じ道路整備になりますけれども、２番です。津覇35番地の下、もともと里道で使用していたのですけれども、何十年か前、農地と農地の間でございました。もう塞がれていまして、４年前、この整備をする前までは向こうは塞がっていたのです。里道というのを何らかで、構図を見てみましたらちゃんと里道として残っていましたので、これを開いて道路整備とか、向こうをオーバーフローしたのが原因で里道を整備したほうがいいのではないかと考えて、向こうは側溝も入っています。だからそれまで全部埋まってしまっていたのです。これでクランク状態で、前の中通りのほうにクランクで持っていった側溝があります。それを今整備してもらって、下のほうに側溝も入って、周囲の方からも道もあいて便利になっているということで、評価を受けております。整備をして、今乗用車等も通れるぐらいの幅があります。それで相当の利用価値がある道路として使用されています。それがまた４年間たっているのですが今見てみますと、現場を見られたと思うのですけれどもでこぼこで、当初薄いアスファルトですか、プライマーといいますか、あれで簡単にやられた感じだったので、いっそのことちゃんと…。今であれば軽度な修繕で穴を埋めてできると思います。その点について、現在使用しているコーラルを敷き詰めて転圧をして、ちゃんとしたアスファルトを敷いて整備するということは可能かどうか、お聞かせください。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

現場のほうを確認しました。でこぼこで、通行に少し支障はあるかと感じております。今維持管理の予算の範囲内で、補修できるかどうか

検討していきます。また地域の皆さんがよく利用している道路と聞いていますので、その辺は検討していきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　外間博則議員。

**○１３番　外間博則議員**　これは通告書にはないのですけれども、潮垣線からの入り口部分がかなり傷んでいます。なぜかと言うと、ここに資材ヤードがあって、多くの建築屋、足場屋ですか、ここが多く利用していると思うので、入り口部分が相当傷んでいます。あの部分は別に補強するなり、大型車両で、向こうが相当傷んでいるみたいです。その点の入り口も強化しながら、この舗装をしていただきたいと考えておりますけれども、この入り口部分をどういうふうにされるか伺ってよろしいですか。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

入り口部分については議員おっしゃっているとおり、資材ヤードの大型車が結構通行しているのかと思いました。その部分に関しても同じように維持補修で、対応していきたいと思っています。

**○議長　新垣博正**　外間博則議員。

**○１３番　外間博則議員**　この件に関しては、現農林水産課長ではなくて前農林水産課長の津波課長が担当していたと思いますけれども、この資材ヤードの入り口の部分、向こうはコンクリートを敷くということで当初お話がったのですけれども、資材ヤードの部分です。課長は把握していないですよね。よろしいです。

この部分を何度も何度も、１日に何回も出入りするもので、あの部分だけは傷みが激しいような感じを受けます。アスファルトの下のコーラルなども流れてしまっている状態です。あとはもう側溝まで押し潰してしまうのではないかというぐらい相当傷んでいますので、その辺の部分は気をつけて、工事されるかどうかはまだ未定ではあると思うのですけれども、工事の際には入り口部分の強度も考えてそういうふうに整備をしていただきたいと思います。以上です。

続いて３番ですけれども、この避難道路の整備では側溝は当たらないということですが、この避難道の舗装された下の部分から管が通っています。この管の部分に関しても、この避難道路の整備ではできないということですか。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

避難道路を整備した際には、排水は行っておりません。あくまでも避難道路だけの整備だったと思います。

**○議長　新垣博正**　外間博則議員。

**○１３番　外間博則議員**　それでは、この部分に関しては５メートル程度でしたか。この部分が埋まってしまって経緯がわからないのですけれども、大体25センチから30センチぐらいほどのヒューム管、鉄の管が入っていました。５メートルぐらいです。この部分に関して、ますがあります。このますから、またクランク状態になって国道のほうに、小学校の裏手のブロックの後ろのほうを伝って国道に流れています。向こうの部分とこの部分が短いということで、これは整備してもらえないかという話ですけれども、避難道の側溝ではないです。このクランク部分から、国道に向けてのますの部分からの排水が小さい部分です。この辺を整備できないかということで交換して。よろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１３時５７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５８分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

台風後、私たちがパトロールした時にも詰まっていました。定期的に大雨とか台風後には、

枯葉や木等で詰まりがないかどうかは点検しています。地域の方々のお墓も結構ありますので、地域の方々も定期的に詰ってないか確認して、一緒に管理していけたらと思います。

**○議長　新垣博正**　外間博則議員。

**○１３番　外間博則議員**　この件についても、もうちょっとますの部分に来ているこの管を大きくすると、やはりオーバーフローとかそういうのが起きないのではないかということで、これも地域の方の要望です。大雨時には、雨水の流れと一緒に瓦れきも住宅の中に入ってくるということで相談がありましたので、今回それで質問をさせていただきましたけれども、管の交換については現状でいかれるということですか。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　一応現場のほうを確認してみますけれども、この部分だけ大きくしても、また下のほうが大きくないと一緒になりますので、その辺も検討をさせてもらいたいと思います。

**○議長　新垣博正**　外間博則議員。

**○１３番　外間博則議員**　下のほうは、小学校裏手の小学校に沿った排水に関しては、60センチの側溝となっています。その上のほうが少し狭いもので、この辺を改善していただきたいと思って今回質問をしました。検討いただいて、大雨時に詰まっているのを今回確認されたと思いますけれども、向こうは毎回詰ります。山手からのものだから仕方ないと思いますけれども、これをちょっと大きくすると解消していけるのではないかと考えますので、ぜひ検討をしていただいて、改修ができるのであれば、管の交換ができるのであれば、ぜひ検討をしていただきたいと思います。以上です。

続いて大枠２、農業用資材が毎年高騰しているというお話を聞いていますが、今回みたいな台風24号、25号に関して、農業は相当のダメージを受けたと思います。被害が大きかったと思いますが、それに対して補助金のアップというのは前回８％、共同購入で購入した資材は８％と見直しされていますよね。前年度でしたか、５％から８％になっています。今年度、補助に関して、また新たにではないのですけれども、今回台風24号、25号の被害を受けています。その中で農業資材の破損とか、そういうものは特別枠の補助で賄えないかと私は考えましたけれども、今回これを検討していただけるのかどうか。答弁よろしくお願いします。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それではお答えします。

自然災害によって起こった補償に関しましては農業施設共済制度で個人が掛金を支払って、補償の対象になります。私たち農林水産課も農家の方々に万が一の災害になったときのために、共済に入るように推進を行っております。村からの補助のはございません。

**○議長　新垣博正**　外間博則議員。

**○１３番　外間博則議員**　課長より共済、保険ですよね。これに関してですが、中城村の農協があります。農協の中で各部会があります。この部会での被害状況とか、台風24号、25号に対する被害状況が何件とか、そういう調査とかをしているかどうか。何名の方が被害を受けているとか、戸数とかよろしければ。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それではお答えします。

ＪＡ沖縄中城支店と、担当課で被害調査は行っております。具体的にどれだけの件数でどのぐらいの被害があるかというのは、今手元に資料がございませんので、後で提出したいと考えております。

**○議長　新垣博正**　外間博則議員。

**○１３番　外間博則議員**　状況を確認して、後でまた資料のほうはよろしくお願いします。

続きまして、耕作放棄地については、先ほど金城　章議員からも同じ質問がありました。今年度から農業振興ビジョンの中で４つほど項目がありますが、新規就農育成があります。その中でこの計画書を見てみますと、現在、平成28年度から平成33年度までの目標として、３年間で１人ですか。その件についてお伺いします。その後、また平成33年から平成37年まで、ここも１人になっています。５年間で１人の新規就農という意味ですか。その辺、お伺いします。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１４時０６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０７分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　お答えします。

新規就農者が少ないという御意見だと思いますけれども、前にも答弁しましたが農業をする青年の方々が少ないということと、あと農業で生計が立てられないということで、なかなか農業を行う青年が少なくて、私たちのほうもパンフレットを配布したり、部会などにも声をかけていますけれども、現状といたしましては生計が立てられないということで、やはり少ないと感じております。以上です。

**○議長　新垣博正**　外間博則議員。

**○１３番　外間博則議員**　また新規就農者に関しては、パンフレット等そういうふうに呼びかけをしているという状況で、大変尽力されていると思います。頑張っていただきたいと思います。その中で耕作放棄地が、先ほども平成29年度は14カ所が解消されたということであります。大変尽力されて解消されたと思います。御苦労さまでございます。それで今14カ所解消された中で、新たにまた耕作放棄地が生まれてくるということもありますので、耕作放棄地というと重度な開発とか、重機を入れたりお金がかかります。この耕作放棄地になる前に、遊休地の段階でそういう指導というのを行ってみてはどうかと思います。私の提案ですけれども、耕作放棄地になる前に遊休地の状態で解消されたほうがまだ解消しやすいのではないかと思いますけれども、これについての活動状況を教えていただければ。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　それではお答えします。

現在農業委員会と、あと農地利用最適化推進委員の方々で、耕作放棄地につきましては一筆調査を行っています。それで貸していただけないか、また今後農業を行うのかどうか。それを行いながら、できるだけ説得をして耕作放棄地が出ないように今、一筆調査を行っている段階です。以上です。

**○議長　新垣博正**　外間博則議員。

**○１３番　外間博則議員**　耕作放棄地に関しては14件という実績もありますので、大変御尽力をいただいて、頑張っていただいていると思います。一生懸命頑張っていらっしゃいますけれども、その中で農業振興費の中で予備費などを活用して、この耕作放棄地を整備して、住民の農家の方に、新規就農者も含めて貸し付けたり、提供するなり、賃金を取って貸し付けをするなどの計画等を今後立てていただけるのかどうか。その点を答弁お願いします。

**○議長　新垣博正**　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

**○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人**　お答えします。

ただいまの質問は、耕作放棄地を新規就農者

に貸し出しをするかということですよね。整備というよりは、大城議員の質問で答弁をいたしましたけれども、耕作放棄地対策事業が今年度まであり、事業で一応解消してもらっていました。平成31年度にはその事業がなくなるということで、私たちも県のほうと調整をしながら、耕作放棄地を解消するための事業が、新たな事業がないかどうか確認をしてまいりたいと思います。

**○議長　新垣博正**　外間博則議員。

**○１３番　外間博則議員**　今年度で打ち切りになるということで、早急にというのは難しいと思いますけれども、次年度に向けて計画をしていただいて、耕作放棄地が14件も解消されていますので、また御尽力をいただいて、次年度から解消率も上がってくると思いますので、解消に向けて頑張っていただきたいと思います。以上です。質問を終わります。

**○議長　新垣博正**　以上で、外間博則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時２３分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

**○７番　新垣貞則議員**　それでは通告書に基づいて、７番　新垣貞則の一般質問を行います。

大枠１番、久場地区を住みたい町づくりを図る。①賀武道線のスリップ防止対策は。②発電所入口、ヒューム管前の排水路の環境対策は。③今後、久場前浜原線の取り組みは。

大枠２番、老人福祉センターの建設について。①老人福祉センターの建設日と施設の課題は。村役場の建設日と施設の現状は。次に、②建築基準法が改善されましたが、新耐震基準の目的は。③緊急防災・減災事業債制度の概要は。④今後、老人福祉センター建設計画は。

大枠３番、吉の浦公園を整備して「結いの村」をつくる。①施設整備。（護岸の草刈対策は。ハードルの設置は。テニスコートのフェンスの修繕は。）②吉の浦公園等機能整備基本計画について。③公園を整備して、子供からお年寄りまで憩える、結の村をつくるビジョンは。以上、簡潔な答弁をお願いします。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　それでは新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、都市建設課。大枠２につきましては、福祉課と企画課。大枠３につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の老人福祉センターの建設について、少し所見を述べさせていただきますが、これも議員よく御承知のとおりだと思います。老人福祉センターは老朽化しておりますし、また老人福祉センターだけに限らず、本村はいろんな施設、学校施設も含めて建てかえ時期に来ている、あるいは老朽化が著しい、そういう部分も多々あるのも御承知の通りだと思いますが、優先順位をつけて、そして各種より有利な補助金はどういったものがあるかも含めて、しっかりとまずできることからやらせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

**○議長　新垣博正**　教育長　比嘉良治。

**○教育長　比嘉良治**　ただいまの大枠３の吉の浦公園の整備についてですが、生涯にわたって運動に親しむ習慣を身につけ、健康の保持増進を図っていくことは非常に大事なことだと考えています。教育委員会としても、子供から高齢者まで活用できる施設整備をしたいと考えているところでございます。詳細に関しては、生涯学習課長のほうから答えさせます。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　新垣貞則議員の御質問にお答えします。

大枠１の①賀武道線の整備については、急カーブ、急勾配の箇所、３カ所については滑りどめが施工されております。②電力、吉の浦発電所背後地泊側については、砂の堆積により閉塞することがありました。平成29年４月にヒューム管を入れ状態はよくなっております。公有水面の管理者である沖縄県港湾課、中城村、沖縄電力と協議の上、今後検討をしていきたいと思います。③久場前原線の完成は、地域の地権者の利便性及び、地域活性化に大きく寄与するものと考えております。早目に残る用地の契約・買収を実施し、道路整備を進め、開通できるように取り組んでいきます。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　大枠２の①についてお答えいたします。

老人福祉センターは昭和52年４月に建設しております。建築後、大分年数がたっておりますので、経年劣化による老朽化が進んでおり、利用に不便を来しているところが課題でございます。②の新耐震基準の目的につきましては、震度６強以上の大地震が起きても人命にかかわる甚大な被害が出ないことを目的に、建物の強度の基準を改正しているようです。④今後の老人福祉センター建設計画につきましては、現時点、福祉課としての建設計画はございません。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　役場庁舎の建築日等についてお答えいたします。

現在、税務課や健康保険課、企画課等が配置されている部分につきましては、昭和39年の建築でございます。総務課、住民生活課、この議会議事堂等の部分につきましては、昭和48年に増築をしております。建築後54年、あるいは45年が経過していることから、老朽化が著しく、コンクリートの剝離、雨漏り、台風時には建具の隙間から風が吹き込んでくる状態でございます。

**○議長　新垣博正**　企画課長　大湾朝也。

**○企画課長　大湾朝也**　大枠２、③緊急防災・減債事業債制度の概要につきまして、お答えをいたします。

緊急防災・減債事業債につきましては、地域の防災基盤整備と防災力の強化を図るための事業と公共施設の耐震化事業に要する経費における地方債でございます。財政措置としましては、事業充当率が100％、元利償還金の70％が交付税措置されることになっております。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　それでは大枠３、①施設整備ということで、まず初めに護岸の草刈り対策についてでありますが、吉の浦海岸は御承知のとおり県の管理となっており、関係部署とも調整の上、今後も適宜要請を行ってまいります。また、これまで議会や商工会を初め、マスコミ関連や企業といった各種のボランティアなどの草刈りやごみ拾いを実施したこともあり、行政の予算などの関係により十分な管理ができない面におきましては、今後もボランティアに頼ることも出てくるものと思われます。

次に、ハードルの設置についてでありますが、ハードル単独での備品購入については、予算の確保や保管場所などで現実的な問題をクリアするためには、今回策定されました中城村吉の浦公園等機能強化整備基本計画において設置する計画がありますので、基本的にはその整備計画にのっとり設置してまいりたいと考えております。

次に、テニスコートのフェンス修繕についてですが、さきの台風24号、25号におきまして激しく破損しており、現在、使用を禁止している状況であります。フェンスが倒壊して早急な対応が必要となっているため、現在応急措置とし

て、先週から倒壊したフェンスの施設を切断し、簡易的なネットをまずは設置し、ナイターも照明が上を向いたりとか、その調整は少し時間がかかると思うのですが、せめて中学生が利用できる昼の時間帯とかには早めに対応できるよう、現在作業を進めているところであります。整備計画につきましては、平成38年から平成39年度に整備する計画でありますが、緊急性を考慮して、できればテニスコートを次年度から整備できるよう、これから財政を含め教育委員会の中でも議論をしていきたいと思っております。

②についてでございます。先ほど、午前中の金城議員への答弁と重複する箇所もありますが、御了承願います。まず、策定の目的でありますが、吉の浦公園などの各施設は村民の健康づくりやスポーツ活動、村のイベントの拠点として親しまれ、近年ではプロサッカーキャンプ誘致が図られ、スポーツコンベンションを推進していく上で重要な施設となっております。今後も子供からお年寄りまで憩え、また、スポーツによる地域振興を推進し、スポーツキャンプ・合宿・各種大会等に資するために、公園の機能強化を図るためと、更に財政的負担を抑えつつ、一括交付金などの活用、社会の変化や村民のさまざまな意向を踏まえた総合的な機能強化整備計画として策定しております。整備計画につきましては、先ほど答弁もしましたが平成30年度から平成49年度までの20年間となっており、今後この整備計画にのっとり施設整備を行ってまいりますが、さきに述べたようにテニスコートといった緊急な対応性が出てきたものとか、また国や県の補助金、財政状況も勘案しつつ、柔軟なスケジュールで今後整備を行ってまいりたいと思います。

最後、③についてでございます。結の村をつくるビジョンについてですが、「結」とは助け合う、協力し合うといった相互扶助であります。新垣貞則議員とは、これまでさまざまな機会において「結の村づくり」について語り合ってきております。結の村を創るためのビジョン、まず構想、未来像について、基本的には中城村第４次総合計画（後期基本計画）であります。基本計画には９の施策大綱がございまして、差し当たり教育委員会における結の村つくりビジョンとしては、１つ目に、村民一人一人が村づくりに積極的に取り組める村をつくる。２つ目、歴史伝統を重んじ、受け継がれてきた価値を再認識し、心豊かに暮せる村づくり。３番目に、教育分野における子供の健全育成と学校教育の充実、村民全ての生涯にわたる自己研鑽による生涯学習の充実による豊かに暮せる村づくりと、以上を教育委員会としましてはビジョンとして捉えております。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　それでは大枠１番の久場地区の環境問題、①賀武道線のスリップ防止対策に再質問します。今、都市建設課長からありましたように、３カ所のほうのコーナー部分は滑りどめをやられています。それで、片方の滑りどめはやられていない状況であります。それで雨降りのときはスリップをして、交通事故の危険性があります。賀武道線のスリップ防止対策として、ゼブラ方式でやるか検討すると会議録にはありますが、ゼブラ方式とはどういった内容ですか。それから、いつごろゼブラ方式でやりますか。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

ゼブラ方式というのは、全面に滑りどめを舗装するものではありません。舗装、未舗装、舗装と未舗装と、一定の間隔を設けて施工するものであります。村内では奥間南上原線で施工されています。ゼブラ方式でいくか、検討をしたと思います。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　もう１回確認しましょ

うね。スリップ防止対策として、ゼブラ方式でやるか検討すると会議録にあります。それで私は、いつごろからゼブラ方式でやりますかという質問です。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　維持管理の予算の範囲内でできるかどうか、検討をしていきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　久場自治会長からも賀武道線のスリップ防止対策については、コーナー部分は車がスリップして、車と車の追突事故の原因につながるので、住民の安全を守る意味からも、生活道路における安全を確保してほしいという要請文書が出されました。それから私の一般質問でも、賀武道線のスリップ防止対策についての質問をしたら、財源を確保しないと前に進まないので補正でやっていくと答弁していますが、賀武道線のスリップ防止対策はいつの補正でやるおつもりですか。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　前年度にも同じような質問があったかと思います。前年度に関しましてはスリップ防止、地盤沈下の部分の質問だったと思いますが、都市建設課のほうとしましては、スリップ防止よりも地盤沈下が優先ということで、予算の範囲内でアスファルト舗装をしております。その後また必要であれば、維持管理の予算の範囲内でどの辺までいけるか検討して、ゼブラ方式で滑りどめを施工したいと思います。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　コーナーの部分は、雨が降った場合とか滑って交通事故の危険性があります。そういうことで私は質問をしています。回答のほうはゼブラ方式や補正でやると答弁なされていますので、そういうことでよろしくお願いします。

②発電所入り口、ヒューム管、周辺の環境対策について質問します。発電所入り口泊側は、ヘドロや土砂がたまり環境は悪化しています。この課題を解決するために、発電所入り口の排水路のヘドロ、土砂を取り除かなければなりません。この排水路の一番の課題は、取り除いたヘドロ、土砂を糸満の再生処理場へ持って行かなければなりません。糸満の再生処理場に持っていく場合には、どれぐらいの予算がかかりますか。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　産廃処理料の試算していませんので、幾らかは答えられません。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　前の都市建設課長の答弁では、運賃、人件費などを含めますと、約1,000万円の予算がかかりますと。地元と業者と久場、泊自治会等と連携したら、ヒューム管前のヘドロ、土砂が取り除かれます。詳しい作業工程は、行政、久場、泊、地元と連携を図れば、ヒューム管前のヘドロ、土砂が取り除かれる。環境問題も解決につながります。ヒューム管前の環境問題を解決するためには、行政と地元との排水路の環境対策、一緒に連絡会議を開催して、その環境問題を解決したいと思います。この排水路の環境問題を解決するために、行政と地元の連絡会議を開催できないでしょうか。

**○議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　お答えします。

この排水路に関しましては、５月に沖縄県港湾課の職員といろいろと意見交換をしました。先週の16日も港湾課の班長と担当職員と協議をしていろいろな案を出し合いました。今後、沖縄電力を取り込みながら、県ができるもの、村でできるもの、電力にお願いするのはお願いするということで、方向性が決まりましたらまた久場、泊の方々とも調整をしながら、どういう方法がいいかを検討していきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　今、都市建設課長から答弁がありましたようにヒューム管前の入り口の排水路の対策も、県の港湾課と連絡をとってヒューム管を入れてありますので、県と村と役割分担、それは非常にいいことだと思っていますので、また電力も交えて、地元のほうも一緒に電力と調整することがありましたら、一緒に排水路の環境問題を解決したいと思っています。そういうことで連絡会議を持つなら一緒に呼んでください。

次、③今後、久場前浜原線の取り組みについて質問をします。村道久場前浜原線は、平成30年３月に工事を完了し、４月からの供用開始を目指して作業を進めていますが、いまだに開通していません。現状、国道329号の入り口は塞がれて通れません。泊側のところは地権者の反対があって通れない現状です。久場前浜原線は全長815メートルのうち、現時点では800メートルが完成して、残り15メートルが未完成で、久場地区や村の発展を阻害しています。この道を開通するための方法はどんな方法、今後どんな取り組みがありますか。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１４時４５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時４５分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

**○都市建設課長　仲松範三**　地域の方々には開通できなくて本当に御迷惑をかけております。国道沿いについては、国道と村のほうで協議をしました。そのときに国道のほうからの指摘で、出るときに見えにくいということで、久場公民館側のほうにカーブミラーを設置しました。その後、国道のほうと確認をしたところ、３本の木にかかってカーブミラーが見えないので、国道のほうに私たちが３本撤去しますということで協議をしましたら、撤去はだめだということで、移設となりました。その移設先がまだ決まらない状態でありまして、国道のほうからどこに移設するという場所が決まれば、国道側は開通することになります。残り15メートルにつきましては、先ほど答弁したとおり相手がいますので、説得して契約できるように取り組んでいきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　村長に伺います。村長は、久場前浜原線の開通は村の発展につながると、優先に努めるとありますが、まだ開通されていません。久場前浜原線は電源立地地域対策交付金事業で４億3,900万円の予算が使われています。道が通れない状況であり、久場区民の発展、村の発展を阻害しています。久場区民からは、早急に全面開通してほしいという声や要請があります。前、村長は今年度末に全面開通すればいいなということでありましたので、この課題を解決するためには、村長の今後の取り組みについて意見をお聞かせください。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

まず最優先に考えるのは、特定保留の解除が最優先でございます。市街化編入がうまくいき、これが久場区民、そして中城村の発展につながるものだということでございます。道路の建設は、この市街化編入はなくて、ただ道路をつくるということでは考えておりませんので、それがまず第一です。もちろんこれは道路の開通があってのものが大きな要因でありますので、それに向けて努力はいたしますけれども、まずは優先的に特定保留の解除をするためにどうすればいいかをまず考えます。そして、地権者もわずかお一人の方の部分が今開通できない状態になっておりますので、これはもちろん久場区民の皆さんにも御迷惑をおかけしておりますけれども、そもそも久場区民のたっての希望でここ

に道路をつくって、そして私も一緒に説明をしたときにもここは市街化編入に持っていけると、物すごくすばらしい地域になるということで、久場区民のたっての希望でもございますので、皆さんと一緒になってこのお一人の方の説得はできないのか。あるいは、我々は当然行政上の手続は粛々ととらせていただきますけれども、できましたら納得の上で開通にこぎつけるのが一番得策だとは思っておりますので、それはもう議員も含めて、久場区民全体の問題として捉えていただければ、私どもも一緒になって努力をさせていただきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　久場区民からは、村長は今、市街化の編入もありましたけれども、今聞こえる住民の声は「早目に開通してくれ」という要請があり、そういうことで、私に対しても早目に、今年度中とかそういう要請があります。久場区民としては、道を早目に開通してという要請があります。そういうことで村長、この久場前浜原線は優先課題と言っておりますので、早急に決断を下して、道が開通できるように努力をお願いします。それで私たちももし何かあったら、道の開通に向けて一緒に努力をしていきたいと思っています。

次に、老人福祉センターの建設について質問をします。老人福祉センターの建設日と施設の課題、村役場の建設日と施設の現状について質問をします。老人福祉センターは昭和50年に建設され、役場庁舎は50年余りが経過されています。役場庁舎の現在の建物の状況は、鉄筋のさびによるコンクリート片の落下や建物内部の仕上げの剝がれ、雨漏りなどが生じています。総務課横の外側の階段からは、２階、３階からコンクリート片が上から落ちています。前までは安全ネットを張って安全対策をやっていましたが、現在はやっていません。ここはたくさんの村民が役場に行く通路として利用していますが、３階、２階からコンクリートが落ちたら、命にかかわる危険性があります。その対策はとらなくても大丈夫でしょうか。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１４時５２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５２分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

議員の御指摘のとおり総務課横の安全ネットをこれまで張らせていただいております。これは平成28年度の予算でネットを張っておりましたけれども、どうも夏場の時期には台風が多いために、今現在は取り外しておりますけれども、台風が発生しない。あるいは沖縄県に接近しない。そういう時期になりましたら、また改めて以前のようにネットを張りつけていきたいと考えております。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　ぜひやられてください。子供たちがあそこに入ったり、コンクリートが落ちてきますので、もし子供たちがそこの中に入ってやった場合に、広島でしたか、学校の壁が落ちて子供が亡くなった事例があります。万が一、子供がここに入ってコンクリートが落ちた場合には、命にかかわる危険性があります。その対策はぜひやられてください。

老人福祉センターは昭和50年に建設され、高齢者の憩いの場、憩いの家として、高齢者の健康づくりに役立っています。センターは建設してから約40年余りが経過して、老朽化しています。社会福祉協議会の事務所がありますけれども、会議室の床も凹凸があって、陥没している箇所が何カ所もあります。その対策はどのように考えていますか。それから照屋議員からもありましたように、老人福祉センターの駐車場はいっぱいして、老人クラブの皆さんが交通事故

に遭わないか心配です。その対策はどのように考えていますか。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

経年劣化による老朽化に伴う各利用の不便と被害等に対して、その都度、修繕をしております。駐車場につきましては物理的な問題でこれ以上拡張できない状況です。去年、予算をつけて駐車場の整備をいたしましたが、今のところこれ以上面積を増やしてということが敷地内では無理だと考えますので、老人会のたくさん集まる行事は吉の浦にするとか、その辺はまた一緒になって考えていきたいと思っております。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　老人福祉センターは、今課長からありましたようにコンクリートの破片が落ちて鉄筋が見える箇所もあります。今言ったように事務所のほうは凹凸、段差があります。ということは、下に下がっているような現状だと思っていますので、そういうことを課題として上げます。

②建築基準法が改善されましたが、新旧耐震基準の目標について質問します。新耐震基準では地震による建物の倒壊を防ぐだけではなく、建物内の人間を安全に確保するとされています。老人福祉センターは旧耐震基準で建てられた建物のです。震度５程度の地震に耐える建物でしたが、新耐震基準では震度６強以上の地震で倒壊、破壊しない強度を確保すると求められています。老人福祉センターの建物のＩｓ値は幾らですか。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１４時５７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５７分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

老人福祉センターにおきましては、これまで耐震診断を行ったことはございません。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　昭和56年建築基準法が改正されて、旧耐震基準で老人福祉センターは建てられていますので、新耐震基準では建物は0.6以上確保するとあります。老人福祉センターは確保していますか。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたけれども、耐震診断を行っておりませんので、その強度等が数字でございませんので、お答えしかねます。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　それでは、平成25年３月に中城村地域防災計画が作成されました。防災計画は東日本大震災の教訓を踏まえて、発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震、津波にも考慮する必要があるとされています。平成27年３月に修正した中城村地域防災計画の中には、公共施設の耐震化について何と書かれていますか。

**○議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

新垣貞則議員の質問通告書の中に防災計画等の記載がございませんでしたので、大変申しわけないのですが、この場には防災計画は持って来ておりません。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　第３款建築物の対策、１　公共施設の耐震性確保には、「特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める」とあります。それは皆さんがつくった防災計画の中に入っています。それでこの法律の目的は、地震による建築物の倒壊の被害から国民の命、財産を保護するため、建築物の耐

震化を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉を確保することを目的とするとあります。法律にありますように地震から村民の生命、財産を守るためには、公共施設の耐震化の数値を知り、対策を講じることによって村民の財産を守ることにつながるとされています。法律です。それを受けて、多分地域防災計画の中には防災拠点とする公共施設などの耐震化について数値目標を設定するとあります。数値目標を設定しなくてもよろしいですか。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１５時０１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時０２分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

総務課長　與儀　忍。

**○総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

防災計画の中で数値目標を設定しないといけないということで、貞則議員はその防災計画をごらんになれて今御質問をされていると思います。大変申しわけないのですけれども、本来防災計画の中で数値目標を設定しないといけないということであれば当然設定すべきだろうということで考えています。ただ、先ほど申し上げましたけれども、今地域防災計画を私は持っていませんので、具体的な数値についての答弁は大変申しわけないのですが、この場ではできないことを御了承願いたいと思います。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　法律でもこの建物内の生命、財産を守るとあります。それで老人福祉センターは昭和56年以前に建てられた建物ですので、新耐震基準にマッチしないのです。そういったものは耐震診断をやって、建物の安全性を確保しなさいということの意味です。センター自体が昭和56年に建てられていて古いですので、地震に耐えられるかのその調査をしないといけないという意味の内容です。地域防災計画の中にも、数値目標をやるように書かれていますので、後でごらんになってください。

それでは、次に③緊急防災・減災事業債制度の概要について質問をします。この緊急防災・減災事業債制度の内容は、例えば庁舎建設の場合には10億円かかると。それで村が30％、国が70％です。どういうことかと言ったら、村が３億円、国が７億円の制度です。新聞報道によりますと、緊急防災・減災事業債を活用して、石垣市役所の新庁舎建設を進めているという記事があります。老人福祉センターも建設する場合に、この緊急防災・減災事業債制度が活用できるかということをお聞きします。

**○議長　新垣博正**　企画課長　大湾朝也。

**○企画課長　大湾朝也**　ただいまの御質問に対しましてお答えをしていきます。

緊急防災・減災事業債につきましては要綱に定めるところにありますけれども、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられる公共施設等の移設等に関するものになります。内容としましては、津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上必要な災害対策の拠点の施設であって、災害時に援護が必要となるための施設になり得るものの移転に関することにつきましては対象になるということで上げられております。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　企画課長、私が聞きたいのは石垣市役所はこの新庁舎建設をするために緊急防災・減災事業の制度を活用してつくっているものですから、それで老人福祉センター建設もできるのかという内容です。石垣市もつくっているものだから、それで中城村の老人福祉センターもそれを活用できないですかという質問です。

**○議長　新垣博正**　企画課長　大湾朝也。

**○企画課長　大湾朝也**　それではお答えします。

緊急防災・減災事業債の内容が、津波浸水想

定区域内、老人福祉センターにつきましては区域外になると思いますので、その部分については対応はできないと考えていただければと思います。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　石垣市がそういった制度を活用しているものだから、例えば老人福祉センターを建設する場合には、５億円から７億円の予算がかかりますので、もしこういった補助メニューができるのであったら、そういったのを活用してやったほうがいいのではないかと思って質問をしています。

次に、④今後の老人福祉センターの取り組みについて質問をします。老人福祉センター建設については、私も議会で何度も質問をしています。今から老人福祉センター建設の取り組みをしないといけません。センターは建設してから築40年が経過し、10年後は50年になります。現在、役場庁舎も約50年余り経過しています。議員の皆さん、職員の皆さんもわかるように、建物は鉄筋のさびによるコンクリートの落下、大雨のときは委員会室は２階からの壁が落ち、修繕の繰り返しをやっています。建物自体の耐力の低下は、防災拠点としての庁舎の役割を果たすことは困難な状況にあります。ということは、老人福祉センターも10年後は役場みたいな防災拠点の役割を果たすことは困難な状態になると思います。今から来るであろう災害に備えて取り組まなければなりません。その思いで質問をします。老人福祉センターも築40年余り経過して老朽化しています。今後、老人福祉センターを建設する場合の取り組みの方法と課題は何がありますか。

**○議長　新垣博正**　福祉課長　金城　勉。

**○福祉課長　金城　勉**　お答えいたします。

老人福祉センターにおきましては、高齢者、障害者など多くの村民に活用され、地域福祉の推進に貢献している重要な施設であるという認識はしております。しかしながら先ほど村長からもございましたけれども、村の公共施設で今後建設計画が必要な建物も多々ございます。庁舎だったり、中城南小学校の増築に始まり、プール等いろんな公共施設はどうするかという問題もございますので、その辺も含めて総合的に検討、計画をしていかなければならないと思っております。やはりそこで課題というのが財政的な面でございますので、高率補助だったり、あとは裏負担の確保を考えながら計画していかなければならないと考えております。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　今福祉課長から財源の確保が課題とあります。現在、平成30年に役場庁舎の建設が進められ、建設費には約20億円余りの予算がかかります。その財源を確保するために、中城村役場建設基金条例を平成11年制定し、平成30年から庁舎建設に取り組んでいます。庁舎建設に20年余りの年月が経過しています。20年余り経過した理由は財源の確保ができなかったからです。老人福祉センターも建設する場合に５億円から10億円の莫大な予算がかかると思います。それを建設するには、今おっしゃったように財源の確保が難しい課題となります。今後どのような方法でその財源の確保に努めていきますか。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１５時１０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時１０分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

特に老人福祉センターに限って答弁いたしますと、答えはもう一つしかないのです。積み立てて10年後につくっていくということは、もうまず不可能です。財政的にもまず５億円、７億円を10年間でためて、基金をつくってやってい

くというのはどう考えてもこれは無理なものだということです。ということは、選択肢としては補助金を探してきて、そこに充てる。大きなキーワードはこの旧庁舎跡です。この跡を小学校のプールも含めて、老人福祉センター、福祉保健、いろんな名前があると思いますけれども、それと抱き合わせていろんな補助金が取れるかどうか。ですから答えは一つです。補助金で我々のいろんな情報を駆使して、議員が先ほどおっしゃった減災云々も含めて、何らかの抱き合わせでできないかも含めてやっていく、それが答えです。ですから、基金をつくって積み立ててやるということは考えておりません。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　それではもう一回お聞きしますけれども、役場庁舎も基金を積み立てて建設をやっています。それで老人福祉センターはお金をためないでということで、すぐ補助事業でやるという答弁でよろしいのですか。そでは何年後とか基金を積み立てないでつくれますか。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

可能性の話としますと、基金を積み立てて10年後か20年後かわかりませんけれども、そこに向けてやる可能性と、補助金を抱き合わせして考えていくやり方と、これは借金をする金額にもよりますけれども。可能性として考えられるのは、基金よりもこの旧庁舎の跡地利用を含めた補助金、あるいは一括交付金も含めた抱き合わせでやる方向が可能性は高いと踏んでおりますので、議場のこの場でお約束はできませんけれども、しっかりと国、県含めて下準備といいますか、水面下といいますか、いろんな形でここに何らかの形をつくっていきたいと思っております。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　今村長は役場跡地のことを言っていますので、私の構想ですけれども、役場庁舎建設も終わりますので、役場庁舎が移転したら現在の役場庁舎の跡地に中学校のプールを建設。それから老人福祉センターも併用して建物を建設したら、生徒たちと高齢者まで憩える施設、交流の場になると思います。それで中城村の活性化が図れますけれども、そういった形の例えば補助金が得られたら、役場跡地にプール建設と老人福祉センターの併用も考えていますか。役場庁舎がもう移転しますので、役場庁舎跡地に中城中学校のプールと、それから老人福祉センターの併用、そういった構想は考えられないでしょうか。

**○議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

**○村長　浜田京介**　お答えいたします。

先ほど私が話したのも、今議員がおっしゃるような形のものでございまして、選択肢が幾つかあるし、また選択できないときもありますので、先ほどいった補助金との絡み、そして必要性、そのタイミング、いろんなものがございますので、この場でこの庁舎跡に何をつくりますかというのは、何をつくりますという答弁はできませんけれども、しかし今議員がおっしゃったことも一つの選択肢として可能性はあるということでございます。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　老人福祉センターも老朽化していますので、早目に老人福祉センターの建設に取り組んでください。

次は大枠３番です。吉の浦公園を整備して結の村をつくる。施設整備、護岸の草刈り対策、ハードルの設置、テニスコートのフェンスの修繕です。先ほど生涯学習課長からありましたように県の管轄ではありますけれども、何か護岸の草刈り対策について、お互い同士連携をしてこの対策はできないでしょうか。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　それではただいま

の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁でもありましたが、これまでにも住民や企業などの協力をいただきながら、ボランティアを含め清掃、草刈りを実施しております。今後も、ぜひ議会を初めいろいろな方々、自治会も含めた、例えばこれからくるＣＧＧ運動の中でも取り組めるとかそういったことも模索しながらやっていくのと、近年企業のＣＳＲという活動が広がってきております。このＣＳＲというのは企業が事業活動を通じて、自主的に社会に貢献をしていくということで、自分の記憶の中では三、四年前、コスモ石油、ＦＭ沖縄とコラボしながら吉の浦会館の清掃、そういった事業は県内各地をそういった企業が回ってやっているという試みもあります。中城村の護岸沿いにはいろいろな企業、ホーメルを初め沖縄電力、拓南のグループも含め、今後またこういった企業とタイアップしたボランティア活動、清掃活動が実施できないかもぜひ考えていきたいと思いますし、今後は将来を見据えて行政主導型ではなく、ぜひ住民、地域参加型、自主型というのですか、そういったところにも導いていけるよう努力していきたいと思っています。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　今、生涯学習課長から答弁がありましたように、私も何かできることがあったら村民のために、総合計画の中でも海岸をきれいにしてくださいという住民の声がありますので、やはり海岸をきれいにすることによって住民がここに集うと思いますので、早目に対策をとってきれいにしてください。

次に、②ハードルの設置について質問をします。この件については、３年前から中城中学校の陸上部が困っている。生徒や大人の皆さんがハードルがなくて困っているということで、ハードルの設置を要請しました。ハードルは陸上競技場には必要ないのですか。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　これまで過去の議会の中でもいろいろ御質問があり、答弁もあったかと思います。必要性はその都度に感じているという答弁をこれまでの生涯学習課長もやってきております。しかしながら先ほど答弁したように、備品の置き場所を確保するとか予算の問題、どうあっても必要性、緊急性からすると、またその他の機材、例えば今回の体協の中で言えば円盤投げの備品、やり投げの備品を宜野湾から借りたりという現状もございますし、陸上競技場の施設の中で必要性は感じておりますが、その中での優先順位もまた考えていかないといけないと思います。さらに議会の中のみではなくて、ぜひ今後人材育成、中学生を育成する中では、中学校をこの間学校訪問で見学をしましたが、ハードルの授業も実際にやっておりました。その必要性があれば、中学生の練習としては、授業がないときに一部はごさまる陸上競技場に持って来ていただくとか、またさらに中頭体協や県民を含めた人材、ハードル選手を育成するのであれば、今後体協にも年間500万円ほどの補助金もございますし、体協の中でも例えばハードル１レーン分というのですか、その部分を練習だけでも購入できないかとかを含め、体協の中でもぜひ議論を活性化させていきたいと思っております。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　生涯学習課長、３カ年間もハードルがなくて、例えば授業の中で国語の本がないですということです。国語の本が３カ年ないですということです。それで、その本がないのに、子供たちは伸びないのではないですかということです。私が言っているのは１カ年ではなくて、３カ年間も子供たちはハードルができなくて我慢しています。それで早目にハードルを設置できないのですかということです。これが優先ではないですか。もう一回言い

ます。学校の授業で国語と数学の本がない。それで子供たちはそういった授業とか、子供たちの人材育成につながらないわけです。それでハードルを設置してくださいということの要請です。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　ただいまの御質問にお答えします。

ハードルというのは、実際今中学校の体育の授業では実施しております。その中で、議員の要望としましては、例えば陸上部なり、そういった一般で言えば中頭の練習に向けてとか、そういった時期的な利用とか一部の陸上の部とか、その辺で利用するのであれば、そこはまた授業とは違う考えのところがあるかと思いますので、ハードルを購入しないというわけではなく、先ほど申し上げたように全ての競技ができる８レーンができるための整備をするには450万円から500万円かかるという試算がございます。そこをあえて必要性を感じていくと、８レーン分のハードルが必要なのかを含め、ぜひとも人材育成をしていく中では、過去に教育長が赴任していた有銘中学校ですか。そこには、有銘中学校と言えば棒高跳びというぐらい有名なところがございました。そういったところを含めていくと、中城中学校の陸上部がハードルを完全に育成していきますということで、そういったプランも立てていただきながら陸上部でそういった授業も含めれば、検討していける課題でもあるかと思っております。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　誤解がないように言いますけれども、きのう中頭郡の陸上大会がありました。それで選手のあやかさんから「ハードルがなくて困っている」と、体協の選手。それから儀間ゆきみさんからも短距離の練習とかにハードルを使うと、それで困っていると。私が言っているのは、子供たちではなくて大人の皆さんからも要請です。それでは、私は８レーンを買ってくださいとは言っていないです。今言ったように１レーンとか、子供たちの練習する環境をつくってくださいということを言っています。８レーンは100万円しますので、１レーンだったら30万円ぐらいかかると思います。そういった内容で子供たち、大人のためにハードルを設置できないですかということです。そしたら１コースとかはできますか。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　お答えいたします。

先ほどからさまざまな分野で財源の確保とか予算の確保とかいう中で、生涯学習課、教育委員会としまして、吉の浦総合整備計画を策定しましたので、その中でトータル的に整備していくということで、ただいま御質問のハードルを整備しないというわけではなく、限られた予算の中では厳しいという現実を理解していただき、また違う分野というか、体協を含めた吉の浦スポーツクラブ、そういったところでの人材育成だと思います。ただいま言った個人、昨日の中頭の選手の練習に関しても、この選手とは私もよく会話をしております。そういった方々の要望も私に直接ございます。そこを本人たちにも理解させながら、今後ハードルを通した人材育成がどこまでできるかも含め、これは体協の中でも十分議論をすべき議題だと思っております。私は体協の事務局長も兼ねておりますので、そこでぜひ貞則議員とも議論ができる場所もありますので、そこでぜひこういったハードルについてもまた議論ができればと思っております。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　今課長、ハードルで中城中学校の子供たちは、中頭１位とか沖縄１位、その子供たちが立派になって、中頭の記録保持者にもなっていますので、それではぜひ設置してください。

それではテニスコートの修繕について質問を

します。先ほど課長からありましたように、暴風でテニスコートのトイレのところのフェンスが倒れていました。それから海側のところもフェンスが倒れていました。このフェンスが、ほかにも穴が開いているところがあります。そういった危険箇所は、その対策とかどのような方法で対策をとっていくのか。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１５時２６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時２６分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　それではただいまの御質問にお答えします。

今回、先週からその支柱の撤去の作業が始まっていまして、この支柱というのがさびているのはほぼ下のほうの何本かで、それを全て確認しながらまたいずれか、次の台風ではもしかすると倒れるだろうというのを、私と担当を含め判断しながら、今回で撤去する部分は全て撤去し、簡易ネットを上のほうに、レールを通してカーテン式のネットをやって、また次回台風が来たときには開けるとか、そういった簡易ネットを利用して、先ほども答弁しましたが、最低でも中学生が練習できるテニスの環境、また予算も絡みますので、照明の整備まではすぐにはできないということはあるかと思いますが、支柱の撤去に関しては今回できる部分は全て撤去するようにやっていきたいと思っております。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　現在、テニスコートはスタンド、倉庫もなく、利用者が不便を来していますが、今後どのようにテニスコートを整備していく考えでしょうか。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　それではただいまの御質問にお答えします。

今回策定しました整備計画では、平成40年度からの４年計画で整備する予定でございます。しかしながら先ほど答弁したように、緊急性とかそういったところを含め、観覧席やそういったところを含め、できましたら次年度からテニスコートの整備には取りかかれたらと考えて、これから来る実施計画なり、予算要求なりの中で財政当局を含め検討をしてまいりたいと思っております。お配りした資料の中にも、テニスコートの将来イメージ図のほうも掲載させていただいておりますので、ぜひ御確認をお願いしたいと思います。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　②の吉の浦公園等機能整備基本計画は、目的はスポーツや交流による地域振興を推進し、村民の健康づくりを目的に整備計画を策定しています。計画に際しては、村民にアンケートを実施して、その結果を踏まえてやっています。それでアンケート結果から、公園の利用者はウオーキングコースで、ウオーキングやジョギングをしている村民が一番多く、また施設の改修改善はウオーキングコースを整備してほしいという意見が多いです。整備計画ではウオーキングコースはどのように整備して、いつごろから開始、いつごろ終わるとされていますか。整備スケジュールは今後どのような計画で進められていきますか。

**○議長　新垣博正**　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

**○生涯学習課長　稲嶺盛昌**　それではただいまの御質問にお答えします。

ウオーキングコースにつきましては、計画の中では今年度から平成32年度までにかけて整備する予定でございます。しかし先ほどから答弁するように、今回はまた吉の浦会館のトイレの改修を含め、さきにやるべき事業も含めたところもございます。また、テニスコートの整備であったりもございます。さらにこのアンケートのニーズに関しましての優先順位でもございま

すが、管理棟を含めた修繕が、逆に危険性の除去とかを含めると、一概にもこの計画で最優先なのかというのはまた各種団体を含め、いろいろなところとも議論をする必要もあるかと思います。さらに、中には野球場、テニスコート、グラウンドもございます。こういったところの工事を事後行う中で、ウオーキングコースを先にやってしまうと、例えばそこへ工事車両が入っていくとか、そういったことも踏まえますと少し後ろのほうに回る可能性もないともいえないのではあるのですが、できる限りニーズに応えられるような整備計画で進めていきたいと考えております。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　この計画をつくるのは、検討委員会とかでも諮ってやったと思います。検討委員会の中でもウオーキングコースとかを先にやろうということで話し合われてやっています。それで一番大切なものは、ウオーキングコースをやっている人が多いし、改修設備も村民の声はウオーキングコースを整備してほしいというのが優先でありますので、ぜひ村民の声を聞いてそれを進めてください。行政というのはそういうものだと思っていますので、そういった声を聞いて、この計画を進めてください。

次に③公園を整備して、子供からお年寄りまで憩える結の村づくりビジョンです。生涯学習課長からありましたように、ビジョンについて語り明かしたいと思っていますので、教育長に伺います。去年、中城中学校が沖縄県駅伝大会で女子が沖縄一になり、ことしは男子も沖縄一を目指して、男女40名余りの生徒たちが、ごさまる陸上競技場で練習しています。駅伝部のモットーは一本のたすきに優勝の思いを込めて、チームワークを大切に、１分１秒１メートル頑張る。駅伝で大切なことはチームワークです。一つの目標に向かって、お互い同士助け合う心。つまり結の心です。心のたすきリレーが一番大切です。ウオーキングコースを全天候型にすることによって、中城中学校の各部活動の競技力の向上になり、ゴムのコースですので高齢者は膝の負担が軽減され、体力がつきます。それで教育長にお伺いします。この吉の浦公園整備計画を通して、子供からお年寄りまで憩える結の村づくりを図るビジョン、教育長の考え方をお聞かせください。

**○議長　新垣博正**　教育長　比嘉良治。

**○教育長　比嘉良治**　この吉の浦公園の整備計画に関しては、老人クラブの会長や婦人会、それから体協であったりとか各団体、役場当局を含めて優先順位の調査であったり、議員おっしゃるように村民のニーズ等も含めて優先順位をやってきました。先ほど課長からもありましたけれども、緊急性を要する台風に関してのそれに関しては、やはり優先順位も変わってくるのかと思っています。ただいまありました結の村をつくるビジョンということですけれども、「ゆいまーる」の精神、お互いの相互扶助精神、お互いで助け合って楽しく、仲良く過ごせると捉えています。その精神を小学校、中学校のころからやはり身につけていくことが、将来結の村づくりに発展していくものではないかと。学校教育においては、道徳の時間、特別活動の時間、そして行事に関してで、全ての教育活動で仲間と楽しく過ごす。協力して行事を成功させる。思いやりの精神を育む。良好な人間関係づくりをしていくということと、自主的に自治の力を育むために児童会や生徒会活動の活性化に向けて、今年度は指導主事を学校現場に派遣して、担当教師への指導助言を行っているところでございます。また、この吉の浦公園はさまざまな年齢の人たちがウオーキングをする場所であったり、小中学校の部活動、地区陸上、駅伝等に向けての練習、老人会のゲートボール、グラウンドゴルフ等の活用、いろんな形で活用が行われています。今後もこの吉の浦公園の施設

整備基本計画に基づいて整備を進めて、子供から年寄りまで活用できるような整備を行って、よりよい結の村づくりに取り組んでいきたいと考えています。以上です。

**○議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

**○７番　新垣貞則議員**　吉の浦公園のウオーキングコースを全天候型にすることよって、たくさんの村民がウオーキングやジョギングを楽しめます。そうすることによって、村民のスポーツの普及・進行が図れ、住み続けたい村づくりになります。公園の質、環境を整備して、村民のための施設、村民が利用しやすい環境を整備する。吉の浦公園を拠点に人を集めて、人づくりをすることによって、住みよい村、住み続けたい村づくりになります。住みよい村、住みたい村づくりを図るためには、結の心が大切です。吉の浦総合スポーツクラブの募集チラシにこんなことが書かれています。結の輪の中で人が育つ。結の輪が人を育てる。子供からお年寄りまで、憩えるスポーツクラブを目指していると書かれています。私は思います。先ほど教育長がおっしゃったように、吉の浦公園の整備を計画どおり実施する。施設整備をすることによって、子供からお年寄りまで憩える。結の村づくりになると思います。結の村にする方法を図るためには行政の皆さん、それから議員の皆さんがお互い同士協力し、知恵を出しながら、村民のために一緒に結の村づくりを、目指して頑張っていきましょう。これで私の一般質問を終わります。

**○議長　新垣博正**　以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散　会（１５時３８分）

# 平成30年第６回中城村議会定例会（第26日目）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 招集年月日 | 平成30年９月28日（金） | | | |
| 招集の場所 | 中城村議会議事堂 | | | |
| 開会・散会・閉会等日時 | 開議 | 平成30年10月23日　（午前10時00分） | | |
| | 閉会 | 平成30年10月23日　（午後０時00分） | | |
| 応招議員<br>（出席議員） | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | １番 | 安里清市 | ９番 | 比嘉麻乃 |
| | ２番 | 新垣修 | 10番 | 安里ヨシ子 |
| | ３番 | 渡嘉敷眞整 | 11番 | 仲松正敏 |
| | ４番 | 屋良照枝 | 12番 | 金城章 |
| | ５番 | 桃原清 | 13番 | 外間博則 |
| | ６番 | 石原昌雄 | 14番 | 伊佐則勝 |
| | ７番 | 新垣貞則 | 15番 | 新垣善功 |
| | ８番 | 大城常良 | 16番 | 新垣博正 |
| 欠席議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | １番 | 安里清市 | ２番 | 新垣修 |
| 職務のため本会議に出席した者 | 議会事務局長 | 新垣親裕 | 議事係長 | 我謝慎太郎 |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

# 議 事 日 程 第 9 号

| 日　　程 | 件　　名 |
|---|---|
| 第　1 | 認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第　2 | 認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第　3 | 認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第　4 | 認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第　5 | 認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第　6 | 認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第　7 | 認定第７号　平成29年度中城村水道事業会計決算認定について |
| 第　8 | 議案第53号　平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について |
| 第　9 | 議案第36号　中城村島にんじんの日を定める条例 |
| 第　10 | 陳情第２号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請） |
| 第　11 | 陳情第３号　県産品の優先使用について（要請） |
| 第　12 | 陳情第４号　臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書 |
| 第　13 | 陳情第６号　臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書 |
| 第　14 | 陳情第５号　こども医療費助成制度の拡充を求める陳情書 |
| 第　15 | 意見書第３号　すべての沖縄の子どもたちの笑顔のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書 |
| 第　16 | 発議第３号　閉会中の所管事務調査について |
| 第　17 | 発議第４号　閉会中の議員派遣について |

**○議長　新垣博正**　皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

**○総務常任委員長　石原昌雄**　おはようございます。それでは委員会の審議を終わりましたので、報告をいたします。

平成30年10月23日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委　員　会　審　査　報　告　書

「認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項

　　な　し

２　不当と認める事項

　　な　し

３　特に留意すべき事項

今後、多様化する住民ニーズに的確に対応できる職員配置や職員定数の適正化、職員の資質向上に努める必要があるとされており、速やかに対策及び計画を策定すること。

４　監査委員の審査意見に対する意見

　　な　し

５　その他

学校給食調理場

中城南小学校の児童数の増加に伴い、食数も大幅に増加しており、安定的な運営、及び安全な給食を提供するために、専従所長の配置と職員の負担を軽減するために人員配置の拡充を求める。

生涯学習課

社会教育指導主事の配置は法令上定められているが、ここ数年間不在になっており配置を指摘されている。よって、早期の配置と資格保持者の育成を図るよう再度求める。

以上です。

**○議長　新垣博正**　これで委員長報告を終わります。

これから認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時０４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時０８分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、認定第１号　平成29年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定されました。

日程第２　認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長　大城常良。

**○文教社会常任委員長　大城常良**　それでは委員会報告を行いたいと思います。

平成30年10月23日

中城村議会

議長　新　垣　博　正　　殿

文教社会常任委員会
委員長　大　城　常　良

委　員　会　審　査　報　告　書

「認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項
　な　し

２　不当と認める事項
　な　し

３　特に留意すべき事項
　な　し

４　監査委員の審査意見に対する意見
　な　し

５　その他
　平成30年度より、国民健康保険の制度が改正され、運営主体が市町村から都道府県へ移行され広域化されたが、県より今後、平成36年度に向けて、国保税率の統一化が予定されており、中城村の国保加入者の国保税率改正による急激な税負担が懸念されます。よって、国保税率改正の抑制を図るため、国保税の収納率アップ、及び健康予防事業の充実を図るよう求める。

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで委員長報告を終わります。

これから認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２１分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、認定第２号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定されました。

日程第３　認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長　大城常良。

**○文教社会常任委員長　大城常良**　それでは委員会審査報告を行いたいと思います。

平成30年10月23日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

文教社会常任委員会
委員長　大　城　常　良

委　員　会　審　査　報　告　書

「認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項

　　な　し

２　不当と認める事項

　　な　し

３　特に留意すべき事項
　　な　し

４　監査委員の審査意見に対する意見
　　な　し

５　その他
　　な　し

以上でございます。

**○議長　新垣博正**　これで委員長報告を終わります。

これから認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、認定第３号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定されました。

日程第４　認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

**○建設常任委員長　仲松正敏**　それでは読み上げて報告いたします。

平成30年10月23日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委　員　会　審　査　報　告　書

「認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項

　　な　し

２　不当と認める事項

　　な　し

３　特に留意すべき事項

　　な　し

４　監査委員の審査意見に対する意見

　　な　し

５　その他

公共下水道事業に関しましては、南上原地区の接続が平成24年度より可能となり、工事の整備も進めてきており、又、平成25年度より接続補助制度を導入することに伴って、接続率が現在49.08％と大幅に伸びたことを評価するが、更なる接続率向上に努めること。

以上です。

**○議長　新垣博正**　これで委員長報告を終わります。

これから認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時２８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２９分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑いたします。

その他事項で、下水道の接続率に関して指摘しているのは、これはすばらしいことだと思います。しかしながら、この接続率向上については、南上原地区の下水道工事が大幅に進んだこ

とによっての接続率アップだと私は思っております。そこで、平成29年度以降も、南上原の公共下水道事業の計画が少しおくれていると思っております。それで３の特に留意すべき事項に南上原地区の公共下水道整備工事を早急に進めることの文言を入れることを希望します。

**○議長　新垣博正**　建設常任委員長　仲松正敏。

**○建設常任委員長　仲松正敏**　今の質疑に対してですけれども、確かにそういうことは、これから後、工事を進めることによって、接続率向上に対しては、ぜひ必要なことだと思いますが、こちらの文言にさらなる接続率の向上に努めるということで、この中に今の質疑も入っていると思います。以上です。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　私が言いたいのは、さらなる接続率向上に努めること、そこは確かにそのとおりであります。しかし、この接続率向上というのは、南上原地区の下水道工事の完了が早急になされて、大幅に接続率が上がっていきます。そのことを地区設定して、要するに指摘してもらいたい。そのことを指摘しています。

**○議長　新垣博正**　建設常任委員長　仲松正敏。

**○建設常任委員長　仲松正敏**　接続率向上、市街地の重点的な下水道整備が急務であることにもつながると思いますが、下水道接続に対する意識向上、その他の地域に関しても、さらなるＰＲ等を通して、向上させることに努めるということでした。以上です。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　下水道工事で、本当に、今接続率が上がったのは、南上原に集中して下水道工事に取り組んだことで、接続率がアップしています。今、補助予算が少なくて、平成29年度は工事がおくれていると感じます。まだまだ南上原地区で下水道工事が行われていない地域があります。それに対して、南上原地区では新築工事が多くなっています。工事が行われていない地域の新築工事でしたら、浄化槽の設置が求められますので、公共下水道への接続がなくなる。下地区において、下水道工事の接続が少ないかというと、既存の宅地が多くて、新築が少ないから接続率が上がらない。それで南上原地区は、先行して公共下水道を進めていかないといけないと考えております。ぜひ、この地区設定もして、ほとんどの公共下水道事業が南上原に集中して先に進めるべきだと考えておりますので、それを指摘しております。

**○議長　新垣博正**　建設常任委員長　仲松正敏。

**○建設常任委員長　仲松正敏**　今後、下地区でも接続可能な地域はできるだけ早目に進めるという話をされておりました。委員から、この補助金を単独で10万円、合併で５万円、これもアップして、それで接続率のアップに努めるようにという意見もありました。以上です。

**○議長　新垣博正**　これで金城　章議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、認定第４号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい

ては委員長報告のとおり認定されました。

日程第５　認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

**○建設常任委員長　仲松正敏**　読み上げて報告いたします。

平成30年10月23日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委　員　会　審　査　報　告　書

「認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項
　　な　し

２　不当と認める事項
　　な　し

３　特に留意すべき事項
　　南上原地区の土地区画整理事業の早期完了を目指すこと。

４　監査委員の審査意見に対する意見
　　な　し

５　その他
　　南上原地区土地区画整理事業での、換地処分業務も計画的に行うこと。

以上です。

**○議長　新垣博正**　これで委員長報告を終わります。

これから認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、認定第５号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定されました。

日程第６　認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

**○建設常任委員長　仲松正敏**　それでは読み上げて報告いたします。

平成30年10月23日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委　員　会　審　査　報　告　書

「認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業
特別会計歳入歳出決算認定」

本委員会に付託された平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

1　違法と認める事項

　　な　し

2　不当と認める事項

　　な　し

3　特に留意すべき事項

　　な　し

4　監査委員の審査意見に対する意見

　　な　し

5　その他

　　汚水処理施設は築造後、約30年近く経過しており、施設整備に係る維持管理、施設の改築に適切に対応していくこと。

以上です。

**○議長　新垣博正**　これで委員長報告を終わります。

これから認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　おはようございます。築30年を経過しているということが述べられておりますが、あと何年ほどしたら取りかえの時期になるのか。それと、浄化槽関係及び工事費で約8,000万円ぐらいの費用がかかるということでの報告があるのですが、その辺について見通し的なものが話し合われたのかお伺いいたします。以上。

**○議長　新垣博正**　建設常任委員長　仲松正敏。

**○建設常任委員長　仲松正敏**　これから将来、この施設は、あと50年近くは大丈夫だという話を聞いておりますので、あと10年、それまでにはやはり老朽化も進んでおりますので、機械等、設備関係を見ながら、できるだけ支障のないように対応していくとのことでありました。この8,000万円に対して、今、各世帯から一律2,000円の徴収で運営していましたが、平成28年４月より、公共下水道の料金体系で、水道料金の使用料に応じて徴収しております。それも厳しくなってくると、やはりまた元に戻す必要もあるのではないかというお話がありました。以上です。

**○議長　新垣博正**　安里清市議員。

**○１番　安里清市議員**　ありがとうございます。終わります。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑します。

ただいまの仲松委員長からの答弁、下水道料金の設定を変えたのを、また元に戻す必要があるという話ですけれども、そういうことはでき

ないだろうと思っております。今の答弁は差し控えたほうがいいのではないかと。この事業は、実際引き取った汚水施設ですので、そこの施設は、改修のときにはやはり村費を投じて改修しないといけない。しかしながら、一番割安にする設備改修というのは、設備施設そのものの中の防水処理で、あと何十年か継続使用できる工事もあります。その工事が一番格安な工事であって、また、村が引き取った以上、村負担でやるべきで、使用者に負担をかけるということはだめだと感じます。今の仲松委員長の答弁で、前の使用規定2,000円に戻すということは取り下げたほうがいいと思いますけれども。

**○議長　新垣博正**　建設常任委員長　仲松正敏。

**○建設常任委員長　仲松正敏**　元に戻すというのは私の考えではありません。これはあくまでも担当課の課長のお話しで、そのことを担当課の課長からしっかりと聞いております。ですから私が取り消すとか、そういう考えはありません。

将来にわたって、この施設の運営というのは、あくまでもサンヒルズタウン、村としては一般会計からも予算として出すことはないということをおっしゃっておりました。以上です。

**○議長　新垣博正**　金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　この施設は村が受け取ったのです。それを水道事業とこの汚水施設、その処理の、村が引き取っているのです。それで公共下水道使用料となっているのです。そこは担当課長が2,000円に戻すということをおっしゃったら、そこは指摘すべきだと。引き取った以上は村の管理で運営しないといけないですよね、補修も。そうだと私は認識していますけれども、違いますか。

**○議長　新垣博正**　建設常任委員長　仲松正敏。

**○建設常任委員長　仲松正敏**　元に戻すということに関しては、もう少し私も勉強して、担当課に質問していきたいと思います。

維持管理の費用については、確かに一般会計から補うというのはないですけれども、維持管理の費用については、これまでの積立金を取り崩して、これからもやっていくという話でありました。以上です。

**○議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時５０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５０分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**　これは引き取るときに、予算、どうやって2,000円かというと、やはり修繕に係る費用を捻出しないといけないという関係で2,000円の徴収は引き取っている。それと、この維持管理で残っている200万円というのもまた村が引き取っております。それで今の積立金になって700万円余りの積み立てだと思いますけれども、その費用を、実際に以前故障したのは機械の故障でありまして、約900万円かかったという話です。そこの負担をするために今の予算が積み立てられていると。それ以降、修繕の費用がこれで賄えるということで中城村が引き取りましたので、そこは水道課とぜひ汚水処理の件は話し合って、施設修理とか維持管理はぜひ村で賄うように、委員会での指摘は十分していただきたいと思います。

**○議長　新垣博正**　以上で金城　章議員の質疑を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時５１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５３分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、認定第６号　平成29年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定されました。

日程第７　認定第７号　平成29年度中城村水道事業会計決算認定について及び日程第８　議案第53号　平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを一括議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

**○建設常任委員長　仲松正敏**　報告いたします。

平成30年10月23日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委　員　会　審　査　報　告　書

「認定第７号　平成29年度中城村水道事業会計決算認定」

本委員会に付託された平成29年度中城村水道事業会計決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項
　　な　し

２　不当と認める事項
　　な　し

３　特に留意すべき事項
　　施設管理に対する中長期計画を実施し、配水池を計画的に取り組むことを指摘する。

４　監査委員の審査意見に対する意見

　　な　し

５　その他

　　老朽施設の早期改善と漏水量減に取り組み、事業計画に基づいてすすめること。

平成30年10月23日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

建設常任委員会

委員長　仲　松　正　敏

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 審査の結果 |
|---|---|---|
| 議案第53号 | 平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について | 原案可決 |

以上です。

**○議長　新垣博正**　これで委員長報告を終わります。

これから認定第７号　平成29年度中城村水道事業会計決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

休憩します。

休　憩（１０時５７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０２分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第７号　平成29年度中城村水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案における委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、認定第７号　平成29年度中城村水道事業会計決算認定については委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第53号　平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第53号　平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号　平成29年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については委員長報告のとおり可決されました。

休憩します。

休　憩（１１時０５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１６分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

日程第９　議案第36号　中城村島にんじんの日を定める条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

**○建設常任委員長　仲松正敏**

平成30年10月23日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件　　名 | 審査の結果 |
|---|---|---|
| 議案第36号 | 中城村島にんじんの日を定める条例 | 原案可決 |

**○議長　新垣博正**　これで委員長報告を終わります。

これから議案第36号　中城村島にんじんの日を定める条例の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１１時１８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１８分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号　中城村島にんじんの日を定める条例を採決いたします。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号　中城村島にんじんの日を定める条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10　陳情第２号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

**○建設常任委員長　仲松正敏**　報告いたします。

平成30年10月23日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

| 番　　号 | 付　託<br>年月日 | 件　　名 | 審査の結果 |
|---|---|---|---|
| 陳情第２号 | ９月28日 | 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請） | 採　　択 |

以上です。

**○議長　新垣博正**　これで委員長報告を終わります。

これから陳情第２号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１１時２２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２３分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第２号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第２号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は委員長報告のとおり採択されました。

日程第11　陳情第３号　県産品の優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第３号　県産品の優先使用について（要請）については、提出書のとおり採択したいと思います。御異議ありませんか。

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第３号　県産品の優先使用について（要請）については提出されました陳情書のとおり採択といたします。

日程第12　陳情第４号　臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書及び日程第13　陳情第６号　臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書を一括議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長　大城常良。

**○文教社会常任委員長　大城常良**　それでは読み上げて御報告いたします。

平成30年10月23日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

文教社会常任委員会
委員長　大　城　常　良

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

| 番　　号 | 付　託<br>年月日 | 件　　名 | 審査の結果 |
|---|---|---|---|
| 陳情第４号 | ９月28日 | 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書 | 継続審査 |
| 陳情第６号 | ９月28日 | 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書 | 継続審査 |

**○議長　新垣博正**　これで委員長報告を終わります。

これから陳情第４号　臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書及び陳情第６号　臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書については、文教社会常任委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

休憩します。

休　憩（１１時２７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２８分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

お諮りします。文教社会常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第４号　臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書及び陳情第６号　臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書は継続審査といたします。

日程第14　陳情第５号　こども医療費助成制度の拡充を求める陳情書及び日程第10号　意見書第３号　すべての沖縄の子どもたちの笑顔のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書を一括議題とします。

本件について、委員長報告及び委員長の趣旨説明を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

**○総務常任委員長　石原昌雄**　それでは委員会からの報告をいたします。

平成30年10月23日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

| 番　　号 | 付　託<br>年月日 | 件　　名 | 審査の結果 |
|---|---|---|---|
| 陳情第５号 | ９月28日 | こども医療費助成制度の拡充を求める陳情書 | 採　　択 |

次に意見書にいきます。

意見書第３号

平成30年10月23日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

提出者
中城村議会　総務常任委員会
委員長　石原　昌雄

すべての沖縄の子どもたちの笑顔のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第３項の規定により提出します。

提案理由
９月28日に本委員会に付託された陳情第５号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

すべての沖縄の子どもたちの笑顔のためにこどもの医療費助成制度の拡充を
求める意見書（案）

沖縄県における子どもの貧困率は29.9％で全国平均の倍以上になっており、多くのご家庭で格差と貧困による生活困窮があります。必要な時に安心して医療機関を受診できることは、こどもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、沖縄県民の要求でもあります。

自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がりました。2017年４月１日現在、政府厚労省調べで、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国の自治体は、「通院外来」で1500自治体（1741自治体中）で86％、「入院」で1646自治体で94.5％に達しています。

残念ながら、沖縄県内では「通院外来」で58％であり、大きな格差があります。

2018年４月より、自治体が独自に行うこども医療費助成に対し、政府が科してきたペナルティー（国民健康保険国庫補助金の削減）の一部（就学前まで）が廃止されました。少子化対策に逆行するものと自治体関係者からも意見があがるなど長年の世論と運動の成果ではありますが、まだ不十分です。年齢制限をせず完全廃止すべきです。

すべての沖縄のこどもたちの笑顔のために、子どもの医療費助成制度における本土との格差を一日も早くなくすためにも国の制度化を早期に実現するよう求めるものです。

記

１．こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村の国保への国庫補助の削減（ペナルティー）は、すべて廃止すること。
２．どの地域に住んでいても、少なくとも義務教育の間は、こどもの医療を受ける権利を保障するために、国の制度として中学校卒業まで国の医療費無料制度を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年10月23日
沖縄県中城村議会

あて先
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

すべての沖縄の子どもたちの笑顔のためにこどもの医療費助成制度の拡充を
求める意見書（案）

沖縄県における子どもの貧困率は29.9％で全国平均の倍以上になっており、多くのご家庭で格差と貧困による生活困窮があります。必要な時に安心して医療機関を受診できることは、こどもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、沖縄県民の要求でもあります。

自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がりました。2017年４月１日現在、政府厚労省調べで、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国（沖縄県以外）の自治体は、「通院外来」で86.9％、「入院」で90％以上に達しています。

2018年４月より、自治体が独自に行うこども医療費助成に対し、政府が科してきたペナルティー（国民健康保険国庫補助金の削減）の一部（就学前まで）が廃止されました。少子化対策に逆行するものと自治体関係者からも意見があがるなど長年の世論と運動の成果ではありますが、まだ不十分です。年齢制限をせず完全廃止すべきです。

また、沖縄県では、2018年10月から、就学前まで「一部負担なし」で「現物給付」による完全無料化が実現する予定です。さらに県は、「年齢対象も段階的に拡大する」と市町村との協議を開始しました。大いに歓迎し、早期の実現を求めるものです。

すべての沖縄のこどもたちの笑顔のために、子どもの医療費助成制度における本土との格差を一日も早くなくし、対象年齢拡大を早期に実現するよう求めるものです。

記

１．こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村の国保への国庫補助の削減（ペナルティー）は、すべて廃止するよう国に強く求めること。
２．国の制度として中学校卒業まで国の医療費無料制度を早期に実現するよう国に求めること。
３．国の制度化ができるまで、県の制度として、中学校卒業まで、所得制限なし、一部負担なし、現物給付で医療費無料制度の拡大拡充を、県と市町村が協力して早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年10月23日
沖縄県中城村議会

あて先　沖縄県知事

以上であります。

**○議長　新垣博正**　これで委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第５号　こども医療費助成制度の拡充を求める陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１１時３７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時５０分）

**○議長　新垣博正**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第５号　こども医療費助成制度の拡充を求める陳情書を採決いたします。

本案における委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第５号　こども医療費助成制度の拡充を求める陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

続いて、意見書第３号　すべての沖縄の子どもたちの笑顔のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第３号　すべての沖縄の子どもたちの笑顔のためにこども医療費助成制度の拡充を求める意見書については原案のとおり採択されました。

日程第16　発議第３号　閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

**○総務常任委員長　石原昌雄**　それでは発議第３号を提案します。

発議第３号

平成30年10月23日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

提　出　者

総務常任委員長　石　原　昌　雄

賛　成　者

建設常任委員長　仲　松　正　敏

文教社会常任委員長　大　城　常　良

閉会中の所管事務調査について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

閉会中の所管事務調査について

本議会は閉会中に、下記の所管事務調査を実施することを発議する。

1，調査の目的

（1）常任委員会

本村及び他市町村の実態を調査し、村政の伸展に寄与することを目的とする。

（2）議会運営委員会

議会運営の実態を調査し、議会の円満かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

2，調査事項

常任委員会

（1）行財政運営等に関する事項

（2）学校教育及び社会教育に関する事項

（3）監査及び選挙に関する事項

（4）福祉等に関する事項

（5）環境衛生等に関する事項

（6）健康保険等に関する事項

（7）商工観光の振興に関する事項

（8）農林水産業の振興及び農地等に関する事項

（9）土地開発等に関する事項

(10) 住宅、道路及び河川等に関する事項

(11) 都市計画等に関する事項

(12) 上下水道整備等に関する事項

(13) 安全・安心・防災に関する事項

(14) その他上記以外の村政に関する事項

議会運営委員会

（1）定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項

（2）議会会議規則、委員会条例等に関する事項

（3）議長の諮問に関する事項

3，時期及び方法

平成30年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については各委員会において、それぞれ決定する。

４，調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

平成30年10月23日

沖縄県中城村議会

以上です。

**○議長　新垣博正**　これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第３号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、発議第３号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから発議第３号　閉会中の所管事務調査についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、発議第３号　閉会中の所管事務調査については原案のとおり採択されました。

続きまして日程第17　発議第４号　閉会中の議員派遣についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

金城　章議員。

**○１２番　金城　章議員**

発議第４号

平成30年10月23日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

提　出　者

中城村議会議員　金　城　　章

賛　成　者

中城村議会議員　外　間　博　則

中城村議会議員　比　嘉　麻　乃

閉会中の議員派遣について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

閉会中の議員派遣について

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを発議する。

記

１．沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
（平成30年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会）

２．中部地区町村議会議長会主催による議員研修会
（平成30年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会）

３．本村議会主催による議員研修会
（平成30年度中に開催される諸研修会）

平成30年10月23日
沖縄県中城村議会

**○議長　新垣博正**　これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第４号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、発議第４号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから発議第４号　閉会中の議員派遣についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、発議第４号　閉会中の議員派遣については原案のとおり採択されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の

整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

**○議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉　会（１２時００分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長　新　垣　博　正

中城村議会議員　安　里　清　市

中城村議会議員　新　垣　　修